

平成30年度・令和元年度  
基本計画見直し及び施策評価  
実施報告書

令和2年3月  
千代田区



## はじめに

---

---

千代田区は、平成27年に「ちよだみらいプロジェクトー千代田区第3次基本計画2015ー」を策定し、豊かな地域社会の実現に向け積極的かつ柔軟に施策を推進してきました。その結果、平成30年度に実施したアンケート調査では、施策に対する満足度が概ね上昇するなど、一定のご評価に繋がったものと考えております。

令和元年度は、10年計画である「ちよだみらいプロジェクト」の中間年にあたります。そのため、これまでの5年間を振り返るとともに、社会情勢の変化等を分析することで、課題認識や取組みの方向性等について、「ちよだみらいプロジェクト」策定時から変化がないかを改めて確認する「見直し」を実施いたしました。

本報告書は、こうした見直しにより明らかとなった、課題や今後5年間の方向性などについて、「ちよだみらいプロジェクト」を補足するものとしてまとめたものです。

今後も、豊かな地域社会の実現に向けて、区民の皆さまとともに、様々な取組みを着実に推進してまいります。

千代田区長 石川雅己

# 目次

第Ⅰ章 千代田区における基本計画及び行政評価制度の概要.....	1
1 ちよだみらいプロジェクトについて.....	3
2 行政評価制度について.....	4
3 ちよだみらいプロジェクトの中間年における見直し.....	6
第Ⅱ章 平成30年度及び令和元年度施策評価の実施.....	7
1 概要.....	9
2 在住区民及び昼間区民アンケートの実施.....	10
3 人口推計の実施.....	12
4 一次評価の実施.....	14
5 二次評価の実施.....	16
第Ⅲ章 ちよだみらいプロジェクト及び行政評価の今後について.....	21
1 ちよだみらいプロジェクトの見直し結果.....	23
2 ちよだみらいプロジェクト及び行政評価の今後について.....	25
3 施策評価シート.....	28
4 ちよだみらいプロジェクト修正等一覧.....	106
参 考.....	153
1 在住区民アンケートの結果.....	155
2 昼間区民アンケートの結果.....	171
3 千代田区人口ビジョン（平成30年度）.....	189
4 施策評価二次評価報告書（外部評価報告書）.....	227
5 千代田区基本計画見直し等に関する庁内検討会メンバー.....	251
6 千代田区基本計画見直し等に関する庁内検討会開催実績.....	252
7 千代田区基本計画見直し等に関する庁内検討会設置要綱.....	255
8 千代田区行政評価実施要綱.....	256
9 千代田区行政評価委員会設置要綱.....	258
10 まち・ひと・しごと創生総合戦略について.....	260

# 第I章

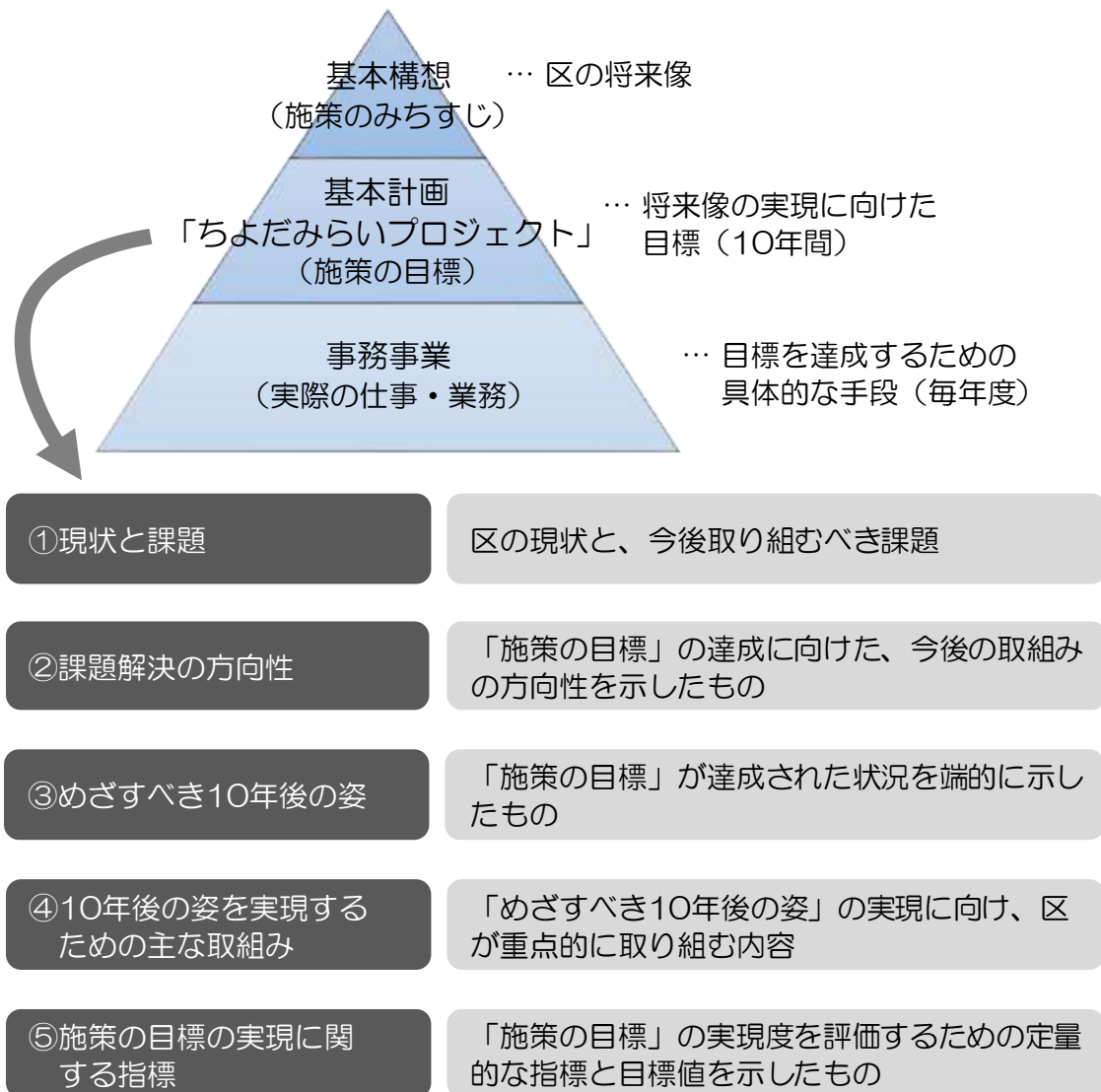
## 千代田区における基本 計画及び行政評価制度 の概要



## 1 ちよだみらいプロジェクトについて

平成27年3月に策定した「ちよだみらいプロジェクトー千代田区第3次基本計画2015ー」（以下「ちよだみらいプロジェクト」という。）は、区の将来像を描き、それを実現するための施策のみちすじを示した行政運営の指針である「千代田区第3次基本構想～千代田区新世紀構想～」の実現に向け、区政の課題を明らかにし、その解決の方向性を示す総合的な計画である。この計画では、今後10年間に区が取り組むべき施策について、現状と課題や課題解決の方向性を取りまとめ、将来像としてめざすべき10年後の姿と、それを実現するための主な取組みを明らかにした。また、目標管理型の計画とし、「施策の目標」（以下「施策」という。）ごとに目標にどの程度近づいたかを把握する目安として指標を設定している。

図表 1 千代田区の計画体系及び計画の構成



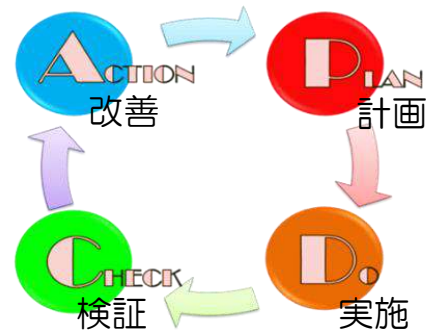
## 2 行政評価制度について

行政評価制度とは、行政の活動を一定の目的、基準、視点に沿って客観的に評価・検証し、その結果を行政活動の改善に結び付ける仕組みである。

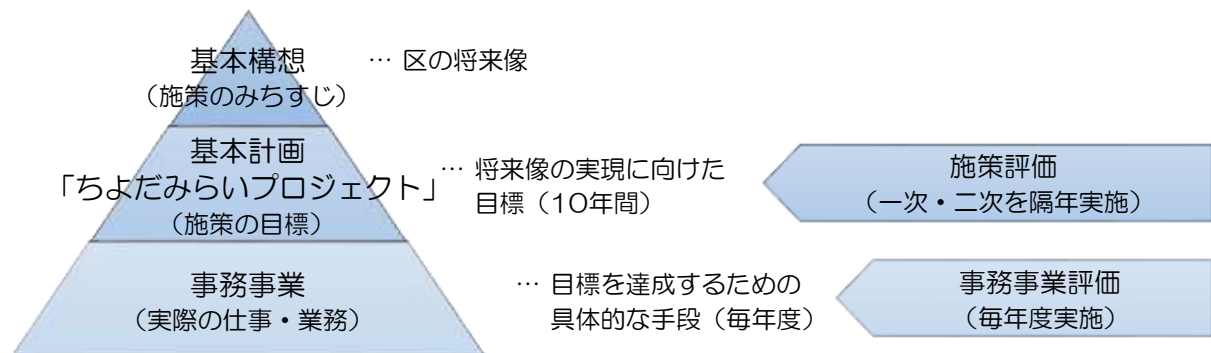
平成27年度、ちよだみらいプロジェクトの策定にあわせ、進捗状況や課題、成果等について、区民への説明責任を果たせるよう、行政評価制度の再構築を行った。評価の種類として事務事業評価と施策評価を定め、短期的な評価（事務事業評価）と中長期的な評価（施策評価）を並行して実施することとした。

事務事業評価については、各年度の予算・決算と連動させることができるよう「主要施策の成果」において、主な事務事業の事務実績や予算執行率等から事業所管部・課が課題の分析（評価）を行い、次年度予算への対応を明示し、その内容を基に予算の編成を行うこととしている。

施策評価については、事務事業評価の結果も踏まえながら、ちよだみらいプロジェクトで掲げる37の施策が、めざすべき10年後の姿に向けてどの程度進んでいるかを、2カ年を1サイクルとして、区の自己評価である一次評価を1年目に、第三者の視点を加えた二次評価を2年目に実施する仕組みとし、ちよだみらいプロジェクトの中間年までに2サイクルの施策評価を実施することとした。

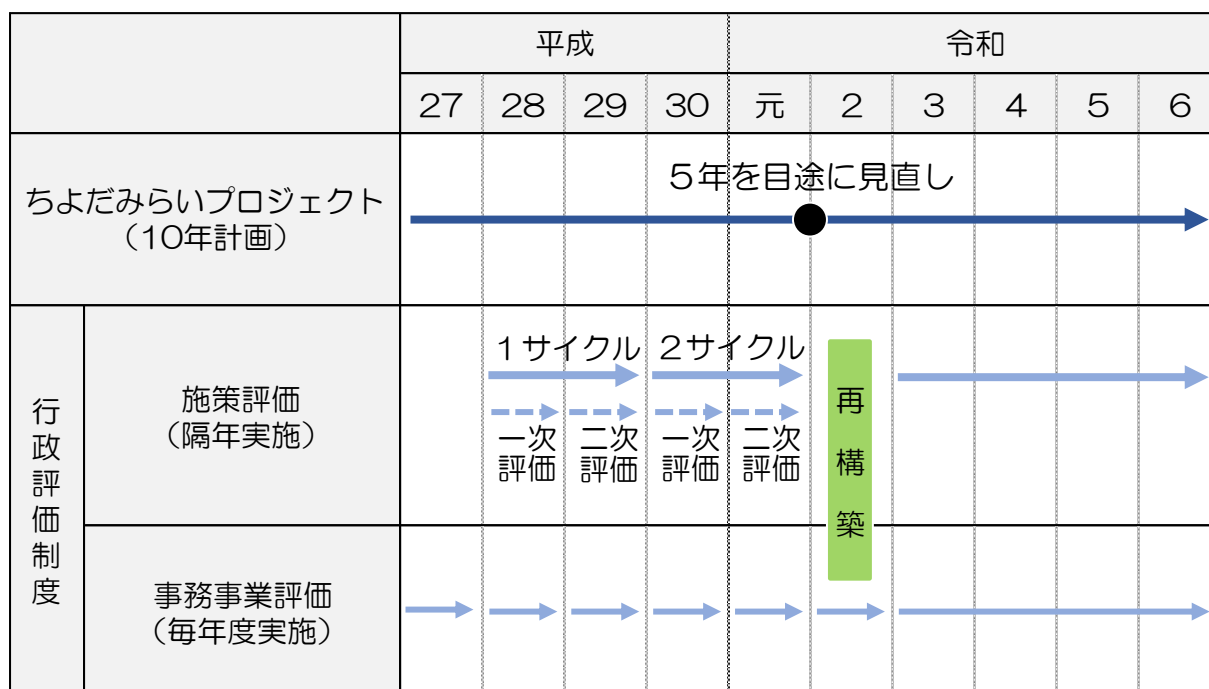


図表 2 千代田区の計画体系と評価制度





図表 3 各評価制度のスケジュール



図表 4 施策評価のスケジュール

年度	実施概要	
平成28年度	○ 進捗状況の把握を中心とした一次評価を実施 【区民アンケート調査実施】	1 サイクル
平成29年度	○ 平成28年度に実施した一次評価を踏まえ、学識経験者を含めた行政評価委員会を設置し、二次評価を実施	
平成30年度	○ 進捗状況の把握を中心としつつ、ちよだみらいプロジェクトの中間年における見直しに係る振り返りの視点も含めた一次評価を実施 【区民アンケート調査及び人口推計実施】	2 サイクル
令和元年度	○ 平成30年度に実施した一次評価を踏まえ、学識経験者で構成された行政評価委員会を設置し、二次評価を実施 ⇒ 二次評価の意見等を踏まえ一次評価を更新	

### 3 ちよだみらいプロジェクトの中間年における見直し

ちよだみらいプロジェクトは、中長期的な視点からの施策展開を図るため10年計画としている。一方で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会による影響やその他社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、5年を目途に見直すこととしており、令和元年度が5年目にあたる。

そのため、庁内で総合的に検討する体制として、「千代田区基本計画見直し等に関する庁内検討会」（以下、「庁内検討会」という。）を平成30年度から設置し、ちよだみらいプロジェクトの中間年における見直し（以下、「ちよだみらいプロジェクトの見直し」という。）を実施した。

まず、千代田区第3次基本構想で掲げる将来像や基本方針、施策のみちすじは現在も有効であること及び将来人口推計も含め、ちよだみらいプロジェクトの骨格（施策体系や計画期間等）に影響のある大きな社会情勢の変化等はないことを踏まえ、庁内検討会において、ちよだみらいプロジェクトの抜本的な変更（改定）はしない方向性を確認した。その上で、次のステップとして、施策ごとに進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、ちよだみらいプロジェクトで示している課題認識や取組みの方向性等を変更する必要があるかを、平成30年度・令和元年度実施の施策評価により検証した。（庁内検討会の設置要綱、メンバー及び開催実績については、P251～255参照）

図表 5 ちよだみらいプロジェクトの見直しの流れ

ちよだみらいプロジェクトの見直し	
<b>STEP 1</b> 抜本的な変更（改定）の必要性を検証（施策体系、期間等）	
<b>STEP 2</b> 各施策について振り返り、変更の必要性を検証	<b>施 策 評 価</b>
① 進捗状況の把握、社会情勢の変化等の分析	
② 課題の洗い出し	
③ 今後の方向性の検討	
<b>STEP 3</b> ちよだみらいプロジェクトの修正箇所の確認	

# 第Ⅱ章

**平成30年度及び  
令和元年度施策評価**

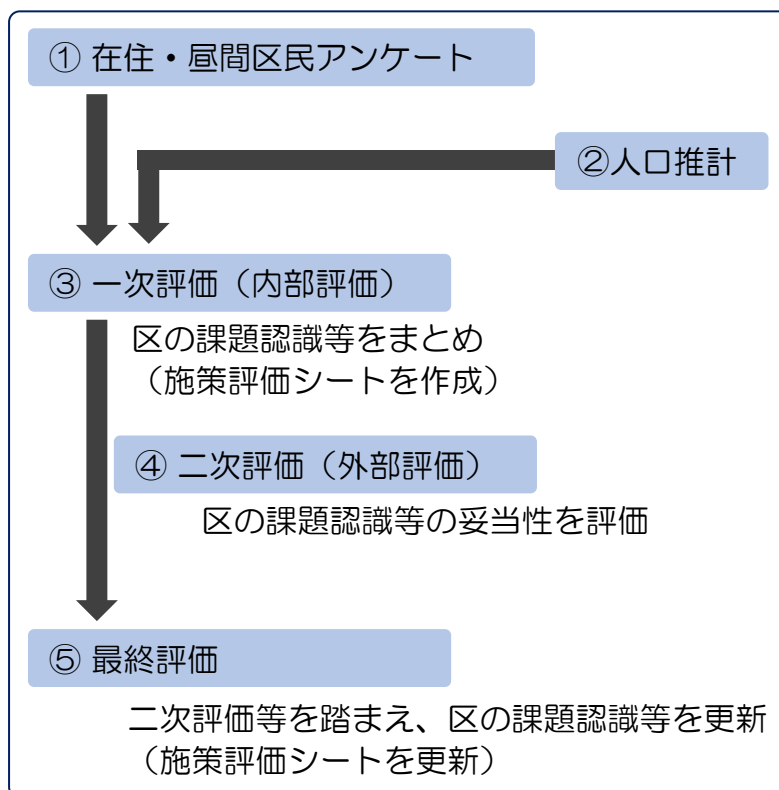


## 1 概要

平成30年度及び令和元年度に実施した今回の施策評価は、ちよだみらいプロジェクトの進捗管理を行い、施策の実行性を高めることに加え、ちよだみらいプロジェクトの見直しとして、社会情勢の変化等を踏まえた各施策の課題認識や取組みの方向性等を変更する必要があるかについても確認することとした。評価は、区の自己評価として一次評価を実施した上で、評価結果の妥当性・客観性を高める観点等から学識経験者による二次評価を実施した。その後、二次評価における意見等を参考に、最終的な区の課題認識等を施策評価シートとしてまとめた。

また、評価の実施にあたり、区民の視点や意識を把握するため、在住区民及び昼間区民を対象としたアンケート調査を実施した。さらに、国勢調査結果などの必要なデータが更新されたことを踏まえ、想定人口を把握するため実施した人口推計についても、社会情勢の変化等を捉える一つの要素として活用した。

図表 6 施策評価の流れ



## 2 在住区民及び昼間区民アンケートの実施

### (1) 実施概要

施策評価の実施にあたり以下のとおりアンケートを実施した。

図表 7 在住区民アンケート実施概要

調査項目	○ 回答者属性 ○ 今後の定住意向 ○ 区政に対する満足度・重要度 ○ ちよだみらいプロジェクトの指標等に関する調査 など
調査方法	○ 郵送配付、郵送回収
抽出条件	○ 平成30年10月2日現在の住民基本台帳から、千代田区在住の満18歳以上の男女の内、4,000名を居住地区、年齢別に層化したのち無作為抽出
調査期間	○ 平成30年10月19日（金）～同年11月9日（金）
回収結果	○ 有効回答数：1,560（回収率：39.0%）

図表 8 昼間区民アンケート実施概要

調査項目	○ 回答者属性 ○ 区政への参加状況・参加意向 ○ ちよだみらいプロジェクトの指標等に関する調査 ○ 区政に対する満足度・重要度 など
調査方法	○ WEB調査
抽出条件	○ 千代田区在勤・在学者のインターネットアンケートモニター1,000名
調査期間	○ 平成30年10月31日（水）～同年11月5日（月）

### (2) 結果概要

#### ① 在住区民アンケート

- すべての施策において、「満足（やや満足含む）」又は「重要（まあ重要含む）」と回答した者が、「不満（やや不満含む）」又は「重要ではない（あまり重要ではない含む）」と回答した者よりも多かった。（次ページ図表9参照）
- 「12地球に優しい環境づくりを進めます」及び「13資源循環型都市をめざします」を除くすべての施策で、平成28年度調査時と比較して、満足度の上昇（維持含む）が見られた。（今回及び前回それぞれの結果を加重平均し比較）

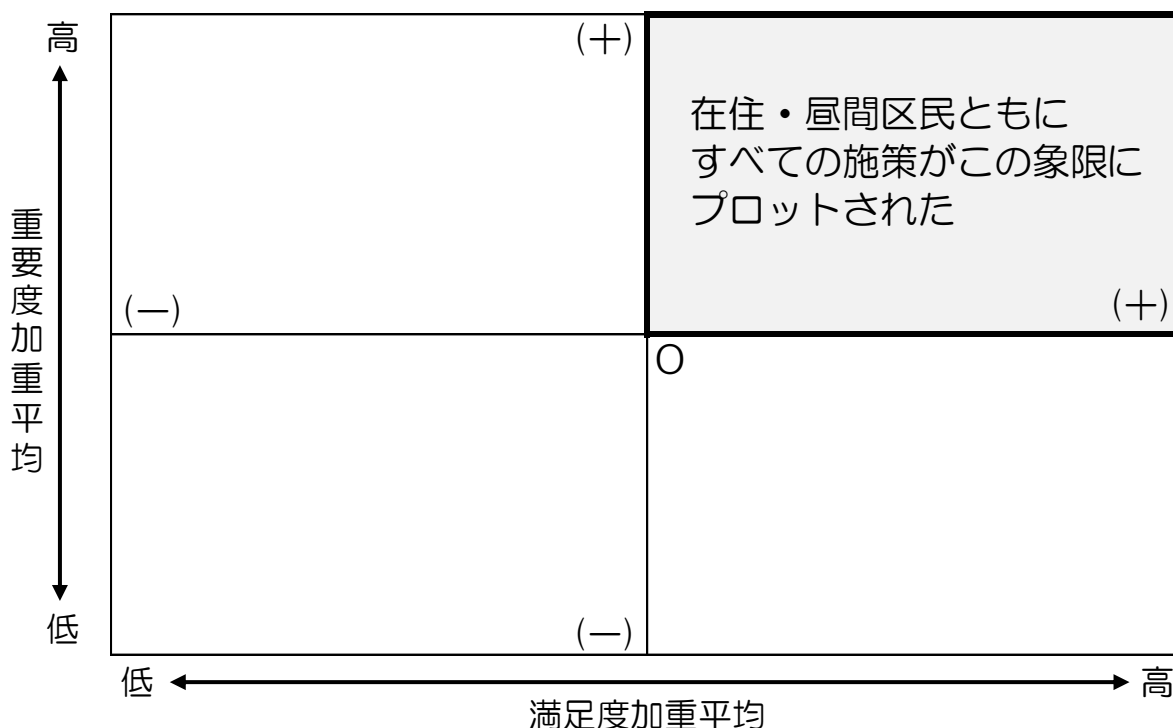
※ 詳細については、P155参照

## ②昼間区民アンケート

- すべての施策において、「満足（やや満足含む）」又は「重要（まあ重要含む）」と回答した者が、「不満（やや不満含む）」又は「重要ではない（あまり重要ではない含む）」と回答した者よりも多かった。（図表9参照）
- 「4清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます」、「8地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます」及び「35国際交流・協力や平和活動を推進します」を除くすべての施策で、平成28年度調査時と比較して、満足度の上昇（維持含む）が見られた。（今回及び前回それぞれの結果を加重平均し比較）

※ 詳細については、P171参照

図表 9 在住・昼間区民アンケート結果概要



※ 「満足・重要：1点」「やや満足・まあ重要：0.5点」「やや不満・あまり重要ではない：-0.5点」「不満・重要ではない：-1点」「わからない：0点」とし、それぞれの回答者数を掛け合わせ、その合計点を項目ごとの全回答者数で割った「加重平均」を行いプロット

### 3 人口推計の実施

#### (1) 実施概要

国勢調査やその他の人口推計に必要なデータが更新されたことを踏まえ、以下のとおり人口推計を実施した。

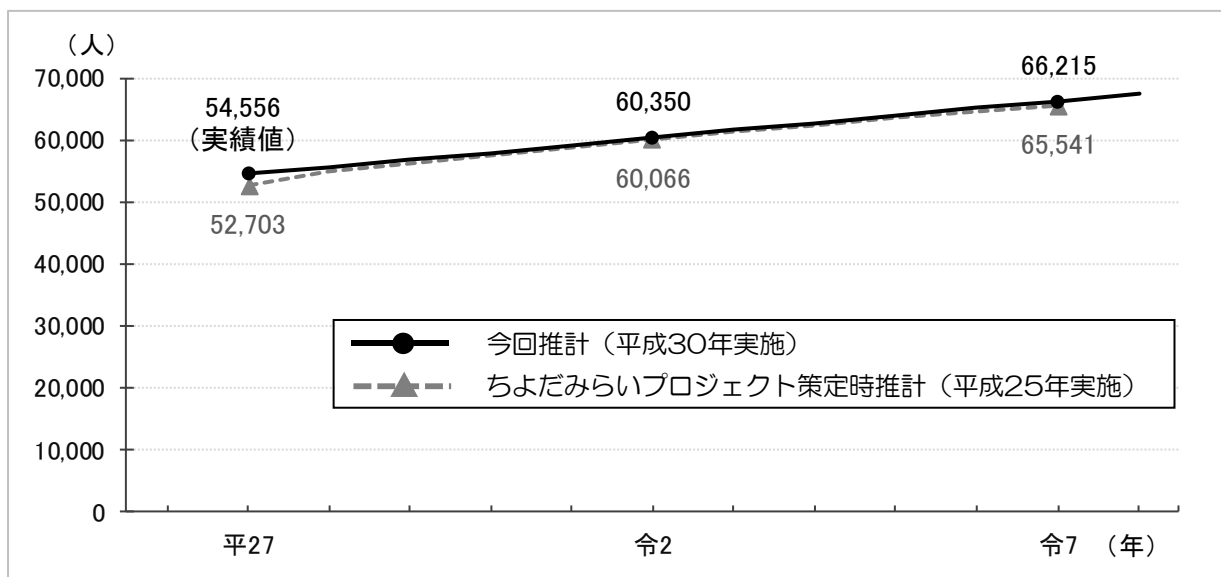
図表 10 人口推計実施概要

推計期間	平成27年から50年間
基準人口	平成27年国勢調査における千代田区の日本人人口 (平成27年10月1日時点)
推計方法	<p>コーホート要因法（平成25・27年実施の推計と同様の方法）</p> <p>〔 将来の自然増減要因（出生、死亡）と将来の社会増減要因（転入、転出）を個別に設定し、各コーホート（同期間に出生した集団）の将来人口を推計する方法 〕</p>

#### (2) 結果概要

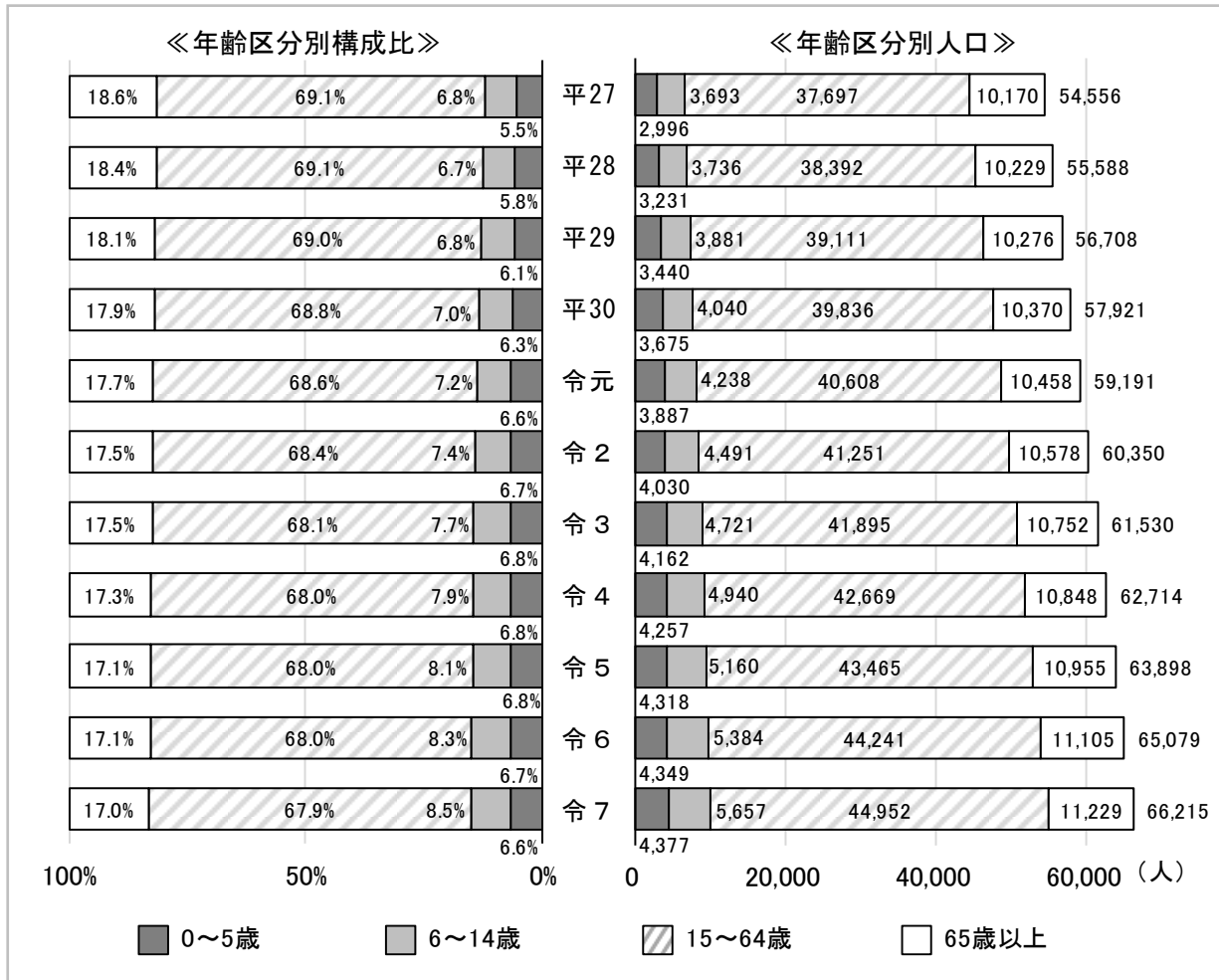
- 今回実施した推計と、ちよだみらいプロジェクト策定時の推計（以下「平成25年推計」という。）を比較すると、傾向に大きな差異はなかった。
- 年齢区分別にみると、いずれの年齢区分も増加していくものの、平成25年推計と比較すると、若干の差異がみられ、0～5歳区分は平成25年推計よりも多く、65歳以上区分は平成25年推計よりも少ない結果となった。

図表 11 平成 30 年度人口推計結果（全体）



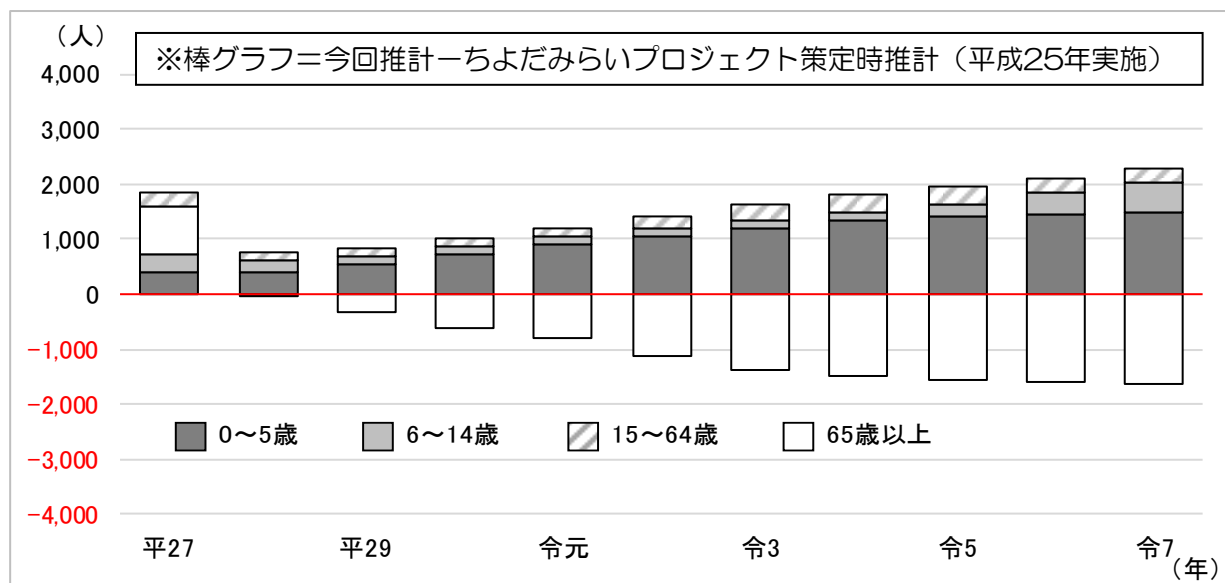


図表 12 平成 30 年度人口推計結果（年齢区分別）



※構成比は四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。

図表 13 平成 30・25 年度人口推計結果比較（年齢区分別）



※詳細な結果は、P 189 参照

## 4 一次評価の実施

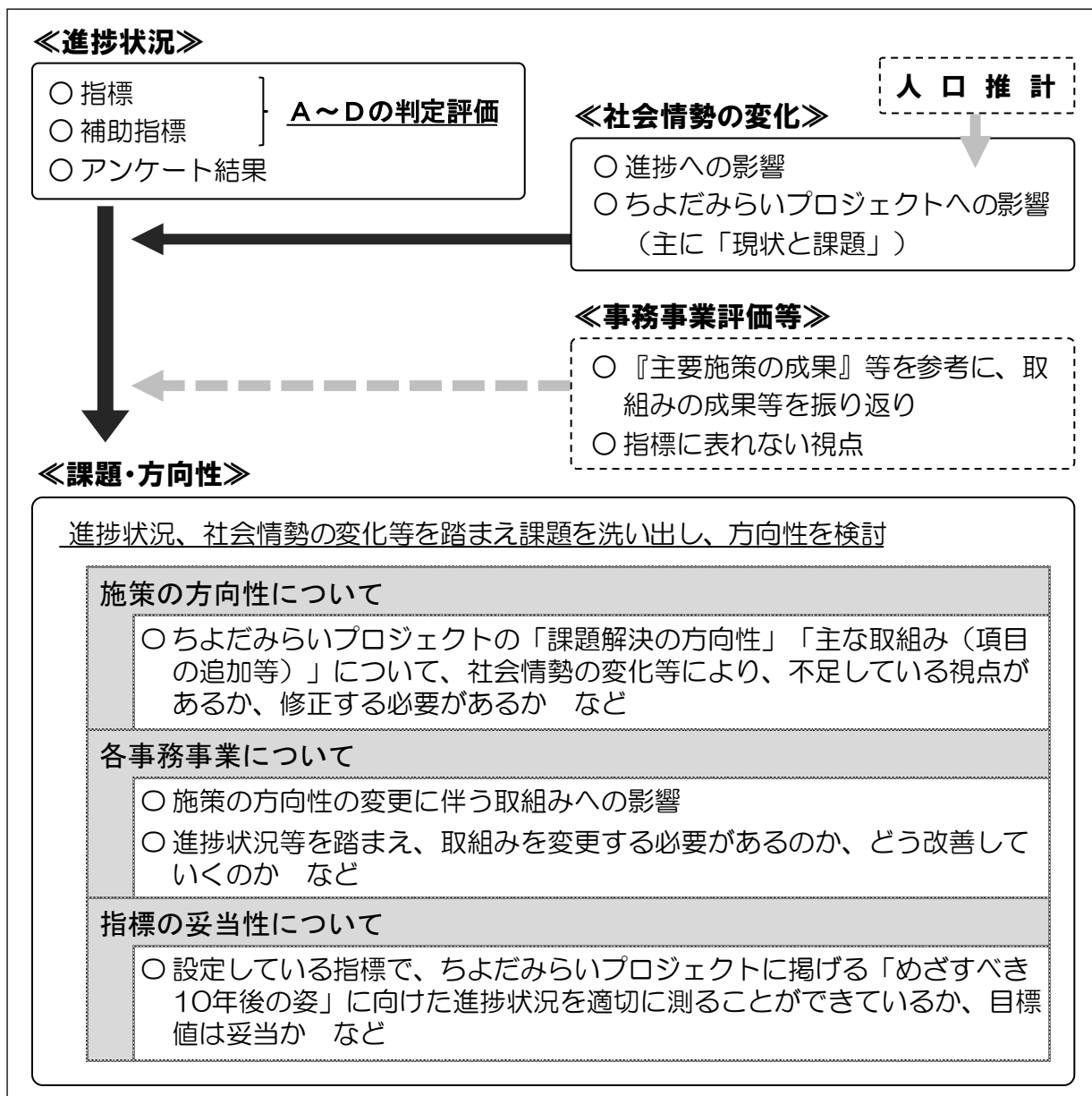
### (1) 対象施策

平成30年度、区の自己評価として、ちよだみらいプロジェクトのすべての施策を対象に、評価を実施した。

### (2) 評価方法及び評価視点

各施策を所管する部・課において、指標の進捗状況や区民アンケートの結果、社会情勢の変化、さらには、毎年度の事務事業評価等を踏まえ、以下の視点から課題や取組みの方向性をまとめた。なお、指標の進捗状況については、基準を設け、その達成度に応じてA～Dの判定評価を行った。

図表 14 一次評価の視点と流れ

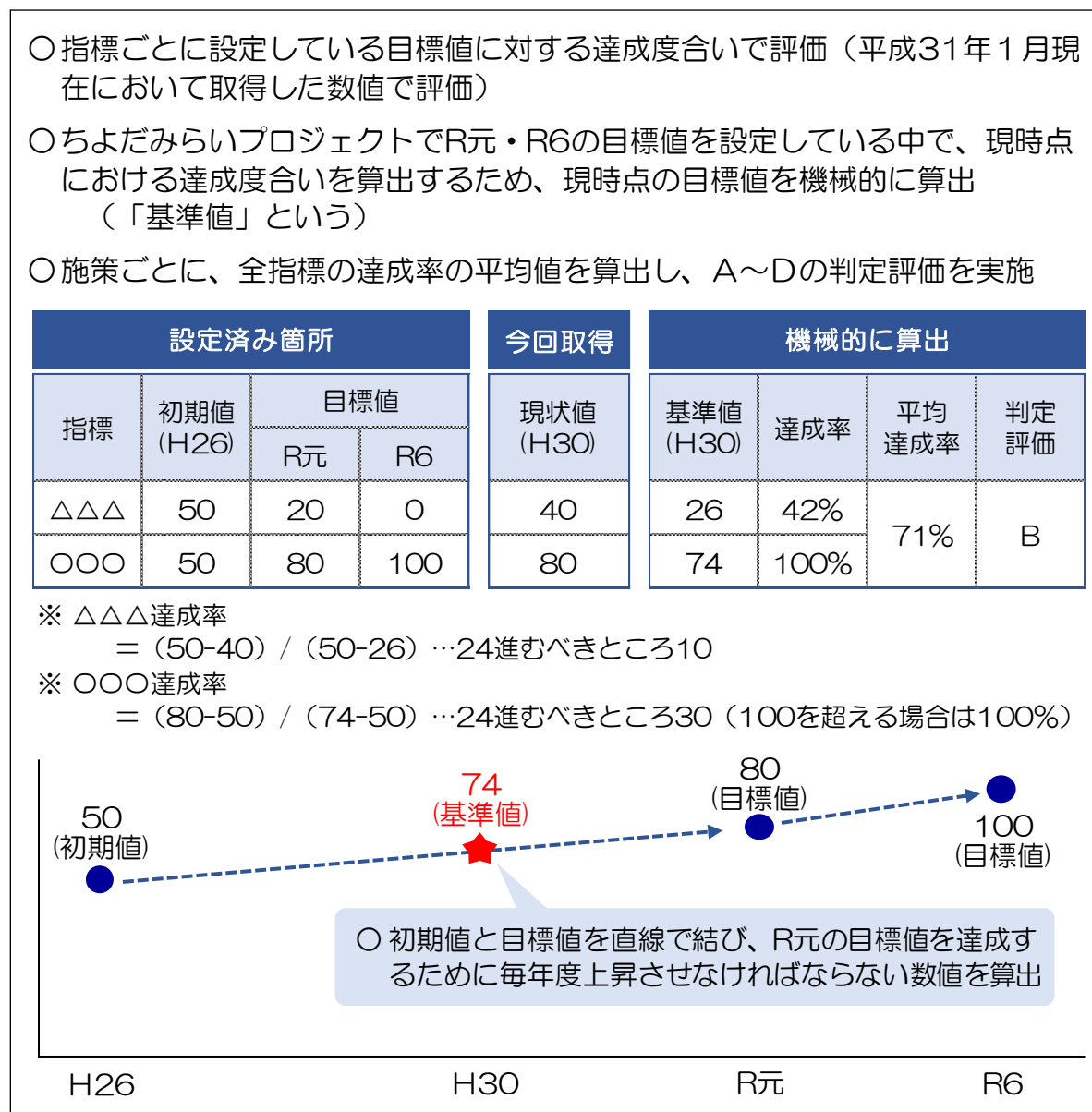


### (3) 指標の判定評価

施策の進捗状況の評価は、本来、指標を用いた評価だけでなく、指標に表れない成果も含めて総合的に行うべきものであるものの、ちよだみらいプロジェクトにおいて各施策の実現度を定量的に評価するために指標が設定されていること、また、進捗状況を対外的にわかりやすくする観点から、進捗状況を測る一つの方法として、指標の達成状況に応じた評価を実施した。

評価は、施策ごとに指標の達成率を算出し、その達成率に応じてA～Dの判定評価を実施した。指標の達成率の算出方法及び判定評価にあたっての基準は下図のとおりである。なお、評価にあたっては、平成28・29年度に実施した1サイクル目の施策評価を踏まえ、より進捗状況を的確に把握するために設定した補助指標も用い評価した。

図表 15 指標の達成率の算出方法



図表 16 判定評価の基準

判定評価	基準
A (順調)	100%
B (概ね順調)	70%以上 ~ 100%未満
C (やや遅れている)	30%以上 ~ 70%未満
D (遅れている)	30%未満

#### (4) 評価結果

評価については、様式（施策評価シート）を定め、施策ごとに課題や方向性等をまとめた。（図表22『施策評価シート』（P28））

## 5 二次評価の実施

### (1) 行政評価委員会の設置

令和元年度、評価の客観性・妥当性を高めるとともに、区だけでは発見できない課題や解決策などについて施策の実効性を高めていくための参考とすることを目的に、行政評価委員会を設置し、第三者の視点から意見をいただいた。

行政評価委員会は、1サイクル目の二次評価から引き続く5名の委員を委嘱した。1サイクル目では、「評価結果を今後の行政運営につなげる」という行政評価の趣旨をより明確化させるため、学識経験者だけでなく、区長をはじめとする区職員も含めて行政評価委員会を設置したが、今回は庁内検討会を設置しており、外部評価における意見の受け止めを行う体制整備がなされていることなどを踏まえ、学識経験者のみで構成した。

図表 17 行政評価委員会名簿

令和元年6月21日現在

職	氏名	所属等
委員長	出雲 明子	東海大学 政治経済学部 政治学科 准教授
副委員長	朝日 ちさと	首都大学東京 都市環境学部 都市政策科学科 教授
委員	谷本 有美子	公益社団法人神奈川県地方自治研究センター 研究員
委員	松井 望	首都大学東京 都市環境学部 都市政策科学科 教授
委員	武藤 博己	法政大学大学院 公共政策研究科 教授

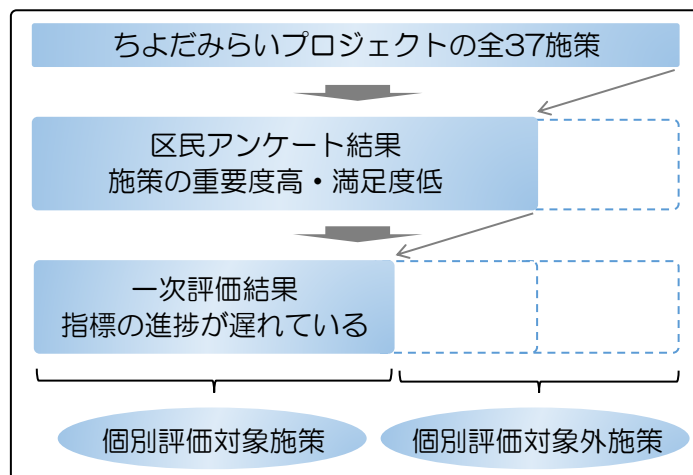
※千代田区行政評価委員会設置要綱第5条に基づき、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により決定された。

※役職・五十音順

## (2) 評価対象

ちよだみらいプロジェクトの全施策を対象に、行政評価委員会で意見をいただいた。評価は、「個別に時間を設け評価を行う施策(以下「個別評価対象施策」という。)」と、「個別に時間を設けずまとめて評価を行う施策(以下「個別評価対象外施策」という。)」に区分し実施した。個別評価対象施策は、区民アンケート結果及び指標の進捗状況を踏まえて抽出した。

図表 18 二次評価における個別評価対象施策絞り込みの考え方

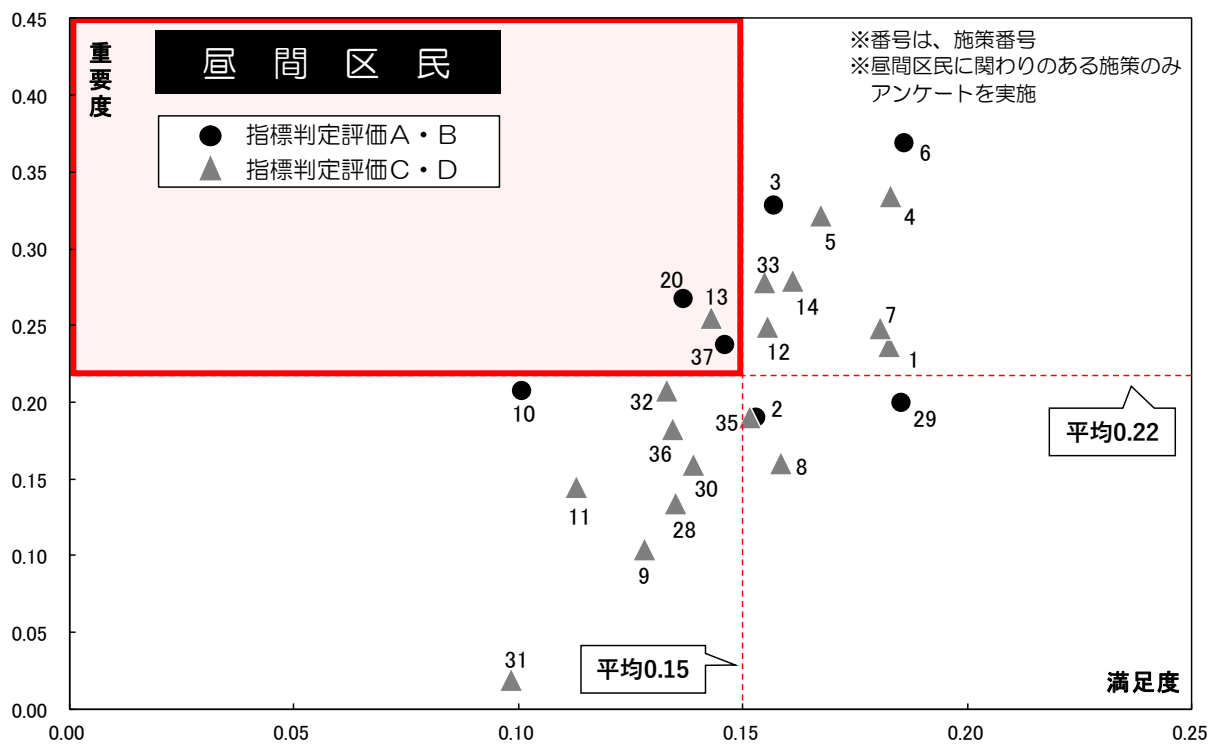
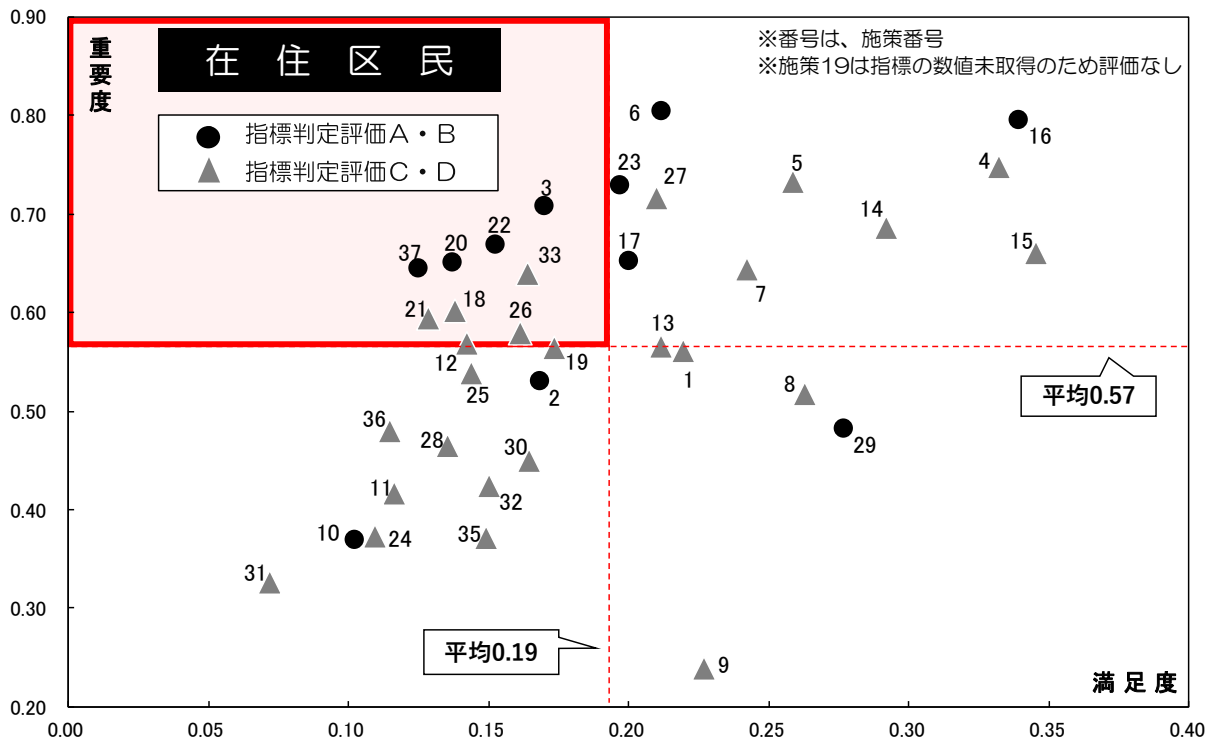


具体的には、まず、区民アンケート結果について、満足と回答した者の数や不満と回答した者の数などに応じて各施策の点数を算出し、満足度・重要度それぞれの平均値と比較した。その結果、重要度が平均値より高く、満足度が平均値より低いものをさらに抽出した。次に、抽出された施策のうち、進捗が思わしくないものとして、一次評価で指標を用いて実施した判定評価がC又はDの施策をさらに抽出した。この抽出方法を示したものが図表19であり、アンケート結果の重要度を縦軸に、満足度を横軸に各施策をプロットし、加えて、指標の判定評価に応じてプロットする記号を変えている。この中で二次評価の個別評価対象施策となるのは、4つの象限のうち左上の象限にプロットされ、かつ、記号が「▲」のものである。

この抽出方法は、区民アンケートで全施策がプラスの結果（「満足（やや満足含む）」と回答した者が、「不満（やや不満含む）」と回答した者よりも多かった。）となった中で、施策全体の推進の底上げを行っていくことを重視したものである。

その結果、図表20のとおり6つの施策を個別評価対象施策とした。

図表 19 アンケート結果及び指標判定評価を用いた個別評価対象施策の絞り込み



図表 20 二次評価における個別評価対象施策

No	施策
12	地球に優しい環境づくりを進めます
13	資源循環型都市をめざします
18	認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します
21	障害者の就労を支援します
26	グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます
33	人権侵害のない社会をめざします

### (3) 評価の視点

区が実施した一次評価の妥当性を評価するものとした。具体的には、①ちよだみらいプロジェクトの10年後の姿に向けた進捗状況や課題、今後の方向性の区の認識に対する意見、②ちよだみらいプロジェクトの「課題解決の方向性」「主な取組み」「指標」等の妥当性の区の認識に対する意見をいただいた。

### (4) 評価方法

二次評価では、区の自己評価である一次評価を踏まえ、区に不足している視点や今後注意したほうがよいと思われる視点などに意見をいただく評価方法を採用した。これは既に一次評価で判定評価を行っていることもあり、進捗状況の判定評価を主観的に行うことよりも第三者の視点からの意見を可能な限り引き出し、課題や問題点を具体的に浮き彫りにすることを優先したものである。また、評価にあたっては、必要に応じて施策を所管する部課長とのディスカッション形式により進めた。

### (5) 評価の実施

行政評価委員会を図表21のとおり開催し評価を実施した。

図表 21 行政評価委員会開催実績

開催回数・日時	議題
第1回 7月22日（月） 午後1時半～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員長及び副委員長の選任</li> <li>● 評価の進め方について</li> <li>● 個別評価対象施策の評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>18 認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します</li> <li>21 障害者の就労を支援します</li> <li>26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます</li> <li>33 人権侵害のない社会をめざします</li> </ul> </li> </ul>
第2回（1名欠席） 7月26日（金） 午前9時半～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別評価対象施策の評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>12 地球に優しい環境づくりを進めます</li> <li>13 資源循環型都市をめざします</li> </ul> </li> </ul>
第3回 8月7日（水） 午後1時半～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別評価対象外施策の評価</li> <li>● その他（基本計画や施策評価のあり方等）</li> </ul>

※委員については令和元年6月21日に委嘱

## （6）評価結果及び評価の活用

全体を通じて、社会情勢の変化を十分に捉えられていないといった指摘はなく、社会情勢の変化等を踏まえた、ちよだみらいプロジェクトの見直しにおける区の認識としては概ね妥当という結果となった。一方、指標の妥当性に関する意見が多かったため、指標の設定と進捗状況の把握・分析に関して検討を行うこととした。また、具体的な取組みの視点や進め方などに関する意見も多くあった。（行政評価委員会からの意見は、P227参照。）

今回の二次評価は、区の自己評価である一次評価でまとめた施策評価シートに対し、その妥当性について意見をいただいたものである。そのため、いただいた意見のうち、現行計画や施策評価シートにない視点等で、区の認識として追加すべきものについては、二次評価後、施策評価シートに反映し、最終評価としてまとめた。

施策評価シートに反映したものはもとより、現時点においては反映しなかった意見や個々の事業の進め方に係る個別具体的な意見等についても、予算や執行体制の改善を図る際に有効に活用するなど、各施策をより一層推進する上での参考としていく。さらに、基本計画や施策評価のあり方等に関する意見もいただいたため、今後の計画改定や評価制度再構築の際に活用していく。



# 第三章

**ちよだみらいプロジェクト及び行政評価  
の今後について**



## 1 ちよだみらいプロジェクトの見直し結果

千代田区第3次基本構想で掲げる将来像や基本方針、施策のみちすじは現在も有効であること及び将来人口推計も含め、ちよだみらいプロジェクトの骨格（施策体系や計画期間等）に影響のある大きな社会情勢の変化等はないことを確認した上で、施策評価を活用し、大きく二段階に分け各施策について見直しを実施してきた。一つは、ちよだみらいプロジェクト策定後5年間の振り返りを行い、課題を洗い出し、今後の方向性をまとめることである。そしてもう一つは、「ちよだみらいプロジェクト」で掲げている内容を修正する必要があるかどうかというものである。そもそも基本計画は、中長期的な視点から区として進むべき方向を区民へ示すものであり、社会情勢の変化や区民ニーズの変化等には柔軟に対応していくことが求められる。そのため、時には基本計画の方向性を踏まえつつも、明記されていない取組みを実施していくこともある。今回の見直しは、ちよだみらいプロジェクトの中間年を迎え、現時点における区の認識を区民の方々と改めて共有する観点から、ちよだみらいプロジェクトに視点の追加等を行う事項を結果としてまとめるものである。

### （1）5年間の振り返り、課題の洗い出し、今後の方向性

ちよだみらいプロジェクトの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえた、課題の洗い出しや今後の方向性を検討した結果は、図表22『施策評価シート』（P28）のとおりである。この施策評価シートは、P20第Ⅱ章5（6）に記載のとおり、区の自己評価として実施した一次評価の後、外部評価である二次評価でいただいた意見を参考に最終評価として更新したものである。

### （2）ちよだみらいプロジェクトの修正

（1）でまとめた施策評価シートを踏まえ、ちよだみらいプロジェクトの内容を修正する必要があるかを検証した。具体的には、ちよだみらいプロジェクトの「課題解決の方向性」「主な取組み」「指標」について検証した。（ちよだみらいプロジェクトの構成についてはP3参照）

#### ①「課題解決の方向性」「主な取組み」

今回の見直しにより、社会情勢の変化を踏まえた視点の追加等を行った。（内容の変更を伴わない単なる時点の更新や文言修正等は行っていない。）

例えば、ちよだみらいプロジェクト策定後の健康増進法の改正や東京都受動喫煙防止条例の制定を踏まえ、区もこれまで以上に受動喫煙防止に取り組む観点から、施策「15一人ひとりの健康づくりを支援します」の「課題解決の方向性」と

「主な取組み」に視点を追加するなど一部修正を行った。

修正結果については、図表23『「課題解決の方向性」及び「10年後の姿を実現するための主な取組み」における視点の追加等』（P106）のとおりである。

## ②「指標」

ちよだみらいプロジェクトに設定する指標については、「施策の目標の実現度を評価するための定量的な指標」として設定しているが、平成29年度及び令和元年度に実施した二次評価（外部評価）において、「指標数の少なさ」「アウトカム（成果）指標に至るまでのアウトプット（活動実績）指標や背景となるデータの必要性」など、様々な視点からの意見をいただいた。

このことを踏まえ、現状の指標の中には修正が考えられるものがあるものの、課題をすべて解消することのできる指標を改めて設定することは困難であること及び社会的背景や事業実績のデータ等も把握し総合的に評価する必要性があることなどから、今般の計画の見直しにあたっては、以下のとおり取り扱うこととした。

◆ちよだみらいプロジェクトに定める指標は原則修正しないが、以下のような場合は修正する。

- 施策の方向性が変わり、現行指標では施策の進捗状況を把握するには不適當な場合
- 数値取得のための調査（外部機関が実施していたものなど）が廃止され、取得が困難な場合

◆施策の進捗確認を補完するためのデータ（＝補完データ）を必要に応じて設定する。

《補完データとは》

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標の実現度を評価する際には、現行指標の目標値への達成度だけで判断するのではなく、こういった社会状況の中での指標の推移なのか、どのような取組みを行ってきたことで指標が進捗したのかなども含め、総合的に判断する必要がある。

そのため、現行指標を補完するデータとして設定するものが「補完データ」である。補完データは進捗を確認する際に指標を補完するものであるため、目標値は設けないこととし、また、その性質上、今回の見直しで設定し固定するものではなく、評価を行う

際に必要に応じて適宜追加等を行っていくものとする。

(例) 現行指標「区政に参加したことがある人の割合」の場合

- 新たに区民となった人の割合がどのように変化した中での結果なのかも踏まえて評価する必要がある。(居住年数〇年未満の区民人口構成比率の変化にも着目)

(例) アンケート結果のみを指標にしている場合

- 成果指標であるものの、その結果だけをもって進捗評価が行いにくいいため、関係する取組みの事業実績によりプロセスもあわせて評価する必要がある。

ちよだみらいプロジェクトの見直し後の指標一覧は図表 24 『「施策の目標の実現に関する指標」(ちよだみらいプロジェクトの見直しに伴い設定した補完データを含む)』(P 121)のとおりであり、この中で補完データについてもあわせて例示する。

## 2 ちよだみらいプロジェクト及び行政評価の今後について

### (1) ちよだみらいプロジェクトの今後の進め方について

計画期間である令和6年度までの残り5年間、今回の見直しを踏まえて施策を推進していく。具体的には、今回の見直しにより「めざすべき10年後の姿」に変更はなかったものの、「課題解決の方向性」や「主な取組み」に一部追加等があったため、基本的には、毎年度の予算でそれらを踏まえた個別の取組みを示しながら、各施策の「めざすべき10年後の姿」の実現をめざしていくことになる。

一方、今回の見直しによる修正内容についても、計画期間内における取組み等の変更を制限するものではないため、施策の推進にあたっては、引き続き、変化する社会情勢や区民ニーズを適切に捉え、また、今回の二次評価でいただいた意見等も参考にしながら柔軟に取り組んでいく必要がある。そのため、予算事業に対する評価制度である「事務事業評価」及びちよだみらいプロジェクトの施策に対する評価制度である「施策評価」といったPDCAサイクルをより効果的に回していく必要がある。

## (2) 行政評価について

行政評価制度は、令和2年度に必要な応じて再構築することとしている。そのため、これまで実施した施策評価では、その点を見越し、個別の施策について評価するだけでなく、行政評価制度そのものに対しても学識経験者から意見をいただくなど、課題の整理を行ってきたところである。今後の制度についての具体的な検討は令和2年度に行うことになるが、おおよそ以下の視点等から再構築を進めることになる。

### ①評価方法・実施時期

施策評価については、平成28年度から毎年度、一次評価あるいは二次評価のいずれかを実施してきた。この手法により、ちよだみらいプロジェクトの進捗管理を徹底し、計画の実効性を高める観点から一定の効果が得られたものと考えている。

その一方で、今後もこれまで同様のスパンで施策評価を継続的に実施していった場合、施策の内容・特性によっては進捗に大きな変化が現れず、形式的な評価になってしまう恐れや職員の評価に対する負担が増し、区民サービスを充実していくという本来目的に影響を及ぼしてしまう恐れもある。

そのため、今後5年間においては、短期的評価と中期的評価をより効果的に使い分けるとともに、これまで以上に連動させることで、より適切な行政評価制度としていく必要がある。例えば、短期的には毎年度実施する事務事業評価に加え、ちよだみらいプロジェクトの指標・補完データの推移を把握し、中期的には短期的評価も踏まえつつ第三者の視点なども交えた定性的な評価を実施するなど、計画期間も捉えた、それぞれの時期にあった評価の実施について検討していく。

### ②対象施策

1サイクル目・2サイクル目いずれも、一次評価・二次評価ともに全施策を対象に評価を実施した。ただし、2サイクル目の二次評価では、区民アンケートの満足度・重要度及び指標の進捗状況を踏まえ、個別に時間を設け評価する施策を抽出した。(P17第Ⅱ章5(2)参照)これは、1サイクル目の二次評価で全施策について時間を設け評価を行ったところ、1施策あたりの評価時間が限られてしまったことや評価者への負担が大きかったことを踏まえたものである。

対象施策の抽出に対し行政評価委員会からは「満足度・重要度で抽出するよりも施策の変化が大きいものや環境要因が大きく変化しているものを対象としてはどうか」「抽出した施策以外にも注意すべき施策がいくつか見受けられる」という主旨の、上記①にも通じる意見があった。また、その場合には「進捗に一定の区切

りがついたものなどから評価を行う」「毎年度、定期的・網羅的に詳細な評価を繰り返す必要はない」といった主旨の意見もあわせていただいた。

すべての施策を一律に評価することは可能であるものの、中には同時期に指標の数値取得ができず、指標による進捗把握という意味では、適切な評価が難しいものもある。一方で、行政評価委員会では「すべての施策に対して評価を実施することも考えられた」という主旨の意見もあった。

これらのことを踏まえ、職員や評価者の負担感も念頭に置きながら、対象施策を絞り込むのかどうかも含め、より適切な方法について、評価の実施時期や評価手法ともあわせて検討していく必要がある。

### ③具体的な評価手法

行政評価委員会から「指標の適正さを議論・評価するよりも、進まない要因はどこにあるのかという点に絞って議論を進める方が良いのではないか」という意見をいただいた。今回の評価では、ちよだみらいプロジェクトの見直しの視点もあったことから、設定している指標等の妥当性についても議論することとしたが、次回以降の評価にあたっては、どのような視点での評価を優先していくのか、評価の実施時期などともあわせて検討していく必要がある。

また、どういった社会情勢の中で、どのような取組みを行ってきたのかも含め、進捗状況を総合的に判断する手法を検討していく。

### 3 施策評価シート

図表 22 施策評価シート

【施策評価シートの見方】

<b>施策の目標</b>		ちよだみらいプロジェクトに示す37の「施策の目標」を記載している。				
<b>所管部(関連部)</b>		〇〇部(△△部)				
<b>1 指標等を用いた進捗状況評価</b>						
	指標	目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	指標を用いて行った施策の進捗状況評価の結果を示している。 それぞれの用語については以下のとおり。					
	み	ちよだみらいプロジェクトで設定している指標				
補	補	平成29(2017)年度実施の施策評価二次評価の意見を踏まえて設定した補助的な指標(補助指標)				
	目標値	あらかじめ施策の進捗を測るために設定した、令和元年度および令和6年度に達成することをめざした目標値				
	初期値	ちよだみらいプロジェクト策定時の最新数値(補助指標は設定の際に取得した最新数値)				
	中間値	平成28(2016)年度実施の施策評価一次評価の際に取得した数値				
	現状値	平成31(2019)年1月現在において取得した評価対象となる数値				
	基準値	現時点における達成率を算出するため、現状値の取得年度に対応する目標値を算出した数値				
	達成率	基準値(現状値取得年度における目標値)に対する現状値の割合(100%以上は100%、0%未満は0%としている)				
各指標の平均達成率を用いて機械的に評価判定した結果を示している。 A:100% B:70%以上100%未満 C:30%以上70%未満 D:30%未満						
<b>区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)</b>						
在住区民	満足度	施策評価にあたって平成30(2018)年に実施した「施策の目標」の重要度・満足度に関する区民向けアンケート、昼間区民アンケートの結果を記載している。 また、結果については平成28(2016)年に実施したものと比較するため、加重平均による数値を示している。				
	重要度					
昼間区民	満足度					
	重要度					



## 2 社会情勢の変化等

### 人口、施策の対象者等に関すること

- 人口動向やそれぞれの施策の対象者などについて、ちよだみらいプロジェクト策定時の状況から変化がある場合にその内容を記載している。

### 法令等の改正や国・都の制度改正などの動向

- ちよだみらいプロジェクト策定時の状況から国・都の取組みの変化、法令改正等などが行われ、施策の進捗に影響がある場合にその内容を記載している。

### その他社会情勢の変化

- 上記 2 項目以外に社会情勢のちよだみらいプロジェクト策定時の状況から変化があり、施策の進捗に影響がある場合にその内容を記載している。

## 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

### 施策の方向性について

- ちよだみらいプロジェクトに掲げる「課題解決の方向性」や「主な取組み」に関する課題と今後の方向性を記載している。

### 指標の妥当性について

- ちよだみらいプロジェクトにおいて設定している指標等に関する課題と今後の方向性（他の指標案など）を記載している。

### 各事務事業について

- それぞれの施策の目標を実現するための手法（各事務事業）等に関する課題と今後の方向性を記載している。

※学識経験者による二次評価（令和元年7～8月）実施以降に修正等を行った内容については当該部分に下線を付している。詳細については、第Ⅲ章「1 ちよだみらいプロジェクトの見直し結果」（P23）を参照。

1 地域ごとのまちづくりのルールをつくります

施策の目標		1 地域ごとのまちづくりのルールをつくります				
所管部(関連部)		環境まちづくり部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	対象面積に占める地区 計画適用地区の割合	68%(R1)	63%	63%	<b>63%</b>	0%
		73%(R6)	(H25)	(H28)	<b>(H30)</b>	
町丁目単位で広く地区計画を適用する場合と、個別開発の周辺整備について地区計画を適用する場合があります。いずれも地域からの要望を検討の契機としており、検討中も地権者らとの丁寧な話し合いが必要となります。このため、毎年度着実に適用地区が増えていくような状況にありません。						
み	区内のエリアマネジメント団体数	5団体(R1) 7団体(R6)	3団体 (H25)	5団体 (H28)	<b>5団体 (H30)</b>	100%
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：50%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.22		+0.05		
	重要度	0.56		-0.01		
昼間区民	満足度	0.18		+0.02		
	重要度	0.24		±0		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な施策の対象者等は土地所有者等です。</li> <li>● 人口増加や区分所有マンションの増加が、地域の合意形成に影響を及ぼすことが予想されます。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>平成30年7月の都市再生特別措置法改正により、新たに都市再生駐車施設配置計画制度が創設されました。また、制度活用に向け、令和元年6月に、都条例が改正されました。</u></li> <li>● <u>平成30年7月に国が「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン(基本編)」をとりまとめ、まちに人と賑わいを取り戻すために「歩行者中心の街路空間」、「駐車場の配置の適正化」、「駐車場の多様なニーズへの対応」などのキーワードが示されました。</u></li> <li>● <u>都が都市づくり施策の最上位計画として、平成28年9月「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、道路空間のリメイク、スマートな都市、リノベーションなどの視点が追加されました。</u></li> </ul>						
その他社会情勢の変化						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>平成29年12月に丸の内において、「公道での自動運転バス走行実験」が社会実験として行われ、平成30年9月に国が「自動運転車の安全技術ガイドライン」をとりまとめるなど、交通体系の大きな変容が見込まれています。</u></li> <li>● <u>令和元年6月、国では、「居心地が良く歩きたくなる(=ウォークアブルな)まちなか」をめざし、10の施策が提案されました。</u></li> </ul>						

## 1 地域ごとのまちづくりのルールをつくります

- 平成30年8月、国では、民間まちづくり活動（エリアマネジメント等）の財源確保に向けた枠組みの工夫（再分配法人）に関するガイドラインが策定されました。

## 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

### 施策の方向性について

- 施策の方向性に関わる社会情勢の変化は特にありません。引き続き、地域の合意に基づいて、「地区計画制度」など都市計画の諸制度等を活用し、住宅とオフィス・店舗等が調和した街並みや、街区内に緑、空地を配置するなど、良好な市街地の形成を推進します。

### 指標の妥当性について

- 現状のルールの下で形成される市街地環境に課題が無い場合は、あえて地区計画を策定する必要がありません。したがって、地区計画適用地区の増加のみをめざす現在の指標から、世論調査などによる満足度評価の指標を導入することについて、検討する必要があります。
- 指標では見ることのできないエリアマネジメント団体の活動の質に関する補助指標の設定については、民間主体のエリアマネジメント団体の活動は地域や組織ごとに異なり内容も多岐にわたることから、施策の効果をより適切に評価・比較できる指標を検討していく必要があります。

### 各事務事業について

- 地区計画制度の活用については、策定から相当期間を経過している地区もあり、地域における認識や課題、区の上位計画・施策等に合わせた変更も視野に入れた検討を行っていく必要があります。
- 地域別のまちづくりの推進については、多種多様なエリアマネジメント団体の自主的な活動を支援するため、新たな支援制度の適用等を検討していく必要があります。

2 多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます

施策の目標		2 多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます				
所管部(関連部)		環境まちづくり部(地域振興部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
	指標	目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	住まいや居住環境に満足している人の割合	70%(R1) 75%(R6)	65% (H26)	69% (H28)	<b>73%</b> <b>(H30)</b>	100%
み	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3%(R1) 5%(R6)	2.5% (H25)	3% (H28)	<b>2.9%</b> <b>(H30)</b>	100%
		高齢者人口が増加傾向にあり、進捗に影響があります。				
み	長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合	70%(R1) 75%(R6)	38% (H20)	-	-	-
		数値を計測する項目を含む調査が実施されていません。				
<b>A(順調)、平均達成率: 100%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
			今回	対前回比		
在住区民	満足度		0.17	+0.05		
	重要度		0.53	-0.04		
昼間区民	満足度		0.15	+0.04		
	重要度		0.19	+0.01		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者向け住宅の供給に関し、施策の対象者の人口が想定以上に増加していることから、今後の施策展開への影響が予想されます。</li> <li>● 区民の約9割がマンション住まいであり、毎年30~40棟程度の分譲マンションが新築されている一方、高経年マンションの棟数には変化がなく、将来的に管理不全に陥らないようにするための取組みが必要です。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国は適正なマンション管理を促進するため、マンション管理適正化法に基づく指針の改定や標準管理規約等の改正を行っています。</li> <li>● 都もマンション管理ガイドラインを更新するなどしながら、マンションの管理状況の届出に関する条例制定を予定しています。</li> </ul>						
その他社会情勢の変化						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神田地区に、高齢者向け優良賃貸住宅「こもれび千桜(戸数:30戸)」が平成28年12月に竣工し、平成29年3月から入居を開始しました。また、麹町地区には、居室37室の有料老人ホームの整備計画(令和3年上半期竣工予定)があり、高齢者向け住宅の供給が進んでいます。</li> <li>● 区内マンションのほとんどが管理を管理業者へ委託している状況や、都心部では区分所有者の流動が激しいことから、管理組合の理事のなり手不足や管理・運営に対する意識不足が危惧されています。</li> </ul>						

## 2 多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます

### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- 区では適正なマンション管理を推進し、良質な居住環境を形成するため、マンションの維持管理等の基準を定めるとともに、管理状況の報告義務に関する制度の構築を進めます。
- 制度構築の検討を進め、都の条例との関連性を調整するなどし、効果的な施策展開を図っていきます。

#### 指標の妥当性について

- 「住まいや居住環境に満足している人の割合」と「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合」はめざすべき10年後の姿に向けた施策の進捗状況を適切に測ることができていますが、「長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合」は、単に設定の有無だけでなく、適正に設定しているかを見ていく必要があり、指標の変更を引き続き検討していく必要があります。具体的には、下記記載の制度構築後の取組みを行いつつ検討していきます。

#### 各事務事業について

- 長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合については、制度構築後の管理状況報告により状況把握をするとともに、適正な長期修繕計画と実施、その裏付けとなる修繕積立金の設定を必要に応じて指導することで、適正な管理を推進します。
- 老朽化等により機能更新が必要な区営四番町住宅及び四番町アパートの建替えに向け、引き続き（仮称）区立麴町仮住宅と（仮称）四番町公共施設の整備に努めていきます。また、仮住宅使用後の利活用等について、「旧千代田保健所麴町庁舎跡地利用検討協議会」において、地域の方のご意見を踏まえながら検討を行います。

### 3 だれもが移動しやすい環境の整備を進めます

施策の目標		3 だれもが移動しやすい環境の整備を進めます				
所管部(関連部)		環境まちづくり部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	コミュニティサイクルの回転数(1日平均)	2回転/台 (R1)	1回転/台 (H26)	1.9回転/台 (H28)	3.9回転/台 (H30)	100%
		3回転/台 (R6)				
		平成30年11月末現在の値です。広域連携エリア拡大等の利便性向上により、コミュニティサイクルの普及が進んだと考えます。				
み	区道(幅員11m以上)の電線類地中化率	70%(R1)	67% (H25)	68% (H28)	69% (H29)	100%
		72%(R6)				
		現在着手中の地区が完了しないため、令和元年度末の達成率も69%の見込みです。				
<b>A(順調)、平均達成率:100%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.17		+0.09		
	重要度	0.71		-0.04		
昼間区民	満足度	0.16		+0.01		
	重要度	0.33		-0.05		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年齢区分別人口構成比の今後の推計によると、コミュニティサイクルの主な利用者である生産年齢人口を含め、各世代の構成比に大きな変化は見込まれておらず、人口の推移がコミュニティサイクル事業に与える影響はないと考えます。</li> <li>● 現状の無電柱化率(平成29年度末) 出典:国土交通省HP(道路管理者から聞き取り調査) <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都全体:5%弱です。[高速自動車道等を除く全道路]</li> <li>・東京23区全体:8%弱です。[高速自動車道等を除く全道路]</li> <li>・(参考)千代田区:29%です。[区道のみ](平成30年度末)</li> </ul> </li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、平成30年6月に国が、平成31年3月に都がそれぞれ自転車活用推進計画を策定しました。これにより、自転車走行空間や駐輪場の整備、シェアサイクルポートの設置などについて国、都、区がそれぞれ連携しながら、自転車の活用推進を行うようになりました。</li> <li>● 平成28年12月16日に「無電柱化の推進に関する法律」が施行されました。</li> <li>● 平成29年9月1日に都の「東京都無電柱化推進条例」が施行されました。</li> <li>● 平成30年3月に都が「東京都無電柱計画(平成30年度~平成39年度)」を策定しました。</li> </ul>						

### 3 だれもが移動しやすい環境の整備を進めます

- 平成30年4月6日に法第7条に規定する「無電柱化推進計画（2018年度～2020年度）」を国土交通省が策定しました。
- 平成31年3月に都が福祉のまちづくり推進計画を策定しました。

#### その他社会情勢の変化

- 平成28年2月に4区で開始したコミュニティサイクル広域連携は、平成30年4月から9区（千代田・中央・港・江東・新宿・文京・渋谷・品川・大田（拡大順））となりました。
- 区民アンケート結果では、在住区民の満足度は、当初に比べ2倍以上に増加しています。
- 東京都無電柱化計画に定める目標値は以下のとおりです。
  - ・ 第1次緊急輸送道路（歩道幅員が2.5m以上の都道）：50%（令和6年度）
- 国の無電柱化計画に定める目標は以下のとおりです。
  - ・ 都市部内の第1次緊急輸送道路：34%→42%（2020年度）
  - ・ バリアフリー化の必要な特定道路：15%→51%（2020年度）

### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- 自転車利用の推進について、コミュニティサイクルは評価指標（回転数）の推移からも順調に利用が増加しています。自転車活用推進法及び自転車活用推進計画により具体化した国・都の措置を活用しつつ、区民満足度の向上に取り組んでいく必要があります。
- 電線類地中化の推進は、特に都心部において、防災、バリアフリー及び景観形成などの視点から、積極的に推進していくことが求められていますが、多方面の調整などで進捗が進まない側面もあります。当面は、令和6年度の目標値72%の達成に向け、現在取り組んでいる4地区の地中化を着実に進めていきます。
- 幅員11m未満の道路の地中化については、整備手法の検証を行いつつ、主要道路と併せた面的整備も検討します。

#### 指標の妥当性について

- 現在設定している指標で、めざすべき10年後の姿に向けた施策の進捗状況を適切に測ることができています。
- 指標「コミュニティサイクルの回転数」については、既に令和6年度の目標値3回転を達成していること、自転車台数の変動により数値が影響を受けることから、適正な目標を検討し、さらなるサービス向上を図る必要があると考えています。
- 指標「区道（幅員11m以上）の電線類地中化率」については、国、都、他の区市町村とより精緻に比較をするためには、区道全体を対象とした指標を検討していく必要があります。

#### 各事務事業について

- コミュニティサイクル事業については、区民の日常の便利な移動手段として着実に定着してきていると考えます。今後は、各ポートへの自転車の再配置など、区民利用のさらなるサービス向上に向けて取り組んでいきます。
- 「バリアフリー歩行空間の整備」では、電線類地中化の推進のほかに、歩道の設置・拡幅整備があります。また、経常的な道路維持管理においても道路に対するニーズが多様化するなかで、これまで以上に計画的な取り組みが必要です。今後は、環境に配慮した道路整備のあり方について、さらに研究していくとともに、既存道路の計画的な維持補修にも、力を入れていく必要があります。

#### 4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

施策の目標		4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます				
所管部(関連部)		地域振興部(環境まちづくり部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	路上喫煙過料適用件数	5,000件 (R1) 3,000件 (R6)	7,008件 (H25)	7,207件 (H27)	<b>4,870件 (H29)</b>	100%
み	分散型喫煙所設置数	75か所 (R1) 100か所 (R6)	37か所 (H26)	54か所 (H28)	<b>49か所 (H29)</b>	54.5%
		国・都の動向等を踏まえ、平成30年以降、区立施設(建物内)及び一部の公園について喫煙所を撤去し、禁煙化しました。一方で、屋内喫煙所設置助成制度を利用した喫煙所等については増加傾向となっています。				
み	「安全・安心なまち」と思う人の割合	70%(R1) 75%(R6)	64% (H26)	65% (H28)	<b>66% (H30)</b>	50%
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：68.2%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.33		+0.02		
	重要度	0.75		+0.01		
昼間区民	満足度	0.18		-0.03		
	重要度	0.33		-0.06		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<p>● 全国たばこ喫煙者率調査によると、喫煙者率は、以下のとおりであり、年々減少傾向にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年 男性27.8% 女性8.7% 男女計17.9%</li> <li>・2017年 男性28.2% 女性9.0% 男女計18.2%</li> <li>・2016年 男性29.7% 女性9.7% 男女計19.3%</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<p>● 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、平成29年10月には、東京都子どもを受動喫煙から守る条例が、平成30年6月には、受動喫煙防止条例が制定され、同年7月には、改正健康増進法が成立しました。</p>						
その他社会情勢の変化						



#### 4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- 受動喫煙防止の動きは、健康増進法の改正、都条例の制定、さらには東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に控え、今後より一層加速していくこととなり、施策の方向性の大きな変化はないと考えています。
- 国・都をあげて受動喫煙対策を推進していくため、例えば公道上や公開空地への喫煙所設置を認めるなどの規制改革を求めていくべきです。

#### 指標の妥当性について

- 喫煙者の受動喫煙に対する認識が定着していけば、過料適用件数の減少は期待できます。しかしながら、指導・取締りの巡回場所によって違反件数の数値が変わってしまうことに注意していく必要があります。
- 分散型喫煙所の設置は官民を問わず取り組むべき課題です。そのため、「タバコを吸える場所」という観点から、比較的安価で利用できるファーストフード店や喫茶店等の喫煙専用室を把握し、喫煙者に周知する補完データが必要です。

#### 各事務事業について

- 今後さらなる増加が見込まれる外国人に対して、千代田区の取組み（生活環境条例による路上喫煙禁止）について周知を徹底していく必要があります。
- 喫煙所整備にあたっては、総論賛成、各論反対の意見があり、建物オーナーの意向だけでは進められない現実があります。地域の中で共生の理念を浸透させる仕掛けが必要です。
- 当該施策の目標の実現に向けては、路上喫煙対策や路上障害物対策等に加え、犯罪防止に関する取組みも重点的に進めていく必要があります。

5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます

施策の目標		5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます				
所管部(関連部)		政策経営部(保健福祉部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	平常時から地域との連携協力ができている企業の割合	50%(R1) 55%(R6)	43% (H26)	-	<b>41%</b> (H29)	0%
		3年に一度の調査であり、次回調査は令和2年度となります。				
み	地下街等の避難訓練等の実施率	70%(R1) 100%(R6)	0% (H26)	25% (H27)	<b>41%</b> (H29)	97.6%
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：48.8%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.26		+0.07		
	重要度	0.73		-0.04		
昼間区民	満足度	0.17		+0.02		
	重要度	0.32		±0		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策の対象となる人口・事業者数は増加しており、今後の施策展開に影響を及ぼす可能性があります。</li> <li>● 千代田区の大きな特徴は他に類が見られないほど昼夜間人口比率の差が大きなことです。その格差は15倍近くであり、災害発生の時間帯や曜日によって被災状況が大きく異なることが予想され、当区の災害対応における大きな課題であり続けています。</li> <li>● また、近年のインバウンドの急増、経済のグローバル化による外国人労働者の増加に伴い、文化や言語の違いを踏まえた災害対策の必要性が増しています。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27年の水防法改正により、洪水に係る洪水浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした想定から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした想定に拡充されました。また、平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けされました。これらの改正に伴い、地域防災計画において、新たに地下街等施設や要配慮者利用施設を位置づける必要が生じています。</li> <li>● 平成28年熊本地震における対応への反省から、「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)が発出され、大規模災害時には各都道府県に保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとなりました。</li> </ul>						

## 5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます

<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成30年は、大阪北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等の災害が頻発していることから、災害対策について社会全体の機運が高まっています。</li><li>● 平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震など、震度7を記録して多数の死傷者が出る震災が東日本大震災後も起きています。一方、西日本豪雨など、地震以外の災害による大きな被害も発生しており、災害時の体制整備の重要性は増えています。</li><li>● 地下街の増加、物流の変化など従来の災害対策とは異なる観点での対策が必要な事象が増えていきます。</li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 施策の対象となる人口・事業者数が増加する中で、区民をはじめ、事業者や来街者を含め、全ての人々が助け合って減災に取り組む「協助」を構築していくことが重要であり、平常時から地域における連携協力体制を強化していく必要があります。そのため、地域防災組織の育成や避難所防災訓練などの場を通じ、発災時における防災体制の強化を図っていきます。</li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 現在設定している指標を変更する必要はないと考えられます。</li><li>● 指標「平常時から地域との連携協力ができる企業の割合」の数値は伸びていませんが、同調査の災害時における地域との連携協力では「協力できない」と答えた企業は10%であり、発災時には協力し、地域に貢献するという意識はあると考えられます。</li><li>● 指標「地下街等の避難訓練等の実施率」は避難確保計画や浸水防止計画の策定作業が進められており、今後も数値は進捗していくものと考えています。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 現時点においては、施策のより一層の進捗に向けた各取組みの見直しの必要性はありませんが、詳細内容については、今後も区民のニーズ等を的確に把握することで適宜見直しを行っていきます。</li><li>● 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の制度化による災害時の保健医療活動に係る体制整備を国、東京都と連携して構築していきます。</li></ul>

## 6 建物の耐震化を促進します

施策の目標		6 建物の耐震化を促進します				
所管部(関連部)		環境まちづくり部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	耐震基準を満たしている住宅の割合	94%(R1) 100%(R6)	88% (H25)	-	-	-
		令和2年度の耐震改修促進計画の改定作業において、5年毎に行われる国の住宅・土地統計調査の結果を基に、現状値を把握します。				
み	耐震基準を満たしている「多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物」の割合	94%(R1) 100%(R6)	86% (H25)	-	-	-
		令和2年度の耐震改修促進計画の改定作業において、5年毎に行われる国の住宅・土地統計調査の結果を基に、現状値を把握します。				
み	耐震基準を満たしている区所有公共建築物の割合	100%(R1) - (R6)	96% (H25)	98% (H27)	<b>100% (H29)</b>	100%
<b>A (順調)、平均達成率：100%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成 30・28 年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.21		+0.03		
	重要度	0.80		-0.03		
昼間区民	満足度	0.19		+0.02		
	重要度	0.37		-0.03		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震改修促進法の改正（平成31年1月1日施行）において、国の耐震化目標の基本方針が改正され、耐震性が不十分な「住宅」に加えて、「耐震診断義務付け建築物」についても、令和2年度までに少なくとも95%に、令和7年までに概ね解消する目標が定められました。</li> <li>● 区内の耐震診断義務付け建築物の中で、「ホテル・病院・学校等の大規模な建築物」は、耐震性が不十分な建物は少なく、いずれも改修や建替えの計画が予定されています。一方で「特定緊急輸送道路沿道の建築物」は、耐震性が不十分な建物が多く残っている状況であり、区としても、これまで以上に早急な耐震化の促進が求められています。</li> </ul>						

## 6 建物の耐震化を促進します

<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成30年に発生した地震によるブロック塀の倒壊の被害を踏まえて、ブロック塀の安全対策が社会的に注目されるようになりました。区も直ちに緊急調査を行い、問題のあるブロック塀の所有者に安全指導を行うとともに、改善工事に対する助成制度を創設しました。建築物の耐震化と同様にブロック塀の安全対策についても十分な対応が必要となっています。</li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 区内の特定緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化の進みが鈍くなってきたことから、このままでは地震災害時の救援活動等に支障をきたす事態が懸念されます。国の耐震化目標を踏まえて、区も耐震化を加速させるため、診断結果の公表を行うとともに、国や都の制度を十分に活用しながら、耐震改修等の助成制度を拡充し、さらなる耐震化の促進を図っていきます。</li><li>● 区内のマンションや木造住宅についても、耐震化の進みが遅いため、より効果的な支援施策とするための見直し・検討が必要です。</li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 指標のうち2つが5年毎の調査により現状値を把握しています。そのため、前回の施策評価も含め評価実施時期に数値取得することができないため、短期的に進捗状況を測ることは難しいですが、めざすべき10年後の姿に向けた施策の進捗状況を測る指標としては適切だと考えています。</li><li>● なお、令和2年度の耐震改修促進計画の改定作業において、今回取得できていない指標の数値の把握と目標値の妥当性についての検証を予定しています。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 特定緊急輸送道路の沿道で必要な耐震性を満たしていない建築物の耐震化を促進するため、国や都の制度を十分に活用しながら助成制度の拡充を図ります。また、区内の道路に面する安全性に問題のあるブロック塀に対して、改善工事の助成を行い、安全対策を図ります。</li></ul>

7 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします

施策の目標		7 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします				
所管部(関連部)		環境まちづくり部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	「区民参加型モニタリング調査」に参加した人の数	200人(R1) 300人(R6)	99人 (H26)	276人 (H28)	<b>243人 (H30)</b>	100%
		現状値が中間値より減ったのは、今夏の猛暑により、屋外の生きものさがし観察会(参加予定73名)を中止したことが影響しています。				
み	緑被面積	2,550千㎡ (R1) 2,600千㎡ (R6)	2,450千㎡ (H22)	-	<b>2,707千㎡ (H30)</b>	100%
み	水質検査で環境基準値適合(COD)を満たす濠の数	4濠(R1) 7濠(R6)	0濠 (H25)	2濠 (H28)	<b>0濠 (H29)</b>	0%
		検体採取日前の天候等の影響により水質が悪化し、適合濠数が0になったものと考えています。				
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：66.7%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成 30・28 年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.24		+0.05		
	重要度	0.64		-0.01		
昼間区民	満足度	0.18		+0.01		
	重要度	0.25		-0.05		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
● 人口の増加により、区民一人当たりの緑地面積に影響を及ぼすことが予想されます。						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
● 今後、国における「生物多様性国家戦略」の改定が見込まれており、区の生物多様性に関する施策に影響を及ぼす可能性があります。						
● 都市緑地法の改正により、さらなる緑化や緑の偏在是正を推進する手段として、市民緑地認定制度が創設されました。						
● 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、身近な緑や水辺に対する関心が高まっています。						

## 7 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします

- 都が都市づくり施策の最上位計画として、平成28年9月「都市づくりのランドデザイン」を策定し、市街化区域内について、緑化地域の全域指定が明記されました。

### その他社会情勢の変化

- 地球温暖化の進行に伴う気候変動やヒートアイランド現象などにより、生物多様性の保全、身近な緑の確保、水辺の環境改善の重要度が増しています。

## 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

### 施策の方向性について

- 身近な水や緑に親しめるまちを実現するためには、きれいな水をたたえた水辺とより多くの緑が必要です。このため、引き続き、水辺の環境の把握・整備、水質改善を進めるとともに、公共施設と民間施設の建設に伴う緑化を推進し、身近な緑を増やしていきます。また、市民緑地認定制度の活用により、公開空地等の緑化推進や、緑の偏在是正に向けた取組みも進めます。
- 緑被率（面積）の増加は、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策（施策12参照）にも寄与します。関連する取組みを効果的に推進していきます。
- 生物多様性に対する理解を促進するためには、生きものとふれあう機会を提供していくことが効果的です。また、生物の分布を長期的に分析することにより、気候変動等の影響を把握するなど、他の施策との関連にも留意しながら取組みを進めていきます。

### 指標の妥当性について

- 現在設定している指標で、数値の安定性に一部課題はあるものの、めざすべき10年後の姿に向けた施策の進捗状況を適切に測ることができています。
- 指標「緑被面積」については、緑の量だけでなく質にも着目して、「緑視率」を併用して評価することを検討します。

### 各事務事業について

- 生物多様性のモニタリングは、参加者に生物多様性への理解と関心を持ってもらうとともに、長期にわたって、生物の分布の変化を把握していくことが重要です。このため、一定の参加者数を確保しつつ、長期的に取り組んでいきます。
- 緑被面積に関する目標は達成しましたが、さらなる緑化を推進していく必要があります。また、緑の量の確保だけでなく、生物多様性の観点を考慮するとともに、市民緑地認定制度なども活用し、緑の偏在是正や質の向上にも努めていきます。
- 濠の水質に関しては、国や都と連絡を取り合いながら、定期的に水質改善への状況確認を行うとともに、今後も定期的に調査を行い、そのデータを国や都と共有し濠の水質改善に役立てていきます。

8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます

<b>施策の目標</b>		<b>8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます</b>				
<b>所管部(関連部)</b>		環境まちづくり部				
<b>1 指標等を用いた進捗状況評価</b>						
<b>指標</b>		<b>目標値 (年度)</b>	<b>初期値 (年度)</b>	<b>中間値 (年度)</b>	<b>現状値 (年度)</b>	<b>達成率</b>
み	対象面積に占める地区計画適用地区の割合	68%(R1) 73%(R6)	63% (H25)	63% (H28)	<b>63% (H30)</b>	0%
		町丁目単位で広く地区計画を適用する場合と、個別開発の周辺整備について地区計画を適用場合があります。いずれも地域からの要望を検討の契機としており、検討中も地権者らとの丁寧な話し合いが必要となります。このため、毎年度着実に適用地区が増えていくような状況にありません。				
D (遅れている)、平均達成率：0%						
<b>区民アンケート結果(加重平均による平成 30・28 年度結果の比較)</b>						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.26		+0.02		
	重要度	0.52		-0.05		
昼間区民	満足度	0.16		-0.01		
	重要度	0.16		-0.03		
<b>2 社会情勢の変化等</b>						
人口、施策の対象者等に関すること						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
その他社会情勢の変化						
● 平成31年4月より景観行政団体へ移行したため、新たな景観ルールを用いた協議制度の充実を図ることやそれらを地区計画に反映した景観誘導の検討が可能となりました。						
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>						
施策の方向性について						
● 景観行政団体となることで、法に基づく景観計画の策定が可能となり、地域ごとの特性を踏まえた新たな景観ルールを定めることで事前協議制度を充実させ、良好な街並みへの誘導を図ります。						
指標の妥当性について						
● 今後定める景観計画等のルールの下で形成される市街地環境(景観)に課題が無い場合は、あえて地区計画を策定する必要がありません。したがって、地区計画適用地区の増加のみをめざす現在の指標から、景観協議・指導致関するプロセスや世論調査などによる満足度評価の指標を導入することについて検討する必要があります。						



## 8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます

### 各事務事業について

- 景観行政団体への移行に伴い、法に基づく計画の策定を進めます。
- 景観まちづくり重要物件については新たに策定予定の景観計画に引き継ぐとともに、景観法に基づく景観重要建造物への移行を検討していきます。
- 地域特性に応じた地区計画を踏まえ、これまで同様景観協議を進めます。また、今後、策定予定の景観計画の内容を地区計画に反映できるよう検討を進めます。

9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます

施策の目標		9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます				
所管部(関連部)		地域振興部(環境まちづくり部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	千代田区への定住意向がある人の割合	88%(R1) 90%(R6)	87% (H26)	84% (H28)	<b>84%</b> <b>(H30)</b>	0%
み	外国人観光案内所の利用者数	110,000人 (R1) 160,000人 (R6)	49,642人 (H25)	-	-	-
		初期値の積算対象の観光案内所が平成27年度から利用者数の公表を取りやめたため、算出が不可能となっています。				
み	フードバレーネットワークの推進(地方と連携したマルシェ・出店等の区が関与した事業数)	28事業 (R1) 56事業 (R6)	14事業 (H25)	18事業 (H28)	<b>17事業</b> <b>(H30)</b>	27.3%
		現状値に反映されていない、区が後援する各イベント等が34事業あり、地方との連携に関する取組みは推進できています。				
<b>D (遅れている)、平均達成率：13.7%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.23		+0.06		
	重要度	0.24		-0.03		
昼間区民	満足度	0.13		±0		
	重要度	0.10		+0.03		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口増とともに、人口に占める短期居住者の割合が増しているため、明確な定住意向を持つ区民の割合が上がりづらい状況であることが考えられます。</li> <li>● 平成30年の訪日外国人数は3,000万人を超え、今後もさらなる増加が見込まれるなか、外国人観光案内所の利用者数も比例して増えていくことが期待できます。また、連携を図る区内観光案内所の数も増えていることから、区の魅力発信の機会もより多くなることが見込めます。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
その他社会情勢の変化						

- 9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます

### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- 今後、外国人をはじめ多くの来街者が千代田区を訪れることになり、その人たちに千代田区を知ってもらい、リピーターとなってもらうための施策を展開していくことが肝要です。
- 地方との連携は、千代田区と地方都市がウィン・ウィンの関係でなければ継続して行うことが難しいことから、そうした取組事例を検討していく必要があります。

#### 指標の妥当性について

- 「外国人観光案内所の利用者数」に関しては、初期値の積算対象である観光案内所（1か所）が数値公表を取りやめた一方、初期値を設定した以降に新たに連携を取り始めた観光案内所が増えているため、実績のカウントをどのように行うかを定める必要があります。区の魅力を発信することを施策目標として掲げているため、こうした状況も反映した実績のカウント方法や、補助指標の設定を検討します。
- 「フードバレーネットワークの推進」は、地方と連携して実施したマルシェや出店に区が関わった件数を実績としていますが、後援を行ったイベント等は対象としていませんでした。指標の妥当性はあると認識していますが、地方との連携に資すると判断したイベントには積極的に後援を行っている点を踏まえ、後援の実績も補足して進捗に関する評価を行いたいと考えます。
- 区民が千代田区に誇りを持っているかを測る指標として、「定住意向がある人の割合」を設定していますが、その定住意向の理由に交通利便性を挙げる方が最も多いことから、「定住意向がある人」＝「千代田区に誇りを持っている」とは一概に結びつかないと言えます。誇りを持つことが実感できるようになっているか、客観的に判断できる補助指標の設定を引き続き検討します。

#### 各事務事業について

- 観光協会の役割分担を明確にして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて始動していますが、観光協会が主体的に活動できる運営基盤を構築する必要があります。そのためにも、観光協会独自の財源を確保する方策を検討していきます。
- 現行計画の主な取組みの一つである「観光案内所との連携」及び「水辺の活用」については、これまで以上に対象を広げ検討していきます。

10 中小企業や商工業の活性化を支援します

施策の目標		10 中小企業や商工業の活性化を支援します				
所管部(関連部)		地域振興部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	中小企業の卸売業・小売業の年間商品販売額(平成23年1年間を100とする)	107(R1) 113(R6)	100 (H23年)	-	<b>107.4</b> (H28)	100%
補	起業資金融資実行件数	35件(R1) 40件(R6)	20件 (H26)	30件 (H28)	<b>43件</b> (H29)	100%
<b>A (順調)、平均達成率：100%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.10		+0.02		
	重要度	0.37		-0.04		
昼間区民	満足度	0.10		+0.03		
	重要度	0.21		+0.03		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本区における従業員20名未満のいわゆる中小零細事業所数は減少傾向にあるため、起業支援をはじめとして中小企業支援をさらに強化していく必要があります。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京都議会平成30年第四回定例会にて可決・施行された東京都中小企業・小規模企業振興条例の内容を踏まえ、必要な措置を検討していく必要があります。</li> </ul>						
その他社会情勢の変化						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度実施の中小企業支援ガイドブック作成時の区内中小企業に対するヒアリング結果においても、区に対する経営力向上、人材育成や設備投資に対する支援策が求められています。</li> </ul>						
3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性						
施策の方向性について						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の賑わいを創出させるには、商店街はもとより区内の中小企業の経営基盤の強化が欠かせないことから、商工振興基本計画に掲げた取組みを着実に進捗させることが重要です。</li> <li>● 生産性向上特別措置法の施行など、国も本腰を入れて中小企業支援に動いており、国や都等と連携して様々な支援メニューを提示し、中小企業事業者の安定した経営を後押ししていく必要があります。</li> </ul>						

## 10 中小企業や商工業の活性化を支援します

指標の妥当性について
<ul style="list-style-type: none"><li>● 中小企業の卸売業・小売業の年間商品売上額は、基準値に対して伸び率が約3%と順調に伸びています。区内商工関係団体と連携し経営相談や商工融資あっせん等、中小企業振興施策の拡充に努めてきたため目標を達成できたものと考えます。この指標は、経済センサスより引用しているため、区内網羅的に把握した数値であり、区独自で調査した偏りのある数値よりも指標として妥当と考えています。</li><li>● 現行の補助指標「企業資金融資実行件数」は適切であり、また、件数も順調に伸びています。起業という性質上、必ずしも区内だけでなく、区外からも事業者を呼び込むという視点が肝要であり、さらなるメリットを検討して、「起業しやすいまち」のイメージを定着させていきます。</li></ul>
各事務事業について
<ul style="list-style-type: none"><li>● 区内には様々な業種別団体があり、それぞれの特性を活かした取組みを行っています。今後さらに、その自主性を高め、自立運営ができるように、区として側面支援に努めていくとともに、地域貢献という視点を浸透させていきます。</li><li>● 社会経済情勢による影響もありますが、商工融資全体の実績は減少傾向です。区として今後の方向性を検討する必要があります。</li></ul>

11 消費生活にかかる相談、支援を充実します

施策の目標		11 消費生活にかかる相談、支援を充実します				
所管部(関連部)		地域振興部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	消費生活センターを知っている人の割合	60%(R1) 70%(R6)	44% (H26)	51% (H28)	<b>51%</b> (H30)	58.3%
補	(消費生活センター)相談件数	1,070件 (R1) 1,100件 (R6)	1,029件 (H26)	1,048件 (H28)	<b>1,037件</b> (H29)	33.3%
平成30年度は2月で1,000件近くとなっており、1年間での件数は平成29年度を上回る見込みです。						
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：45.8%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.12		+0.01		
	重要度	0.42		-0.02		
昼間区民	満足度	0.11		+0.04		
	重要度	0.14		-0.01		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成人予備軍となる若年者人口が想定以上に増加することが見込まれ、若年者に対する消費者教育を強化していく必要があります。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民法が改正され、2022年4月1日に成年年齢の引き下げが施行されます。</li> <li>● また、学校での消費者教育の必要性が高まっていますが、授業数が足りず、消費者教育の授業が出来ていないのが現状であり、学校の対応だけでは間に合わないため、区の消費生活センターと学校の連携は必須となっています。</li> <li>● このため、既に消費生活センターで出前講座を実施している中学・大学に加え、高校でも出前講座を実施していく必要があります。</li> </ul>						
その他社会情勢の変化						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年層から高齢者まで幅広い世代にわたり悪質商法や振り込め詐欺等の手口が巧妙化且つ多様化しており、未然防止のために各世代に合わせた消費者教育が求められています。</li> </ul>						

### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- 平成30年の都内の特殊詐欺認知件数は過去最悪になるなど、悪質かつ巧妙な事件は後を絶たず、今後ますます増加していくと思われ、消費者（特に高齢者）に対する啓発や注意喚起がこれまで以上に求められてきます。そのためにも、相談窓口（消費生活センター）の周知は重要であり、施策の方向性としては妥当です。
- 民法改正に伴う成人年齢の引き下げ、消費者契約法の改正を踏まえ、若者（特に学生）への啓発が重要になることから、教育機関と連携した取組みが求められてきます。

#### 指標の妥当性について

- 消費生活センターは、本人またはその家族が消費生活センターに相談したことがないと知らないという傾向が顕著なことから、この指標を上昇させるためには、相談だけではなく講座や各種イベント等で消費生活センターを周知していく必要があります。
- 平成29年度実施の施策評価において評価委員からは、「消費生活センターの利用者満足度」を指標として追加すべきとの意見をいただきましたが、同センターの相談業務は必ずしも相談者にとって納得される対応でないこともあります。その場合、利用者満足度は低くなり、センターの真の価値を見誤ることになるので採用しないこととします。
- 相談件数は本来、減らしていくことが、その地域の安全・安心を示すバロメーターとなります。しかしながら、潜在的な被害（泣き寝入り）を掘り起こし、真の安全・安心をめざすという意味で相談件数の指標は妥当です。

#### 各事務事業について

- 出入国管理法の改正に伴い、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人の消費者トラブルへの対応が求められてくることから、相談体制のさらなる強化を図る必要があります。

12 地球に優しい環境づくりを進めます

施策の目標		12 地球に優しい環境づくりを進めます				
所管部(関連部)		環境まちづくり部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	CO <sub>2</sub> 排出量(エネルギー消費量)	193万t (R1)	236万t (H25)	225万t (H27)	236万t (H28)	0%
		172万t (R6)				
		主に業務部門の排出量が増加しました。				
み	エネルギー(電気)の自立度	3.5%(R1) 4.3%(R6)	2.4% (H25)	2.7% (H27)	3.2% (H29)	100%
み	打ち水開催回数	280回(R1) 300回(R6)	265回 (H26)	286回 (H28)	312回 (H30)	100%
		積極的な啓発活動や環境意識の高まりにより、打ち水イベントに参加する事業所等が増加しました。				
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：66.7%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.14		-0.02		
	重要度	0.57		+0.02		
昼間区民	満足度	0.16		+0.04		
	重要度	0.25		±0		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
● 区内の人口や床面積の増加が、CO <sub>2</sub> 排出量の削減に影響を及ぼしていると考えられます。						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
● 国は、パリ協定や約束草案を踏まえて地球温暖化対策計画を策定し、2030年までに2013年比で26%、長期的目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすこととしました。						
● 気候変動適応法の制定により、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策(適応策)が法的に位置付けられ、地方自治体も状況に応じた取組みが求められています。						
● 東京都では、ヒートアイランド対策や真夏に行う東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催からも夏の暑さ対策を進めています。						
● 平成29年4月に建築物省エネ法が施行され、新築時の規制が強化されました。さらに、令和元年5月から対象が拡大される法改正が公布されました。						



## 12 地球に優しい環境づくりを進めます

その他社会情勢の変化
<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>緑被率（面積）は増加しましたが、依然として地域的な偏在が見られます。（施策7の指標参照）</u></li><li>● <u>首都圏三環状道路の整備により、千代田区内の主要交差点交通量は減少傾向にあります。</u></li><li>● 近年、再生可能エネルギーが注目され、脱炭素化の有効な手段として認識され始めています。</li><li>● ヒートアイランド現象や地球温暖化の進行に伴う気候変動等の影響により、多くの区民や事業所でも夏の暑さ対策、環境への意識が高まっています。</li><li>● 環境に配慮した東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に環境に対する意識の高まりもあり、今後の施策展開に影響が予測されます。</li><li>● <u>平成30年8月、国はスマートシティの実現に向けての中間まとめを公表し、令和元年5月、国が行うスマートシティモデル事業において、区は大手町・丸の内・有楽町地区を先行モデルプロジェクトとして提案し、選定されました。</u></li><li>● <u>地域冷暖房などの面的エネルギーの普及が特定のエリアを中心に進んでいます。</u></li></ul>
3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性
施策の方向性について
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地球にやさしい環境づくりを進めていくためには、それぞれの地域が、地域特性を踏まえた対策を講じていく必要があります。本区のCO<sub>2</sub>排出量の約75%は、事務所ビルなどの業務部門に由来しているため、引き続き、建築物の省エネ化を進めるとともに、再生可能エネルギーの導入を拡大するなどの取組みも併せて推進します。また、環境にやさしく災害に対応できる強靱なまちにするため、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムによる発電量を、中長期的に普及、拡大させていきます。</li><li>● 地球温暖化対策は、これまでの緩和策に加え、気候変動による被害を回避・軽減するための適応策も重要であり、今後は緩和策と適応策を一体的に進めていく必要があります。</li></ul>
指標の妥当性について
<ul style="list-style-type: none"><li>● 現在設定している指標で、めざすべき10年後の姿に向けた施策の進捗状況を適切に測ることができています。</li></ul>
各事務事業について
<ul style="list-style-type: none"><li>● 今後も建築物環境計画書制度や助成制度等により建築物の省エネ対策を推進するとともに、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの普及促進に取り組んでいきます。また、区自らが引き続き再生可能エネルギーを積極的に区有施設等へ導入することで、率先してCO<sub>2</sub>削減を図ります。</li><li>● 気候変動への対応については、区における影響を調査したうえで適応策にかかる計画を策定し、取組みを推進していきます。</li><li>● 環境に関する拠点として、また、区内中小ビルの省エネモデル施設として（仮称）エコセンターを整備し、区民や事業者等の環境や省エネに係る活動を促進していきます。</li><li>● 緑化やドライ型ミスト設置の推進、打ち水の実施等、引き続きヒートアイランド対策を推進します。環境啓発の面もある打ち水実施については、参加数の増加と活動の定着を図り、ヒートアイランド現象に対する関心を高めます。</li><li>● <u>ビルの排熱抑制や道路舗装の工夫については、東京都などの関係機関と連携を図り、新たな技術等の把握に努め、有効な対策を講じていきます。</u></li><li>● <u>緑の乏しい地域に対しては、その地域特性に適した手法による緑化を推進するなど重点的な対策を講じ、ヒートアイランド現象を緩和させていきます。</u></li></ul>

13 資源循環型都市をめざします

施策の目標		13 資源循環型都市をめざします				
所管部(関連部)		環境まちづくり部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	1人1日当たりのごみと資源の総排出量	550g(R1) 500g(R6)	600g (H25)	-	<b>494g</b> (H29)	100%
み	大規模建築物から排出されるごみの資源化率	72%(R1) 73%(R2)	60% (H25)	62% (H27)	<b>62%</b> (H29)	25%
み	家庭や小規模事業所から排出されるごみの資源化率	32%(R1) 33%(R2)	22% (H25)	23% (H27)	<b>25%</b> (H29)	50%
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：58.3%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.21		-0.02		
	重要度	0.57		-0.02		
昼間区民	満足度	0.14		±0		
	重要度	0.26		+0.02		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口は、平成25年度の54,349人から、平成30年3月には61,471人となり、約13%増加していますが、ごみ量の推移では燃やすごみ・燃やさないごみは減少傾向にあります。一方で、粗大ごみは増加傾向にあります。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2015年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択されています。次に平成28年5月13日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、国は2030年までに高効率・長寿命化照明に蛍光灯を100%切り替えることとしています。</li> <li>● また、平成30年10月19日に環境省はレジ袋などの使い捨てプラスチック排出量を、2030年までに25%削減することとした「プラスチック資源循環戦略(素案)」をまとめています。</li> </ul>						
その他社会情勢の変化						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 容器包装プラスチック・ペットボトル・紙製容器の改良による省資源・軽量化が進んでいます。</li> <li>● インターネット広告媒体への移行により、紙媒体広告の減少がみられます。</li> <li>● 景気拡大に伴い、耐久消費財の買い替えが進み、使用可能である粗大ごみが増加しています。</li> </ul>						

### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- 人口は増加傾向となり、ごみの排出量に影響を及ぼすことが予測されます。今後も社会情勢の把握や区民・事業者の意識啓発を行い、2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））を推進するとともに、再生利用（リサイクル）に取り組み、ごみの減量・資源化を推進します。

#### 指標の妥当性について

- 指標「1人1日当たりのごみと資源の総排出量」については、ごみ・資源の総排出量の増減は一目で判断できるため、施策の進捗状況を適切に測ることができています。
- 指標「大規模建築物から排出されるごみの資源化率」、「家庭や小規模事業所から排出されるごみの資源化率」については、現状ではまだ資源化率向上の余地が十分にあるので適切な指標であると考えています。ただし、将来的に資源化率が一定程度向上した場合には、より適切な指標の設定を検討する必要があります。

#### 各事務事業について

- ごみの減量・資源化には2R（発生抑制・再使用）と1R（再生利用）の取り組みが必要となります。発生抑制を進めていくとともに、ごみに含まれている資源の分別の徹底を推進していきます。特に、小規模事業所に対する分別強化の仕組みや家庭ごみの収集方法についても検討していきます。
- 分別が困難な高齢者などにはふれあい収集を通じて、細やかな対応を行っていきます。
- 使用可能な粗大ごみを、再利用してもらう場の提供などを検討していきます。

14 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します

施策の目標		14 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します				
所管部(関連部)		保健福祉部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	定期予防接種(A類疾病)の接種率	95%(R1)	93%	94%	101% (H29)	100%
		95%(R6)	(H25)	(H27)		
		社会情勢の変化が進捗に影響しています(詳細は「2」のとおり)。※接種率が100%を超えている理由としては、接種率算定の基準(母数)となる対象者数を毎年4月1日現在の該当年齢(各ワクチンの標準的な接種年齢)の方の数としている点、転出入をする方が多い点などが考えられます。				
み	帰宅後にいつも「手洗い」をする人の割合	90%(R1) 100%(R6)	80% (H26)	84.3% (H28)	94.9% (H30)	100%
み	食中毒の発生件数	6件(R1) 4件(R6)	8件(H21~ 25平均)	8件 (H27)	9件(H30年 末判明まで)	0%
補	食中毒の発生件数(過去5年間の平均値)	6件(H26~ 30平均) 4件(R1~5 平均)	8件(H21~ 25平均)	9.4件(H24 ~28平均)	9.8件(H25 ~29平均)	0%
補	「予防接種と育児応援Webアプリ提供サービス」新規登録者数	605人(R1) 625人(R6)	-	-	607人 (H29)	-
		個別配付や区広報での周知により目標を達成しました。引き続き登録者の増加に向けて取り組みます。				
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：50%</b>						
<b>区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)</b>						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.29		+0.02		
	重要度	0.69		-0.02		
昼間区民	満足度	0.16		+0.01		
	重要度	0.28		-0.02		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口の増加に伴い予防接種の対象者数の増加が見込まれます。</li> <li>● 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019を契機にこれまで以上に海外からの来街者数の増加が見込まれることから、宿泊施設や飲食店施設が増加しています。またこれに伴い、輸入感染症や食中毒の発生リスクが高まることが懸念されます。</li> <li>● 新型インフルエンザ等感染症の発生に備え、区内医療機関との連携、住民接種体制のマニュアル作成等が必要です。</li> </ul>						

## 14 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します

<b>法令等の改正や国・都の制度改正などの動向</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成28年4月より、日本脳炎対象者（特例措置）が拡大されました。また、平成28年10月には、B型肝炎ワクチンが定期予防接種（A類疾病）に追加されました。</li><li>● 平成30年6月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更（抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量を変更等）に伴い、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画、東京都新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドラインも一部変更となりました。</li><li>● 食品衛生法の改正があり、大規模な食品製造施設だけではなく、小規模な飲食店等も、令和3年6月頃までにHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うことが制度化されました。</li><li>● 住宅宿泊事業法が施行され、事前届出により民泊を行うことが可能となりました。</li><li>● 旅館業法及び同法政令省令が改正され、構造設備の基準緩和、違反（違法民泊含む）に対する罰則及び取締り権限が強化されました。</li></ul>
<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 現在、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症の発生はみられていません。一方、海外において病原性の高い鳥インフルエンザ（H5N1）の発生は現在も続いています。また、平成25年3月以降、鳥インフルエンザA（H7N9）の海外での発生も報告されており、引き続き警戒が必要です。</li><li>● 細菌・ウイルスによる食中毒発生件数は減少してきましたが、寄生虫アニサキスによる食中毒発生の届出数の増加に伴い、発生件数総数が増えている傾向にあります。</li><li>● 吸血害虫トコジラミ（南京虫）の被害相談が増えています。</li><li>● 住宅宿泊仲介業の登録制により、民泊仲介サイト上から違法民泊が排除される傾向があります。</li><li>● 近年、夏の暑さが厳しさを増しており、熱中症の発生が増加しています。</li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 人口の増加や来街者の増加といった社会情勢の変化に伴い、輸入感染症や食中毒などの健康危機の発生リスクが高まることが懸念され、計画に掲げる感染症や食中毒予防と発生時の迅速な対応による拡大防止の強化が一層求められています。</li><li>● 予防接種対象者数の増加を踏まえ、引き続き接種率の向上を図っていきます。</li><li>● 新型インフルエンザを含む新興・再興感染症への備えを引き続き進めていきます。</li><li>● 熱中症に対する正しい知識・予防法を身につけ、被害を抑えるとともに、「ひと涼み」場所を提供するなど、熱中症予防対策に取り組んでいく必要があります。</li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 指標「定期予防接種の接種率」は既に目標値を達成しているが、対象者数の増加が見込まれることから、現在設定している目標値を維持する必要があります。</li><li>● 指標「帰宅後にいつも「手洗い」をする人の割合」は既に目標値（令和6年度）を達成していますが、感染症発生予防及び発生時拡大防止の観点から、正しく衛生的な手洗い方法を周知する視点が重要です。</li><li>● 指標「食中毒の発生件数」の改善が進まない理由の一つとして、新たな食中毒発生要因（寄生虫アニサキス）の増加があります。寄生虫アニサキスを除く食中毒発生件数は減少傾向にあることから、今後HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入を推進していくこと及びアニサキス食中毒予防対策を進めていくことにより、指標及び補助指標の改善が期待されます。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 食中毒発生を予防する目的で導入されるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入推進は、小規模な飲食店等に関して課題が多くあります。今後のニーズ等を把握しながら施策を進捗させるために、食の安全自主点検店公表制度における衛生上の危害管理の考え方や食中毒予防の普及啓発活動を充実させる等、適宜適切に対応していきます。</li><li>● 平成30年度より民泊指導課を新設し、住宅宿泊事業法及び「千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例」に基づく住宅宿泊事業の適正な運営と違法民泊への対応を開始しました。</li></ul>

15 一人ひとりの健康づくりを支援します

施策の目標		15 一人ひとりの健康づくりを支援します				
所管部(関連部)		保健福祉部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	65歳健康寿命	男性81.6歳 女性83.0歳 (R1) 男性82.1歳 女性83.5歳 (R6)	男性81.1歳 女性82.5歳 (H24)	男性81.2歳 女性82.3歳 (H26)	男性81.7歳 女性82.5歳 (H28)	100% 0%
		65歳健康寿命(歳)=65歳+65歳平均自立期間(年) ※65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものです。				
み	80歳で20本以上の歯を有する人の割合	62%以上 (R1) 65%以上 (R6)	59% (H25)	71% (H27)	67% (H29)	100%
		80歳で20本以上の歯を有する人の割合については、19歳以上の区民を対象とした区民歯科健診の受診結果に基づき算出しています。				
み	メタボリックシンドロームに該当する人の割合	10%以下 (R1) 8.5%以下 (R6)	14% (H25)	15% (H27)	15% (H29)	0%
		該当者の割合は、平成25年度に比べ、40～64歳では減少(11.7%→10.6%)し、65歳以上で増加(17.8%→20.6%)していますが、全体としては、横ばいです。ただし、年代毎の人数構成が変わり、65歳以上の人数は微増ですが、64歳以下の方はかなり減少しています。現状、令和元年度の目標達成は困難な状況ですが、今後は該当者の65%を占める65歳以上の方への意識啓発等が重要と考えます。				
み	悩みやストレスを相談する相手がいる人の割合	85%(R1) 90%(R6)	82% (H26)	77.8% (H27)	81.9% (H30)	0%
		千代田区自殺対策計画の施策にも盛り込んだ「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」を令和元年度より推し進め、目標値をめざします。				
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：40%</b>						
<b>区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)</b>						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.35		+0.08		
	重要度	0.66		+0.01		
昼間区民		-		-		

<b>2 社会情勢の変化等</b>
人口、施策の対象者等に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化率は計画策定時の推計どおり若干減少傾向にありますが、高齢者の数は引き続き増加しています。支援の必要性が高い高齢単身世帯数の増加が顕著であり、人生100年時代を迎えて介護・福祉ニーズへの対応が大きな課題となっています。</li> </ul>
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「健康日本21（第二次）」や「東京都健康推進プラン21（第二次）」の中間評価が実施されました。</li> <li>● 生活習慣病（メタボリックシンドローム）の予防のために、国の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、千代田区国民健康保険加入者に対する「第三期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）」を策定しています。</li> <li>● 平成28年4月、自殺対策基本法の改正により、都道府県および市区町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられ、平成31年3月までに2019年～2026年の8年間の「千代田区自殺対策計画」を策定する予定です。また、令和元年度より全庁的に生きる支援の施策を展開します。</li> <li>● <u>受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国は健康増進法を改正し、東京都は受動喫煙防止条例を制定しました。</u></li> </ul>
その他社会情勢の変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長寿社会においては、年を重ねても自分らしく健やかに生活することが求められています。健康寿命のさらなる延伸には、中高年期の生活習慣病対策と運動習慣継続化への取組みとともに、高齢期以降（特に後期高齢者）の介護予防への取組みが重要です。そのため、高齢者の虚弱（フレイル）についての概念及び予防の重要性を啓発し、健康を維持しながら地域で自立した生活を送れるように支援します。</li> </ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
施策の方向性について
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者数の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、より一層、計画に掲げる健康寿命の延伸や生活習慣病予防、心の健康づくりについての施策の充実が求められています。</li> <li>● <u>ライフステージ別に様々な取組みを進めていますが、特に若い世代や働き盛りの世代が健康に関する正しい知識を得て、より良い生活習慣が実践できる環境整備が求められています。</u></li> <li>● <u>令和2年度から改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行されることから、区においても自らの意思で受動喫煙を避けることができる社会環境の整備を一層促進します。</u></li> </ul>
指標の妥当性について
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在設定している指標により、施策の進捗状況を適切に図ることができています。</li> <li>● 指標「80歳で20本以上の歯を有する人の割合」は既に目標値（令和6年度）を達成していますが、区民歯科健診受診率による影響が考えられる。受診率向上を図った上で、引き続き指標により評価します。</li> <li>● 指標「メタボリックシンドロームに該当する人の割合」について、40～64歳では基準値に達していますが、65歳以上で増加（悪化）しています。年代別の補助指標を設定することが考えられます。</li> </ul>
各事務事業について
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種健診やがん検診（令和元年度から無料化）の普及啓発や効果的な受診勧奨により受診率向上を図ることで、疾病の早期発見、健康寿命の延伸等の施策の進捗を図っていきます。</li> <li>● 「ちよだ健康ポイント制度」の導入により、従来の健康づくり事業では参加が少ない若い世代や働き盛りの世代への働きかけを新たに開始し、効果検証を行います。</li> <li>● 平成31年3月に策定した「千代田区自殺対策計画」に基づき、従来の心の健康づくり事業に加えて、庁内及び関係機関と連携し、区民への啓発と周知を行います。</li> </ul>

16 安心して医療が受けられる仕組みづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます

施策の目標		16 安心して医療が受けられる仕組みづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます				
所管部(関連部)		保健福祉部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
	指標	目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	診療所の「かかりつけ医」を持っている65歳以上の人の割合	50%(R1) 53%(R6)	47% (H26)	46% (H28)	<b>47%</b> (H30)	0%
み	訪問診療を実施している医療機関の数	10か所 (R1) 15か所 (R6)	7か所 (H25)	7か所 (H28)	<b>26か所</b> (H30)	100%
平成29年度「在宅医療・介護連携情報案内システム」を構築するため、医療機関へ調査を実施したことにより指標が進捗したとと思われます。						
み	自宅(老人ホーム含む)で亡くなった人の割合	32%(R1) 34%(R6)	30% (H25年)	28.2% (H27年)	<b>30.4%</b> (H28年)	40%
厚生労働省の統計が平成29年度以降発表されておらず、次回発表の時期は未定です。						
補	退院支援件数	200件(R1) 230件(R6)	-	179件 (H28)	<b>216件</b> (H29)	100%
補	医療と介護の連携に関する研修への定員に対する参加率(研修センターが実施した研修が対象)	60%(R1) 70%(R6)	-	53.1% (H28)	<b>89.7%</b> (H29)	100%
補	孤独死等を除いた在宅死の割合	20%(H26~ 30年平均) 21%(R1~5 年平均)	16.5% (H26年)	24.1% (H28年)	<b>23.5%</b> (H29年)	100%
集計数が少なく変動が大きいため、5年間の平均値も掲載しています。						
補	孤独死等を除いた在宅死の割合	20%(H26~ 30年平均) 21%(R1~5 年平均)	18.7% (H23~26 年平均)	19.9% (H24~28 年平均)	<b>21.2%</b> (H25~29 年平均)	100%
集計数が少なく変動が大きいため、5年間の平均値も掲載しています。						
<b>B (概ね順調)、平均達成率：77.1%</b>						



16 安心して医療が受けられる仕組みづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます

区民アンケート結果(加重平均による平成 30・28 年度結果の比較)			
		今回	対前回比
在住区民	満足度	0.34	+0.07
	重要度	0.79	-0.01
昼間区民		-	-
<b>2 社会情勢の変化等</b>			
人口、施策の対象者等に関すること			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年に「団塊の世代」が75歳以上になり、長寿化の進行に伴い医療も介護も必要な高齢者の数は急速に増加する見込みです。また、ライフスタイルの変化等により高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯が増加しています。</li> </ul>			
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27年度の介護保険法一部改正により、「地域支援事業」の「在宅医療・介護連携推進事業」により、平成30年4月までに各自治体で在宅医療・介護連携推進に関する8項目の事業を開始することになりました。また、平成30年より施行の介護保険法の一部改正では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」が打ち出されています。平成30年の医療保険の診療報酬改定においても、質の高い在宅医療の確保のための評価の視点が盛り込まれています。</li> <li>● 令和元年度に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正が予定されており、かかりつけ薬局等の機能強化が図られています。</li> </ul>			
その他社会情勢の変化			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住み慣れた場所で自分らしく過ごせる在宅での療養を希望される方は多く、また、高齢化で病院への通院が難しい人や、がんや難病でも在宅療養生活を希望する人が増えていることから、より一層の医療と介護の連携が求められています。</li> <li>● 地域の医療安全対策に関して、高齢者の同一疾病に対する医療機関重複受診や、重複処方に伴う医薬品の過量服用、服用しなかった医薬品の大量廃棄等が問題となっています。</li> </ul>			
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>			
施策の方向性について			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括ケアシステムを推進するうえでの重要な取組みの一つとして在宅医療体制の整備・充実があります。</li> <li>● 政策誘導により入院期間は短縮されるため、退院後の居場所、ケアの在り方に関する相談が増加すると予想されます。これまで以上に病診連携の取組みを進めるとともに退院支援に力を入れる必要があります。</li> <li>● 医師、歯科医師、薬剤師が効果的に在宅療養者に関われるような仕組みづくりとこれまで以上に身近な地域で「かかりつけ医」を持つ人を増やすよう啓発が必要になっています。</li> </ul>			
指標の妥当性について			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅療養に必要な家族や親族の負担感を把握するための指標を設定することも必要ですが、把握は非常に困難です。</li> <li>● 現在の指標でめざすべき10年後の姿に向けた施策の進捗をかなり把握できると考えます。</li> </ul>			
各事務事業について			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療と介護の連携を強化するためには、高齢者総合サポートセンターの相談センター、高齢者あんしんセンターの人員配置を増やすことが必要です。</li> <li>● 診療報酬、介護報酬の改定等国の政策を注視する必要があります。そのうえで、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図るとともに、病院の医療連携室からの相談や情報提供に的確に対応できるよう区独自の取組みとして高齢者あんしんセンターや高齢者総合サポートセンターの相談センターの体制強化に努めます。</li> <li>● 在宅療養の実態把握を令和元年度に行う予定です。</li> </ul>			

17 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します

施策の目標		17 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します				
所管部(関連部)		保健福祉部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	地域介護予防活動支援事業（介護保険サポーター、いきいきリーダー）の参加者数	180人(R1) 200人(R6)	150人 (H25)	232人 (H27)	<b>255人 (H29)</b>	100%
		介護保険サポーター、いきいきリーダーの年度毎の新規登録者数は減少しているものの、最新の数値では目標値を達成しています。				
み	要介護1以上の高齢者のうち安心生活見守り台帳に登録している人の割合	65%(R1) 70%(R6)	61% (H25)	55% (H28)	<b>66% (H30)</b>	100%
		平成29年度に「安心生活見守り台帳」の一斉更新とあわせて新規登録の勧奨を行ったことにより、指標が進捗したと思われます（一斉更新は3年に1度実施しています）。				
み	居宅サービスを利用している人の割合	76%(R1) 82%(R6)	72% (H25)	74.7% (H27)	<b>74.6% (H29)</b>	100%
		平成27年度中間値において、算出根拠となる居宅サービス利用人数が誤っていたため数値を修正しました。				
補	（世論調査の定住意向の理由項目の「医療や福祉などの質が高いから」を選択している割合	40%(R1) 45%(R6)	-	36.5% (H29)	<b>35.8% (H30)</b>	0%
<b>B（概ね順調）、平均達成率：75%</b>						
<b>区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)</b>						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.20		+0.04		
	重要度	0.65		-0.04		
昼間区民		-		-		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化率は人口増に伴い若干減少傾向にありますが、高齢者の実数、特に後期高齢者数は年々増加しています。</li> <li>● なお、高齢単身世帯数については、推計を大幅に上回る増加となっており、今後の施策展開において配慮する必要があります。</li> </ul>						

## 17 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します

<b>法令等の改正や国・都の制度改正などの動向</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成30年に地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を目的とした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。この法律改正の主なポイントは、①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進、②医療・介護の連携の推進等、③地域共生社会実現に向けた取組みの推進等、④2割負担者のうち特に所得が高い層の負担割合を3割に変更、⑤介護納付金への総報酬割の導入としています。</li></ul>
<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 超高齢社会を迎え8050問題等が顕在化してきています。</li><li>● 「地域包括ケアシステム」について、区民への十分な普及啓発が今後も必要です。平成30・28年度のアンケート結果では、区民満足度は上昇しているものの重要度が低下しています。</li><li>● 高齢者の住まいのあり方に応じた対応が求められています。区内の高齢者の居住形態は持家の比率が高く、麴町地域では集合住宅の比率が高いのに対し、神田地域では一戸建ての比率が高くなっています。集合住宅は、オートロック方式のマンションの増加やプライバシーを重視する住民の意識から地域とのつながりが希薄となりがちなため、地域のなかで顔の見える関係を構築し、緊急時に安否確認ができるような「支え合う地域づくり」が重要となります。一方、一戸建て住宅では、老朽化が進んでいる場合にエレベーターがない、段差が解消できないなど、在宅生活上の課題となるケースが増えており、バリアフリー化などの住環境整備が必要です。</li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯が増加し、長寿化に伴う認知症高齢者が増加することから介護保険サービスを補完する福祉サービスだけでなく、日常生活、財産管理等あらゆる面で支援が求められることが想定されます。行政の責任と自助との線引きが難しくなります。</li><li>● ひとり暮らし等高齢者がペットを暮らす事例が増えており、認知症や入院等に伴いペットの扱いが社会問題となりつつあります。</li><li>● <u>8050問題等、超高齢社会に伴う新たな課題に対応していく必要があります。</u></li><li>● <u>フレイル（虚弱）状態になると、要介護状態へ進む危険性が高まります。そのため、超高齢社会を迎える中においては、介護状態になる以前からのフレイル対策がより重要となってきます。</u></li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 現在設定している指標は妥当です。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みは順調に推移しています。</li><li>● 地域包括ケアシステムの推進のために取り組むべき課題は、介護予防、フレイル対策、生活支援、介護支援、医療と介護の連携など幅広いのですが、本目標（施策17）は要介護状態にならないための介護予防（フレイル対策）と要介護状態になった場合の居宅介護利用の充実を主な対象にしています。施策16、18、19で示す課題を含めて地域包括ケアシステムの構築・推進であることが曖昧になっている点を確認することが必要です。</li><li>● 住み慣れた地域で暮らすためには、居住支援や買い物・掃除・洗濯等あらゆる日常生活に関わる面でのサポートが必要になります。</li></ul>

18 認知症高齢者を地域で見守り、支える仕組みを強化します

施策の目標		18 認知症高齢者を地域で見守り、支える仕組みを強化します				
所管部(関連部)		保健福祉部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	認知症サポーターの延べ養成者数	7,000人 (R1) 10,000人 (R6)	3,965人 (H25)	9,842人 (H27)	<b>14,636人 (H29)</b>	100%
み	認知症コーディネーターの対応件数(初回相談の実人数)	300件(R1) 350件(R6)	270件 (H25)	189件 (H27)	<b>230件 (H29)</b>	0%
		計画当初の初期値は、認知症コーディネーター事業が都の計画に位置付けられた時期だったため認知症対応件数としていましたが、平成27年度から認知症コーディネーターが実働したことから、中間値以降は認知症コーディネーターの対応に限定した数値を掲載しています。認知症に関連した相談自体は増傾向にあり、今後も関係各所と連携しながら早期発見、早期診断に取り組めます。				
み	認知症グループホームの定員数	54名(R1) 108名(R6)	36名 (H25)	36名 (H28)	<b>36名 (H30)</b>	0%
		二番町高齢者施設開設時(令和3年度予定)に定員数増の見込みです。				
補	こころとからだのすこやかチェック『問17「あなたは、認知症になっても安心して暮らせると感じていますか。』に『はい』と答えた人の割合	35%(R1) 40%(R6)	-	28% (H28)	<b>27.6% (H30)</b>	0%
		本調査は要支援要介護状態にない方を対象としていることから、対象者自身に、区の認知症対策の取組みへの周知が進んでいないものと考えられます。引き続き、認知症の偏見を取り除くための普及啓発を行い、「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を目標に、認知症施策に取り組んでいきます。				
<b>D (遅れている)、平均達成率：25%</b>						
<b>区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)</b>						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.14		+0.03		
	重要度	0.60		-0.05		
昼間区民		-		-		

<b>2 社会情勢の変化等</b>
人口、施策の対象者等に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 千代田区の高齢者人口（65歳以上）は、総人口が増加しているため高齢化率は下がっていますが、高齢者の増加、家族形態の変化によりひとり暮らし高齢者世帯が急増し、今後も増えていくと考えられます。また、要介護認定者の推移でみると、認知症高齢者は平成26年53.8%から平成28年56.1%と増傾向にあり、今後長寿化が進むことに伴い本区のみならず全国的に増加していくことが想定されます。</li> </ul>
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年に厚労省の新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）の見直しが行われましたが、従来の「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」という考え方に変わりはなく、数値目標の上方修正及びより具体的な施策の提示となっています。平成30年に改定された千代田区第7期介護保険事業計画でも、認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられる地域づくりの実現を目標としています。</li> </ul>
その他社会情勢の変化
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「多職種協働研修」による医療と介護の顔の見える関係づくりや、平成29年度に新たに導入された「生活支援コーディネーター」による生活支援体制整備事業など、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みがなされています。</li> </ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
施策の方向性について
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本全体で認知症高齢者対策が大きな課題になっています。</li> <li>● 地域で見守る体制を強化するためには、区民だけでなく昼間住民の協力を得る取組みが必要になっています。その際には、ICT技術の活用も検討する必要があります。</li> <li>● 認知症高齢者の権利擁護のために、成年後見制度の普及を図る必要があります。</li> <li>● 地域コミュニティの活性化に向けた取組みと連携することが効果的です。</li> </ul>
指標の妥当性について
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区で取り組める施策に関して現在の指標は概ね妥当であると考えます。</li> </ul>
各事務事業について
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策の方向性は変える必要はありませんが、認知症サポーターの活用、特に事業所等のサポーターを活かす方法を考える必要があります。</li> <li>● ささえ愛まち会議、地域ケア会議、認知症カフェ等の取組みを効果的に整理・体系化する必要があります。</li> </ul>

19 高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します

**施策の目標** 19 高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します

**所管部(関連部)** 保健福祉部

**1 指標等を用いた進捗状況評価**

指標	目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み 収入のある仕事をして いる前期高齢者(65歳 ~74歳)の割合	42%(R1) 45%(R6)	40% (H26)	50% (H28)	-	-
	平成30年度は日常生活圏域ニーズ調査を実施しないため、現状値の取得ができません。				
み ボランティア活動に参加 している前期高齢者 (65歳~74歳)の割合	25%(R1) 30%(R6)	22% (H26)	18.7% (H28)	-	-
	平成30年度は日常生活圏域ニーズ調査を実施しないため、現状値の取得ができません。				

-

**区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)**

		今回	対前回比
在住区民	満足度	0.17	±0
	重要度	0.56	±0
昼間区民		-	-

**2 社会情勢の変化等**

**人口、施策の対象者等に関すること**

- 高齢化率は人口増に伴い若干減少傾向にありますが、高齢者、特に後期高齢者の実数は引き続き増加しています。また、高齢単身世帯数については、当初の推計を大幅に上回る増加となっています。一方で、高齢者の就業の場を提供しているシルバー人材センターや生きがいづくり、健康づくり等の社会活動を実施する長寿会の会員数は、年々減少しています。

**法令等の改正や国・都の制度改正などの動向**

- 「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)では、「高齢者の就労促進」がテーマの一つとされ、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援が盛り込まれています。
- 政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針である「新たな高齢社会対策大綱」(平成30年2月閣議決定)では、多様な形態による就業機会・勤務形態の確保の一環として、シルバー人材センター事業を推進するとともに、地方公共団体が中心となって、地域の様々な機関と連携して高齢者の就業機会を創る取組みを推進することが明示されています。

## 19 高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します

<ul style="list-style-type: none"><li>● 東京都は、平成30年度から「人生100年時代セカンドライフ応援事業」を創設し、高齢者の生きがいや自己実現の機会を提供する区市町村の取組みを支援しています。</li></ul>
<b>その他社会情勢の変化</b>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 人口減少社会となり65歳以上でも働くことが当たり前になり、高齢者が貴重な労働力として考えられる時代になっています。しかし、高齢者の就労に関して区が関わるのはシルバー人材センターへの助成のみです。シルバー人材センターの会員数は横ばいか微減で会員増に向けた検討をしていますが成果が現れていません。収入を得る点ではシルバー人材センターは魅力がないと考えられています。</li><li>● 責任を持って仕事をする 것과生きがいの実感との関連性について、行政として議論し整理をすることが必要です。</li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 働くことが生きがいという点では、指標に妥当性はあります。一方で、働くだけでなく趣味や社会参加による活動も視野に入れて、町会活動や活動センターの利用を指標とすることも考えられます。</li><li>● 年齢別の就労者数を指標にすべきだと考えますが、現時点で把握は困難です。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 収入を得ること、生きがいを持つこと、地域と関わる活動をすること、いわゆるボランティア活動に参加すること、それぞれの価値観で選択肢は変わってきます。高齢者が活動的に生き生き暮らす環境整備の具体的なイメージを整理する必要があります。</li></ul>

20 障害があっても暮らしやすい地域をめざします

施策の目標		20 障害があっても暮らしやすい地域をめざします				
所管部(関連部)		保健福祉部(子ども部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	障害福祉サービスの延べ利用者数	2,600人 (R1) 3,000人 (R6)	2,379人 (H25)	3,039人 (H27)	<b>3,792人</b> (H29)	100%
み	障害者福祉センター施設を利用した人の数	12,000人 (R1) 13,800人 (R6)	10,461人 (H25)	13,370人 (H27)	<b>14,315人</b> (H29)	100%
補	障害者福祉センターの相談件数	-	-	-	<b>1,556件</b> (H30)	-
現状値は平成30年4～12月の実績です。						
補	障害者差別解消法を認知している在住区民の割合	-	-	-	<b>37%</b> (H30)	-
補	障害者差別解消法を認知している昼間区民の割合	-	-	-	<b>36%</b> (H30)	-
補	障害者サポーター研修参加人数	-	-	-	<b>60人</b> (H30)	-
<b>A (順調)、平均達成率：100%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.14		+0.04		
	重要度	0.65		±0		
昼間区民	満足度	0.14		-		
	重要度	0.27		-		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<p>● 区民の増加や、障害のある方の高齢化・重度化等により、障害福祉サービスの延べ利用者数は年々増加しています。高齢化・重度化、医療的ケアが必要な人など、様々なニーズに対応する個別性の高いサービスの提供が求められています。</p>						



## 20 障害があっても暮らしやすい地域をめざします

<b>法令等の改正や国・都の制度改正などの動向</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成18年の障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の施行で、三障害（身体・知的・精神）が一元化されたことに伴い、ほかの障害に比べ整備が遅れていた精神障害者の方々へのサービスが拡大しました。区においても精神障害者の方のサービス利用が増加しており、支援の充実が求められています。</li><li>● 平成30年に障害者総合支援法が改正され、障害のある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、医療的ケアが必要な人への支援の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られるなど、障害者支援の施策が拡大しています。区においても、高まるサービス需要に適切に対応していく必要があります。</li><li>● 平成28年に障害者差別解消法が制定され、障害や障害者への理解促進や合理的配慮の推進等、より一層の差別解消の取組みが求められています。</li></ul>
<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者の社会参画、就労支援がクローズアップされており、障害や障害者に対する理解促進の取組みをこれまで以上に推進することが求められています。</li><li>● <u>SDGsを進める社会全体の動向を踏まえて、障害等の有無の視点だけでなく、「ジェンダー平等」な社会の実現に向け、協働することが求められています。</u></li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害等があっても暮らしやすい地域社会は健常者にとっても暮らしやすい地域社会です。互いを思いやる社会を実現するために障害者を特別視しない状況を作り出す必要があります、障害者に対する理解促進が施策として認識されない状態になることが望ましいと考えます。</li><li>● <u>障害等のある方の社会参加が進むよう、ハード・ソフト両面での「バリアフリー化」にとどまらずユニバーサルデザインに配慮した環境整備を早急に進める必要があります。</u></li><li>● <u>区民の増加や、障害のある方の高齢化・重度化等に対応できるよう施設整備を進め、障害者をより一層支援していく必要があります。</u></li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 現時点で考えられる指標は網羅されています。</li><li>● 合理的配慮、差別解消法の実施状況を把握できる補助指標を設定する必要があります。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害児施策と障害者施策の断絶が生じないよう、障害に関しては一貫した事業展開ができるよう所管の見直しを検討すべきです。</li><li>● <u>発達障害や精神障害のある方については、福祉サービス以上に医療との密接な連携が必要になっています。</u></li></ul>

21 障害者の就労を支援します

施策の目標		21 障害者の就労を支援します				
所管部(関連部)		保健福祉部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	障害者就労支援センターを利用し就労している人の数	75人(R1) 100人(R6)	55人 (H25)	63人 (H27)	<b>78人 (H29)</b>	100%
み	障害者就労支援センターのサービスに満足している登録者の割合	90%(R1) 95%(R6)	80% (H25)	79% (H27)	<b>76% (H29)</b>	0%
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：50%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成 30・28 年度結果の比較)						
		今回	対前回比			
在住区民	満足度	0.13	+0.01			
	重要度	0.59	+0.01			
昼間区民		-	-			
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<p>● 人口の増加、障害者の社会参加の傾向が強まることに伴い、障害者就労支援センターの登録人数も増えていきます。特に精神障害者の増加が顕著で、その多様な要望に対し満足が得られていないと考えられます。サービスのあり方はもとより、アンケート調査方法の改善など理解を得られる取組みが必要です。</p>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<p>● 総合支援法の改正など、国や都の精神障害者に対する支援が拡充しつつあります。また、障害者雇用の促進にむけ、障害者雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労支援が求められています。</p>						
その他社会情勢の変化						
<p>● 中央省庁や自治体など公的機関での障害者雇用の水増し問題がクローズアップされ、改めて障害者雇用について様々な観点から議論されています。これを契機として障害者の合同採用試験など、障害者雇用率の増加への取組みが進んでいます。</p>						

### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- 就労後の定着に着目することが今後の課題になります。
- 障害等がある人の状況や能力は千差万別です。それを踏まえた仕組みづくりに向けて行政ができることを分析、整理する必要があります。
- SDGsの取組みなども踏まえ、就労を希望する人が就労できているか、その機会が奪われている状況はないかという観点での取組みについても検討する必要があります。
- 少子高齢化が進み、高齢な親と障害がある壮年以上の子どもが増えています。中長期的な視点で施策を検討する必要があります。

#### 指標の妥当性について

- 障害者の就労支援はセンターの利用者数で実績を把握できますが、障害者を受け入れている中小事業者数を把握する指標も設定できるよう検討する必要があります。
- 就労後の定着率を把握する指標を設定できるよう検討する必要があります。
- 就労支援センターの取組みをカテゴリー分けしてそれぞれの満足度や満足していない場合の理由などを調査し、分析することで適切な指標を設定できるよう検討が必要です。

#### 各事務事業について

- 身体障害者の就労機会は拡大していますが、知的障害者や精神障害者の就労機会を拡大するためには、短時間労働を含め新たな働き方を模索する必要があります。
- 法定雇用率が義務化されていない中小企業を対象に、ニーズやそこで雇用されている障害者の働き方を把握し、新たな事業展開につなげる必要があります。

施策の目標		22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます【※施策の目標 34 に再掲】				
所管部(関連部)		子ども部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	待機児童数(保育園・学童クラブ)	0人(R1) 0人(R6)	0人 (H26)	0人 (H28)	0人 (H30)	100%
	私立学童クラブの整備により待機児童ゼロを維持しています。					
み	現在利用している保育・教育サービスに満足している保護者の割合	86%(R1) 90%(R6)	82% (H26)	-	-	-
補	保育士奨学金返済支援助成件数	50件(R1) 100件(R6)	-	-	5件 (H30)	-
	周知が遅れたため現状5件ですが、今後、周知が行き渡り、申請件数が伸びる見込みです。					
<b>A (順調)、平均達成率：100%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成 30・28 年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.15		+0.05		
	重要度	0.67		-0.04		
昼間区民		-		-		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策の対象となる年齢層・人口比率が想定以上に増加・上昇しており、今後の施策展開への影響が予想されます。</li> <li>● 0～5歳の人口は計画策定時の推計に比して大幅に増加する推計となっており、乳幼児を育てる子育て世帯も増加傾向と推察されます。子育て世帯の増加に伴い、多様な子育て支援に関するニーズに対応することが求められています。</li> <li>● 学童クラブ対象児童数は、人口比率が想定以上に増加・上昇しており、また、加えて国の女性の社会進出など施策から就労世帯も増加してきており、学童クラブの入会者は増加しています。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元10月から始まる幼児教育無償化の影響で、保育所等の入園申請が増加することが予想されています。これに伴い、今後、待機児童数の目標達成に支障が出る可能性があります。</li> <li>● 令和元年10月に予定されている消費税率引き上げに伴い、国は増収分の一部を財源として「幼</li> </ul>						

## 22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

児教育無償化」として、幼稚園・保育園の保育料の無償化を開始する予定です。

- 平成26年6月24日に閣議決定された「小一の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため「放課後子ども総合プラン」が策定されました。この中で、就労世帯の児童に限らず、全児童を対象として、放課後の学童クラブの受け皿の拡大とともに、放課後子ども教室の一体型を中心とした計画的な整備をめざす方針が出ました。

### その他社会情勢の変化

- 共働き世帯の数・比率ともに、計画策定時から一貫して増加しており、本施策の重要度が増えています。
  - ・ 計画策定時の推計に比して0～5歳の人口が大幅に増加する推計
  - ・ 計画策定時にはなかった「幼児教育無償化」の制度化
  - ・ 「企業主導型保育所」など計画策定時にはなかった新しい形態の保育施設の増加  
(平成29・30年度区内開設：11施設)

## 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

### 施策の方向性について

- 保育園・学童クラブは毎年度新設しており、保育園は平成26年から5年連続で、かつ学童クラブは21年連続で待機児童ゼロを達成しています。
- 令和元年度中に共育推進計画の改定を行うに際し、平成30年度にニーズ調査を実施した結果に基づいて、今後も区民のニーズ等を的確に把握することで適宜需給バランスの見直しを行っていきます。

### 指標の妥当性について

- 現在設定している指標で、めざすべき10年後の姿に向けた施策の進捗状況を適切に測ることができています。

### 各事務事業について

- 令和元年10月から始まる幼児教育の無償化によって、認可保育園への入園希望者だけでなく認可外保育施設への入園希望者も増加することが予想され、これまで以上に保育の質が重要な要素になってきます。そのため認可外保育施設の保育の質を確保する新たな取組みを検討していきます。

23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます

施策の目標		23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます				
所管部(関連部)		子ども部(保健福祉部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	子育てが楽しいと思う保護者の割合	97%(R1) 98%(R6)	96% (H26)	-	-	-
み	相談後に解決・改善した割合	80%(R1) 85%(R6)	71% (H25)	74% (H28)	<b>68%</b> (H29)	0%
		ケース中3カ月以上の継続ケースはすべて解決改善されていないと評価しています。平成25年度以降、東京ルールや児童福祉法の改正により区で対応しなければならない継続ケースが増加しています。				
み	乳幼児全戸訪問の実施率	94%(R1) 95%(R6)	93% (H25)	96% (H27)	<b>96%</b> (H29)	100%
		乳幼児全戸訪問について案内する機会が増え、既に令和6年度の目標値に到達している状況です。				
み	乳幼児健診対象者の受診率	88%(R1) 90%(R6)	86% (H25)	87% (H27)	<b>89%</b> (H29)	100%
		未受診者への電話による受診勧奨を徹底し、既に令和元年度の目標値に到達している状況です。				
補	相談終了児童数のうち改善・解決した割合	85%(R1) 85%(R6)	-	74% (H29)	<b>84%</b> (H30)	100%
補	妊婦全数面接「ちよ♥まま面談」実施率	50%(R1) 90%(R6)	-	41% (H29)	-	-
		ハガキでの個別通知や電話での勧奨で目標値の達成をめざします。				
<b>B (概ね順調)、平均達成率：75%</b>						
<b>区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)</b>						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.20		+0.05		
	重要度	0.73		-0.03		
昼間区民		-		-		

<b>2 社会情勢の変化等</b>
<b>人口、施策の対象者等に関すること</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 0～5歳の人口は計画策定時の推計に比して大幅に増加する推計となっており、乳幼児を育てる子育て世帯も増加傾向と推察されます。子育て世帯の増加に伴い、多様な子育て支援に関するニーズに対応することが求められています。</li> <li>● 対象者の人口は年々増加しており、今後も取組みの継続が必要と思われます。</li> </ul>
<b>法令等の改正や国・都の制度改正などの動向</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和元年10月に予定されている消費税率引き上げに伴い、国は増収分の一部を財源として「幼児教育無償化」として、幼稚園・保育園の保育料の無償化を開始する予定です。</li> <li>● 平成28年の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所を設置することが可能となりました。これを受け、各区で児童相談所の設置をめざす動きがあり、千代田区でも設置を検討しています。</li> <li>● 平成30年に目黒区で発生した児童虐待による死亡事件を受け、国は緊急対策を打ち出し、都においても児童の安全確認を中心に対策を強化したほか、都と区市町村との間で今後の児童相談体制のあり方などを検討していくこととなりました。</li> <li>● 平成30年7月に厚生労働省から、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の一環として、「乳幼児健診未受診者等の緊急把握の実施について」の通知が出され、健診未受診者や訪問未実施者へのアプローチが強化されています。</li> </ul>
<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「企業主導型保育所」など計画策定時にはなかった新しい形態の保育施設が増加しました。（平成29・30年度区内開設：11施設）</li> <li>● 児童虐待の件数は、都内でも全国的にも増加の一途をたどっており、今後も相談体制や施策等を充実させていくことが求められます。また、平成30・28年度のアンケート結果を比較においては、若干の満足度の上昇がみられます。</li> <li>● 児童虐待や妊産婦へのサポートに関する話題はメディアでも取り上げられることが多く、行政として責務を果たすことが求められ、妊産婦サポートに関する区のサービスへの期待も高まっています。</li> </ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会情勢等の変化や多様な子育て支援に関するニーズに対して、令和2年度に改定される「千代田区次世代育成支援計画」に基づき計画的に取組みを進めます。</li> <li>● 児童虐待の件数は、全国的に増加しており重篤なケースも増えています。また、区の子ども家庭支援センターの担う役割も増えています。そのため、各種相談の充実、親子プログラム・子育て支援等の事業の充実により、虐待の未然防止に努めます。また、児童相談所設置に向け、都の児童相談所への職員派遣、重篤なケースにも対応できる人材育成の確保に努めていきます。</li> <li>● 指標の「乳幼児全戸訪問の実施率」「乳幼児健診対象者の受診率」は、積極的な取組みにより、目標達成を継続していくものと思われます。今後は、児童虐待防止や妊産婦サポートといった視点も含めた取組みを進めていきます。</li> </ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在設定している指標で、めざすべき10年後の姿に向けた施策の進捗状況を適切に測ることができています。</li> <li>● 児童福祉法の改正等により、区対応の継続ケースである児童虐待も含めた児童に関わる相談が長期化及び複雑化してきており、今までの指標では評価が難しくなっているため、補助指標を設</li> </ul>

## 23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます

定しました。短期間で終了したケースだけでなく、長期間にわたるケースも含めて評価できるようになり、妥当性が改善すると考えられます。

- 現在設定している指標と補助指標で、施策の目標に向けた進捗状況を管理できると考えています。

### 各事務事業について

- 人口推計や幼児教育無償化による保育・教育サービスの需要増が予測されていますが、令和2年度に改定される「千代田区次世代育成支援計画」に基づき計画的に保育園及び学童クラブの整備を進めます。
- また、児童虐待を防止する取り組みや相談を含む支援策を充実していきます。
- 児童相談所を含む子ども総合サポートセンターの設置に時間がかかることから、区として子どもショートステイの充実を図り、育児に悩みストレスを抱えている保護者が気軽に利用でき、虐待の未然防止を図るとともに、要支援児童の一時保護的機能を可能とします。
- 現時点においては、各取り組みの見直しの必要性はありませんが、詳細内容については、今後も適宜見直しを図っていきます。





24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します

施策の目標		24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します				
所管部(関連部)		保健福祉部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	生活保護の被保護者数	603人(R1) 574人(R6)	641人 (H25)	613人 (H27)	<b>641人 (H29)</b>	0%
		人口増加や高齢化の進行に伴い、生活困窮者や生活保護世帯が増加しています。一方で、区内の生活保護率は12.3%（千分比率、平成26年4月）から10.3%（平成30年4月）に推移しています。				
み	住居確保のための給付金受給者の就職率	60%(R1) 65%(R6)	45% (H25)	50% (H27)	<b>50% (H29)</b>	50%
		給付金受給者が少ないこともあり、横ばいの数値となっています（支給決定者2名のうち1名が就労）。				
補	就労支援プログラム参加率	38%(R1) 38%(R6)	-	37.6% (H28)	<b>27.8% (H29)</b>	0%
		就労阻害要因のない者の就労プログラム参加割合が38%以上であることを目標としていますが、平成29年度については達成できませんでした。				
補	就労支援対象者の一般就職率	60%(R1) 65%(R6)	-	56% (H28)	<b>63% (H29)</b>	100%
<b>C（やや遅れている）、平均達成率：37.5%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.11		+0.02		
	重要度	0.37		-0.06		
昼間区民		-		-		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 格差社会と言われる現在、高齢化の進行とも相まって生活困窮者や生活保護世帯が増加しています。</li> <li>● 生活困窮者は、単一の課題だけでなく、複合した課題を抱えて、孤立を深めている場合があります。</li> <li>● 生活保護世帯は微増傾向にあり、ここ一年で5%の増となっています。（母子・傷病世帯に大きな増減はなく、高齢者・障害者・その他の世帯が増加傾向にあります。）</li> </ul>						

## 24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します

<b>法令等の改正や国・都の制度改正などの動向</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活困窮者自立支援法の改正により、経済的困窮だけでなく、地域社会からの孤立など様々な理由から生活困窮状態にある者を制度の対象とし、早期から包括的な支援を行うことや、生活困窮者を把握した場合は自立相談支援事業の利用勧奨が義務付けられるなど、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が講じられました。</li><li>● 平成30年10月に一般低所得世帯との均衡を図るため、生活保護基準の見直しが行われ、同時に就労自立給付金の見直し、進学準備給付金が創設されました。生活保護基準の見直しは今後も令和元年10月、令和2年10月に段階的に実施される予定です。</li></ul>
<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 在留資格がないために制度の受け皿自体のない外国人からの相談や、精神疾患を抱えたケースなど対応困難なケースが増加しています。</li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 超高齢社会を迎えて、年金収入が主である高齢者が増加し、社会保障制度の抜本的見直しによる年金給付等基準引き下げ、医療や介護に係る自己負担の増加が見込まれることから生活保護の需要はますます高まると考えられます。</li><li>● 地域福祉の推進という点で、高齢者、障害者、生活困窮者の居住支援を住宅施策と連携して強化する必要があります。</li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活保護の被保護者数は人口構成や社会経済状況など区の施策の及ばない要因で変化するため施策の進捗状況を把握する指標として適当でないとの評価委員の意見があります。生活保護の相談件数、新規申請の件数とワーカーひとり当たりの担当者数など、利用者に寄り添った体制の整備状況を把握することで、施策の進捗がより総合的に測ることができるのか、検討していきます。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活保護世帯、生活困窮世帯の状況の複雑さを踏まえて寄り添った対応をするためには、ケースワーカーや相談員の増強は不可欠であると考えます。</li></ul>

25 他者を思いやり、人との関係をよりよく築く力を共に育む教育を進めます

施策の目標		25 他者を思いやり、人との関係をよりよく築く力を共に育む教育を進めます				
所管部(関連部)		子ども部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答する子どもの割合	93%(R1) 95%(R6)	92% (H26)	93.8% (H28)	<b>95.5%</b> (H29)	100%
み	校内通級指導に対する保護者満足度(4点満点)	3.5点(R1) 3.6点(R6)	3.4点 (H25)	3.2点 (H28)	<b>3.3点</b> (H29)	0%
		平成28年度から全公立学校に情緒障害の特別支援教室を開設し、校内通級指導を開始しました。指標は初期値と比較すると低下しています。制度が周知され、利用者が急激に増加しており、対応できる教員配置及び専門性の向上が課題となっています。また、平成28年度に障害者差別解消法が施行されたこともあり、ニーズが高まっています。令和元年度は、専門性のある特別支援教育指導員を増配置するとともに、教員向けの研修の充実を図るなど、満足度を高めていきます。				
み	学習・生活支援員配置に対する保護者満足度(4点満点)	3.6点(R1) 3.6点(R6)	3.5点 (H25)	3.3点 (H28)	<b>3.3点</b> (H29)	0%
		支援員の配置数が全国的に増えていることもあり、経験の少ない支援員が増えています。各学校園において、担任や専門性のある指導員によるOJTを進め、資質を向上させていきます。				
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：33.3%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.14		+0.02		
	重要度	0.54		-0.03		
昼間区民		-		-		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
● 6～14歳の人口は計画策定時の推計に比して大幅に増加する推計となっています。						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
● 平成29年3月に改訂された学習指導要領に基づく学習指導が、幼稚園では平成30年度から実施され、小学校では令和2年度から、中学校及び中等教育学校前期課程では令和3年度から完全実施される予定です。						

<b>その他社会情勢の変化</b>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成29年度で目標値を超えることができたが、指標の設定は妥当であると考えます。「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答する子どもの割合は100%をめざしていく必要があると考えます。</li><li>● 特別支援教室の開設に伴い、全ての区立学校において校内通級を行うことができる環境が整いました。今後は、通級による指導等により児童等の障害による学習上・生活上の困難性を主体的に克服・改善していくことで、通常の学級に在籍する時間をより増やしていく必要があります。</li><li>● また、「学校生活シート」や「個別指導計画」をより有効に活用するなどし、学級担任や通級指導担当教員等の連携を強化することで通常の学級における障害児に対する指導・支援を充実させていきます。</li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 今後は、保護者の満足度だけでなく指導を受けている児童・生徒自身が満足しているか否かの視点も必要と思われます。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 新学習指導要領の全面実施に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善が図れるよう、事業内容をさらに充実させていきます。</li><li>● 通級による指導により、障害による学習上・生活上の困難性の改善に結びつき、通級による指導が終了となった児童・生徒の数は、平成29年度から平成30年度にかけて増加しています。このことは、児童・生徒自身の通常の学級における学習上・生活上の困難さが改善されたことを示しています。</li></ul>

26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

**施策の目標** 26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

**所管部(関連部)** 子ども部

**1 指標等を用いた進捗状況評価**

指標	目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み 千代田区達成度調査で 定めた各教科の目標値 を超えた子どもの割合	85%(R1) 85%(R6)	82% (H26)	82.9% (H28)	<b>81.3%</b> (H29)	0%
み 健康・食育・体力向上プ ランの保護者満足度 (4点満点)	3.6点(R1) 3.8点(R6)	3.5点 (H25)	3.5点 (H28)	-	-
平成29～30年度では、調査項目から外しています。					
み 幼児・児童国際教育の 保護者満足度(4点満 点)	3.5点(R1) 3.5点(R6)	3.4点 (H25)	3.2点 (H28)	<b>3.2点</b> (H29)	0%
指標の若干の低下は、国際教育に対するニーズの高まりが影響していることが考えられます。					
み 中学3年までに英検3 級に合格した生徒の割 合	80%(R1) 85%(R6)	56% (H26)	58.5% (H27)	<b>64.1%</b> (H29)	56.2%
平成27年度に開始した英検検定料の補助などにより、受験率が向上したため数値は着実に上昇しています。今後も国際教育を推進し、より一層の進捗を図ります。					

**D (遅れている)、平均達成率：18.7%**

**区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)**

		今回	対前回比
在住区民	満足度	0.16	+0.05
	重要度	0.58	+0.01
昼間区民		-	-

**2 社会情勢の変化等**

**人口、施策の対象者等に関すること**

● 6～14歳の人口は計画策定時の推計に比して大幅に増加する推計となっています。

**法令等の改正や国・都の制度改正などの動向**

● 施策の方向性や事務事業への直接的な影響は特段ありませんが、平成29年3月に改訂された学習指導要領に基づく指導が、幼稚園では平成30年度から実施され、小学校では令和2年度から、中学校及び中等教育学校前期課程では令和3年度から完全実施される予定です。

26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

その他社会情勢の変化
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
施策の方向性について
<ul style="list-style-type: none"><li>● 学力の向上、健康教育、国際理解教育を積極的に推進していくことは、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちにとって必要な取り組みであると考えます。学校教育全体を通じて今後も重点的に取り組んでいきます。</li></ul>
指標の妥当性について
<ul style="list-style-type: none"><li>● 達成度調査については、中学校において生徒の実態をより詳しく把握し、授業改善や指導方法の工夫に生かしていく観点から、調査方法を変更しています。そのため、目標値設定当初と調査方法が変わっているため、一律の比較は難しくなっています。</li><li>● また、英語検定についても、2020年の大学入試改革や2022年から都立高校入試において導入されるスピーキングテスト等に対応するため、4技能を的確に把握する調査方法への変更も検討しているため、英検からの変更も考えられます。</li><li>● これらの点を考慮して指標を設定する必要があります。</li></ul>
各事務事業について
<ul style="list-style-type: none"><li>● 施策の方向性を変える必要はないと考えていますが、英検については、英語の技能を把握する手段は英検以外にも様々にあることから、調査方法を変更することも考えられるため、それらへの変更も検討していく必要があります。</li></ul>

施策の目標		27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます				
所管部(関連部)		子ども部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	「安全・安心なまち」と 思う人の割合【再掲】	70%(R1) 75%(R6)	64% (H26)	65% (H28)	<b>66%</b> <b>(H30)</b>	50%
補	子どもの遊び場の1か 所1回あたり利用人数	19.0人(R1) 22.0人(R6)	13.0人 (H25)	15.3人 (H28)	<b>15.1人</b> <b>(H29)</b>	52.5%
東郷元帥記念公園の改修工事及び土壌調査結果を踏まえた閉鎖に伴う事業休止により、指標が伸び悩んだと思われます。(現状値は、平成29年4月～平成30年3月の事業実施に対する1か所1回あたり利用人数となります。)						
C (やや遅れている)、平均達成率：51.3%						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.21		+0.05		
	重要度	0.72		-0.01		
昼間区民		-		-		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
● 0～18歳の人口は計画策定時の推計に比して大幅に増加する推計となっています。						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
その他社会情勢の変化						
3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性						
施策の方向性について						
● 年少人口の増加傾向を踏まえた施設整備計画が強く求められます。また、既に改築整備を完了している施設についても、改修等のハード面や運用面での対応が必要となっています。						
指標の妥当性について						
● 現在設定している『安全・安心なまち』と思う人の割合は、他の分野の施策の展開も含めて向上する内容であり、当該施策の取組みだけでの達成度を評価するのは難しいことから、指標を再検討すべきという評価委員からの指摘が平成29年度実施の施策評価の中でありました。しか						



## 27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

し、子どもが安心して過ごせる地域は、すべての区民にとっても安全・安心なまちと考えられるため、現在設定している指標が適切と考えています。

### 各事務事業について

- 施策の方向性を変える必要はありませんが、施策をより一層進捗させていくため、主な取組みの「児童の安全確保の取組み」に、平成29年度実施の施策評価において評価委員からも指摘のあった「子どもの安全教育」を加えます。

28 区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます

施策の目標		28 区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます				
所管部(関連部)		地域振興部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	(仮称)生涯学習大学の修了者数	100人(R1) 150人(R6)	未設置 (H26)	設置 35人入学 (H28)	<b>22人 (H30)</b>	27.5%
		第1期生22名は卒業し、第2期生17名・第3期生27名が在籍中です。				
み	週1回以上、スポーツ・運動を行う成人の割合	60%(R1) 70%(R6)	57% (H26)	60% (H28)	<b>58% (H30)</b>	50%
		現状値は18・19歳も含めた割合(世論調査の年代把握が変更)となっています。				
み	生涯学習人材バンク登録者数(スポーツ指導者)	100人(R1) 150人(R6)	52人 (H25)	70人 (H27)	<b>66人 (H30)</b>	35%
		現状では、生涯学習人材バンクのスポーツ指導者に対する認知度が低く、人材活用の機会が不足しています。今後は認知度を高めるべく広報の強化を図るとともに、体育協会やスポーツ推進委員等と連携し、人材の確保や活用の機会の創出に努めます。				
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：37.5%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.14		+0.04		
	重要度	0.47		-0.01		
昼間区民	満足度	0.14		+0.03		
	重要度	0.13		+0.02		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策の対象となる人口が想定以上に増加しており、今後の施策展開への影響が予想されます。指標として設定している3項目は、いずれも対象者の年齢を20歳以上としてきたため、民法改正による成人年齢の引き下げに伴い、施策の対象者を見直す必要性が生じる事が予想されます。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行され、成人年齢の引き下げが行われます。成人年齢の引き下げに伴い、成人を対象とする施策の対象者数が増加する事で、指標数値への影響等が予想されます。</li> </ul>						

## 28 区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます

<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 区内外の人々や区内在住期間の異なる人々が、「学び」を通して交流する機会が求められており、10年後の姿を実現するための主な取組みの中で取組項目として「(仮称)生涯学習大学の創設」を設定していましたが、平成28年10月に「ちよだ生涯学習カレッジ」が開講しました。</li><li>● 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、スポーツに対する社会全体の気運が高まっています。また、平成28・30年度のアンケート結果の比較においても、昼間区民を中心に重要度が上昇しています。</li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 区の人口増加や事業の対象範囲の拡大などを考慮した事業展開が必要です。生涯学習やスポーツに関する需要を適切にとらえた、事業の量的質的な対応がますます必要となってきます。</li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 施策の実現に関する指標としては概ね妥当と考えています。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 生涯学習カレッジ（生涯学習大学）については、2年間に及ぶカリキュラムを継続して受講することなど、多忙な区民が受講しにくい側面があります。今後、この取組みをさらに発展させていくためには、カリキュラムの在り方や終了後の受け皿づくりなどの課題に対応した事業展開が必要です。</li><li>● 新スポーツセンターについては、構想素案を策定しましたが、老朽化が進んでおり、建設地の早期決定、構想策定、設計を可及的速やかに取り組む必要があります。</li></ul>

29 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます

施策の目標		29 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます				
所管部(関連部)		地域振興部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	標柱・説明板の更新率	100% (R1)	0% (H26)	4% (H28)	<b>70%</b> (H30)	87.5%
		- (R1)	令和元年度にすべての標柱・説明板の更新が完了する予定です。 (残り161本(標柱52基、説明板109基))			
み	文化芸術事業の参加者数	32,000人 (R1)	30,000人 (H25)	25,376人 (H27)	<b>38,173人</b> (H29)	100%
		34,000人 (R6)				
み	区立図書館のサービスに満足している利用者の割合	88%(R1) 90%(R6)	85% (H25)	93% (H27)	<b>94.9%</b> (H29)	100%
補	文化芸術事業の参加者の満足度	4.5以上 (R1)	4.7 (H26)	-	<b>4.7</b> (H30)	100%
		4.5以上 (R6)	参加者へのアンケートは5段階評価で実施しています。			
補	募集定員のある事業のうち参加者数が80%以上の事業数の割合	80%以上 (R1)	66.7% (H26)	-	<b>80%</b> (H30)	100%
		80%以上 (R6)				
B (概ね順調)、平均達成率：97.5%						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.28		+0.01		
	重要度	0.48		+0.03		
昼間区民	満足度	0.19		+0.02		
	重要度	0.20		±0		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口増加に伴い、子育て世代や高齢者の人口が増えています。本区のもつ豊かな歴史や文化芸術資源を生かし、子どもから大人まであらゆる世代を対象に、文化芸術に触れ、気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組む必要があります。</li> </ul>						

## 29 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます

<b>法令等の改正や国・都の制度改正などの動向</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成29年6月、文化芸術振興基本法が一部改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光・まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等様々な関連分野における施策の一層の推進が求められています。</li><li>● 平成30年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と文化財保護法が一部改正されました。これにより、これまで教育委員会の所管とされていた文化財の保護に関する事務を条例により区長部局で担当できるようになりました。文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいく必要があることから、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることが求められています。</li></ul>
<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 東日本大震災を契機に、文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を機に文化芸術振興の機運がますます高まり、文化的交流や、豊かな文化資源を内外からの来街者にわかりやすく紹介し、情報発信することが求められています。</li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 人口増加などの情勢の変化に見合った事業展開をしていく必要があります。本区の持つ地域資源を新たな住民などにも十分に周知するとともに、文化に触れ、親しめる機会をさらに創出していきます。</li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 指標にある「標柱説明板の更新率」は、令和元年度に達成する見込みであり、別の指標が必要と考えています。</li><li>● 文化財保護法の改正を踏まえて、今後、地域に埋もれている文化財等の資源の顕在化と利活用が必要となってくるため、それらを計る指標を設定する必要があります。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 東京2020大会に際しては、とりわけパラリンピックの機運醸成、大会成功に向けた障害者アートの取組みが不可欠です。</li><li>● また、東京2020大会後までを見越した、区の内外に向けての情報発信や文化交流、文化活動支援が必要であり、さらなる事業拡充が必要です。</li></ul>

施策の目標		30 地域力の向上を支援します				
所管部(関連部)		地域振興部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	いざというとき相談できる近所づきあいがある人の割合	25%(R1) 30%(R6)	20% (H26)	23% (H28)	<b>21%</b> (H30)	25%
		マンション居住者が増え、近所づきあいが希薄になっています。				
み	地域活動に参加したことがある昼間区民の割合	15%(R1) 20%(R6)	9% (H24)	8% (H28)	<b>10%</b> (H30)	20%
補	町会や地域の活動、ボランティア活動へ参加したことがある区民の割合	31%(R1) 36%(R6)	-	29% (H29)	<b>28%</b> (H30)	0%
<b>D (遅れている)、平均達成率：15%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.16		+0.03		
	重要度	0.45		-0.06		
昼間区民	満足度	0.14		+0.01		
	重要度	0.16		±0		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年、区内転入・転出者ともに増加傾向にあり、平成30年度は9,000人を超える転入、7,000人を超える転出があります。5年未満の居住者が3割を超えています。区民の9割がマンション居住者です。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
その他社会情勢の変化						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎年30～40棟程度の分譲マンションが新築されています。</li> </ul>						
3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性						
施策の方向性について						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新住民が増加し、その大多数がマンション居住者という現状において、地域コミュニティの核として活動してきた町会の存在意義が問われてきます。千代田区の地域特性でもある昼間区民と</li> </ul>						

### 30 地域力の向上を支援します

の協働という観点から、地域コミュニティの活性化施策を幅広く検討していく必要があります。

#### 指標の妥当性について

- 「地域活動に参加したことがある層間区民」の存在が、今後の千代田区の地域コミュニティ活性化を促すキーパーソンになると考えており、指標として妥当です。
- 時間はかかるが、近所づきあいの度合いを高めていく方策が求められてきます。

#### 各事務事業について

- マンション居住者（管理組合等）との交流が、今後より一層求められてくる中で、従来の枠組み（町会等）に捉われない発想が地域に求められてきます。
- コミュニティ醸成支援の一環で始めた、連合町会を対象とした「地域課題解決支援」、マンションのコミュニティ作りに取り組みたい人の学びあいの場である「マンション・コミュニティ・ゼミ」や地域活動の発表及び地域活動団体の交流の場として「コミュニティラボライブ！」を実施しましたが、参加者の対象や事業の開催方法等を改善しながら、コミュニティラボライブの位置付けを明確にして、今後の事業展開を検討していく必要があります。

施策の目標		31 マンション内コミュニティの醸成を支援します				
所管部(関連部)		地域振興部				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	町会や地域の活動、ボランティア活動へ参加したことがあるマンション居住者の割合	30%(R1) 40%(R6)	25% (H26)	20% (H28)	<b>24%</b> <b>(H30)</b>	0%
み	マンションに関する課題を協議する会合への参加者数	240人(R1) 360人(R6)	30人 (H26)	330人 (H28)	-	-
補	あいさつする程度の近所づきあいがある人の割合	77%(R1) 81%(R6)	-	74% (H28)	<b>71%</b> <b>(H30)</b>	0%
セキュリティの高いマンションが増えてきています。						
<b>D (遅れている)、平均達成率：0%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.07		+0.04		
	重要度	0.33		-0.02		
昼間区民	満足度	0.10		+0.04		
	重要度	0.02		+0.02		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年、区内転入・転出者ともに増加傾向にあり、平成30年度は9,000人を超える転入、7,000人を超える転出があります。5年未満の居住者が3割を超えています。区民の9割がマンション居住者です。</li> </ul>						
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成31年3月29日に東京都が「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を施行しました。(一部規定については、令和2年4月1日から施行されます。)</li> </ul>						
その他社会情勢の変化						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎年30～40棟程度の分譲マンションが新築されています。</li> </ul>						



### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- マンション居住者が区民の約9割を占める現状において、まずはマンション内の人間関係を構築してもらうことが大前提となります。そうした観点から地域やマンションの課題に関心を持ってもらうための方策に力点を置くことが求められてきます。

#### 指標の妥当性について

- 「町会や地域の活動、ボランティア活動へ参加したことがあるマンション居住者の割合」は指標として妥当です。
- 「マンションに関する課題を協議する会合」は、当初想定していた会合（マンション・カフェ）を新たな交流スペース（コミュニティ・ラボライブ）に発展させました。また、コミュニティ醸成支援事業は、マンション内コミュニティに特化した会合ではありませんが、事業全体（対象）が、マンション居住者との交流が図れる場であり、その参加者数を補完データに加えます。

#### 各事務事業について

- マンションのコミュニティ作りに取り組みたい人の学びあいの場である「マンション・コミュニティ・ゼミ」や地域活動の発表及び地域活動団体の交流の場として「コミュニティラボライブ！」を実施しましたが、参加者の対象や事業の開催方法等を改善しながら、コミュニティラボライブの位置づけを明確にして、今後の事業展開を検討していく必要があります。
- マンション内の住民同士が交流を図る取組みに対して、当該地区の町会との関係を考慮したうえで、後押しする仕組みが必要です。

32 男女共同参画社会の実現をめざします

施策の目標		32 男女共同参画社会の実現をめざします				
所管部(関連部)		地域振興部(政策経営部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	男女の性別により不平等があると思う人の割合	20%(R1) 10%(R6)	30% (H26)	27% (H28)	<b>34%</b> (H30)	0%
		国の女性活躍推進により男女共同参画の認識が広まっているため、様々な場面での性別による不平等がより意識されるようになっていると考えられます。				
み	男女共同参画センターMIWの利用者数	23,800人 (R1) 27,800人 (R6)	19,030人 (H25)	22,328人 (H27)	<b>31,372人</b> (H29)	100%
		平成27年度利用者数訂正しています。				
み	区が設置する委員会や審議会等における女性委員の割合	40%(R1) 50%(R6)	33% (H26)	34% (H28)	<b>33%</b> (H30)	0%
		団体推薦や公募委員などの委員を選出するにあたって、男女のバランスを考慮するよう働きかけを行っているものの、法などにより各団体の長などが充て職となっている場合、現状では男性に偏ってしまい、女性の参画が進んでいないと考えられます。				
み	区役所の管理・監督者(係長級以上)のうち女性が占める割合	40%(R1) 50%(R6)	21% (H26)	26% (H28)	<b>26%</b> (H30)	33.3%
		平成30年度実施の職員アンケートにおける「女性職員の活躍のために必要なこと」に関する設問では、「超過勤務の縮減や休暇の取得促進など、働きやすい職場づくりの推進」が最も多い回答となっています。				
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：33.3%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.15		+0.04		
	重要度	0.42		±0		
昼間区民	満足度	0.13		+0.02		
	重要度	0.21		+0.05		

<b>2 社会情勢の変化等</b>	
人口、施策の対象者等に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口の増加に伴い、子育て世帯の人口が増え、中でも、0～5歳児を養育する家庭が増えています。</li> <li>● 専業主婦（夫）の割合は減少しているため、女性も働いていることを前提とした取組みが求められています。</li> </ul>	
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立し、特定事業主行動計画の策定が義務付けられました。</li> <li>● 平成27年9月、国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、目標の一つにジェンダー平等が掲げられています。</li> <li>● 令和元年4月から働き方改革関連法が順次適用されます。</li> <li>● 区が男女共同参画を推進するうえでも法律等の後押しを受けています。</li> <li>● 令和元年4月の働き方改革関連法の施行により、働き方の多様化が求められ、女性のさらなる活躍が期待されています。</li> </ul>	
その他社会情勢の変化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、障害者やLGBTsへの理解や合理的な配慮が求められています。男女共同参画も、ダイバーシティ（多様性）&amp;インクルージョン（社会的包摂・包含）とあわせて推進する方向性が強まっています。</li> </ul>	
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>	
施策の方向性について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策の方向性を変更する必要はありませんが、男女共同参画の実現には、女性だけでなく男性の取組みも必要とする視点を明確にする必要があります。めざすべき10年後の姿の実現に向けて、働き方改革を推進するためにも、根強く残る家庭における性別による役割分業意識に働きかけていく必要があります。</li> </ul>	
指標の妥当性について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指標「男女共同参画センターM I Wの利用者数」は、交流サロン（ラウンジ）での図書館の開館待ちや宿題をする学生の利用を含み、実質的に男女共同参画事業に参加した人数となっていません。そのため、指標の妥当性を検討する必要があり、例えば、「家事・育児をパートナーと分担している人の割合」といった指標が考えられます。</li> </ul>	
各事務事業について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 根強く残る固定的な性別役割分業意識が変わらないと、女性が長となる場面が少ないため、区が設置する委員会や審議会における女性委員の割合を増やすことは困難です。性別にかかわらず、一人一人が自分らしく個性と能力を發揮できるよう、様々な事業を通じて意識啓発を図っていきます。</li> </ul>	

施策の目標		33 人権侵害のない社会をめざします				
所管部(関連部)		地域振興部(子ども部、保健福祉部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合	80%(R1) 85%(R6)	75% (H26)	73% (H28)	<b>70% (H30)</b>	0%
	痛ましい虐待事件やいじめに関する報道等により、DVや虐待、いじめについてより意識が高まり、人権が尊重されている社会ではないと思う人が増えていると考えられます。					
補	自分の身の回りで、いじめや差別、DV、ハラスメントなどにより、人権が侵害されていると感じた又は見聞きしたことがある人の割合	-	-	-	<b>41% (H30)</b>	-
補	いじめや差別、DV、ハラスメントなどを受けた場合、相談できる窓口がどこにあるか知っている人の割合	-	-	-	<b>53% (H30)</b>	-
<b>D (遅れている)、平均達成率：0%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.16		+0.01		
	重要度	0.64		-0.02		
昼間区民	満足度	0.16		+0.04		
	重要度	0.28		+0.02		
2 社会情勢の変化等						
人口、施策の対象者等に関すること						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や子どもの人口が増え、児童虐待の通報件数が増えていることから、虐待防止の重要性が増しています。</li> <li>● 平成30年7月には、区議会が「性的マイノリティへの理解とすべての区民が自分らしく生きられる社会をめざす施策の展開を求める決議」を行い、LGBTsを含めた共生社会実現に向けての取組みが求められています。</li> <li>● いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者になる2025年に本区の高齢者数は11,930人、要介護(要支援)認定者数は、2,795人になると推計されています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加等により介護者の確保が困難になるとともに、老老介護の増加、介護負担等により高齢者虐待が増加しています。</li> </ul>						

<p><b>法令等の改正や国・都の制度改正などの動向</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27年9月、国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、誰一人として取り残さないための取組みが推進されています。</li> <li>● 都は、平成30年10月、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進及びLGBTsであることを理由とする差別禁止を規定しました。</li> <li>● SDGsや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、区においても人権尊重を推進する契機となっています。</li> <li>● 高齢者虐待防止法とともに作成された国の高齢者防止マニュアルである「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」が厚労省により平成30年3月に改訂され、資料の内容の追補、充実が図られました。また、平成30年3月28日付の厚生労働省老健局長通知では、高齢者虐待防止に向けた体制整備の充実や再発防止に向けた取組みの強化、関係団体・機関及び介護施設・事業所等への周知及び指導の徹底が記されています。</li> </ul>
<p><b>その他社会情勢の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年の法改正により、区市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置は努力義務となりました。都は23区への配偶者暴力相談支援センター設置を推進しており、現在16区が設置済みとなっています。</li> <li>● LGBTsへの理解を求める動きも広がっており、渋谷区は、平成27年4月、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を施行し、同性パートナーシップ証明書の発行を開始しました。世田谷区も同年、要綱によりパートナーシップ宣誓書受領証の発行を開始しています。文京区や豊島区は、職員及び教職員向けの対応指針を策定しています。</li> </ul>
<p><b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b></p>
<p><b>施策の方向性について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策の方向性を変更する必要はありませんが、LGBTs、外国人、障害者等への差別禁止の視点を持って、今後の取組み・事務事業を実施する必要があります。</li> <li>● <u>児童虐待とDVには密接な関係性があることが指摘されており、庁内及び関係機関との連携を強化していく必要があります。</u></li> <li>● LGBTsの人権を尊重する流れが加速しているため、LGBTsに関する視点を重視したうえで、今後の取組みを進めていく必要があります。</li> </ul>
<p><b>指標の妥当性について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>現在の指標は最終的な成果指標のため、DV、児童虐待、いじめ、高齢者虐待、障害者虐待について、その要因や防止につながる指標を設定する必要があります。</u></li> <li>● <u>区民が悩んだときに相談できる窓口を知っていることは重要であるため、例えば、「いじめや差別、DV、ハラスメント等を受けた場合、相談できる窓口がどこにあるか知っている」といった指標が考えられます。また、虐待等の早期発見には区民からの通報が不可欠なため、「虐待又はDVかもしれない、と気づいたときにどこに通報すればよいか知っている」といった指標が考えられます。</u></li> <li>● LGBTsに関する取組みを示す新たな指標を設定する必要があります。例えば、「誰もが自分らしく生きるため、LGBTsについて正しく理解したいと思う人の割合」といった指標が考えられます。</li> </ul>
<p><b>各事務事業について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>DV被害、いじめ、虐待等について、通報者を守る仕組みづくりや対応について議論する場を設定する必要があります。</u>虐待防止等連絡委員会を活用して連携の仕組みを強化していきます。</li> <li>● 人権課題としてLGBTsに関する取組みが自治体の姿勢を問う一つのメルクマールとなっている現在、LGBTs施策に関する議論を通じて、早急に方向性を示す必要があります。</li> <li>● LGBTs、本邦外出身者、障害者等への差別解消等、様々な人権課題について、庁内でも意識啓発を推進する必要があります。</li> </ul>

施策の目標		35 国際交流・協力や平和活動を推進します				
所管部(関連部)		地域振興部(政策経営部)				
1 指標等を用いた進捗状況評価						
指標		目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率
み	区が行う平和事業に参加したことがある人の割合	7%(R1) 10%(R6)	4% (H25)	7% (H28)	<b>8%</b> <b>(H30)</b>	100%
み	国際交流・協力ボランティア登録者数	120人(R1) 170人(R6)	71人 (H26)	76人 (H28)	<b>87人</b> <b>(H29)</b>	55.2%
		目標値達成に向け、より一層進捗させるためにも、令和元年度から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の都市ボランティアを補完し、区の魅力を伝えることのできるボランティアの養成講座を実施するなど、新たな取組みを進める予定です。				
み	外国人との交流を行いたい人の割合	85%(R1) 95%(R6)	75% (H26)	72% (H28)	<b>59%</b> <b>(H30)</b>	0%
		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区を訪れる外国人の国籍も多様化しています。相手の国や文化をよく知らないことが、交流を妨げる一因となっていると考えられます。				
補	平和関連事業に参加したことがある人の割合 (区内開催事業を限定しない)	-	-	-	<b>9%</b> <b>(H30)</b>	-
補	(国際交流・協力)ボランティア登録者のうち活動した人の数	15名(R1) 45名(R6)	-	1名 (H29)	<b>16名</b> <b>(H30)</b>	100%
<b>C (やや遅れている)、平均達成率：63.8%</b>						
区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.15		+0.01		
	重要度	0.37		±0		
昼間区民	満足度	0.15		-0.01		
	重要度	0.19		-0.01		

<b>2 社会情勢の変化等</b>	
人口、施策の対象者等に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戦争を体験した世代が高齢化し、体験者が減少しています。戦争の体験を風化させずに若い世代へ伝承し、平和な社会を築くための取組みが求められています。</li> <li>● 平成30年7月には東京商工会議所千代田支部から、令和元年7月には東京青年会議所千代田区委員会から区長あてに「千代田区の「海外姉妹都市提携」に関する提言～世界の国際交流拠点・千代田を目指して～」が提出され、海外都市との交流や連携が求められています。</li> </ul>	
法令等の改正や国・都の制度改正などの動向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年12月、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が公布され、外国人住民の増加が見込まれています。区においても、外国人との地域での共生への取組みがより求められています。</li> </ul>	
その他社会情勢の変化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、都市ボランティアの募集が行われました。各区は独自ボランティアの養成に取り組んでおり、千代田区でも大会中及び大会後のレガシーとして、ボランティア活動の支援が求められています。</li> </ul>	
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>	
施策の方向性について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去の戦争の記憶を風化させない取組みとあわせて、人権尊重、ジェンダー平等、国際理解等の視点も持って国際平和への取組みを推進する必要があります。</li> <li>● <u>生活者レベルでの外国人との交流を通して、互いの文化や歴史等の理解を深め、外国人も地域で安心して生活できる環境づくりを推進する方向性に変更はありません。引き続き、生活者レベルでの交流を推進するイベント等を実施します。</u></li> <li>● <u>外国人への情報提供は、多言語化に加え、「やさしい日本語」への言い換えも検討する必要があります。</u></li> </ul>	
指標の妥当性について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人への情報提供の進捗をはかる指標を加える必要があります。<u>外国人への視点をもった情報提供について検討し、効果的な指標を設定する必要があります。</u></li> </ul>	
各事務事業について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 展示やイベント等に、人権尊重やジェンダー平等の視点を加え、様々な観点から外国人との共生や平和意識の普及・啓発を推進していきます。</li> <li>● <u>平成6年に策定された「国際都市政策大綱」を、ちよだみらいプロジェクトに沿って見直す必要があります。</u></li> <li>● <u>東京2020大会のレガシーとして、ボランティア活動が継続できるよう支援する必要があります。</u></li> </ul>	

施策の目標		36 区民の参画・協働と開かれた区政を実現します					
所管部(関連部)		政策経営部(すべての部)					
1 指標等を用いた進捗状況評価							
指標	目標値 (年度)	初期値 (年度)	中間値 (年度)	現状値 (年度)	達成率		
み	区政に参加したことがある人の割合	63%(R1) 75%(R6)	50% (H25)	42% (H28)	<b>32%</b> <b>(H30)</b>	0%	区内居住年数(「5年未満」「5年～10年未満」)が短くなるほど「区政に参加していない」の回答割合が高い傾向となっています。また、「区政に参加したことがない」と調査で回答した区民(n=613)のうち73.9%の方が「区政参加に関する区の実施を知らない」と回答していることから、区内に居住して日が浅く、区が取り組みを実施していることを知らないために、参加の機会を逃した区民が一定数いることが想定されます。そのため、取り組みについて一層周知を図る必要があるといえます。
み	町会や地域の活動等に参加したことがある人の割合	41%(R1) 47%(R6)	35% (H26)	30% (H28)	<b>28%</b> <b>(H30)</b>	0%	人口の転出入が激しく、居住年数の短い区民が増加傾向にあることや、マンション居住者が9割を占めている中、町会や地域とのつながりが希薄になり、地域活動に関する情報が行き届いていないことなどが考えられます。
み	区に関する情報を得ていない人の割合	6%(R1) 5%(R6)	7.5% (H26)	10% (H28)	<b>13%</b> <b>(H30)</b>	0%	上記数値上昇にも関連し、平成30年度に広報紙の配布方法について検証を実施するなど、広報広聴課としての情報提供に係る方法の検討を進めています。
補	区の参画への取り組みを知っている区民の割合	-	-	-	<b>41%</b> <b>(H30)</b>	-	区内居住年数が短くなるほど「区の取り組みをいずれも知らない」の回答割合が高い傾向となっています。上述したように参画への取り組みについて一層周知を図る必要があるといえます。
補	区が行っている参画の取り組みに満足している区民の割合	-	-	-	<b>18%</b> <b>(H30)</b>	-	「不満」の回答割合が9.5%であることから、取り組みに対し不満に思っている区民が満足している区民より多いわけではないものの、「わからない」の回答割合が69.9%となっています。「わからない」と回答した区民のうち87%が「区の参加に関する取り組みを知らない」と回答していることから、区の取り組みの認知度が低いことにより満足している割合が低い数値になっていると思われます(ただし、下記区民アンケートでは施策の満足度が向上しています)。
<b>D (遅れている)、平均達成率：0%</b>							



区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)			
		今回	対前回比
在住区民	満足度	0.11	+0.02
	重要度	0.48	-0.01
昼間区民	満足度	0.13	+0.03
	重要度	0.18	+0.01

## 2 社会情勢の変化等

### 人口、施策の対象者等に関すること

- 平成30年度世論調査(n=941)によれば、区内居住年数「5年未満」「5年～10年未満」の住民が51.6%を占めている一方、「30年以上」「生まれてからずっと」の住民は22.1%となっています。「区政に参加したことがある人の割合」(上記指標)を設定した5年前(平成25年度)のそれぞれの割合は45.9%、30.0%でした。このことや転入超過(平成29年度住民基本台帳上の数値で対前年2.5%増)が引き続けていることを考えると、新しく区民となる方が増え続けている状況にあるといえます。

### 法令等の改正や国・都の制度改正などの動向

- 施策の進捗に影響を与えるような国・都の大きな動向は特にありません。
- 参画手法のひとつである意見公募手続の地方公共団体(区市町村)の状況について、総務省調査によれば、平成29年10月時点では「(条例・規則・その他指針等を)制定済」が全体の54.5%となっており、平成27年1月時点と比べ、2.4%増えています。一方で、ルールを定めず必要に応じて意見公募を実施するほか、既存の議会や審議会での意見聴取、アンケートなどを活用することで対応しているため、制定の「予定なし」と答えている団体が全体の43.0%を占め、前回よりも4.9%増えています。
- 官民データ活用推進基本法が2016年に施行され、都道府県においてはオープンデータ推進を含めた官民データ活用推進基本計画を策定することになり、市区町村においては計画策定が努力義務とされました。

### その他社会情勢の変化

- 「参画する機会を区民が逃さないよう普段から審議会の内容なども含め区政情報の発信の仕方を工夫する必要がある。」といった指摘もされています。
- 区民世論調査において、「区に関する情報をどこから得ているか」という問いに対し、『情報を得ていない』と回答した割合が、平成26年度から7.5%、8.1%、10.0%、12.8%と推移し、平成30年度には13.3%とこの5年間で、その割合が増加を続けています。これに関連するように、『区の情報を広報紙から得ている』と回答している割合が、平成26年度から46.9%、49.9%、42.8%、40.6%と推移し、平成30年度には37.1%とこの5年間で、約10%低減しており、区民に対する情報の提供方法についての検討の必要性が高くなっていると考えられます。
- オープンデータ利活用推進のため、自治体等によるカタログサイトの開設やデータフォーマットの標準化等の取組みが進められています。

### 3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性

#### 施策の方向性について

- 「千代田区参画・協働ガイドライン」では、「参画」とは「区の各施策や各事業の企画・立案などに区民等が主体的に参加し、意思形成にかかわること」と位置付けていますが、意思決定をするのは行政、区長であり、それを判断するのが議会となります。この地方自治の仕組みを行政側、区民等の双方が認識し、前提条件とした上で、より一層の「参画」を求めていく必要があります。
- 千代田区を構成するすべての人々が互いに支え合う「共生社会」の実現をめざす本区においては、特に区の参加に関する取組みを知らない方、新しく区民となる方などを見据えた様々な参加の機会の確保と、そのための情報提供をより一層進めていく必要があります。

#### 指標の妥当性について

- 「計画の実現に向けて」、自分たちのまちを自分たちの手で良くしていこうという区民等の積極的、主体的な参画と協働を推進するために、地域における様々な支え合いの活動への参加を促すという意味においては、「町会や地域の活動等に参加したことがある人の割合」について、例示的な「町会」を外し、地域の活動についての対象イメージを広げることも検討します。

#### 各事務事業について

- 「参画」を通じて自分とは異なる意見や、自分の主張とは正反対の主張の存在を理解することは「共生社会」の実現に繋がります。このため、多様な意見を収集し、公開することで共有を図っていく必要があります。
- 「参画」を通じて述べた意見の結果、行政、区長がどのように決定し、議会が如何に判断したのかわかることは「満足度の向上」に繋がります。このため、決定のプロセスと結果について、わかりやすくフィードバックする必要があります。
- 互いに支え合うという意識を醸成し、実際の行動に結びつけていくことは「共生社会」の実現に大変重要です。このため、区民要望や行政ニーズと、それを支える様々な活動主体との協働の可能性をより一層検討する必要があります。
- オープンデータの内容や公開方法について、ニーズへの対応や事業周知の観点から、区としての考え方を検討する必要があります。



37 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

<b>施策の目標</b>		<b>37 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します</b>				
<b>所管部(関連部)</b>		政策経営部(すべての部)				
<b>1 指標等を用いた進捗状況評価</b>						
	<b>指標</b>	<b>目標値 (年度)</b>	<b>初期値 (年度)</b>	<b>中間値 (年度)</b>	<b>現状値 (年度)</b>	<b>達成率</b>
補	施策評価が、基本計画に定める「施策の推進に役立っている」(「どちらかというと役立っている」と回答した区職員の割合)	-	-	-	<b>31% (H30)</b>	-
		「役立っていない」又は「どちらかというと役立っていない」と回答した職員の割合は13%であり、「役立っている」と回答した割合の方が上回っています。				
補	区職員の超過勤務時間縮減率(平成27年度比)	17%(101,500時間)(R1) 20%(97,900時間)(R6)	122,400時間(H27)	12.5%(107,100時間)(H29)	<b>12.5% (107,100時間) (H29)</b>	100%
補	区人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率	18.96%(R1) 48.00%(R6)	2.69%(H26)	13.08%(H30年2月)	<b>18.08% (H31年1月)</b>	100%
<b>A(順調)、平均達成率:100%</b>						
<b>区民アンケート結果(加重平均による平成30・28年度結果の比較)</b>						
		今回		対前回比		
在住区民	満足度	0.13		+0.02		
	重要度	0.64		-0.02		
昼間区民	満足度	0.15		+0.03		
	重要度	0.24		+0.01		
<b>2 社会情勢の変化等</b>						
<b>人口、施策の対象者等に関すること</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本の人口が2008年をピークに減少しており、今後は大都市部を中心に高齢化が急速に進行する見込みとなっています。また、少子高齢化に伴い、若年労働力を中心に労働力の絶対量が不足することが想定されています。</li> <li>● 人口増による区民ニーズの拡大・多様化やベテラン職員の大量退職により、業務の継承やOJTの推進の対応が求められています。</li> </ul>						
<b>法令等の改正や国・都の制度改正などの動向</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国では、証拠に基づく政策立案を積極的に推進するとともに、政策評価に関する客観的な情報・データの活用及び公表について、より一層の質の向上に努めています。</li> <li>● 平成28年4月の地方公務員法の改正に伴い、人事管理と人材育成のさらなる連携強化が求められています。</li> <li>● 平成29年12月の行政系人事制度の改正に伴い、各職層に求められる役割が明確化されたため、職員の意識改革の必要があります。</li> </ul>						

### 37 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

<b>その他社会情勢の変化</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 人口増加等に伴い行政ニーズが拡大・多様化しており、安定的・継続的に質の高い行政サービスを提供できるよう、職員の問題解決能力の向上、区政運営への参画意欲高揚など、職員の人材育成がより重要となっています。また、将来の労働力人口の減少を見据え、自治体・民間ともにRPA・AIを活用した業務の効率化、負担軽減の機運が高まっています。 ※RPA：ソフトウェアロボットによるパソコンでのマウス・キーボード操作などの自動化 ※AI：人工的な方法による学習、推論、判断等の機能を実現したもの</li><li>● 平成28・29年度施策評価後に実施した職員アンケートの結果、作業に負担を感じている職員が47.3%、「関わっていないのでわからない」と回答とした職員が39.8%、「負担は感じていなかった」が12.9%となりました。また、施策評価を通して幅広い意見をもらえたかについては、「もらえた」が39.1%、「もらえなかった」が21.9%、「わからない」が39.1%となりました。</li><li>● IT技術の進歩により事務効率化が見込まれる一方、職員の専門知識の必要性が高まります。</li></ul>
<b>3 進捗状況・社会情勢等を踏まえた課題及び今後の方向性</b>
<b>施策の方向性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● いわゆる団塊の世代、ベテラン職員の退職と、新規職員採用数の増加に伴い、区職員として必要な知識やノウハウ等の継承を積極的に進めていく必要があります。</li><li>● 一方、今後、我が国全体における労働力人口の減少に向けて、効率的に業務を遂行することがより一層求められています。</li><li>● 効果的、効率的な区政運営を行っていくために、PDCAサイクルに基づく行政評価を効果的に活用し、基本計画が示す施策の方向性との整合性を、行政自らが適宜再検証する必要があります。</li><li>● <u>様々な施策を展開する中で、その基盤となる土地・建物等の区有財産を活用した「施設」のあり方は、今後ますます重要な位置付けとなり、これまで以上に中長期的な観点からの具体的方策が求められています。</u></li><li>● <u>区民負担の公平性・公正性のさらなる確保に努めるため、体制をより一層強化し、債権管理を適正に行う必要があります。</u></li></ul>
<b>指標の妥当性について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 平成29年度に実施した二次評価において、指標が設定されていないことの指摘を受け、設定した補助指標の今後の動向を注視し、評価の一助としていく必要があります。</li></ul>
<b>各事務事業について</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会情勢の変化や様々な法・制度改正に伴い、区の人材育成の考え方を検討していく必要があります。</li><li>● 効率的な業務の遂行をめざし、RPAやAIの活用を検討することはもとより、各部署において業務フローを見直す必要があります。</li></ul>

## 4 ちよだみらいプロジェクト修正等一覧

図表 23 「課題解決の方向性」及び「10年後の姿を実現するための主な取組み」における視点の追加等

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 路上喫煙や路上障害物、ごみがないすっきりとしたまちが実現できている。</li> <li>○ 身近な地域での喫煙場所が整備され、喫煙者と非喫煙者の共生が進んでいる。</li> <li>○ 客引き行為等がなく、安全で安心なまちのイメージが定着している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 路上喫煙や路上障害物、ごみのない、きれいで安全・安心なまちづくりを推進していきます。</li> <li>○ 喫煙所を分散して整備するとともに、喫煙マナーの啓発に取り組み、ルールからマナーへの転換に取り組みます。</li> <li>○ 地域、警察、区が一体となって、継続的に、粘り強く客引き行為等の防止活動に取り組みしていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活環境改善推進 <u>路上喫煙対策はもとより、路上放置物対策や犯罪防止等について、区と地域・警察などが協力して取り組みます。</u></li> <li>○ 公共の場所（道路、公園等）における喫煙対策 喫煙者と非喫煙者の共生をめざすため、喫煙所を区内にバランス良く設置し、ルールからマナーへの転換を図ります。</li> <li>○ 客引き防止対策の推進 地域や警察と一体となった客引き防止活動を継続的に進め、安全・安心な地域づくりに取り組みます。</li> </ul>
5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災意識が高く、災害時要援護者を含めた地域の協働態勢が構築できている。</li> <li>○ 地域の連携と協力により、災害時における都市の安全性が高い地区が実現できている。</li> <li>○ 災害時の救護態勢の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民をはじめ、事業者や来街者を含めた地域の助けあい、支えあいによる「協働」の構築に取り組みます。</li> <li>○ 大手町、丸の内、有楽町の地下街等において、地域の協働による避難確保計画や浸水防止計画の策定を進めます。</li> <li>○ 想定される有事に対して、医療救護に必要な資機材等の計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災・減災対策の推進 地域の連携・協働活動を推進し、地域の防災力を向上させ、災害時要援護者や帰宅困難者への対応等において、災害時に互いに助けあえる協働態勢の構築と減災に取り組みます。また、台風など予測可能な災害においては、タイムライン（事前行動計画）を活用した情報発信を行っていきます。</li> <li>○ 災害に強いまちづくり 頻発する都市型水害への備えとして、地下街等の浸水対策に対し先導的支援に取り組みます。</li> </ul>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
	強化など、適切に対処できる危機管理意識の高い態勢が構築できている。	的な整備など事前の備えと、発災時の危機管理即応態勢の整備に取り組みます。	○災害時の医療態勢の整備 <u>医療機関等の事業継続計画（BCP）策定を支援するとともに、緊急医療救護所の開設訓練を計画的に実施し、医療救護の態勢を構築します。また、医薬品供給態勢の確立を進めます。</u>
8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます	○景観まちづくり計画等により、地域ごとの特性を活かした良好な景観が形成されている。 ○地域特性を活かした景観を形成する地区計画や景観ルールなどが定められている。	○景観まちづくりに関する事前協議や調整を進め、良好な街並みへの誘導を図ります。 ○住民の自主的な景観ルールづくりや地区計画制度等の活用により、地域で守り育てたい景観の保全・創出を支援します。 ○歴史的に形成された特色ある界隈や街並みの維持・発展を誘導します。	○ <u>景観まちづくり計画の策定と運用</u> <u>景観まちづくり計画を策定し、地域ごとの景観形成基準や方針を定め、事前協議制度を充実するなど、良好な街並みへの誘導を図ります。</u> ○景観まちづくり重要物件の保全・活用 景観まちづくり上重要であり、広く人々に親しまれている建築物や工作物等を「景観まちづくり重要物件」に指定し、保全・活用を支援します。 ○地区計画制度の活用 【再掲】地域が主体となり、各地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルール（建築物の用途や容積率、壁面の位置の制限、緑化率の最低限度など）を定めることで、景観を含めた総合的なまちづくりを推進します。
9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活	○区民が千代田区に誇りを持ち、実感できるまちとなっている。 ○地方から見て、千代田区が情報発信拠点として魅力を感じるま	○区民と共に、区民が誇る区の魅力を発掘、創造、磨き上げ、広く発信するよう取り組みます。 ○地方の情報提供の場を充実し、相互連携によって区内地域の活力を高めます。	○シティプロモーションの推進 千代田区の魅力を区民と共に、あらためて調査発掘し、創造し、磨き上げ、効果的な情報発信を展開していきます。 ○地方との連携 農商工連携など、NPOや商店街などが地方と連

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
力を高めます	<p>ちとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ごとに観光・文化資源が整理・活用され、回遊性が増し、近隣自治体とも連携し国際的な観光地として賑わっている。</li> <li>○ 千代田区観光協会が、観光の多様な連携の中核を担う組織となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区内観光案内所と連携し、区の魅力を効果的に発信する仕組みを強化します。</li> <li>○ 区内各地域の観光資源、文化資源を効果的に発信し、観光客の回遊性を高めます。</li> <li>○ 観光の多様な連携を民間主導で機動的に進めていくため、区内の企業等が多く参画している千代田区観光協会を連携のための中核組織とします。</li> </ul>	<p>携する仕組みを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化資源の見える化の展開 【再掲】 標柱・説明板等の文化財標識類やガイドマップについて、デザインや表記に統一性を持たせるとともに、多言語表記やICT技術の活用により、わかりやすいものに更新していきます。</li> <li>○ 観光案内所との連携 <u>外国人観光案内所との定期的な情報交換など連携を強化します。</u></li> <li>○ 水辺の活用 <u>神田川・日本橋川の舟運事業の拡充などを支援します。</u></li> </ul>
11 消費生活にかかる相談、支援を充実します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民をはじめ、区内で働き、学ぶ人たちが相談できる機能が充実し、複雑化する消費者問題の解決に向けて適切な支援が行われている。</li> <li>○ 十分な消費者教育や啓発、消費者被害の未然防止が効果的に行われている。</li> <li>○ 地域の消費者の安全・安心を確保するための福祉等関係機関と連携した地域見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費生活センターの専門相談員による相談・あっせんを充実します。</li> <li>○ 消費者安全法の改正に対応し、警察などの関係機関や福祉部門等との連携を図り、地域の消費者の安全・安心を確保するため、地域見守りネットワークを構築していきます。</li> <li>○ 消費者被害の未然防止のため、正確な情報を発信・提供するとともに、消費者教育の推進を図っていきます。</li> <li>○ <u>成人年齢の引き下げを踏まえ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費生活センターの機能充実 消費生活に関する様々な相談に対して、迅速かつ適切に対応するため、最新の動向を把握し、関連の専門知識を体得するなど消費生活相談員のスキルアップを図り、国や都、関係機関との緊密な連携のもと、センター機能を充実し、消費者問題の解決を図ります。</li> <li>○ 消費生活に関する普及啓発事業 区民一人ひとりが自ら考え行動できる消費者市民社会実現のため、地域や関係機関と協力して消費者教育を推進します。また、あらゆる機会を通じて情報を発信し、消費者被害の未然防止に努めます。</li> <li>○ 地域の消費者の安全・安心の確保 地域の消費者の安全・安心を確保するため、警察、医療機関などの関係機関や福祉部門等と連携し、地</li> </ul>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載



施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
	ネットワークが構築されている。	<u>た啓発活動や相談体制の強化を図ります。</u>	域見守りネットワークを構築するなど、消費者被害の未然防止・消費者問題の解決に努めます。
12地球に優しい環境づくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>○CO<sub>2</sub>排出量が、1990年対比で▲30%となっている。</li> <li>○災害時にも柔軟に対応可能な強靱(きょうじん)なエネルギーシステムが整備されている。</li> <li>○ヒートアイランド現象が緩和されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区が率先して区有施設の省エネルギー化に取り組み、区民や事業者の環境配慮意識を高め、建物の省エネルギー化を推進することで、大幅なCO<sub>2</sub>排出量の削減をめざします。</li> <li>○再生可能エネルギーと未利用エネルギーを最大限活用し、BCPに貢献できる自立分散型電源の拡大・エネルギーの地産地消に取り組みます。</li> <li>○ビル排熱の抑制や保水性舗装、緑化の推進等、ヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。</li> <li>○<u>気候変動適応法の制定を踏まえ、気候変動の影響による被害を回避・軽減する視点からも取組みを進めます。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費するエネルギーを減らす 事業者・団体・家庭などでの活動を促進するための拠点として(仮称)エコセンターを整備するとともに、省エネ活動の実践や省エネルギー機器を活用することで、エネルギーを効率良く利用して、区内で消費するエネルギーを減らします。</li> <li>○様々なエネルギーシステムを備える 災害時でも使用可能な独立したエネルギーシステムの構築や、一定期間の経済活動が可能な自立分散型電源の確保など、災害に強い様々なエネルギーシステムを備えます。</li> <li>○ヒートアイランド対策の推進 建物のヒートアイランド対策の推進や、道路の改修整備等にあわせた保水性舗装や遮熱性舗装の推進、緑被面積の向上や区内打ち水の開催を推進します。</li> </ul>
14感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康危機の発生に備え、区民、昼間区民、来街者を守る体制が整備されている。</li> <li>○区民や関係事業者が、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康危機の発生に備え、平時から、関係機関との連携体制を強化するとともに、各種マニュアルの点検・拡充を行います。</li> <li>○<u>感染症や食中毒、熱中症等予防</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との協力・連携の強化 健康危機発生時に備え、健康危機管理会議を開催し、関係行政機関や公共団体との協力・連携を強化します。また、健康危機管理のシミュレーション訓練を実施します。</li> </ul>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
備します	<p>感染症や食中毒等の正しい知識を理解し、積極的に予防に取り組んでいる。</p> <p>○区民が適切に予防接種を受けることで、地域での感染症の発生や流行が抑えられる。</p>	<p><u>に関する正しい知識の普及・啓発を図り、健康危機発生時には、区民や関係事業者自らが適切な行動ができるよう、効果的に情報を発信します。</u></p> <p>○感染症予防に効果的な予防接種は今後も積極的に助成を推進するとともに、予防接種を適切な時期に安全に接種できるよう、対象者や医療機関に対し、接種に必要な情報を迅速かつ適切に提供します。</p>	<p>○生活衛生関係施設への監視指導 飲食店、旅館・ホテル、公衆浴場などの生活衛生関係施設における安全と衛生の確保を図ることにより、区民生活の安心を支えます。</p> <p>○<u>感染症や食中毒、熱中症予防の普及啓発等</u> <u>ホームページや講習会などを通じ、正しい知識の普及・啓発や発生予防に努めます。さらに、健康危機が発生した場合は、迅速かつ正確な情報を発信します。</u></p> <p>○予防接種の推進 B型肝炎予防接種助成を開始するなど、効果的なワクチンについては独自の助成を推進します。また、予防接種に関する最新の情報を区民や医療機関に提供するとともに、主治医と相談し区民自ら接種スケジュールを管理できるような環境を整備します。</p>
15一人ひとりの健康づくりを支援します	<p>○より多くの区民が自身の健康に関心を持ち、健康的な食事や適度な運動等、生活習慣の改善に主体的に取り組んでいる。</p> <p>○むし歯や歯周病が減り、区民が健全な口腔機能を維持している。</p> <p>○健康診断の受診者が</p>	<p>○生活習慣病予防のための自主的な行動に結びつくように、健康的な食習慣や適度な運動、歯と口のケアについての周知の方策を工夫します。</p> <p>○診療情報と健康診断の情報を分析し、効果的な健診の勧奨や保健指導を行います。</p> <p>○うつ病など心の健康の問題について気軽に相談できる体制</p>	<p>○生活習慣病予防の啓発 各種相談、講座、広報等に加え、ソーシャルメディア等を活用し、これまで情報の届きにくかった区民への啓発を工夫します。</p> <p>○歯と口腔の健康増進 普及啓発や歯と口の健診、口腔ケアなど、すべての年代における歯と口の健康増進の取組みを推進します。</p> <p>○データに基づく効果的な健診等の推進 健康診断と保険診療のデータを突合・分析し、そ</p>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
	<p>増え、病気の早期発見、早期治療ができています。</p> <p>○心の問題を気軽に相談できる窓口を知っている区民が増加する。</p>	<p>を整え、周知を図ります。</p> <p>○<u>健康増進法改正及び東京都受動喫煙防止条例制定を踏まえ、これまで以上に、望まない受動喫煙が生じない社会環境の整備を進めます。</u></p>	<p>の結果をもとに、個別の状況に応じた健診の勧奨や、治療中断者への保健指導など、より効果的効率的な対策を推進します。</p> <p>○心に悩みを抱える人へのセーフティネット整備 保健所、医療機関、障害者福祉センターのほか、生活や経済的な問題の相談窓口とのネットワークを構築するとともに、適切な相談機関に案内するためのゲートキーパーを養成します。</p> <p>○<u>受動喫煙対策の推進</u> 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、意識啓発等を通じた正しい知識を普及するとともに、法に基づく相談対応等を行います。</p>
<p>17高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します</p>	<p>○在宅医療と介護のサービスが連携して、必要な人に適切に提供され、要介護高齢者も、地域で安心して暮らし続けられるようになっている。</p> <p>○地域全体で高齢者を見守るネットワークが整備されている。</p> <p>○在宅生活を支える施設や在宅生活が困難な場合の入所施設が増えている。</p>	<p>○平成27年度開設予定の高齢者総合サポートセンターにおいて、24時間365日、高齢者からの相談にワンストップで対応できる体制をさらに充実・強化します。</p> <p>○<u>高齢者が自立した生活を継続できるよう、フレイル対策・介護予防意識の普及・事業の促進を図ります。</u></p> <p>○地域全体で高齢者を見守るネットワークづくりを進め、介護が必要になっても安心して在宅生活ができる地域づくりを</p>	<p>○<u>フレイル対策・介護予防の推進</u> 介護状態になる以前からのフレイル対策と重度化を抑制するための介護予防に対する意識啓発、関連事業への参加を促進し、地域の様々なサービスも組みあわせて活用することにより、高齢者が自立した生活を続けられるようにしていきます。</p> <p>○相談体制の充実 平成27年度開設予定の高齢者総合サポートセンターを中心に、高齢者の相談体制を充実させ、必要な人に適切に医療や介護のサービスが提供できるようにします。</p> <p>○<u>高齢者見守り支援の推進</u> 地域住民や関係機関が連携した「千代田安心生活見守り隊運動」を推進し、見守りのネットワークを</p>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
		<p>進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅生活が困難な高齢者にも対応できるよう、必要な施設整備を進めます。</li> <li>○ <u>住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活支援の充実に加え、超高齢社会を迎え顕在化している8050問題等に対応できる体制を整えます。</u></li> </ul>	<p>強化するとともに、様々な事業を通じて、地域での高齢者の見守り支援の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護施設等の基盤整備 区有地活用や民間活用により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、ショートステイなど介護保険施設の基盤整備を進めます。</li> <li>○ <u>高齢者虐待防止・早期発見・対応の体制整備</u> 地域で暮らし続けるために介護サービスの充実にとどまらず、QOL（Quality of Life）向上の視点から必要な生活支援を行うとともに、<u>高齢者虐待の予防、早期発見と迅速な対応を図れる体制を整備します。</u></li> <li>○ <u>8050問題等への対応</u> <u>ひとり暮らし高齢者の増加、8050問題の顕在化等、超高齢社会に伴う新たな課題に対応するために相談・支援体制を強化します。</u></li> </ul>
18認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症の早期発見ができ、治療が受けられる。</li> <li>○ 認知症に対する地域の理解と見守り体制が深まり、認知症が重くなっても地域で生活することができる。</li> <li>○ 認知症高齢者を介護する人の負担が重く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症の初期から治療が受けられるよう、早期発見と医療に繋げる仕組みを強化します。</li> <li>○ <u>認知症の程度に応じて本人意思を尊重した適切な対応ができるよう、認知症に対する地域の理解を深めます。</u></li> <li>○ 地域での生活を支えるための在宅サービスの充実を図るとともに、関係団体や地域住民に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハイリスク高齢者への家庭訪問 潜在する認知症患者を早期に発見できるよう、ハイリスク高齢者宅への家庭訪問などを実施します。</li> <li>○ 認知症相談と支援サービスの充実 認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、支援サービスを充実するとともに、認知症コーディネーターが相談に対応していきます。</li> <li>○ 認知症サポーターの養成 認知症サポーターの養成を行い、認知症への理解を持つ人を増やしていきます。</li> </ul>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
	ならないよう、在宅と施設のサービスが受けられる。	<p>よる見守り体制を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>昼間区民の認知症サポーターやICT技術の活用を検討し、地域で見守る体制強化を図ります。</u></li> <li>○ 在宅生活が困難な認知症高齢者にも対応できるよう、必要な施設整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症ケアパスの活用 認知症対応に関する区や地域の支援体制を充実させ、地域で見守る体制を強化していきます。</li> <li>○ 認知症対応施設の整備 認知症グループホームなどの、施設サービスの確保に努めます。</li> <li>○ <u>成年後見制度等の利用支援</u> <u>認知症高齢者等の尊厳と財産を守るため、権利擁護事業や成年後見制度の周知や利用促進を支援する取組みを進めます。</u></li> </ul>
20障害があっても暮らしやすい地域をめざします	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域において、障害者の障害の種類や程度にかかわらず、自立した日常生活を過ごせるための配慮がなされている。</li> <li>○ 障害者福祉センターが、障害のある人にとって気軽に相談できる、地域の拠点施設となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重して、その意思決定に応じた障害福祉サービス基盤を整備していきます。</li> <li>○ 障害福祉サービス等利用計画に基づき、総合的視野に立った相談やサービスを提供していきます。</li> <li>○ 障害児の年齢に応じて支援するためのサービス施設を誘導していきます。</li> <li>○ <u>障害者を支援するため、必要な施設整備を進めます。</u></li> <li>○ <u>様々な行政分野においてユニ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>障害福祉サービス及び医療との連携の推進</u> <u>障害の種類や程度だけではなく、日中活動や介護及び居住等の状況に応じて、サービス給付を行います。また、障害の種類に応じて医療とも密接に連携していきます。</u></li> <li>○ 地域移行支援の推進 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設の利用者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</li> <li>○ 差別解消の対応要領の公表 障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）に基づき、区の対応要領等を策定し、不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方、具体例などを公表します。</li> <li>○ 障害児の通所支援等の推進</li> </ul>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
		<p><u>バーサルデザインの考え方に 基づく取組みを実践していき ます。</u></p>	<p>児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害 児支援を行います。</p> <p>○ 障害者福祉センターの運営 障害者の自立支援、社会参加、心身機能の維持向 上を図るため、身体・知的・精神の3障害に対応し、 充実したデイサービス、ショートステイ、グループ ホーム等の事業を行います。</p> <p>○ <u>障害者施設の整備</u> 障害者を支援するため、必要な施設整備や施設サ ービスの充実を進めます。</p> <p>○ <u>障害者虐待防止・早期発見・対応の体制整備</u> 障害者・家族・関係機関が連携する見守りネット ワークの強化と虐待に対する理解促進、24時間通 報ができる体制整備等を行うことで、虐待を発生さ せない環境づくりと早期発見、対応・支援に努めま す。</p>
21障害者の就 労を支援しま す	<p>○ 障害の有無にかかわ らず働きやすい職場 環境が整い、就労する 障害者数が増加して いる。</p> <p>○ 障害者就労支援セン ターの実施する就労 支援ネットワークが 充実され、障害者の就 労に繋がっている。</p>	<p>○ 一般就労を希望している障害 者には、障害特性に応じた質の 高い就労支援を行うとともに、 就職後の定着支援を行います。</p> <p>○ 障害者を雇用する事業所を開 拓し、働きやすい職場環境の整 備を支援します。</p> <p>○ 一般就労が難しい障害者には、 障害福祉サービスの利用によ る社会参加を支援します。</p>	<p>○ 障害者就労支援の推進 千代田区障害者就労支援センターが、障害者の就 労を支援する様々な機関や特別支援学校と連携し、 働く意欲のある障害者の就労と生活を支援します。</p> <p>○ 雇用促進援助事業 法定雇用率の対象とならない事業所が、障害者を 雇用したときや障害者を雇用するために環境を整 えるときに助成金を支給して、障害者の就労を促進 します。</p> <p>○ 障害福祉サービスによる支援</p>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取り組み
	○障害者の社会参加に向けた障害福祉サービスが整っている。	○ <u>高齢化が進み、高齢な親と障害のある壮年以上の子どもの増加が見込まれるため、中長期的な視点に立って施策を展開していきます。</u>	区役所本庁舎にあるジョブ・サポート・プラザちよだ内での就労移行支援、就労継続支援サービスをはじめとした障害福祉サービスにより、障害者の自立と社会参加を支援します。
27児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます	○施設の計画的な改築整備や大規模改修が進められ、子どもがのびのびと育ち、学び、成長できる施設となっている。 ○家庭、学校、地域が密接に連携・協力し、子どもが安心して過ごせる地域となっている。 ○区だけでなく区民や事業者等の様々な人々が、子どもの成長期における外遊びの必要性や重要性を認識し、その連携・協力のもと、子どもが外でのびのびと遊ぶことのできる環境が整っている。	○教育施設の整備計画を策定し、区民の需要に沿った、計画的な建て替え、大規模改修を実施します。 ○保護者や教員、地域住民等との密接な連携のもと、登下校を中心とした見守り活動を充実し、子どもが安全に過ごすことができるようにします。 ○子どもが外でのびのびと遊ぶことのできる環境を整備します。	○教育施設の整備 九段小学校・幼稚園、お茶の水小学校・幼稚園の改築や和泉小学校・いずみこども園の大規模改修等を行い、多様な学習、保育に対応できる施設とするとともに、防災拠点や地域コミュニティ、省エネや地球環境等に配慮しながら教育環境の整備を図ります。 ○児童の安全確保の取り組み <u>犯罪から子どもを守り、安全・安心な地域社会をめざすために、子どもの登下校を中心とした見守りパトロールを実施します。また、区立小学校の保護者等の有志、地域社会によるこども110番連絡会の活動を支援します。さらに、児童への安全教育を進めます。</u> ○子どもの遊び場確保の取り組み 公園等に子どもの遊びを見守り、安全管理を行うプレーリーダーを配置し、ボール遊びなどが自由に行える「子どもの遊び場事業」を推進するとともに、公園等に限らず、子どもが安全にのびのびと遊ぶことのできる場所を確保していきます。

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
29豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊かな文化資源を広く紹介できるよう、標柱・説明板等のデザインが刷新され、ICT技術の活用により、内外からの来街者にわかりやすいものになっている。</li> <li>○文化芸術の鑑賞や創作への区民参加、文化芸術活動が促進され、区民生活に潤いがもたらされている。</li> <li>○図書館サービスが一層充実され、千代田ゲートウェイ(知識の入口)・知の拠点として、活用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後、本区が東京・日本の中心として世界にアピールしていくために、歴史・文化資源を再認識し、保存・継承するとともに、発信していきます。</li> <li>○文化資源の見える化や文化芸術活動を通じて、様々な人々が本区を訪れ、豊かな歴史・文化資源に触れたり、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を設けていきます。</li> <li>○区内の大学図書館、古書店、新刊書店やミュージアム等の文化施設と連携を図り、区立図書館5館の特色を活かして区民の学習意欲を満たすための支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化資源の見える化の展開 標柱・説明板等の文化財標識類やガイドマップについて、デザインや表記に統一性を持たせるとともに、多言語表記やICT技術の活用により、わかりやすいものに更新していきます。</li> <li>○文化芸術の秋フェスティバルや文化芸術鑑賞事業の展開 文化芸術活動の成果を発表、交流する場を拡充するとともに、ちよだアートスクエアなどで身近に芸術に触れる機会を提供します。</li> <li>○区立図書館サービスの充実 区立図書館5館の特色に応じた蔵書構築を行うとともに、区内の大学図書館、古書店、新刊書店やミュージアムと連携を図り図書館サービスの充実を図ります。</li> <li>○<u>文化財の活用に向けた適切な保存・管理</u> <u>文化財等の資源の顕在化と利活用を推進するため、適切な保存や地域の文化財の把握・調査を進めます。</u></li> </ul>
32男女共同参画社会の実現をめざします	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、その個性と能力が発揮できている。</li> <li>○ライフステージに応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画センターMIWの認知度を上げ、多様なライフスタイルや価値観を認めあうことのできる意識を高めていきます。</li> <li>○企業等に、従業員の家庭や子育て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画センターMIWの運営 男女共同参画社会の実現に向け、地域の推進拠点施設として、社会やライフスタイルの変化に応じた情報提供や講座の実施、相談により問題解決を図っていきます。</li> <li>○仕事と子育ての両立への支援</li> </ul>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載



施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
	<p>じた支援の充実により、働きたい人が、働き続けられている。</p> <p>○一人ひとりの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現されている。</p>	<p>て、介護に対する理解を促進し、休暇制度の導入や処遇面での改善を支援します。また、男性の育児休暇取得の促進や育児参加に向けた意識啓発を行います。</p> <p>○学校における男女平等教育を進めます。</p> <p>○区の審議会等の女性委員の割合を高めることや区役所が率先して男女共同参画に向けた職員の意識向上を図ることで、地域や企業、学校など、あらゆる分野において男女共同参画を推進します。</p> <p>○<u>ダイバーシティ（多様性）及びインクルージョン（社会的包摂・包含）の考え方も取り入れながら男女共同参画を進めます。</u></p>	<p>子育てをしている女性・男性の社会参画の実現に向けて、保育サービスの充実を図るとともに、企業に働きかけ、仕事と子育ての両立を支援します。</p> <p>○意思決定過程への女性の参画の推進 意思決定において様々な幅広い意見を反映するために、女性委員の少ない審議会等への女性の参画促進を積極的に働きかけます。</p> <p>○男女共同参画に向けた職員の意識向上 女性の活躍を促進するために、区役所の管理・監督者（係長級以上）を増やすよう職員の意識向上やキャリアアップ意欲の促進に向けた啓発を行います。</p>
33人権侵害のない社会をめざします	<p>○DVやハラスメント、いじめや虐待等を許さない人権意識が区民全体に浸透している。</p> <p>○児童相談所を含め関</p>	<p>○DV防止や被害者支援のため、区は配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を強化します。</p> <p>○児童・高齢者・障害者に対する虐待防止に向けた意識啓発を</p>	<p>○DV被害者への支援事業 DV被害者を支援するために専門カウンセラーによる相談と緊急一時保護所の確保、各種手続を行う際の同行支援を行います。</p> <p>○児童の虐待防止・早期発見【施策の目標23の再掲】 児童虐待の早期発見のための体制を強化し、防止</p>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取り組み
	<p>係機関の連携が円滑となり、一人ひとりの子どもの人権が尊重されている。</p> <p>○暴力によって尊厳を傷つけたり、年齢・性別・国籍・障害等による偏見・差別がなく、発言や能力を妨げる行為のない地域社会が実現されている。</p>	<p>進め、被害者の相談と安全確保、子育てや介護に関わる精神的・肉体的な負担を軽減する支援に取り組みます。また、虐待やハラスメントなどの早期解決に向け、いつでも相談できる体制を整えます。</p> <p>○虐待やいじめの未然防止と早期対応のため、学校や地域における連携体制を確立します。</p> <p>○性的マイノリティ（LGBTs）、本邦外出身者、障害者等への差別解消など、人権に係る様々な課題について、<u>理解促進・意識啓発を進めます。</u></p>	<p>のためのプログラムを実施します。</p> <p>○子どものいじめ防止対策【施策の目標25の再掲】 「いじめ防止のための基本方針」を基に、スクール・カウンセラー等の専門家の派遣や24時間体制の相談窓口の設置等のいじめ防止対策を推進し、学校・家庭・地域がともに手を携えて、子どもがいじめのない生活を送れるようにします。</p> <p>○<u>高齢者虐待防止・早期発見・対応の体制整備</u> <u>地域で暮らし続けるために介護サービスの充実にとどまらず、QOL向上の視点から必要な生活支援を行うとともに、高齢者虐待の予防、早期発見と迅速な対応を図れる体制を整備します。</u></p> <p>○<u>障害者虐待防止・早期発見・対応の体制整備</u> <u>障害者・家族・関係機関が連携する見守りネットワークの強化と虐待に対する理解促進、24時間通報ができる体制整備等を行うことで、虐待を発生させない環境づくりと早期発見、対応・支援に努めます。</u></p> <p>○<u>人権に関する意識啓発・対策</u> <u>区民一人ひとりが人権に関する理解を深められるよう、あらゆる機会を通じて情報を発信するなど、人権侵害の未然防止に努めます。</u></p>
37質の高い、効果的で効率的な区政運営	○行政評価の実施により区政の透明性が向上し、区民との信頼関係	○実効性のある行政評価の実施により、施策や事務事業の改善に繋がるとともに、区民への説	○行政評価 内部における自己評価や外部からの評価によって施策や事務事業を不断に見直し、その結果を事業

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
を推進します	<p>係が構築されるとともに、PDCAサイクルが確立され、効果的・効率的な区政運営が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機動力のある執行体制のもと、高い倫理観・使命感を持ち、区民の目線に立って自ら考え行動できる職員が育つことにより、質の高い行政サービスが迅速に提供されている。</li> <li>○ユニバーサルデザインの考え方に基づく取組みが進み、ハード（施設整備等）・ソフト（サービス提供等）の両面において区民満足度が向上している。</li> <li>○税や保険料の収納率向上、使用料等の受益者負担の適正化が進み、健全な財政運営や区民負担の公平性の</li> </ul>	<p>明責任を果たします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな課題にも的確に対応できる弾力的な執行体制を整備します。</li> <li>○政策形成能力を備え、公平・公正に職務を遂行する職員や、区民にとって必要な施策・事務事業を実施する職員の育成及び能力開発に取り組みます。</li> <li>○誰もが等しく行政サービスの利益を受けることができるように、すべての行政分野において、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取組みを実践していきます。</li> <li>○<u>債権管理の適正化を図り、税や保険料等の収納率向上に努めるとともに、使用料・手数料等の受益者負担の公平性・公正性を確保します。</u></li> <li>○民間活力の活用も含めた最も効果的・効率的な事業手法を導入します。また、公共サービスを民間開放した場合においても、区としての管理・監督責任の遂行に努めるとともに、効果</li> </ul>	<p>の実施方法の改善や予算へ反映させていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な人材育成 区民満足が得られ、新たな課題にも対応できる地域特性を活かした行政サービスの提供に必要な政策形成能力を養う研修を行います。また、各部の特色にあわせた人材育成を行うとともに、職員の自己啓発活動を支援する制度を充実させていきます。</li> <li>○職員提案の実施 区民サービスの向上、区政運営の効率化及び職員間のコミュニケーションの向上等を図るための具体策や、特定の課題に対する改善策について、広く職員から提案を募集します。また、方針・計画・施策等の案に対し職員から意見を公募することにより、政策形成過程等における職員参加を推進します。</li> <li>○公共サービスの民間開放の検討 公共サービスの民間開放について、民営化方針に基づき、多角的・総合的に検討を進めていきます。</li> <li>○マイナンバー制度導入による事務の効率化 マイナンバー制度の導入により、区民の利便性の向上及び各種行政事務の効率化を図ります。</li> <li>○<u>区有地の効果的な活用</u> <u>低未利用地に限らず、区有地全体の活用について中・長期的な観点から検討を行い、効果的に活用していきます。</u></li> <li>○<u>ICTの活用等による事務の効率化</u></li> </ul>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

施策の目標	めざすべき10年後の姿 (参考)	課題解決の方向性	主な取組み
	<p>確保が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共サービスが、最適な実施主体により運営されることで、コストの削減や効率性の向上などの効果が表れるとともに、区民サービスが向上している。</li> <li>○ ICTが活用され、区民の利便性が向上するとともに、事務の効率化が図られている。</li> </ul>	<p>検証や事業の見直しを継続的に行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 万全なセキュリティ対策のもと、ICTの効果的な活用による行政サービスの充実を図ります。</li> <li>○ <u>様々な施策を展開する中で、その基盤となる土地・建物等の区有財産を活用した「施設」のあり方は、今後ますます重要な位置づけとなることから、区有地活用等の具体的方策に、これまで以上に中長期的な観点から取り組めます。</u></li> <li>○ <u>我が国全体における労働力人口の減少を見据え、より一層効率的な業務の遂行に取り組めます。</u></li> </ul>	<p><u>RPAやAIの活用など、より一層効率的な業務の遂行に取り組めます。</u></p>

※下線は、見直しにより追加等を行った箇所

※修正を行った施策の目標のみ掲載

図表 24 「施策の目標の実現に関する指標」(ちよだみらいプロジェクトの見直しに伴い設定した補完データを含む)

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
1 地域ごとのまちづくりのルールをつくりま す	み	○ 対象面積に占める地区計画適用地区の割合	○ 地区計画の適用が進めば、地域合意のもとでまちづくりルールが確立され、良好な市街地の形成が推進できているといえます。	63% (平成30年度)	73%
	み	○ 区内のエリアマネジメント団体数	○ エリアマネジメント団体数が増加すれば、地域のまちづくりルールを運用・活用するための地域団体の育成支援が進んでいるといえます。	5団体 (平成30年度)	7団体
	補	○ 地区計画の内容に満足している人の割合	○ 地区計画は良好な市街地環境の形成に向けて地域で共有された内容をルール化するものですが、一度策定されれば将来に渡って目的が達成されるという性格のものではなく、時間の経過や社会経済状況の変化、当該地区内の方の満足度によっては、変更等の検討も必要となります。この補助指標の経年変化により、策定済み地区に関するアウトカム評価を補完します。	—	—
	補	○ 地区計画を変更したり新たに定める必要を感じている人の割合	○ 現状のルールの下で形成される市街地環境に課題が無い場合は、あえて地区計画を策定する必要がありません。逆に一度策定された地区でも、時間の経過や社会経済状況の変化、当該地区	—	—

※「み」: ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」: 施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			内の方の満足度によっては、変更等の検討も必要となります。この補助指標の経年変化により、新たに取り組むべき地区に関する進捗評価を補完します。		
2多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます	み	○住まいや居住環境に満足している人の割合	○住まいや居住環境に満足している区民が増加すれば、住み続けたいまちづくりへの各種取り組みの成果が現れているといえます。	73% (平成30年度)	75%
	み	○高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	○高齢者向けの仕様・設備・サービスを備えた住まいが量的に充実すれば、高齢者が安全に安心して住み続けられるまちの形成が推進できているといえます。	2.9% (平成30年度)	5%
3だれもが移動しやすい環境の整備を進めます	み	○コミュニティサイクルの回転数(1日平均)	○コミュニティサイクルの普及・啓発を契機に走行空間等が整備され自転車等の利用者が増加すれば、安全で快適に移動できる環境が整備されているといえます。	3.9回転/台 (平成30年度)	3回転/台
	み	○区道(幅員11m以上)の電線類地中化率	○地上機器が設置可能な歩道幅員(2.5m)を確保できる、道路幅員11m以上の区道の電線類地中化が進めば、安全に安心して移動しやすい環境が整備されているといえます。	69% (平成29年度)	72%

※「み」: ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」: 施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*	設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	補 ○コミュニティサイクルの利用回数(年間)	○コミュニティサイクルの回転数については、既に目標値3回転を達成していることや、自転車台数の変動により数値が影響を受けることから、年間の利用回数も含めて評価をする必要があります。	1,133,127 (平成30年)	—
	補 ○都道府県・政令市別の無電柱化率	○東京都内や東京23区の無電柱化(電線類地中化)率と千代田区の無電柱化率との推移を比較することで施策の進捗状況を相対的に把握することができます(数値算出方法:東京都内の無電柱化整備延長/東京都内の道路延長)	5% (平成29年度)	—
	補 ○都道府県・政令市別の無電柱化率	○東京都内や東京23区の無電柱化(電線類地中化)率と千代田区の無電柱化率との推移を比較することで施策の進捗状況を相対的に把握することができます。(数値算出方法:東京23区内の無電柱化整備延長/東京23区内の道路延長)	8% (平成29年度)	—
	補 ○千代田区無電柱化状況(区内部データ)	○施策の目標の達成・進捗状況をより正確に把握するためには、幅員11m以上の区道だけでなく、千代田区全体を対象としたデータを示す必要があります。(数値算出方法:千代田区内の	43% (平成30年度)	—

※「み」:ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」:施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*	設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
		無電柱化整備延長／千代田区内の道路延長)		
	補 ○千代田区無電柱化状況(区内部データ)	○施策の目標の達成・進捗状況をより正確に把握するためには、幅員11m以上の区道だけでなく、千代田区全体を対象としたデータを示す必要があります。(数値算出方法：千代田区内国道の無電柱化整備延長／千代田区内国道の道路延長)	100% (平成30年度)	—
	補 ○千代田区無電柱化状況(区内部データ)	○施策の目標の達成・進捗状況をより正確に把握するためには、幅員11m以上の区道だけでなく、千代田区全体を対象としたデータを示す必要があります。(数値算出方法：千代田区内都道の無電柱化整備延長／千代田区内都道の道路延長)	98% (平成30年度)	—
	補 ○千代田区無電柱化状況(区内部データ)	○施策の目標の達成・進捗状況をより正確に把握するためには、幅員11m以上の区道だけでなく、千代田区全体を対象としたデータを示す必要があります。(数値算出方法：千代田区内区道の無電柱化整備延長／千代田区内区道の道路延長)	29% (平成30年度)	—
4 清潔で、 風格ある、	み ○路上喫煙過料適用件数	○生活環境条例の取組みの推進により、喫煙マナーの向上が図られれば、路上	4,870件 (平成29年度)	3,000件

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。



施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
安全・安心なまちづくりを進めます			喫煙による過料適用件数が減少し、安全で快適なまちづくりが進んでいるといえます。		
	み	○ 分散型喫煙所設置数	○ ルールからマナーへの意識転換を図るとともに、区内にバランスよく喫煙所を設置することで、喫煙者・非喫煙者双方にとって快適で風格あるまちの構築に寄与するといえます。	49か所 (平成29年度)	100か所
	み	○ 「安全・安心なまち」と思う人の割合	○ 客引き行為等が減少しまちのイメージが良くなれば、「安全・安心なまち」と思う人が増えることに繋がるといえます。	66% (平成30年度)	75%
	補	○ 都条例に基づく喫煙専用室のうち、安価で利用できる喫煙室数	○ 分散型喫煙所の設置は官民を問わず取り組むべき課題です。そのため、「タバコを吸える場所」という観点から、比較的安価で利用できるファーストフード店や喫茶店等の喫煙専用室を把握し、喫煙者に周知する補完データが必要です。	—	—
5みんなて助けあう減災のまちづくりを進めます	み	○ 平常時から地域との連携協力ができている企業の割合	○ 事業所の多い千代田区では地域と事業所が互いに助けあい災害等に対応する必要があります。事業所と地域が常に連携協力することで、みんなて助けあう減災のまちづくりの構築に繋がるといえます。	41% (平成29年度)	55%

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	み	○地下街等の避難訓練等の実施率	○区内には大規模な地下街等があり、幅広く企業の参加を得ながら地下街特有の避難訓練を実施することが、みんなで助けあう減災のまちづくりの構築に繋がるといえます。	41% (平成29年度)	100%
6建物の耐震化を促進します	み	○耐震基準を満たしている住宅の割合	○耐震基準を満たしている住宅が増加すれば、建物耐震化の支援等の取組みが進み、安全なまちづくりに繋がっているといえます。	88% (平成25年度)	100%
	み	○耐震基準を満たしている「多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物」の割合	○耐震基準を満たしている特定の民間建築物が増加すれば、地域の防災力が向上しているといえます。	86% (平成25年度)	100%
	み	○耐震基準を満たしている区所有公共建築物の割合	○耐震基準を満たしている区所有公共建築物が増加すれば、災害時の地域の拠点施設としての防災機能が向上しているといえます。	100% (平成29年度)	—
7身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします	み	○「区民参加型モニタリング調査」に参加した人の数	○モニタリング調査への参加者が増加すれば、区民が身近な生きものに目を向け、関心を持つことに繋がり、生物多様性への理解が広まっているといえます。	243人 (平成30年度)	300人
	み	○緑被面積	○区内の緑被面積が増加すれば、緑地の保全や創出が進み、身近な緑も増えているといえます。	2,707千㎡ (平成30年度)	2,600千㎡

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	み	○水質検査で環境基準値適合(COD)を満たす濠の数	○濠の水質が改善されれば、水辺に親しむことができる環境整備が進んでいるといえます。	0濠 (平成29年度)	7濠
8地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます	み	○対象面積に占める地区計画適用地区の割合【再掲】	○地区計画の適用が進めば、地域合意のもとでまちづくりルールが確立され、良好な市街地の形成が推進できているといえます。	63% (平成30年度)	73%
	補	○地区計画の内容に満足している人の割合【再掲】	○地区計画は良好な市街地環境の形成に向けて地域で共有された内容をルール化するものですが、一度策定されれば将来に渡って目的が達成されるという性格のものではなく、時間の経過や社会経済状況の変化、当該地区内の方の満足度によっては、変更等の検討も必要となります。この補助指標の経年変化により、策定済み地区に関するアウトカム評価を補完します。	—	—
	補	○地区計画を変更したり新たに定める必要を感じている人の割合【再掲】	○現状のルールの下で形成される市街地環境に課題が無い場合は、あえて地区計画を策定する必要がありません。逆に、一度策定された地区でも、時間の経過や社会経済状況の変化、当該地区内の方の満足度によっては、変更等の検討も必要となります。この補助指標の経年変化により、新たに取り組む	—	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			べき地区に関する進捗評価を補完します。		
9千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます	み	○千代田区への定住意向がある人の割合	○引き続き区内に住み続けたいと考える人が増えれば、千代田区に魅力を感じている区民が増加していると推定されるといえます。	84% (平成30年度)	90%
	み	○フードバレーネットワークの推進（地方と連携したマルシェ・出店等の区が関与した事業数）	○地方と連携したマルシェ・出店等の事業数が増加すれば、地方との連携による地域活力が高まっていると推定されるといえます。	17事業 (平成30年度)	56事業
	補	○千代田区へ在住することについて、誇りを持っている人の割合	○現状では定住意向の割合で「区民が区へ在住することについての誇り」について測っていますが、より直接的な指標を設けることで、施策の進捗状況判断を補完できるといえます。	—	—
	補	○区の関与した連携事業数	○当初の指標設定時、地方との連携事業は、ほぼフードバレーネットワークが行う事業のみでした。しかしながら、さらに地方との連携事業を拡充するため、平成30年9月に「千代田区における地方との連携のあり方」を策定し、様々な方法で幅広い連携を図っていく方向性が示されました。このため、マルシェ以外にも様々な事業を行うこととなり、マルシェ等への関与だ	—	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			けでは地方との連携の進捗状況を正確には測れないため、対象を広げた補完データが必要です。		
	補	○千代田区観光協会が運営する外国人向けホームページの閲覧数	○千代田区観光協会は、平成31年3月より外国人観光客向けのホームページの運用を行っており、閲覧数が増加すれば、区が持つ様々な観光資源の魅力の発信が推進されていると判断できるといえます。なお、閲覧数増加を図るため、引き続きコンテンツの充実を図っていきます。	—	—
10 中小企業や商工業の活性化を支援します	み	○中小企業の卸売業・小売業の年間商品販売額（平成23年1年間を100とする）	○中小企業の卸売業・小売業の年間商品販売額が増加すれば、中小企業や商工業が活性化していると推定されるといえます。	107.4 (平成28年1年間)	113
	補	○起業資金融資実行件数	○創業者の経済活動が活発になれば区内産業が活性化していると考えられます。	43件 (平成29年度)	—
	補	○融資実行件数	○融資実行件数が増加すれば、中小企業の経済活動が活性化されていると推定されます。	31.4億円 (平成29年度)	—
	補	○産業財産権取得申請件数	○産業財産権取得申請件数が増加すれば、区内産業の活性化及び事業創出が推進されているといえます。	25件 (平成29年度)	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	補	○ 経営相談・診断件数	○ 経営相談・診断件数が増加すれば、中小企業の経営安定化が図られ、経済活動の活性化につながっていくと考えられます。	1,065件 (平成29年度)	—
11 消費生活にかかる相談、支援を充実します	み	○ 消費生活センターを知っている人の割合	○ 消費生活センターの認知度が向上すれば、消費生活に関する普及啓発などの取組みの推進により消費者トラブルの解決や未然防止に繋がるといえます。	51% (平成30年度)	70%
	補	○ (消費生活センター)相談件数	○ 相談件数の増加は、現在設定している指標に加え、啓発活動による被害の掘り起こしや消費生活センター周知の実績と考えられます。	1,037件 (平成29年度)	—
12 地球に優しい環境づくりを進めます	み	○ CO <sub>2</sub> 排出量 (エネルギー消費量)	○ CO <sub>2</sub> 排出量が削減されれば、地球温暖化対策の各種取組みの推進による成果が現れているといえます。	236万t (平成28年度)	172万t
	み	○ エネルギー (電気) の自立度	○ エネルギーの自立度が増加すれば、CO <sub>2</sub> 排出ゼロのまち、災害時にも柔軟に対応可能なまちに近づいているといえます。	3.2% (平成29年度)	4.3%
	み	○ 打ち水開催回数	○ 地球に優しい環境づくりは、すべての人がその意識を持つことが大切です。身近にできる打ち水を多くの人が行	312回 (平成30年度)	300回

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			うようになれば、環境に対する意識が向上しているといえます。		
13 資源循環型都市をめざします	み	○ 1人1日当たりのごみと資源の総排出量	○ ごみの減量のためには、まず一人ひとりのごみや資源の発生そのものを抑制する取組みが重要であるといえます。	494g (平成29年度)	500g
	み	○ 大規模建築物から排出されるごみの資源化率	○ ごみの資源化が進めば、リサイクル型の生活形態が推進できているといえます。	62% (平成29年度)	73% (令和2年度)
	み	○ 家庭や小規模事業所から排出されるごみの資源化率	○ ごみの資源化が進めば、リサイクル型の生活形態が推進できているといえます。	25% (平成29年度)	33% (令和2年度)
14 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します	み	○ 定期予防接種（A類疾病）の接種率	○ 予防接種の接種率が向上すれば、重篤な感染症の発生や、地域でのまん延を防ぐことができているといえます。	101% (平成29年度)	95%
	み	○ 帰宅後にいつも「手洗い」をする人の割合	○ 「手洗い」を行う人が増加すれば、公衆衛生が向上し、感染症や食中毒等の予防のための普及啓発の成果が現れているといえます。	94.9% (平成30年度)	100%
	み	○ 食中毒の発生件数	○ 食中毒の発生件数が減少すれば、公衆衛生の向上や食品の安全性の確保のための各種取組みが推進できているといえます。	9件 (平成30年末判明分まで)	4件

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	補	○食中毒の発生件数（過去5年間の平均値）	○食中毒の発生件数を5年間の平均値で比較することにより、食中毒の発生状況の傾向がわかりやすくなるといえます。	9.8件 (平成25～29年度の平均)	—
	補	○「予防接種と育児応援 Web アプリ提供サービス」新規登録者数	○定期予防接種のうち努力義務が課されているA類については、集団予防を図るためにも高い接種率を維持することが重要であることから、接種率の指標は継続して用いる。予防接種の種類・回数が多く、接種スケジュール管理が煩雑な乳児期（0歳）に、本サービスに登録・利用いただくことによって、保護者の負担軽減、予防接種率の向上に繋がる。	607人 (平成29年度)	—
15一人ひとりの健康づくりを支援します	み	○65歳健康寿命	○健康寿命が延伸すれば、健康づくりのための各種取組みが生活習慣病などの予防に繋がっているといえます。	男性81.7歳 女性82.5歳 (平成28年度)	男性82.1歳 女性83.5歳
	み	○80歳で20本以上の歯を有する人の割合	○平均寿命である80歳で20本の歯を残す人が増加すれば、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸のための各種取組みの成果が現れているといえます。	67% (平成29年度)	65%以上

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。



施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	み	○メタボリックシンドロームに該当する人の割合	○メタボリックシンドローム該当者率が低下すれば、健診の勧奨や保健指導とともに生活習慣病予防の啓発が推進できているといえます。	15% (平成29年度)	8.5%以下
	み	○悩みやストレスを相談する相手がいる人の割合	○悩みを相談できる相手がいれば、セーフティネットの整備が進んでいるといえます。	81.9% (平成30年度)	90%
	補	○メタボリックシンドロームに該当する人の割合	○現在設定している指標に現状値の年代別内訳を記載する。(40~64歳及び65~74歳の区分)	40~64歳： 10.0% 65~74歳： 19.6% (平成30年度)	—
16 安心して医療が受けられる仕組みづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます	み	○診療所の「かかりつけ医」を持っている65歳以上の人の割合	○「かかりつけ医」を持つ人が増加すれば、医療機関連携や日常的に健康管理や介護などの相談に応じ、必要な時は専門医療機関を紹介できる身近な診療所の「かかりつけ医」の普及が推進できているといえます。	47% (平成30年度)	53%
	み	○訪問診療を実施している医療機関の数	○身近な地域に訪問診療を実施している医療機関が増加すれば、在宅療養の推進に向けた取組みが推進できているといえます。	26か所 (平成30年度)	15か所

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	み	○自宅（老人ホーム含む）で亡くなった人の割合	○自宅（老人ホーム含む）で看取られて亡くなる人が増加すれば、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進できているといえます。	30.4% (平成28年)	34%
	補	○退院支援件数	○高齢者あんしんセンター、相談センターで実施している退院支援は、医療と介護の連携が不可欠となります。この件数が増えれば医療と介護の連携についての目安になります。	216件 (平成29年度)	—
	補	○医療と介護の連携に関する研修への定員に対する参加率（研修センターが実施した研修が対象）	○「医療と介護の連携に関する研修への参加率」が増加すれば、介護人材が養成され、多職種による在宅医療と介護のサービスの連携が促進されるといえます。	89.7% (平成29年度)	—
	補	○孤独死等を除いた在宅死の割合	○訪問診療などを受けて自宅で亡くなった人の割合が増えれば、在宅医療の普及が進んでいることがわかります。	23.5% (平成29年) 21.2% (平成25～29年の平均)	—
17 高齢者が安心して暮らせる地	み	○地域介護予防活動支援事業（介護保険サポーター、いきいきリーダー）の参加者数	○介護保険サポーター、いきいきリーダーの人数が増加すれば、高齢者へ	255人 (平成29年度)	200人

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*	設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)	
域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します		の理解が促進し、地域での支援体制が推進できているといえます。			
	み	○ 要介護1以上の高齢者のうち安心生活見守り台帳に登録している人の割合	○ 安心生活見守り台帳への登録者が増加すれば、見守りネットワークの強化に寄与し、地域での高齢者の見守り支援が推進されているといえます。	66% (平成30年度)	70%
	み	○ 居宅サービスを利用している人の割合	○ 居宅サービスの利用者が増加すれば、介護施設等の基盤整備が推進できているといえます。	74.6% (平成29年度)	82%
	補	○ (世論調査の定住意向の理由項目の)「医療や福祉などの質が高いから」を選択している割合	○ 世論調査の定住意向の理由項目の「医療や福祉などの質が高いから」を選択している割合が増加すれば、区民が安心して地域で暮らせる地域包括ケアシステムが推進されているといえます。	35.8% (平成30年度)	—
	補	○ 在宅介護サービスに満足している人の割合	○ 介護サービスを利用している人に対し、ケアマネが訪問時に面談で調査することにより、郵送法と比べ客観的で正確なデータ収集ができる。在宅介護サービスに満足している人の割合が増加すれば、地域包括ケアの推進が図られているといえます。	—	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
18 認知症 高齢者を地 域で見守 り、支える 仕組みを強 化します	み	○ 認知症サポーターの延べ養成 者数	○ 認知症サポーターの養成者数が増加 すれば、地域の人々が認知症に対す る正しい知識を持ち、理解するた めの取組みが推進できているといえ ます。	14,636 人 (平成 29 年度)	10,000 人
	み	○ 認知症コーディネーターの対 応件数（初回相談の実人数）	○ 認知症コーディネーターへの相談件 数が増加すれば、早期に適切な医療 とサービスの利用に繋げていく体制 が推進されているといえます。	230 件 (平成 29 年度)	350 件
	み	○ 認知症グループホームの定員 数	○ 認知症グループホームの環境が整備 されれば、介護する人の負担軽減が 図られ、認知症患者が地域で生活で きる地域づくりが推進されていると いえます。	36 名 (平成 30 年度)	108 名
	補	○ ところとからだのすこやかチ ェック『問 17「あなたは、 認知症になっても安心して暮 らせると感じています か。」』に『はい』と答えた 人の割合	○ ところとからだのすこやかチ ェック『問 17「あなたは、認知症にな っても安心して暮らせると感じていま すか。」』に『はい』と答えた人の 割合が増加すれば、認知症に対する 地域の理解と見守り体制が深まって いるといえます。	27.6% (平成 30 年度)	—
19 高齢者 が、地域で 生きがいを	み	○ 収入のある仕事をしている前 期高齢者（65 歳～74 歳）の 割合	○ 収入のある仕事をしている前期高齢 者が増加すれば、高齢者が支える側 としての役割を持ち、活動的に生活	50% (平成 28 年度)	45%

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
持ち、活動的に生活できるよう支援します			できているための取組みに成果が現れているといえます。		
	み	○ ボランティア活動に参加している前期高齢者（65歳～74歳）の割合	○ ボランティア活動に参加している前期高齢者が増加すれば、高齢者が地域で生きがいを持ち、活動的に生活するための取組みに成果が現れているといえます。	18.7% (平成28年度)	30%
20 障害があっても暮らしやすい地域をめざします	み	○ 障害福祉サービスの延べ利用者数	○ 障害福祉サービスの利用者が増加すれば、障害福祉サービスの推進による成果が現れているといえます。	3,792 人 (平成29年度)	3,000 人
	み	○ 障害者福祉センター施設を利用した人の数	○ 障害者福祉センター施設の利用者が増加すれば、障害福祉サービスの推進による成果が現れているといえます。	14,315 人 (平成29年度)	13,800 人
	補	○ 障害者福祉センターの相談件数	○ 「めざすべき10年後の姿」は、障害者の方の自立的な地域生活を支える仕組みに関することであることから、現在設定している指標に加え、地域生活支援拠点の機能が適切に稼働していることが分かれば、「めざすべき10年後の姿」の達成度をより測ることができるといえます。	1,556 件 (平成30年4～12月)	—
	補	○ 障害者差別解消法を認知している在住区民の割合	○ 差別解消法を認知している人の割合が増加すれば、障害のある方への理	37% (平成30年度)	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*	設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
		解という観点で、周囲や地域の受入が進んでいるといえます。		
	補 ○ 障害者差別解消法を認知している屋間区民の割合	○ 差別解消法を認知している人の割合が増加すれば、障害のある方への理解という観点で、周囲や地域の受入が進んでいるといえます。	36% (平成30年度)	—
	補 ○ 障害者サポーター研修参加人数	○ 障害者サポーター研修の参加人数が増加すれば、障害のある方への理解という観点で、周囲や地域の受入が進んでいるといえます。	60人 (平成30年度)	—
	補 ○ 障害福祉サービスに満足している障害者とその家族の割合	○ 第三者評価等の利用者アンケートにて、障害福祉サービスに満足していると回答する障害者とその家族の割合が増加すれば、よりニーズに 대응することができており、満足度が向上しているといえます。	—	—
	補 ○ 障害者福祉センターに満足している障害者とその家族の割合	○ 第三者評価等の利用者アンケートにて、障害者福祉センターに満足していると回答する障害者とその家族の割合が増加すれば、よりニーズに 대응することができており、満足度が向上しているといえます。	—	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
21 障害者の就労を支援します	み	○ 障害者就労支援センターを利用し就労している人の数	○ 障害者就労支援センターを利用し、就労している人の数が増加すれば、障害者の就労支援に関する取組みが推進できているといえます。	78人 (平成29年度)	100人
	み	○ 障害者就労支援センターのサービスに満足している登録者の割合	○ 障害者就労支援センターのサービスに満足している登録者の割合が増加すれば、障害者の就労支援に関する取組みが充実しているといえます。	76% (平成29年度)	95%
22・34 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます	み	○ 待機児童数(保育園・学童クラブ)	○ 待機児童数ゼロが維持できていれば、子どもがいる保護者の仕事と子育ての両立支援のための各種の取組みが推進できているといえます。	0人 (平成30年度)	0人
	み	○ 現在利用している保育・教育サービスに満足している保護者の割合	○ 現在利用している保育・教育サービスに満足している保護者の割合が増加すれば、区の子育て環境が充実しているといえます。	82% (平成26年度)	90%
	補	○ 保育士奨学金返済支援助成件数	○ 保育の質を向上させるため、保育士の確保をやすくするために制定した、奨学金返済支援を受けた件数が増えることで、子育てができる環境を整えたといえます。	5件 (平成30年度)	—
23 安心して子育てができ、子ども	み	○ 子育てが楽しいと思う保護者の割合	○ 子育てが楽しいと思う保護者が増加すれば、虐待に向かう保護者が減少しているといえます。	96% (平成26年度)	98%

※「み」: ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」: 施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
もたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます	み	○ 相談後に解決・改善した割合	○ 総合相談により虐待事案が解決・改善された件数が増加すれば、相談機能の強化の取組みが児童虐待の防止につながっているといえます。	68% (平成29年度)	85%
	み	○ 乳幼児全戸訪問の実施率	○ 訪問により、育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を通じて、適切なサービス提供につなぐことで、子育て世帯の不安を軽減できます。	96% (平成29年度)	95%
	み	○ 乳幼児健診対象者の受診率	○ 乳幼児健診の受診率が増加すれば、乳幼児の健やかな成長のための母子保健サービスが充実できているといえます。	89% (平成29年度)	90%
	補	○ 相談終了児童数のうち改善・解決した割合	○ 上記指標では総合相談全体としての成果を見ています。 近年、相談の中でも特に重篤である「3カ月以上相談が継続するケース」が増加しています。そうした中で制度改正等もあり、継続ケースに区で対応しなければならない事案数も増加しています。そのため、上記指標に加え、継続ケースで終了したもののうち区における改善事案数の割合を見ることで、区の機能強化の	84% (平成30年度)	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。



施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			取組みの成果をより詳細に確認することができます。		
	補	○ 妊婦全数面接「ちよ♥まま面談」実施率	○ 母子保健分野は全ての対象者を捕捉することが重要であることから、「乳幼児全戸訪問実施率」「乳幼児健診受診率」は高い割合を維持することを目標に、継続的に用いる。これまでの指標に加え「ちよ♥まま面談実施率」を指標として用いることで、妊娠期からの支援がなされているかがわかる。	41% (平成29年度)	—
24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します	み	○ 生活保護の被保護者数	○ 生活保護受給者数が減少すれば、生活保護に至る前の生活困窮者への支援の成果が現れているといえます。	641人 (平成29年度)	574人
	み	○ 住居確保のための給付金受給者の就職率	○ 住居確保のための給付金受給者の就職率が増加すれば、生活困窮者自立支援法に基づく住宅確保給付金事業の目標である利用者の就職が推進できているといえます。	50% (平成29年度)	65%
	補	○ 就労支援プログラム参加率	○ 生活保護被保護者（その他世帯の就労支援対象者）の就労支援プログラム参加率が上がれば、就労意欲の喚起から就労開始までを支援し、経済的・社会的自立につながり、結果と	27.8% (平成29年度)	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			して生活保護被保護者数が減少する。		
	補	○ 就労支援対象者の一般就労率	○ 生活困窮者支援の就労支援対象者の就労率が上がれば、結果として生活保護の要保護者が減少する。	63% (平成29年度)	—
25 他者を思いやり、人との関係をよりよく築く力を共に育む教育を進めます	み	○ 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答する子どもの割合	○ 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答する子どもが増加すれば、他者を思いやる子どもも増加し、いじめ防止プロジェクトの成果が現れているといえます。	95.5% (平成29年度)	95%
	み	○ 校内通級指導に対する保護者満足度(5点満点)	○ 校内通級指導に対する保護者満足度が上昇すれば、特別支援教育が充実しているといえます。	3.3点 (平成29年度)	4.0点
	み	○ 学習・生活支援員配置に対する保護者満足度(5点満点)	○ 学習・生活支援員配置に対する保護者満足度が上昇すれば、個に応じた指導が充実しているといえます。	3.3点 (平成29年度)	4.0点
26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働	み	○ 千代田区達成度調査で定めた各教科の目標値を超えた子どもの割合	○ 千代田区達成度調査で定めた各教科の目標値を超えた子どもの割合が増加すれば、教師の指導法の工夫改善が図られ、児童・生徒の資質・能力が向上しているといえます。	81.3% (平成29年度)	85%
	み	○ 特色ある教育活動の保護者満足度(5点満点)	○ 特色ある教育活動の保護者満足度が上昇すれば、子どもの健康や体力の	3.5点 (令和元年度)	4.0点

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます			向上に向けた取組みが適切であるといえます。		
	み	○ 幼児・児童国際教育の保護者満足度（5点満点）	○ 幼児・児童国際教育の保護者満足度が上昇すれば、グローバル社会に生きる子どもの育成に向けた取組みが適切であるといえます。	3.2点 (平成29年度)	4.0点
27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます	み	○ 「安全・安心なまち」と思う人の割合【再掲】	「安全・安心なまち」と思う人の割合が増加すれば、子どもが犯罪被害や事故にあわないように地域全体で見守る活動の成果が現れているといえます。	66% (平成30年度)	75%
	補	○ 子どもの遊び場の1か所1回あたり利用人数	○ ボール遊びなどが自由にできる「子どもの遊び場事業」を推進し、子どもの遊び場の1か所1回あたり利用人数を増加させることを施策の進捗度を測るものさしとしました。	15.1人 (平成29年度)	—
28 区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます	み	○ (仮称)生涯学習大学の修了者数	○ (仮称)生涯学習大学のコース及び修了者数が増加すれば、区民に多様な学習機会を与えることにより、生涯学習社会の構築が推進できているといえます。	22人 (平成30年度)	150人
	み	○ 週1回以上、スポーツ・運動を行う成人の割合	○ スポーツ実施率が向上すれば、多くの区民が日常生活の中で、運動・スポーツを楽しみ、生活習慣病予防などの効用への理解が進んでいるといえます。	58% (平成30年度)	70%

※「み」: ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」: 施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	み	○生涯学習人材バンク登録者数 (スポーツ指導者)	○生涯学習人材バンク登録者数(スポーツ指導者)が増加すれば、地域で指導者を求めている団体等に人材を効果的に活用することにより、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化が推進できているといえます。	66人 (平成30年度)	150人
29 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます	み	○標柱・説明板の更新率	○標柱・説明板などの文化財標識類を誰でもわかりやすい表記へと更新する率が増加すれば、区の豊かな文化資源や観光資源を広く紹介できているといえます。	70% (平成30年度)	—
	み	○文化芸術事業の参加者数	○文化芸術事業の参加者数が増加することは、文化芸術に触れる機会や活動、鑑賞などの機会が増えることであり、区民生活に潤いがもたらされているといえます。	38,173人 (平成29年度)	34,000人
	み	○区立図書館のサービスに満足している利用者の割合	○区立図書館のサービスに満足している利用者の割合が増加すれば、利用者ニーズを反映した質の高い図書館サービスが提供できているといえます。	94.9% (平成29年度)	90%
	補	○文化芸術事業の参加者の満足度(5.0点満点)	○文化芸術事業参加者の事業へ満足している人の割合が増加すれば、ニーズを反映した文化芸術事業を提供できているといえます。	4.7 (平成30年度)	—

※「み」: ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」: 施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
	補	○ 募集定員のある事業のうち参加者数が80%以上の事業数の割合	○ 募集定員に対する参加者数の割合が高い事業が多ければニーズを反映した質の高い文化芸術事業を提供できているといえます。	80% (平成30年度)	—
	補	○ 文化財普及啓発事業の参加者数	○ 文化財普及啓発事業(展示会や講座等)の参加者数が増加することは、区の豊かな歴史や文化資源、観光資源を広く紹介できているといえます。	—	—
	補	○ 文化財普及啓発事業の参加者の満足度	○ 文化財普及啓発事業参加者の事業へ満足している人の割合が増加すれば、ニーズを反映した文化財普及啓発事業を提供できているといえます。	—	—
	補	○ 募集定員のある文化財普及啓発事業のうち参加者数が80%以上の事業数の割合	○ 募集定員に対する参加者数の割合が高い事業が多ければニーズを反映した質の高い文化財普及啓発事業を提供できているといえます。	—	—
30 地域力の向上を支援します	み	○ いざというとき相談できる近所づきあいがある人の割合	○ いざというときにどれだけ頼れる隣人がいるかが、近隣や地域とのつながりの強さを示しているといえ、地域力の向上を図る際の重要な要素といえます。	21% (平成30年度)	30%
	み	○ 地域活動に参加したことがある昼間区民の割合	○ 80万人を超える昼間区民が存在する本区では、昼間区民も地域活動の主体としてとらえることが重要であ	10% (平成30年度)	20%

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			り、地域活動に参加したことがある 昼間区民の割合が増加すれば、地域 活動が活性化し、地域力が向上して いるといえます。		
	補	○町会や地域の活動、ボラン ティア活動へ参加したことがあ る区民の割合	○町会や地域の活動、ボラン ティア活動へ参加したことがあ る区民の割合が増加すれば、地域 での地域コミュニティに対する理 解が深まり、コミュニティ醸成 の機運が高まるといえます。	28% (平成30年度)	—
31 マンシ ョン内コ ミュニ ティの 醸成を 支援 します	み	○町会や地域の活動、ボラン ティア活動へ参加したことがあ るマンション居住者の割合	○地域活動やボランティア活動に 参加するマンション居住者が 増えることにより、マンション 居住者の地域コミュニティに 対する理解が深まり、マンシ ョン内コミュニティ醸成の機 運が高まるといえます。	22% (平成30年度)	40%
	補	○あいさつする程度の近所づ きあいがある人の割合	○あいさつする程度の近所づ きあいがある人の割合が増加 すれば、マンション内コミュ ニティが醸成されるきかけ ができていくといえます。	71% (平成30年度)	—
	補	○地域コミュニティ醸成支援 事業の参加者数	○コミュニティ醸成支援事業 は、マンション内コミュニティ の醸成に特化した事業では ありませんが、事業全体(対 象)が、マンション居住者と	551人 (平成30年度)	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			の交流が図れる内容であるとの観点から、設定しました。		
	補	○分譲マンション居住者の町会加入率	○分譲マンション居住者の町会加入率が増加すれば、マンション居住者の地域コミュニティに対する理解が深まり、マンション内コミュニティ醸成の機運が高まるといえます。	69.3% (平成30年度)	—
32 男女共同参画社会の実現をめざします	み	○男女の性別により不平等があると思う人の割合	○男女の性別により不平等があると思う人の割合が減少すれば、男女共同参画社会の実現に向けて取組みが推進できているといえます。	34% (平成30年度)	10%
	み	○男女共同参画センターMIWの利用者数	○男女共同参画センターMIWの利用者数が増加すれば、拠点施設の事業等を通じて男女共同参画社会の実現を啓発できているといえます。	31,372人 (平成29年度)	27,800人
	み	○区が設置する委員会や審議会等における女性委員の割合	○区が設置する委員会や審議会等における女性委員の割合が増加すれば、男女共同参画の視点に立ち、女性の意見も反映させた区政の運営が実現できているといえます。	33% (平成30年度)	50%
	み	○区役所の管理・監督者(係長級以上)のうち女性が占める割合	○区役所内の管理・監督者(係長級以上)のうち女性が占める割合が増加すれば、区役所内の意思決定過程における女性の参画が進み、男女共同	26% (平成30年度)	50%

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			参画の視点に立った区政が運営できているといえます。		
	補	○MIWの講座やイベントに参加して男女共同参画に対する意識が高まった人の割合	○現在設定している、MIW利用者数の指標に加え、講座やイベントの参加者の男女共同参画に対する意識が高まっている人が多ければ、男女共同参画が推進しているといえます。	—	—
	補	○中小企業従業員仕事と育児支援助成事業奨励金申請件数	○奨励金の申請件数が増加すれば、仕事と家庭の両立できる職場環境づくりが推進されているといえます。	125社 (平成29年度)	—
33 人権侵害のない社会をめざします	み	○DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合	○人権が尊重されている社会であると思う人の割合が増加すれば、人権が尊重されている社会の実現が推進できているといえます。	70% (平成30年度)	85%
	補	○自分の身の回りで、いじめや差別、DV、ハラスメントなどにより、人権が侵害されていると感じた又は見聞きしたことのある人の割合	○いじめやハラスメントなどがあると感じた人の割合が減少していけば、区が目指す人権侵害のない社会の実現につながるといえます。	41% (平成30年度)	—
	補	○いじめや差別、DV、ハラスメントなどを受けた場合、相談できる窓口がどこにあるか知っている人の割合	○相談窓口があることが知られていれば、いじめやハラスメントなどの早期発見・早期支援につながり、区が目指す人権侵害のない社会の実現につながるといえます。	53% (平成30年度)	—

※「み」：ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」：施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。



施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
35 国際交流・協力や平和活動を推進します	み	○区が行う平和事業に参加したことがある人の割合	○区が行う平和事業に参加したことがある人の割合が増加すれば、区民の平和に対する意識が高まっているといえます。	8% (平成30年度)	10%
	み	○国際交流・協力ボランティア登録者数	○国際交流・協力ボランティア登録者数が増えれば、外国人を支援できる体制が進み、外国人にとって地域で快適に過ごせる環境の整備が推進できているといえます。	87人 (平成29年度)	170人
	み	○外国人との交流を行いたい人の割合	○外国人との交流を行いたい人の割合が増加すれば、積極的な国際交流が進み、外国人の住みやすい環境整備と区民の平和意識が推進できているといえます。	59% (平成30年度)	95%
	補	○平和関連事業に参加したことがある人の割合(区内開催事業を限定しない)	○平和関連事業に参加したことがある人の割合が増えれば、平和問題に対する意識が向上しているといえます。	9% (平成30年度)	—
	補	○(国際交流・協力)ボランティア登録者のうち活動した人の数	○国際交流・協力ボランティア登録者のうち、実際の活動に結びついた人数が増えれば、区民と外国人と交流する機会が広がっているといえます。	16名 (平成30年度)	—

※「み」: ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」: 施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
36区民の参画・協働と開かれた区政を実現します	み	○区政に参加したことがある人の割合	○区政に参加したことがある人が増加すれば、区民に区政への参加の機会が適切に提供され、区政参画が進んでいるといえます。	32% (平成30年度)	75%
	み	○町会や地域の活動等に参加したことがある人の割合	○町会や地域の活動等に参加したことがある人の割合が増加すれば、区と活動主体が効果的・効率的に協力しあう「協働」が広がっているといえます。	28% (平成30年度)	47%
	み	○区に関する情報を得ていない人の割合	○区に関する情報を得ていない人が減少すれば、区政情報が手軽に入手できる環境の整備が推進できているといえます。	13% (平成30年度)	5%
	補	○区の参画への取組みを知っている区民の割合	○区の参画への取組みを知っている区民の割合が増加すれば、区民が区政に参画したいときに適切な手法を選択し、参画することができるといえます。	41% (平成30年度)	—
	補	○区が行っている参画の取組みに満足している区民の割合	○区が行っている参画の取組みに満足している区民の割合が増加すれば、参画の機会が適正に提供され、参画が進んでいるといえます。	18% (平成30年度)	—
	補	○居住年数10年未満の区民人口構成比率	○本指標(区政に参加したことがある人の割合)に影響のあるデータであり、新たに区民となった人の割合が	49.2% (平成30年度)	—

※「み」: ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」: 施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。

施策の目標	指標・補完データ*		設定の考え方	現状値	目標値 (令和6年度)
			どのように変化した中での結果なのかも踏まえて評価する必要があります。		
37 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します	補	○ 施策評価が、基本計画に定める「施策の推進に役立っている」（「どちらかというと役立っている」と回答した区職員の割合	○ 施策評価が、基本計画に定める「施策の推進に役立っている」（「どちらかというと役立っている」と回答した区職員の割合が上昇すれば、実効性のある行政評価制度を構築し、PDCA サイクルが確立に向けて整備されているとともに職員の意識付けが図られているといえます。	31% (平成30年度)	—
	補	○ 区職員の超過勤務時間縮減率 (平成27年度比)	○ 区職員全体の超過勤務時間が縮減されていけば、業務の見直し等を経て効率化が進み、区民への質の高い行政サービスが提供できる素地ができているといえます。	12.5% (107,100時間) (平成29年度)	—
	補	○ 区人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率	○ 区人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率が増加すれば、区民の理解が進み、利便性が向上しているといえます。	18.08% (平成31年1月)	—
	補	○ RPA・AI ツールの導入による業務負担削減時間(年度)	○ RPA・AI ツールの導入により業務負担が削減されていけば、業務の見直し等を経て効率化が進み、安定的・継続的に質の高い行政サービスを区民に提供できる素地ができているといえます。	0時間 (令和元年度)	—

※「み」: ちよだみらいプロジェクトにおいてあらかじめ設定している指標。

「補」: 施策の目標の進捗確認を補完するためのデータ。必要に応じ、適宜追加等を予定している。



# 参 考



## 1 在住区民アンケートの結果

I. 調査概要 .....	156
(1) 調査の目的 .....	156
(2) 調査方法 .....	156
(3) 回収結果 .....	156
(4) 調査事項 .....	156
(5) 報告書の見方 .....	156
II. 調査結果 .....	157
1. 回答者の属性について .....	157
2. 今後の定住意向について .....	160
3. 区政について .....	163
(1) 施策の目標別 満足度の割合 .....	164
(2) 施策の目標別 満足度の加重平均 .....	165
(3) 施策の目標別 重要度の割合 .....	166
(4) 施策の目標別 重要度の加重平均 .....	167
(5) 各施策の目標の満足度・重要度の推移（散布図） .....	168

アンケートの詳細結果（各施策の目標の属性別満足度・重要度、ちよだみらいプロジェクトの指標等）は区ホームページに公開しています。

## I. 調査概要

### (1) 調査の目的

- 千代田区で、現在取り組んでいるさまざまな区の課題などについて、より良い行政サービスの提供へ向けた検討を行うための基礎資料とする。

### (2) 調査方法

#### ○対象者抽出方法

- 千代田区在住の満18歳以上の男女の内、平成30年10月2日現在の住民基本台帳から、4000名を居住地区、年齢別に層化したのちに無作為抽出した。

#### ○配布・回収方法

- アンケート調査用紙を抽出した4000名に郵送し、同封した返送用封筒を用いて郵送による返信を依頼した。

#### ○調査期間

- 平成30年10月19日（金）～平成30年11月9日（金）

### (3) 回収結果

配布数	回収数（有効回答）	回収率
4,000	1,560	39.0%

### (4) 調査事項

- 調査事項は以下の通りである。

- |   |
|---|
| (1) 回答者の属性<br>(2) 今後の定住意向<br>(3) 区政に対する満足度・重要度<br>(4) ちよだみらいプロジェクトの指標等に関する調査<br>(5) 区の将来像（自由回答） |
|---|

### (5) 報告書の見方

- 集計表には回答者数をnで示している。設問ごとに回答者数（n）を基数として構成比を算出している。
- 設問が単一回答の場合、集計表及びグラフ上の割合の合計は、小数点第2位以下を四捨五入した関係上、100%にならない場合がある。
- 設問が複数回答の場合、回答毎の割合を示しているため、合計が100%を超える場合がある。
- 今年度アンケートの調査結果と平成28年度調査の結果が比較できる項目については、その調査結果をグラフ上に示した。
- 本文図表のSA（Single Answer）は単一回答（選択肢から1つを選ぶ形式）、MA（Multiple Answer）は複数回答を表している。

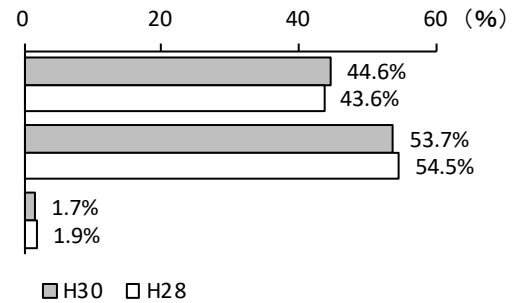


## II. 調査結果

### 1. 回答者の属性について

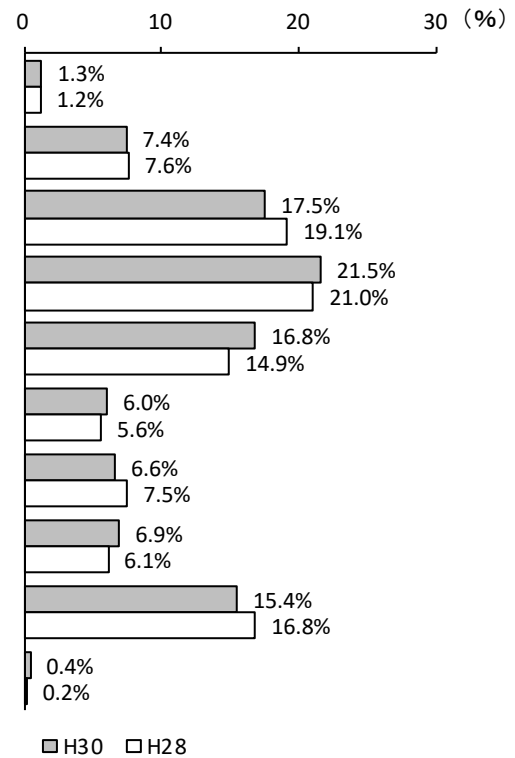
#### 問1 性別

	回答数 (n=1560)	構成比(%)	
		H30	H28
男性	696	44.6%	43.6%
女性	838	53.7%	54.5%
無回答	26	1.7%	1.9%
合計	1,560	100.0%	100.0%



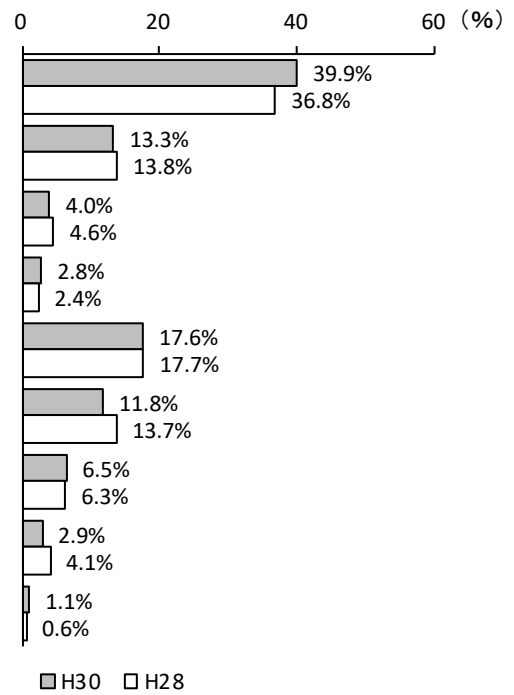
#### 問2 年齢

	回答数 (n=1560)	構成比	
		H30	H28
10歳代	20	1.3%	1.2%
20歳代	116	7.4%	7.6%
30歳代	273	17.5%	19.1%
40歳代	336	21.5%	21.0%
50歳代	262	16.8%	14.9%
60～64歳	94	6.0%	5.6%
65～69歳	103	6.6%	7.5%
70～74歳	108	6.9%	6.1%
75歳以上	241	15.4%	16.8%
無回答	7	0.4%	0.2%
合計	1,560	100.0%	100.0%



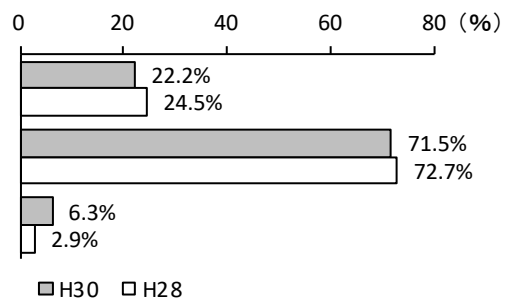
### 問3 職業

	回答数 (n=1560)	構成比(%)	
		H30	H28
会社員	623	39.9%	36.8%
専業主婦・主夫	208	13.3%	13.8%
公務員	63	4.0%	4.6%
学生	44	2.8%	2.4%
自営・自由業	274	17.6%	17.7%
無職	184	11.8%	13.7%
パート・アルバイト	101	6.5%	6.3%
その他	46	2.9%	4.1%
無回答	17	1.1%	0.6%
合計	1,560	100.0%	100.0%



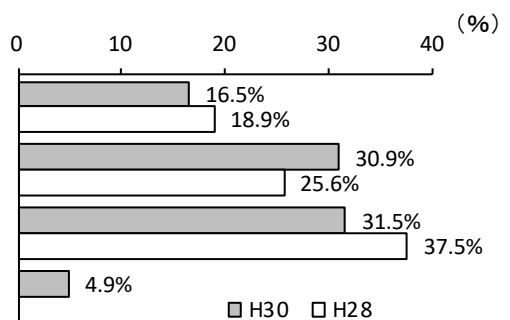
### 問4 世帯構成

	回答数 (n=1560)	構成比(%)	
		H30	H28
単身世帯(一人暮らし)	346	22.2%	24.5%
二人以上の世帯	1,116	71.5%	72.7%
無回答	98	6.3%	2.9%
合計	1,560	100.0%	100.0%



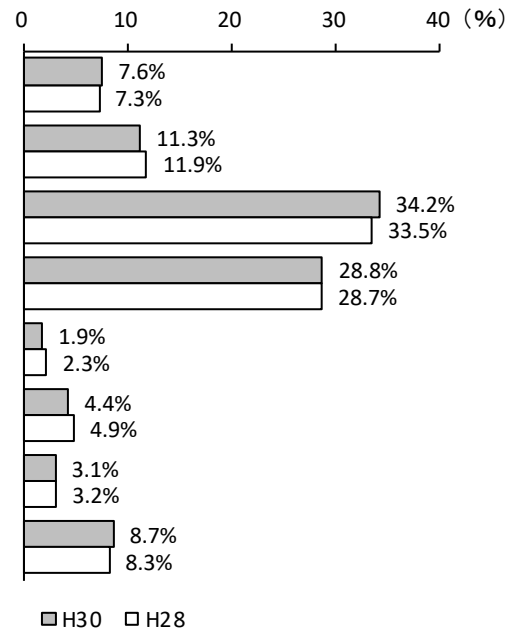
### 問5 家族構成 (複数回答)

	回答数 (n=1116)	構成比(%)	
		H30	H28
就学前の子どもが世帯にいる	184	16.5%	18.9%
在学中の子どもが世帯にいる	345	30.9%	25.6%
高齢者(65歳以上)が世帯にいる	352	31.5%	37.5%
介護を必要とする方が世帯にいる	55	4.9%	-



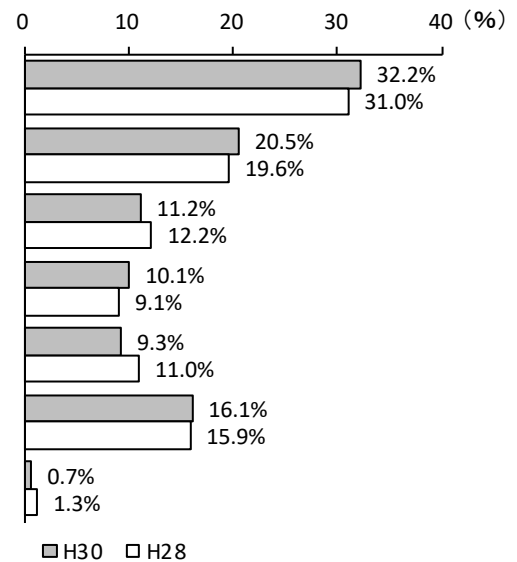
## 問6 居住形態

	回答数 (n=1560)	構成比(%)	
		H30	H28
一戸建て	119	7.6%	7.3%
ビル内の自宅(ビルの所有者)	176	11.3%	11.9%
分譲マンション	534	34.2%	33.5%
賃貸マンション	449	28.8%	28.7%
公務員宿舎	29	1.9%	2.3%
社宅、家族寮などの給与住宅	68	4.4%	4.9%
その他	49	3.1%	3.2%
無回答	136	8.7%	8.3%
合計	1560	100.0%	100.0%



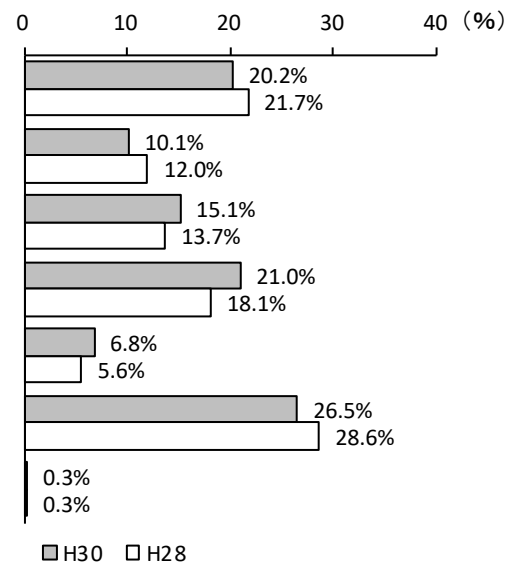
## 問7 居住地区

	回答数 (n=1560)	構成比(%)	
		H30	H28
麴町出張所	502	32.2%	31.0%
富士見出張所	320	20.5%	19.6%
神保町出張所	174	11.2%	12.2%
神田公園出張所	157	10.1%	9.1%
万世橋出張所	145	9.3%	11.0%
和泉橋出張所	251	16.1%	15.9%
無回答	11	0.7%	1.3%
合計	1560	100.0%	100.0%



問8 千代田区にお住まいの年数

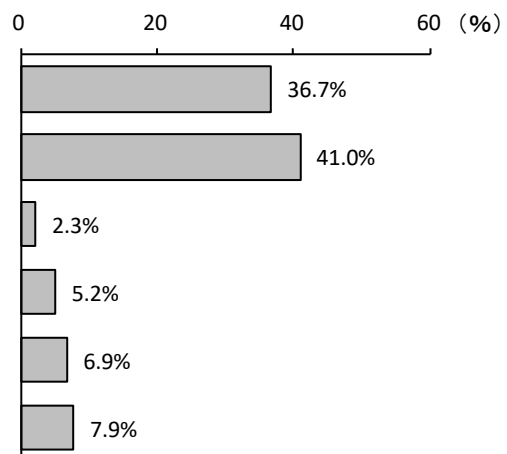
	回答数 (n=1560)	構成比(%)	
		H30	H28
3年未満	315	20.2%	21.7%
3年以上5年未満	158	10.1%	12.0%
5年以上10年未満	236	15.1%	13.7%
10年以上20年未満	327	21.0%	18.1%
20年以上30年未満	106	6.8%	5.6%
30年以上	413	26.5%	28.6%
無回答	5	0.3%	0.3%
合計	1560	100.0%	100.0%



2. 今後の定住意向について

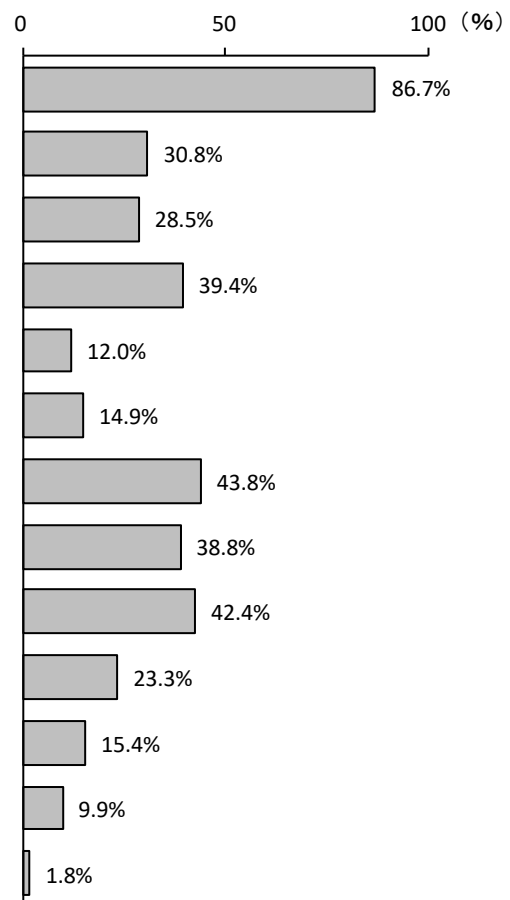
問9 あなたは今後も千代田区にお住まいになりますか。最もよくあてはまるもの1つに○印をつけてください。

	回答数 (n=1560)	構成比(%)
永住するつもり	573	36.7%
当分は住むつもり	639	41.0%
概ね1年以内に区外に転出するつもり	36	2.3%
将来的に区外に転出するつもり	81	5.2%
わからない	108	6.9%
無回答	123	7.9%
合計	1560	100.0%



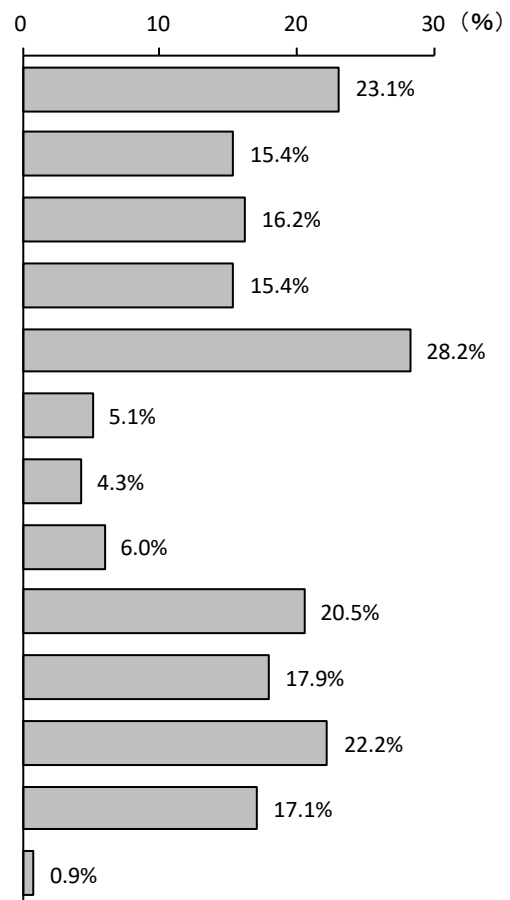
問10 問9で「1. 永住するつもり」、「2. 当分は住むつもり」と回答した方におうかがいします。あなたがそう思う理由について、あてはまるものをすべて選び、○印をつけてください。（回答後、問12にお進みください）

	回答数 (n=1212)	構成比(%)
交通網が充実していて便利	1051	86.7%
文化的な施設やコンサート会場などが近い	373	30.8%
教育や学習の機会や場が充実している	346	28.5%
医療や福祉などの質が高い	477	39.4%
高齢者施設が充実している	145	12.0%
保育園・こども園・幼稚園・児童館など子育て環境が充実している	181	14.9%
勤務先に近い	531	43.8%
街並みや景観などのまちの雰囲気が良い	470	38.8%
千代田区に愛着がある	514	42.4%
緑が豊か	283	23.3%
近隣との交流がある	187	15.4%
その他	120	9.9%
特に理由はない	22	1.8%



問11 問9で「3. 概ね1年以内に区外に転出するつもり」、「4. 将来的に区外に転出するつもり」と回答した方におうかがいします。あなたがそう思う理由について、あてはまるものをすべて選び、○印をつけてください。

	回答数 (n=117)	構成比(%)
もっと広い住宅に住みたい	27	23.1%
自分の住宅を手に入れたい	18	15.4%
もっと居住環境の良いところに住みたい	19	16.2%
もっと日常生活の便利なところに住みたい	18	15.4%
もっと家賃や物価の安いところに住みたい	33	28.2%
もっと子どもの教育にふさわしいところに住みたい	6	5.1%
親や子どもと一緒に近くに住みたい	5	4.3%
固定資産税・相続税等の負担が過大になった	7	6.0%
自身や配偶者の転勤などの仕事の都合	24	20.5%
老後は郷里や地方で暮らしたい	21	17.9%
ライフステージの変化にあわせて	26	22.2%
その他	20	17.1%
特に理由はない	1	0.9%



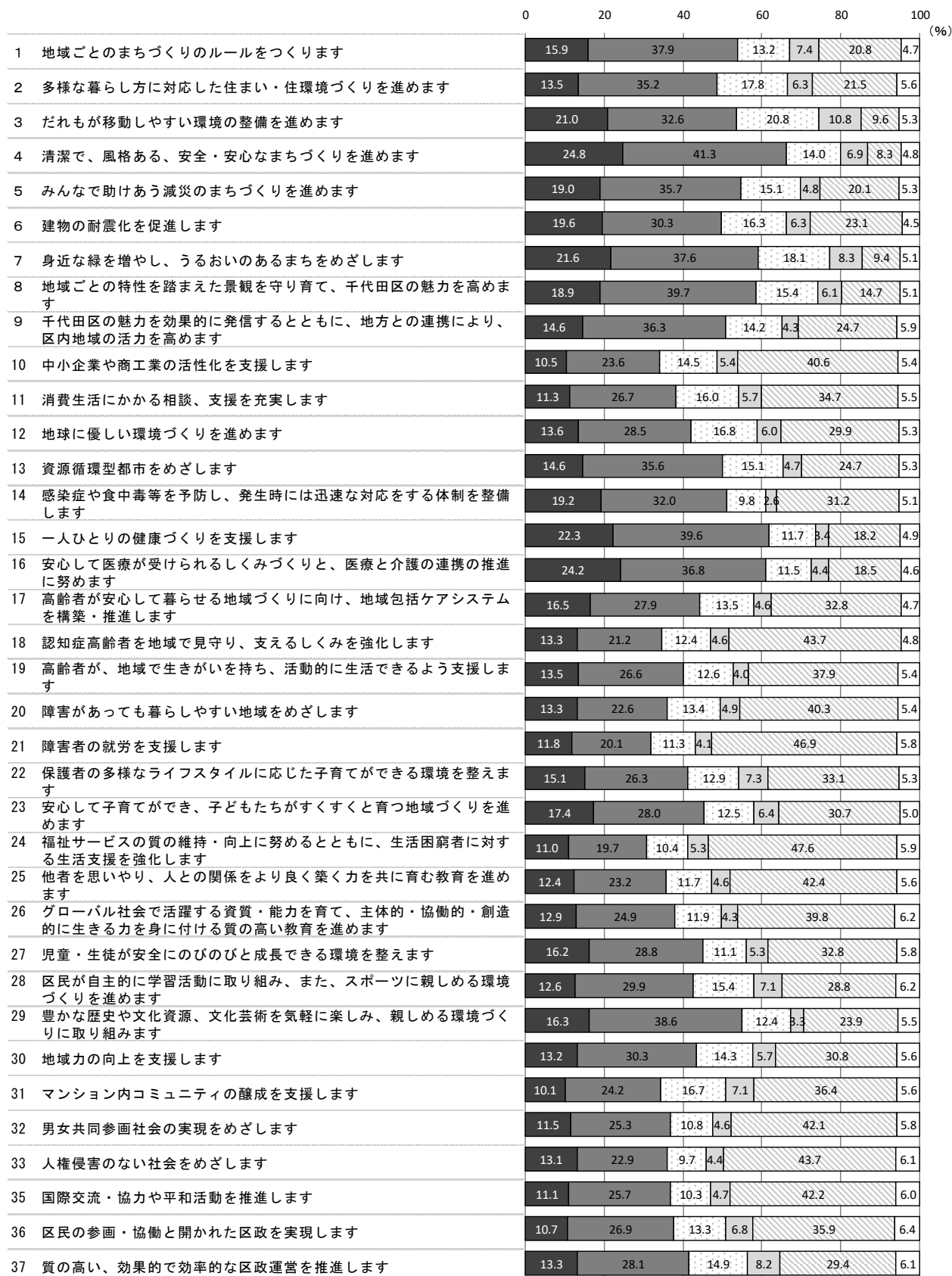
### 3. 区政について

問12 それぞれの施策の目標について、区の実施をどのように感じていますか。各施策の実施に対する満足度、各施策の実施に対する重要度の各々について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選び、○印をつけてください。

- 各施策の目標に対して、満足度を「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「わからない」、重要度を「重要」、「まあ重要」、「あまり重要ではない」、「重要ではない」、「わからない」の割合で把握した。
- また、回答結果を平成28年度実施のアンケート結果と比較し、区政に対する満足度と重要度の変化を把握した。
- 比較は、「満足」、「重要」1点、「やや満足」、「まあ重要」0.5点、「やや不満」、「あまり重要ではない」-0.5点、「不満」、「重要ではない」-1点、「わからない」0点としてそれぞれの回答者数を掛け合わせ、その合計点を項目ごとの全回答者数で割った「加重平均」によって行った。

# (1) 施策の目標別 満足度の割合

■満足 ■やや満足 □やや不満 □不満 □わからない □無回答



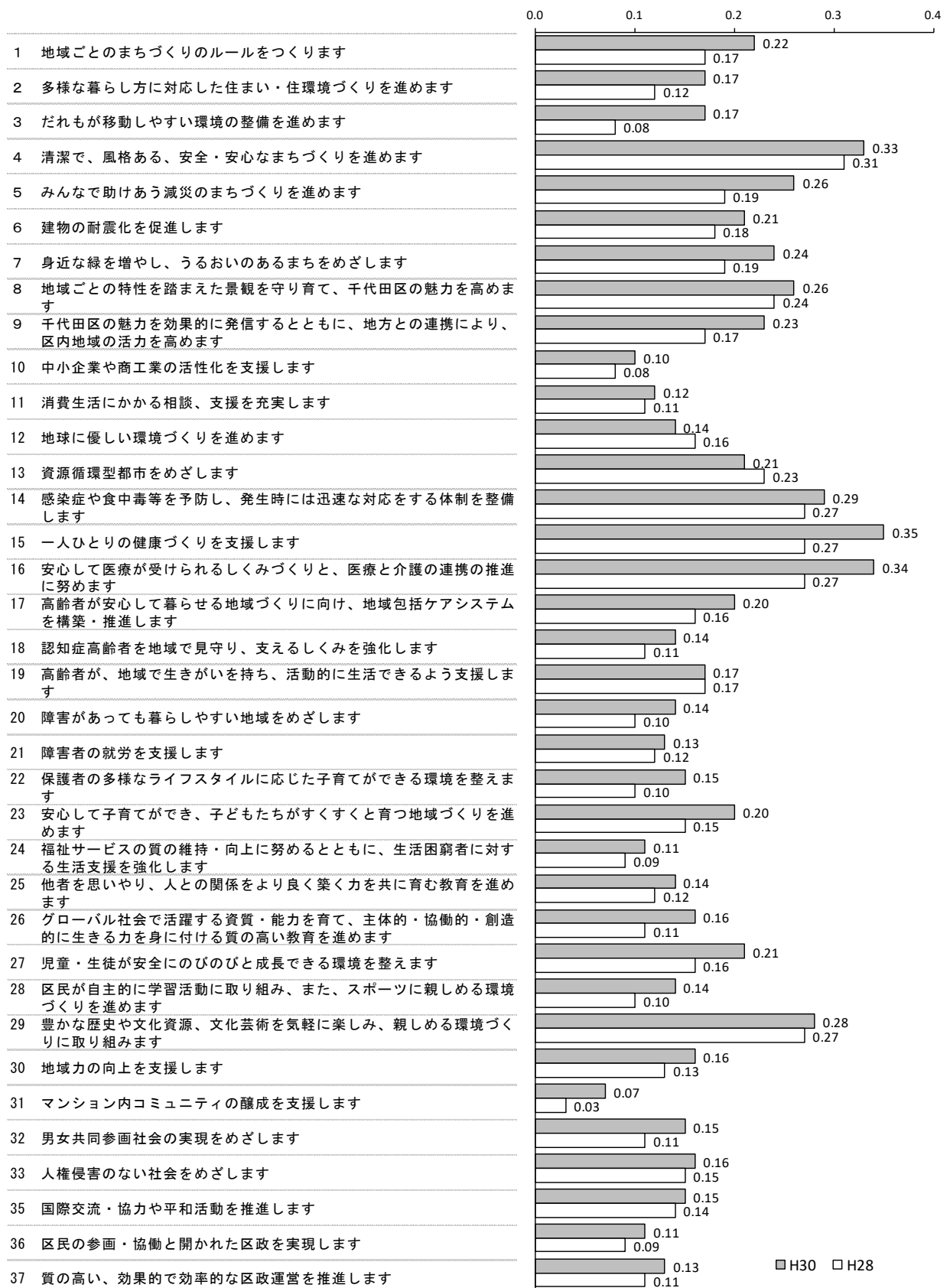
※n=1,560

※「無回答」及び1.0%未満の場合は比率の記載を省略

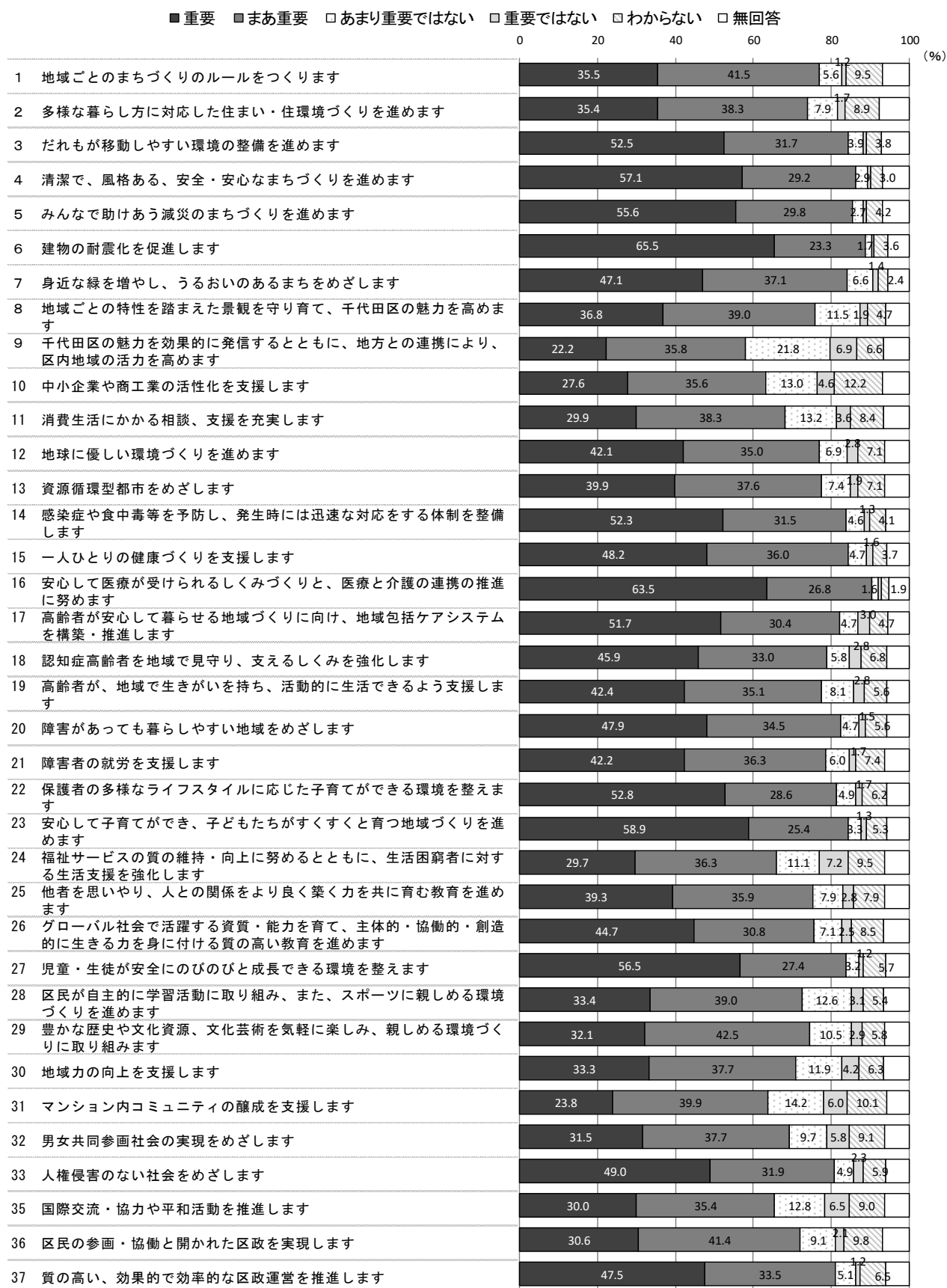
※施策の目標 34 は施策の目標 22 の再掲のため省略



## (2) 施策の目標別 満足度の加重平均



### (3) 施策の目標別 重要度の割合

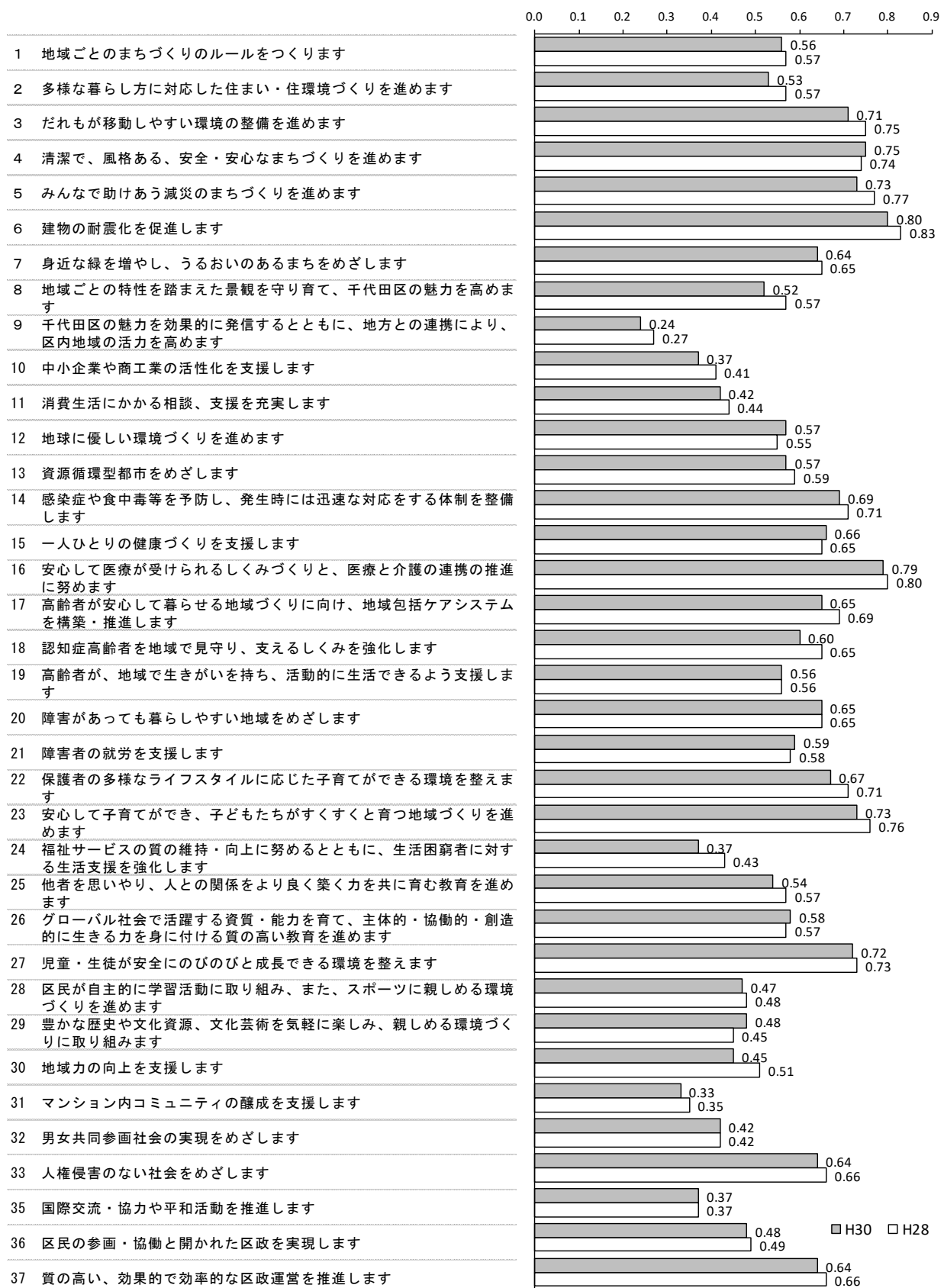


※n=1,560

※「無回答」及び 1.0%未満の場合は比率の記載を省略

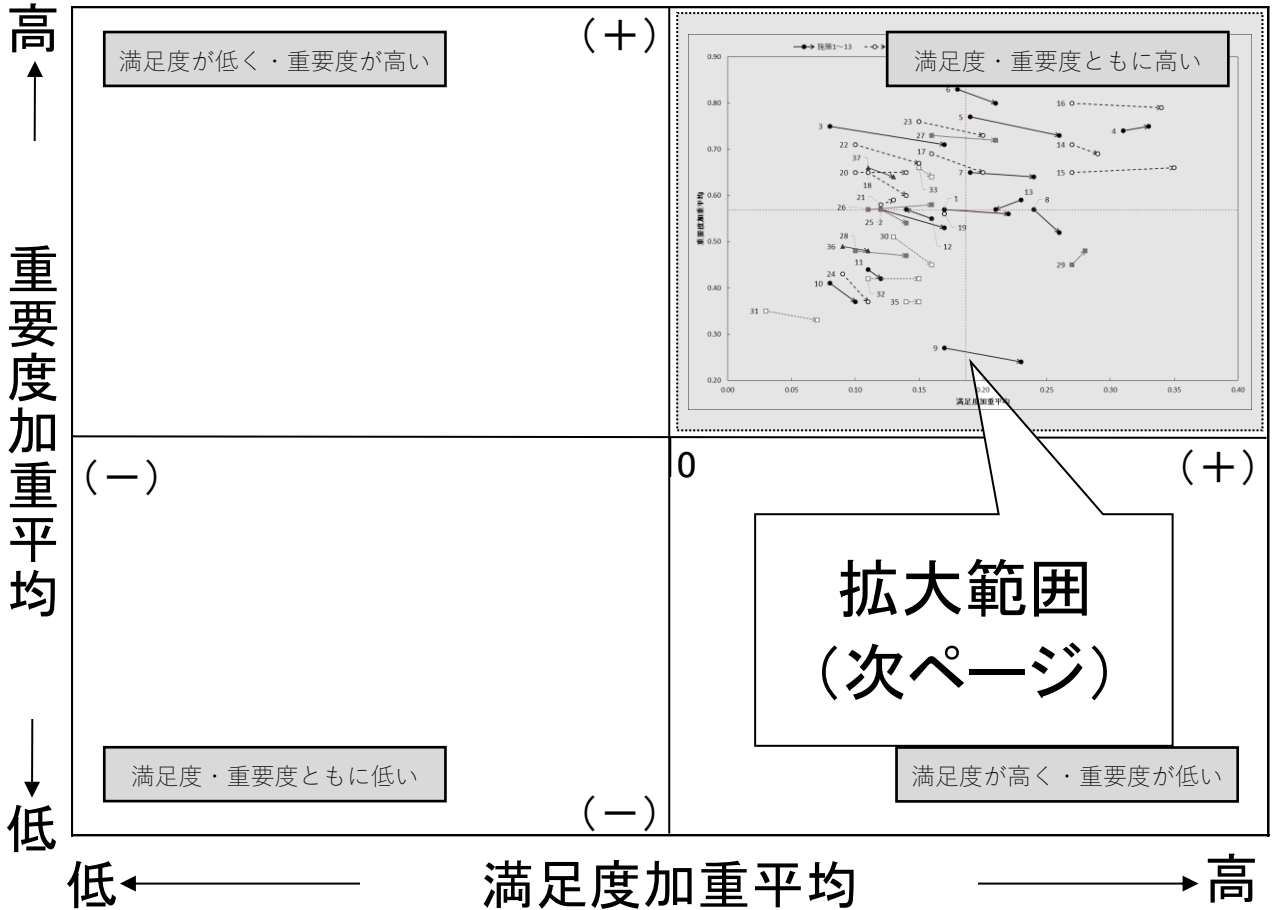
※施策の目標 34 は施策の目標 22 の再掲のため省略

#### (4) 施策の目標別 重要度の加重平均



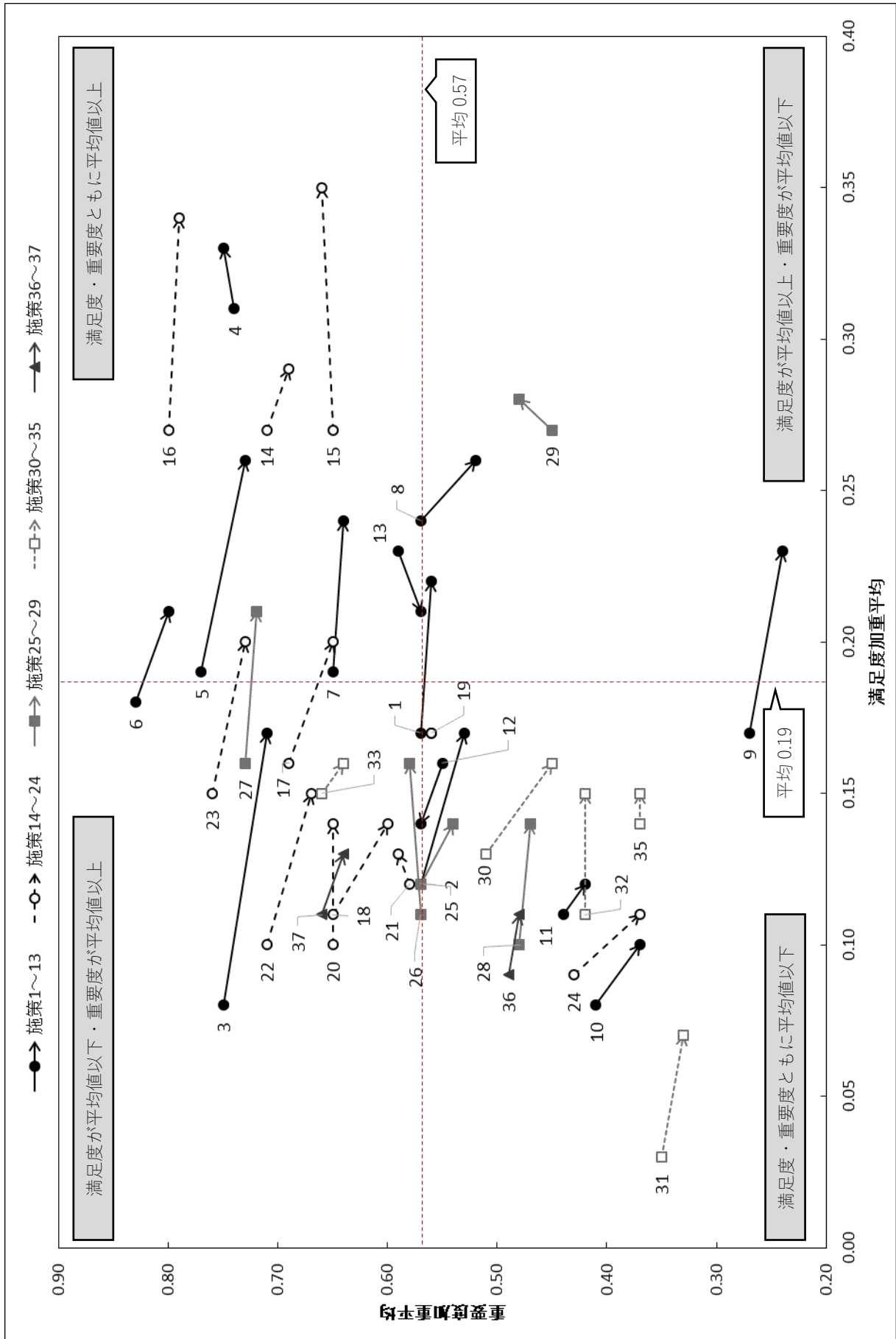
(5) 各施策の目標の満足度・重要度の推移（散布図）

- 各施策の目標の満足度の加重平均を横軸、重要度の加重平均を縦軸に取り、平成28年度実施のアンケート結果からの値の変化を散布図に示した。



- 満足度及び重要度ともに、全施策が正の数値となった（満足又は重要と回答した者が、不満又は重要ではないと回答した者よりも多かった。）。
- そのため、満足度を横軸、重要度を縦軸とし、各施策をプロットしたグラフでは、上記図のとおり第一象限（満足度及び重要度ともに正の数値）に全施策がプロットされた。その部分を拡大表示したグラフが、次ページの図である。

各施策の目標の満足度・重要度の推移（散布図）



### 施策の目標番号との対応

No	施策の目標
1	地域ごとのまちづくりのルールをつくります
2	多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます
3	だれもが移動しやすい環境の整備を進めます
4	清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます
5	みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます
6	建物の耐震化を促進します
7	身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします
8	地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます
9	千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます
10	中小企業や商工業の活性化を支援します
11	消費生活にかかる相談、支援を充実します
12	地球に優しい環境づくりを進めます
13	資源循環型都市をめざします
14	感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します
15	一人ひとりの健康づくりを支援します
16	安心して医療が受けられるしくみづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます
17	高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します
18	認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します
19	高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します
20	障害があっても暮らしやすい地域をめざします
21	障害者の就労を支援します
22	保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます【施策の目標 34 に再掲】
23	安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます
24	福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します
25	他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます
26	グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます
27	児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます
28	区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます
29	豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます
30	地域力の向上を支援します
31	マンション内コミュニティの醸成を支援します
32	男女共同参画社会の実現をめざします
33	人権侵害のない社会をめざします
34	【施策の目標 22 の再掲のため省略】
35	国際交流・協力や平和活動を推進します
36	区民の参画・協働と開かれた区政を実現します
37	質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

## 2 昼間区民アンケートの結果

I. 調査概要 .....	172
(1) 調査の目的.....	172
(2) 調査の方法.....	172
(3) 調査事項 .....	172
(4) 報告書の見方.....	172
II. 調査結果 .....	173
1. 回答者の属性について.....	173
2. 区政への参加・参加意向.....	177
3. 区政への満足度・重要度.....	180
(1) 施策の目標別 満足度の割合.....	181
(2) 施策の目標別 満足度の加重平均.....	182
(3) 施策の目標別 重要度の割合.....	183
(4) 施策の目標別 重要度の加重平均.....	184
(5) 各施策の目標の満足度・重要度の推移（散布図） .....	185

アンケートの詳細結果（各施策の目標の属性別満足度・重要度、ちよだみらいプロジェクトの指標等）は区ホームページに公開しています。

## I. 調査概要

### (1) 調査の目的

- ・千代田区で現在取り組んでいるさまざまな課題などについて、より良い行政サービスの提供へ向けた検討を行うための基礎資料とする。

### (2) 調査の方法

#### ○調査対象

- ・千代田区在勤、在学者のインターネットアンケートモニター
- ・回答者1,000名

#### ○配布、回収方法

- ・WEB調査

#### ○調査期間

- ・平成30年10月31日（水）～平成30年11月5日（月）

### (3) 調査事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①回答者の属性</li><li>②区政への参加・参加意向</li><li>③ちよだみらいプロジェクトの指標等に関する調査</li><li>④区政に対する満足度・重要度</li><li>⑤区の将来像（自由回答）</li></ul> |
|--|

### (4) 報告書の見方

- ・集計表の回答比率は、小数点第2位を四捨五入し、第1位までを表示している。したがって合計が100.0%にならない場合がある。また、複数回答（選択肢からいくつでも選ぶ形式）の質問では、回答比率が100.0%を超える場合がある。
- ・本文図表及び集計表のnは原則として回答者数を表している。設問ごとに回答者数（n）を基数として比率を算出している。
- ・本文図表のSA（Single Answer）は単一回答（選択肢から1つを選ぶ形式）、MA（Multiple Answer）は複数回答を表している。
- ・今年度アンケートの調査結果と平成28年度調査の結果が比較できる項目については、その調査結果をグラフ上に示した。

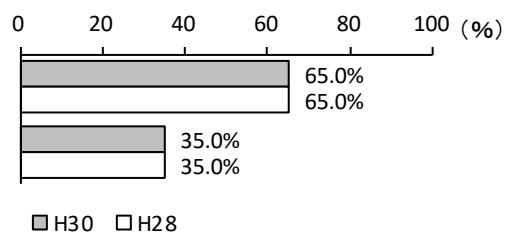


## II. 調査結果

### 1. 回答者の属性について

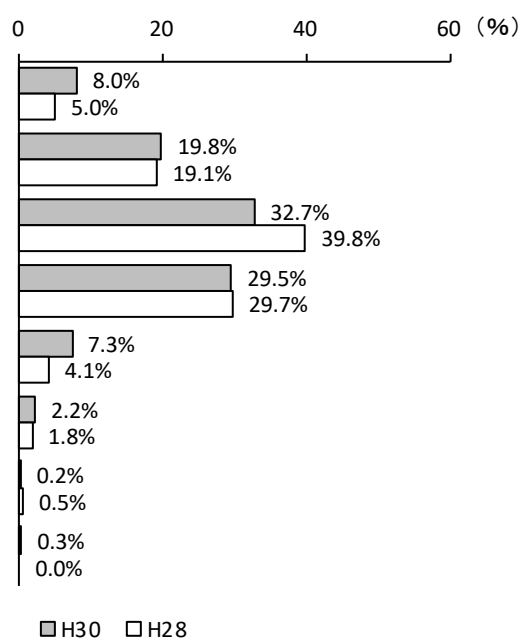
性別（インターネットアンケートモニターの登録データによる）

	回答数(n=1,000)		構成比(%)	
	H30	H28	H30	H28
男性	650	650	65.0%	65.0%
女性	350	350	35.0%	35.0%
合計	1,000	1,000	100.0%	100.0%



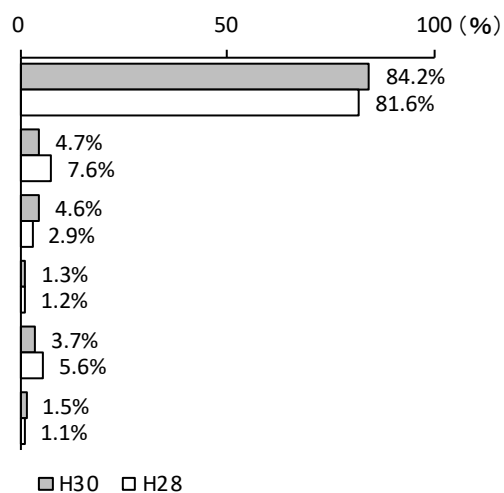
年齢（インターネットアンケートモニターの登録データによる）

	回答数(n=1,000)		構成比	
	H30	H28	H30	H28
18歳～29歳	80	50	8.0%	5.0%
30歳代	198	191	19.8%	19.1%
40歳代	327	398	32.7%	39.8%
50歳代	295	297	29.5%	29.7%
60～64歳	73	41	7.3%	4.1%
65～69歳	22	18	2.2%	1.8%
70～74歳	2	5	0.2%	0.5%
75歳以上	3	0	0.3%	0.0%
合計	1,000	1,000	100.0%	100.0%



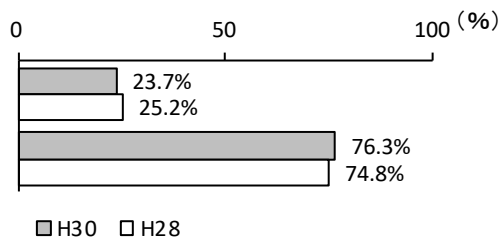
問1 あなたの、現在の主な職業をお知らせください。

	回答数 n=1,000		構成比 (%)	
	H30	H28	H30	H28
会社員	842	816	84.2%	81.6%
公務員	47	76	4.7%	7.6%
自営・自由業	46	29	4.6%	2.9%
学生	13	12	1.3%	1.2%
パート・アルバイト	37	56	3.7%	5.6%
その他	15	11	1.5%	1.1%
合計	1,000	1,000	100.0%	100.0%



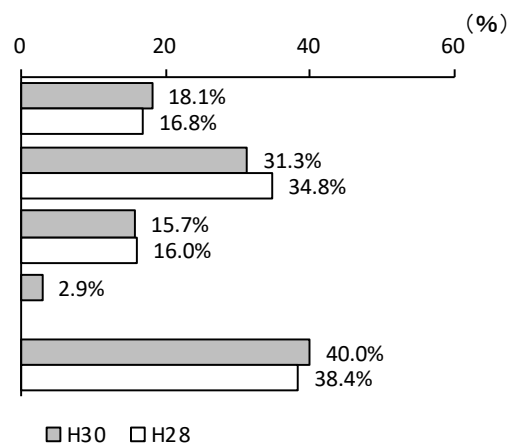
問2 あなたの、現在の世帯構成をお知らせください。

	回答数 n=1,000		構成比 (%)	
	H30	H28	H30	H28
単身世帯(一人暮らし)	237	252	23.7%	25.2%
二人以上の世帯	763	748	76.3%	74.8%
合計	1,000	1,000	100.0%	100.0%



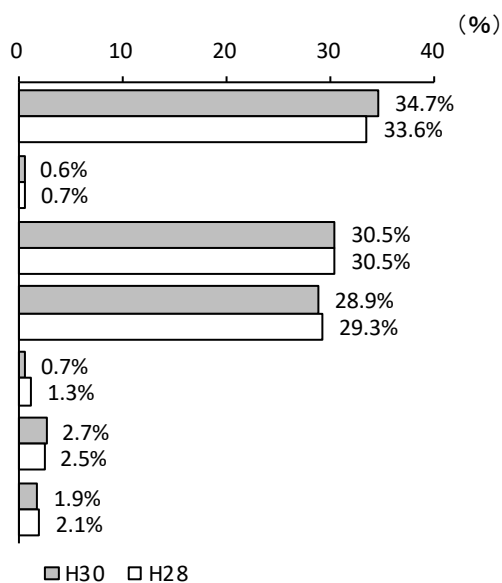
問3 あなたと同居している家族構成をお知らせください。(いくつでも)

	回答数		構成比(%)	
	H30 (n=763)	H28 (n=748)	H30	H28
就学前の子どもが世帯にいる	138	126	18.1%	16.8%
在学中の子どもが世帯にいる	239	260	31.3%	34.8%
高齢者(65歳以上)が世帯にいる	120	120	15.7%	16.0%
介護を必要とする方が世帯にいる	22	-	2.9%	-
あてはまるものはない	305	287	40.0%	38.4%
合計(回答数)	824	793	-	-



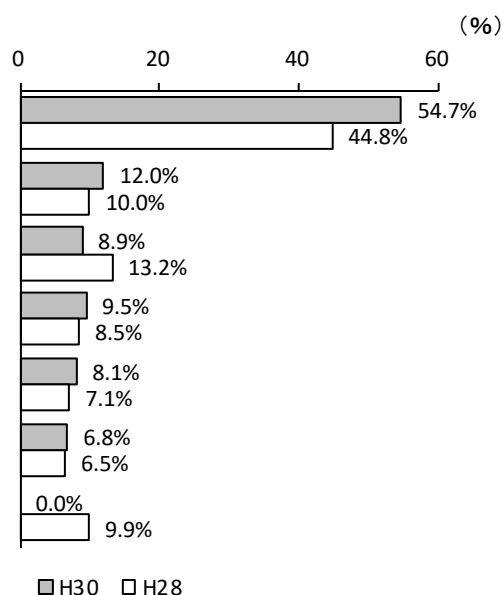
問4 あなたの、現在の主な居住形態をお知らせください。

	回答数 (n=1,000)		構成比(%)	
	H30	H28	H30	H28
一戸建て	347	336	34.7%	33.6%
ビル内の自宅(ビルの所有者)	6	7	0.6%	0.7%
分譲マンション	305	305	30.5%	30.5%
賃貸マンション	289	293	28.9%	29.3%
公務員宿舎	7	13	0.7%	1.3%
社宅、家族寮などの給与住宅	27	25	2.7%	2.5%
その他	19	21	1.9%	2.1%
合計	1,000	1,000	100.0%	100.0%



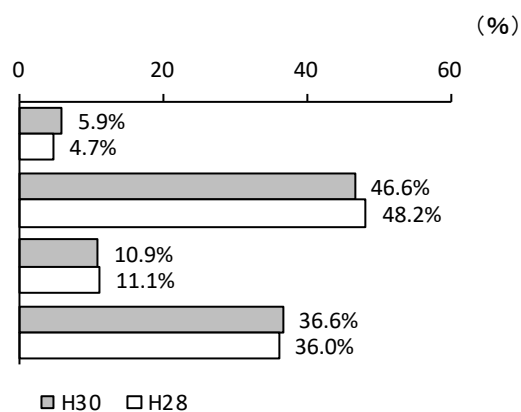
問5 あなたの通勤・通学地区をお知らせください。

	回答数(n=1,000)		構成比(%)	
	H30	H28	H30	H28
麴町出張所	547	448	54.7%	44.8%
富士見出張所	120	100	12.0%	10.0%
神保町出張所	89	132	8.9%	13.2%
神田公園出張所	95	85	9.5%	8.5%
万世橋出張所	81	71	8.1%	7.1%
和泉橋出張所	68	65	6.8%	6.5%
わからない	-	99	-	9.9%
合計	1,000	1,000	100.0%	100.0%



問6 あなたの、現在の主な居住地域をお知らせください。

	回答数(n=1,000)		構成比(%)	
	H30	H28	H30	H28
千代田区内	59	47	5.9%	4.7%
千代田区以外の東京23区内	466	482	46.6%	48.2%
東京23区以外の都内	109	111	10.9%	11.1%
東京都外	366	360	36.6%	36.0%
合計	1,000	1,000	100.0%	100.0%

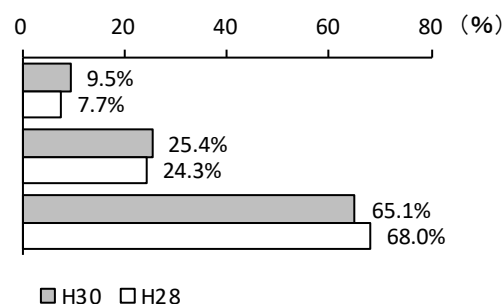


## 2. 区政への参加・参加意向

問7 あなたは過去2年間において、千代田区における地域活動に参加したことがありますか。

※地域活動…防犯パトロール等の安全・安心活動、交通安全運動や放置自転車対策、防災訓練や災害時の弱者対策、地域清掃、美化活動、ごみ減量・リサイクルや省エネ活動、公園等の草花の手入れ、高齢者や子育てを地域の中でサポートする活動、学校と連携した子どもたちの健全育成活動、地域の歴史や伝統文化の保存継承、講座や趣味のサークル、スポーツ等の活動、お祭りや各種イベント等の活動、国際理解・国際交流に関する活動 等

	回答数 (n=1,000)		構成比 (%)	
	H30	H28	H30	H28
参加したことがある	95	77	9.5%	7.7%
参加したことはないが、今後参加したいと考えている	254	243	25.4%	24.3%
参加したことがなく、今後も参加したいと思わない	651	680	65.1%	68.0%
合計	1,000	1,000	100.0%	100.0%



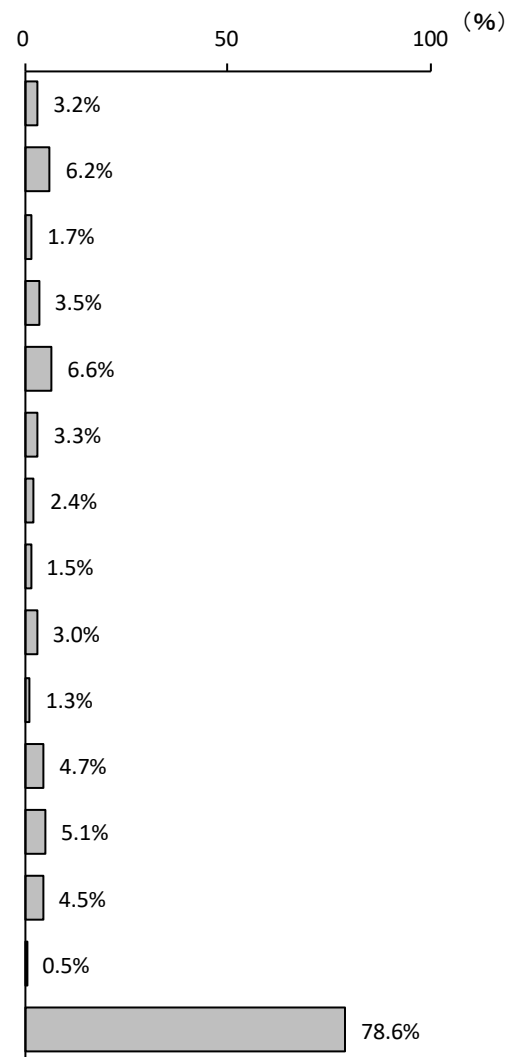
問8 あなたは、次に掲げるようなもので、これまで区政に参加する機会がありましたか。(いくつでも)

※1 今回のアンケート調査は含みません。

※2 「パブリックコメント(意見公募)」とは、区の計画や方針等について、区民等に意見を求めるものです。

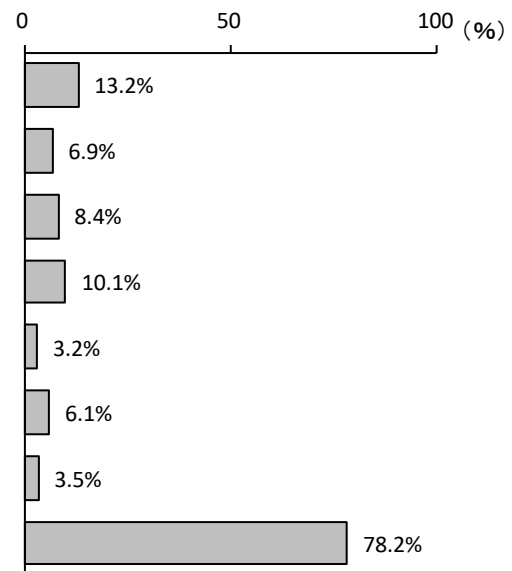
※3 「ワークショップ(研究集会)や区民会議」とは、課題の解決等にあたって様々な立場の人たちが参加し、それぞれが自由に意見を出し合いながら議論を重ねて意見や提案をまとめていくものです。

	回答数 (n=1,000)	構成比(%)
電話や来訪による提案・要望等	32	3.2%
ホームページや電子メールによる提案・要望等	62	6.2%
区長や区役所宛の手紙(「区長への手紙」等)	17	1.7%
シンポジウムやフォーラム(公開討論会)への参加	35	3.5%
区が行うアンケート調査(意識調査等)の回答※1	66	6.6%
パブリックコメント(意見公募)※2	33	3.3%
ワークショップ(研究集会)や区民会議への参加※3	24	2.4%
区民と区長の対話の場(「出張! 区長室」等)	15	1.5%
説明会や意見交換会への参加	30	3.0%
委員会や審議会などの公募委員	13	1.3%
ボランティア団体・NPOへの参加	47	4.7%
地域の協議会(防災・まちづくり等)への参加	51	5.1%
町会活動への参加	45	4.5%
その他	5	0.5%
いずれにも参加していない	786	78.6%



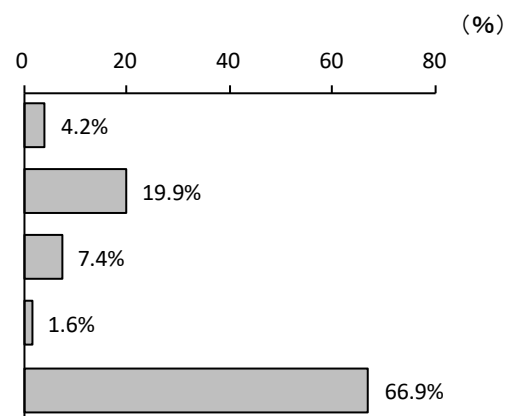
問9 千代田区では、区民等が区政へ参加できるよう次に掲げる取組みを実施しています。千代田区が実施していることで知っているものはありますか。(いくつでも)

	回答数 (n=1,000)	構成比(%)
ホームページや電子メールによる提案・要望等の受付	132	13.2%
区長や区役所宛の手紙(「区長への手紙」等)の受付	69	6.9%
区が行うアンケート調査(意識調査等)の実施	84	8.4%
パブリックコメント(意見公募)の実施	101	10.1%
区民と区長の対話の場(「出張! 区長室」等)の設置	32	3.2%
説明会や意見交換会の実施	61	6.1%
委員会や審議会などの委員の募集	35	3.5%
いずれも知らない	782	78.2%



問10 区民等の区政への参加に関する千代田区の取組みについて、前問で掲げたもので満足していますか。(十分だと思いますか。)

	回答数 (n=1,000)	構成比(%)
満足	42	4.2%
やや満足	199	19.9%
やや不満	74	7.4%
不満	16	1.6%
わからない	669	66.9%
合計	1,000	100.0%



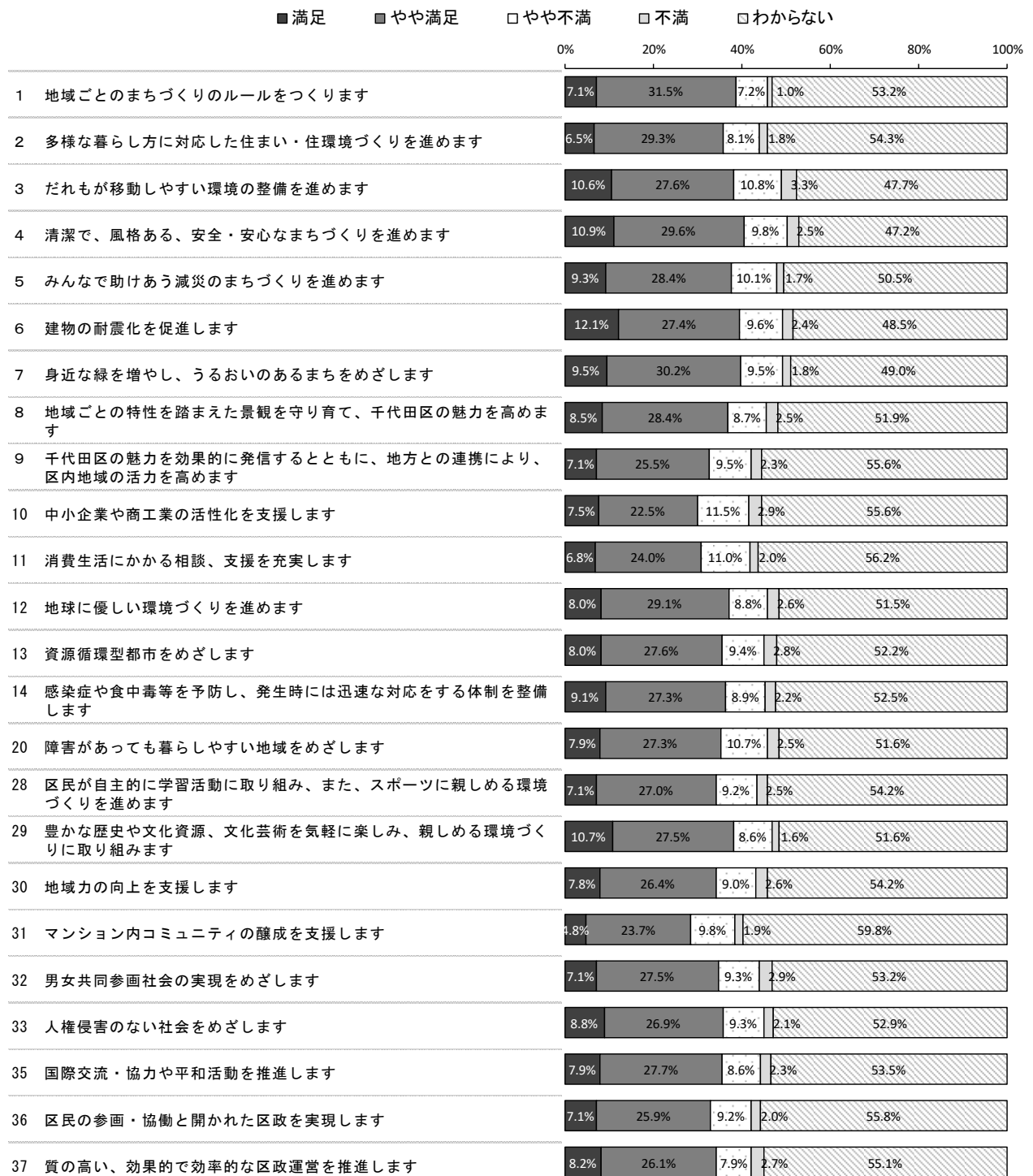
### 3. 区政への満足度・重要度

問12・13 区政運営の総合的かつ基本となる最上位の計画である「ちよだみらいプロジェクト—千代田区第3次基本計画2015—」では、計画期間内（平成27年度～平成36年度）に実現をめざす「施策の目標」を設定しています。それぞれの施策の目標について、区の実施をどのように感じていますか。各施策の実施に対する満足度及び重要度について、あなたの考えに最も近いものを1つずつ選択してください。

- 各施策の目標に対して、満足度を「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「わからない」、重要度を「重要」、「まあ重要」、「あまり重要ではない」、「重要ではない」、「わからない」の割合で把握した。
- また、回答結果を平成28年度実施のアンケート結果と比較し、区政に対する満足度と重要度の変化を把握した。
- 比較にあたっては、「満足」、「重要」1点、「やや満足」、「まあ重要」0.5点、「やや不満」、「あまり重要ではない」-0.5点、「不満」、「重要ではない」-1点、「わからない」0点としてそれぞれの回答者数を掛け合わせ、その合計点を項目ごとの全回答者数で割った「加重平均」による方法で実施した。
- 施策の目標20「障害があっても暮らしやすい地域をめざします」については、平成28年度アンケートでは調査を行っていないため、今回のアンケート結果のみとなっている。

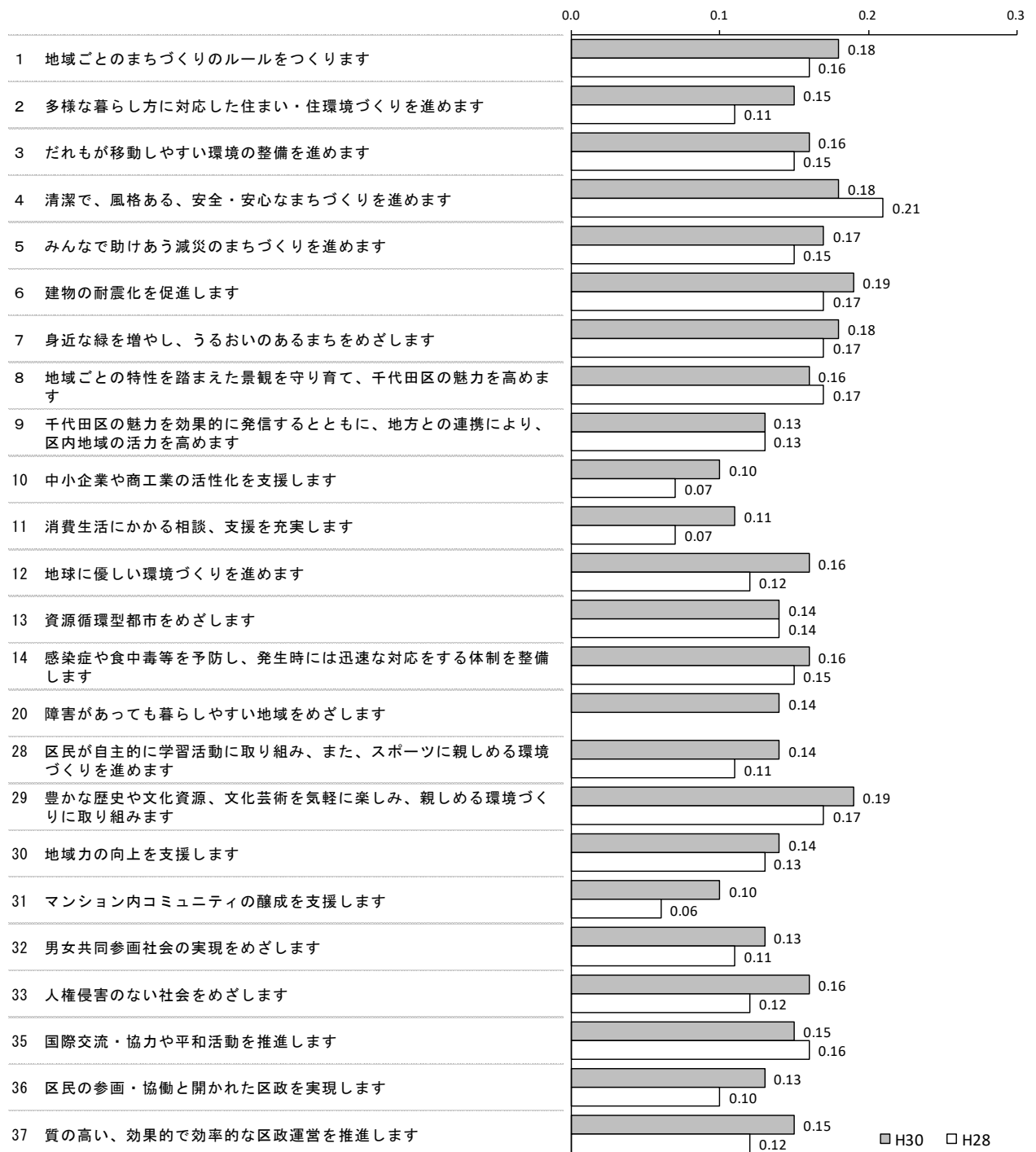


## (1) 施策の目標別 満足度の割合

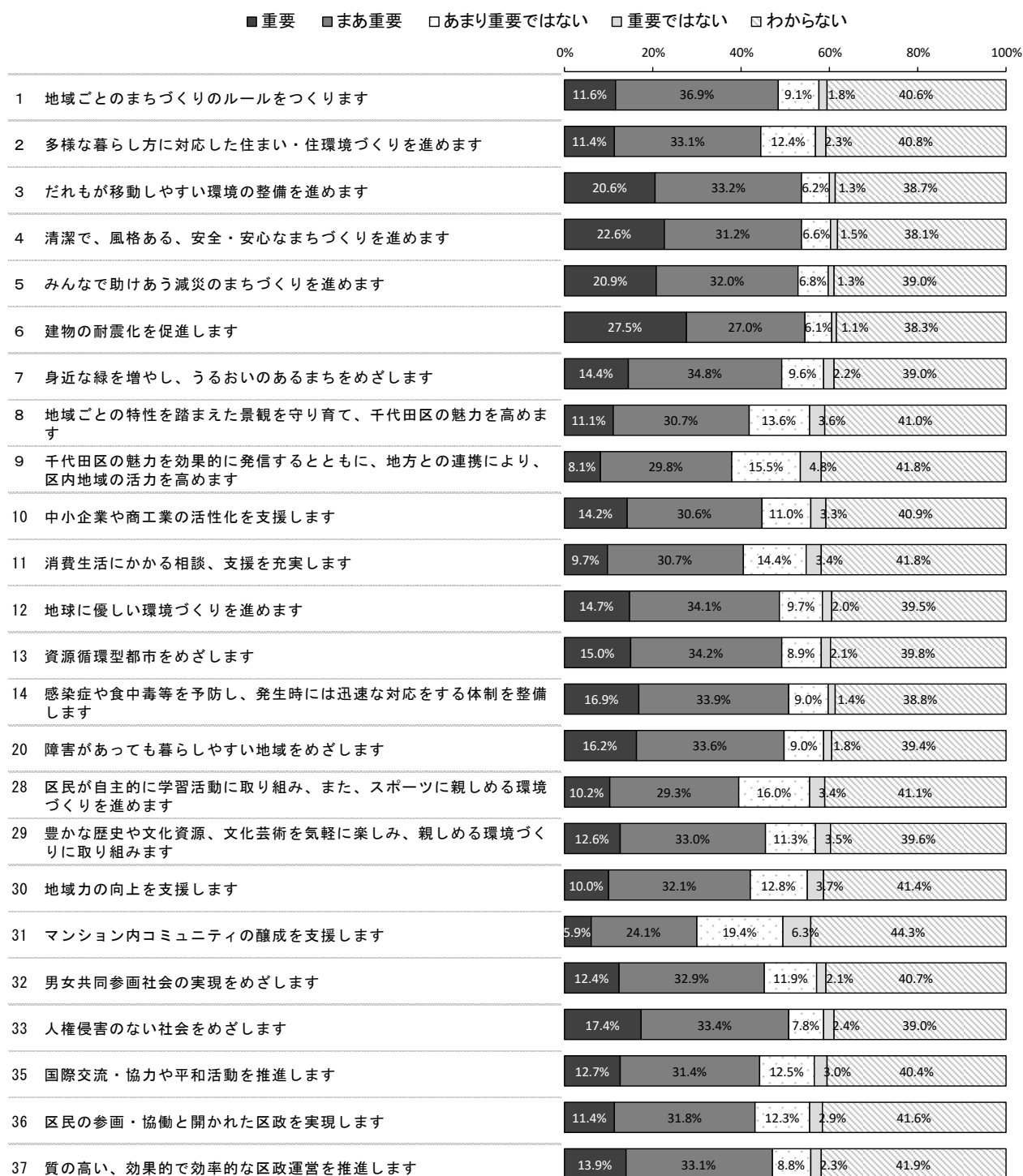


※n=1,000

## (2) 施策の目標別 満足度の加重平均

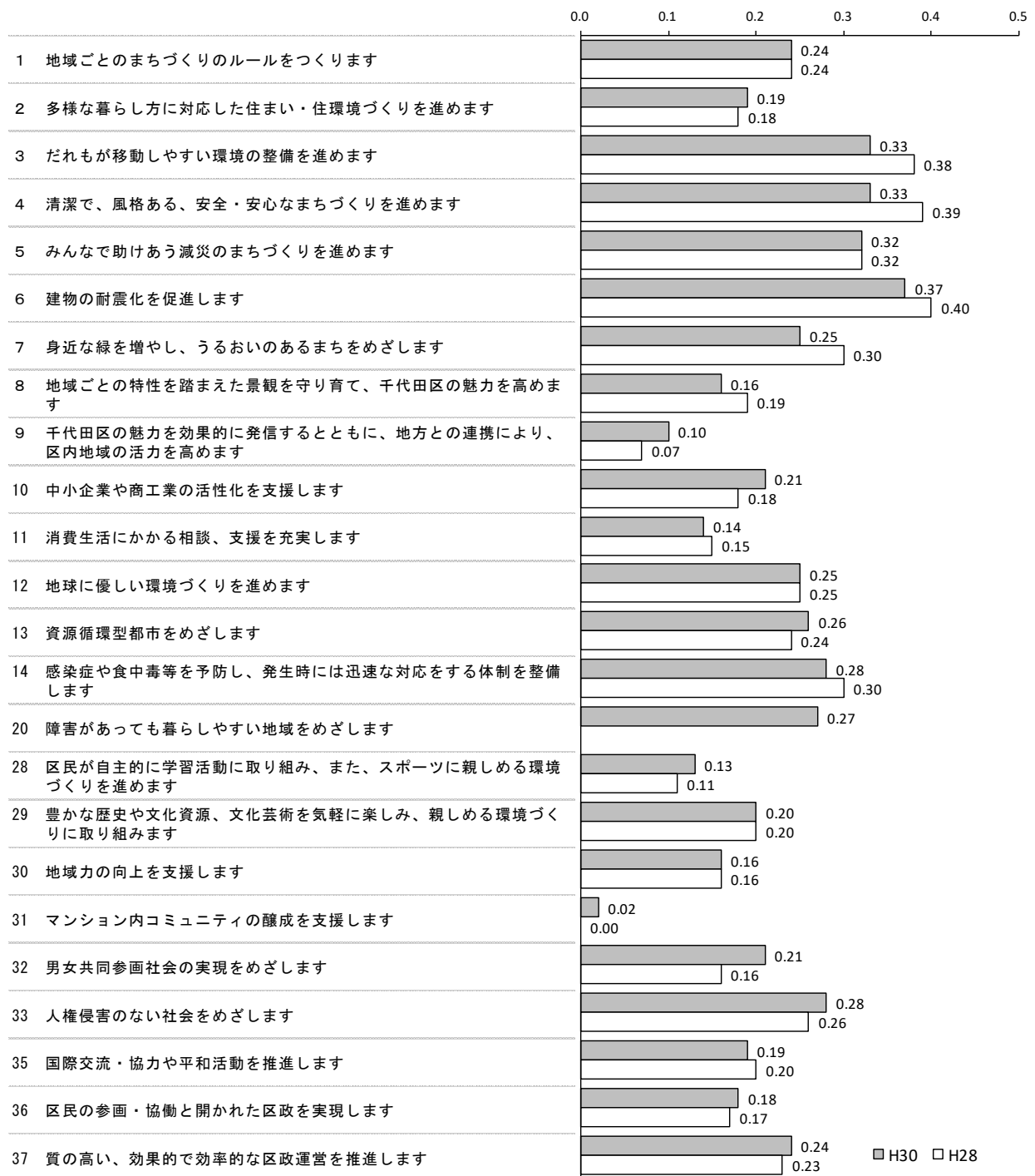


### (3) 施策の目標別 重要度の割合



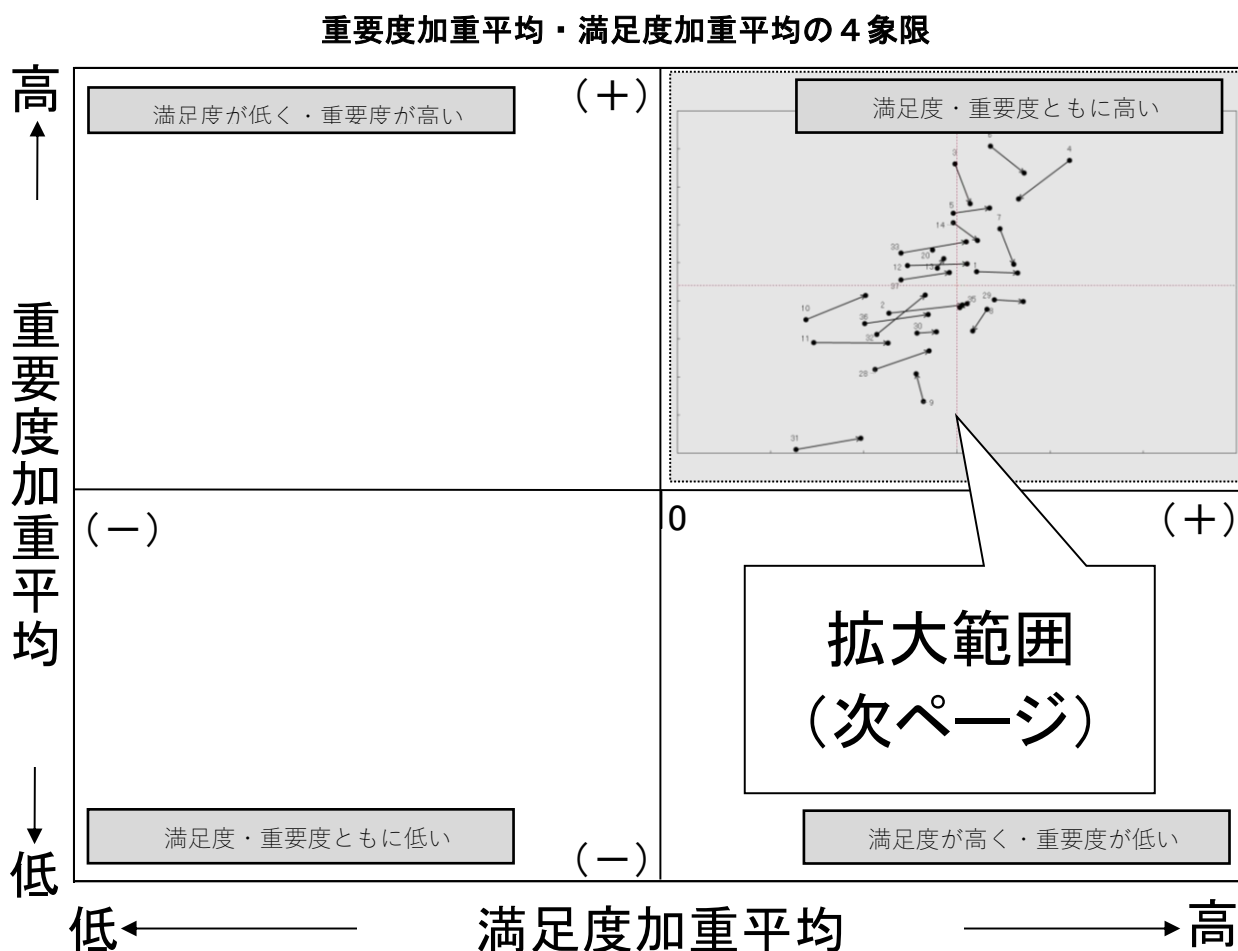
※n=1,000

#### (4) 施策の目標別 重要度の加重平均



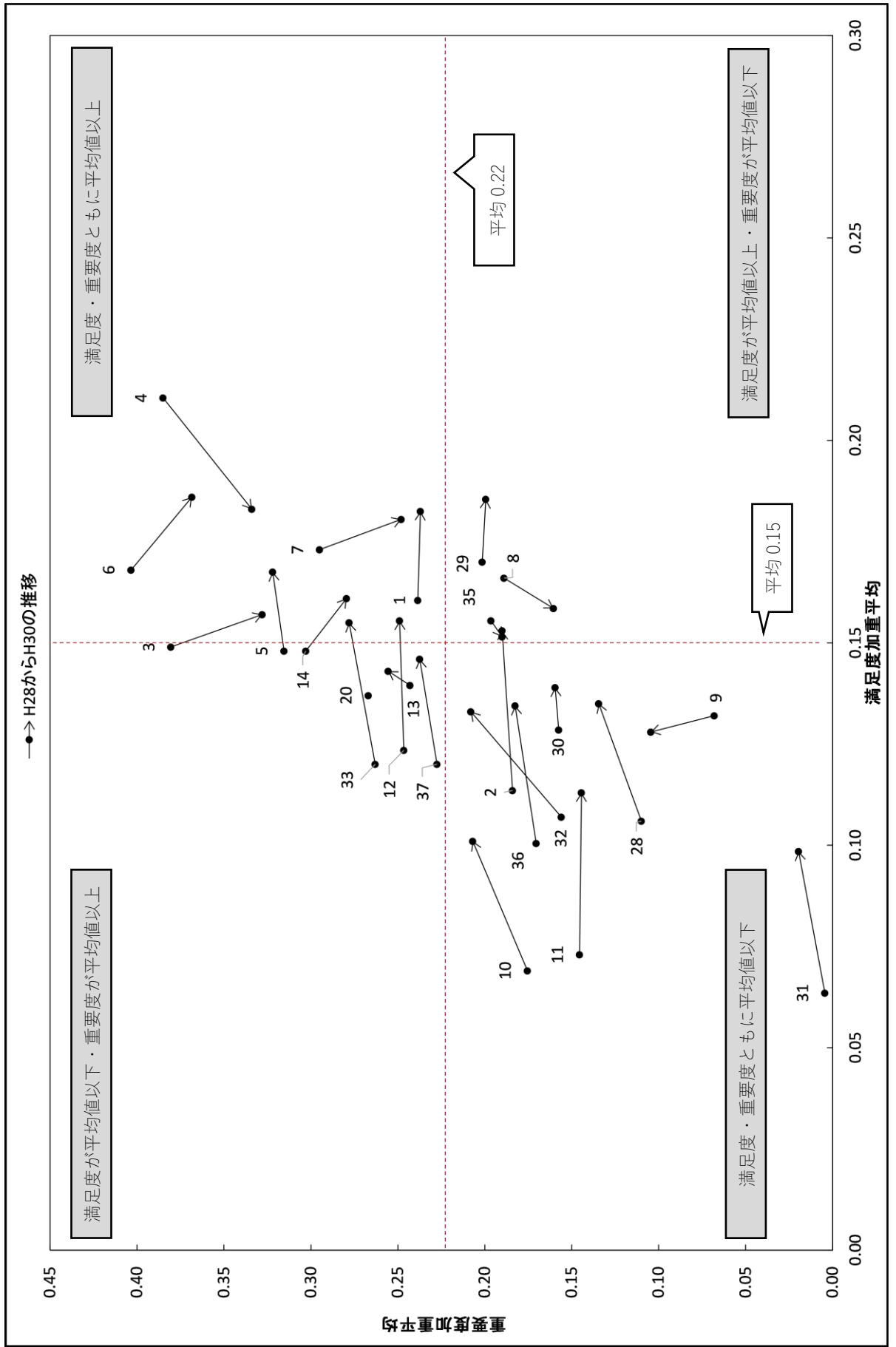
(5) 各施策の目標の満足度・重要度の推移（散布図）

- 各施策の目標の満足度の加重平均を横軸、重要度の加重平均を縦軸に取り、平成28年度実施のアンケート結果からの値の変化を散布図に示した。



- 満足度及び重要度ともに、すべての施策の目標の加重平均が正の数値となった（満足又は重要と回答した者が、不満又は重要ではないと回答した者よりも多かった）。そのため、4つの象限をもつ散布図においては、上記図のとおり第一象限（満足度及び重要度ともに正の数値）にすべての施策の目標がプロットされた。その部分を拡大表示したグラフが、次ページの図である。

各施策の目標の満足度・重要度の推移（散布図）



### 施策の目標番号との対応

施策番号	施策の目標
1	地域ごとのまちづくりのルールをつくります
2	多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます
3	だれもが移動しやすい環境の整備を進めます
4	清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます
5	みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます
6	建物の耐震化を促進します
7	身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします
8	地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます
9	千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます
10	中小企業や商工業の活性化を支援します
11	消費生活にかかる相談、支援を充実します
12	地球に優しい環境づくりを進めます
13	資源循環型都市をめざします
14	感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します
20	障害があっても暮らしやすい地域をめざします
28	区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます
29	豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます
30	地域力の向上を支援します
31	マンション内コミュニティの醸成を支援します
32	男女共同参画社会の実現をめざします
33	人権侵害のない社会をめざします
35	国際交流・協力や平和活動を推進します
36	区民の参画・協働と開かれた区政を実現します
37	質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します





3 千代田区人口ビジョン（平成30年度）

# 千代田区人口ビジョン

（平成30年度）

## 目 次

I	人口動向	191
1.	時系列による人口動向の分析	191
2.	転入・転出動向の詳細	202
3.	昼間人口の動向	210
4.	外国人人口の推移	214
II	人口推計	217
1.	推計の枠組み	217
2.	全区推計	218
3.	地域別推計	221
4.	世帯推計	223
5.	将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析	224

※ 数値はいずれも表示単位未満で四捨五入しているため、合算した数値と合計が異なる場合がある。

※ 構成比は四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合がある。

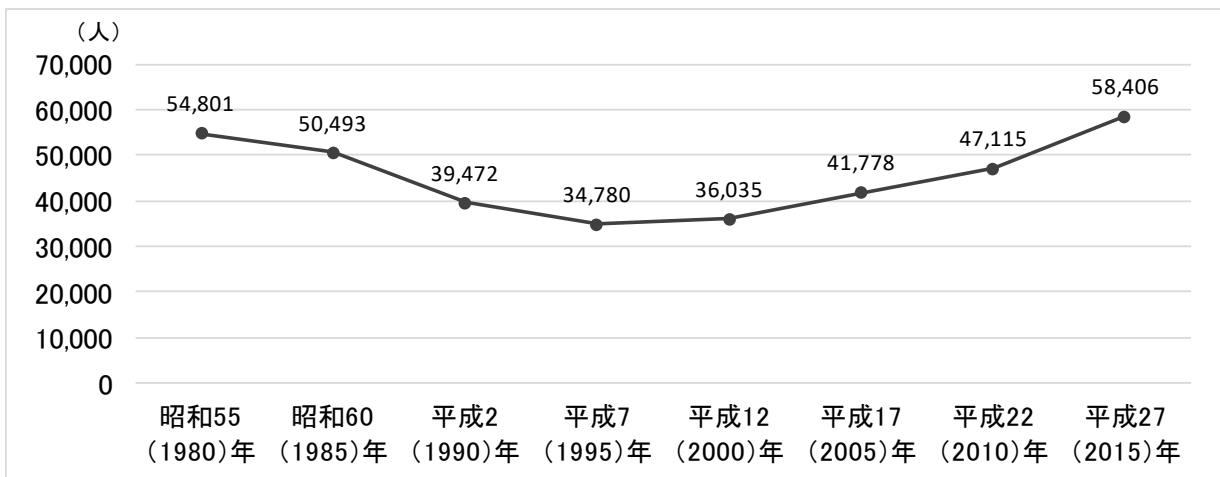
# I 人口動向

## 1. 時系列による人口動向の分析

### (1) 総人口の推移

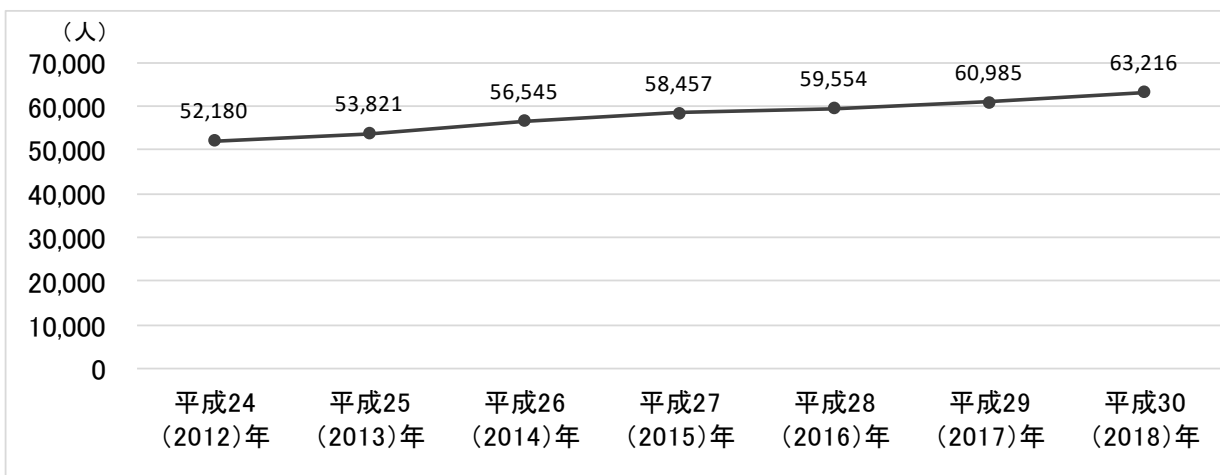
- 国勢調査結果によると、千代田区の総人口は、減少傾向にあったが、平成7（1995）年を境に増加に転じ、平成27（2015）年時点で58,406人となっている（図表①）。
- 一方、住民基本台帳人口は、平成24（2012）年7月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人住民についても同法の適用対象に加えられることになった。これに伴い外国人登録法が廃止となったため、平成24（2012）年7月末日現在の人口データから外国人住民人口も住民基本台帳人口に含めた表示となっている。参考のため、平成24（2012）年10月1日現在以降の住民基本台帳人口（日本人人口＋外国人人口）についてみると、平成27（2015）年は58,457人となっており、国勢調査人口よりも約50人多い（図表②）。

図表① 千代田区の総人口の推移



注) 外国人人口を含む 資料) 「国勢調査」より作成

図表② 千代田区の住民基本台帳人口の推移（各年10月1日現在）



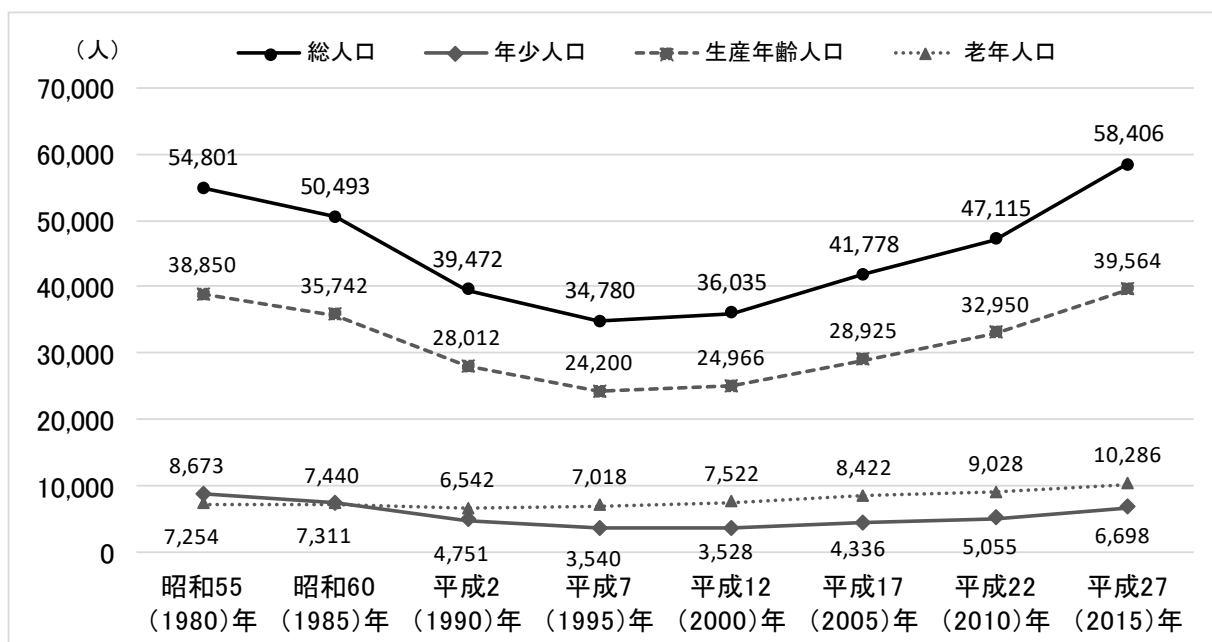
資料) 千代田区住民基本台帳人口

## (2) 年齢3区分別人口の動向

### ①年齢3区分別人口の推移と今後の見通し

- 千代田区の生産年齢人口（15～64歳）は概ね総人口と同様の推移を示しており、平成7（1995）年まで減少傾向にあったが、そこから増加に転じ、平成27（2015）年には、39,564人となっている。
- 年少人口（0～14歳）も概ね同様の傾向であり、平成12（2000）年まで減少傾向にあったが、そこから増加に転じ、平成27（2015）年には6,698人となっている（図表③）。
- 一方、老年人口（65歳以上）は、概ね増加傾向にあり、平成27（2015）年には10,286人となっている（図表③）。

図表③ 年齢3区分別人口の推移

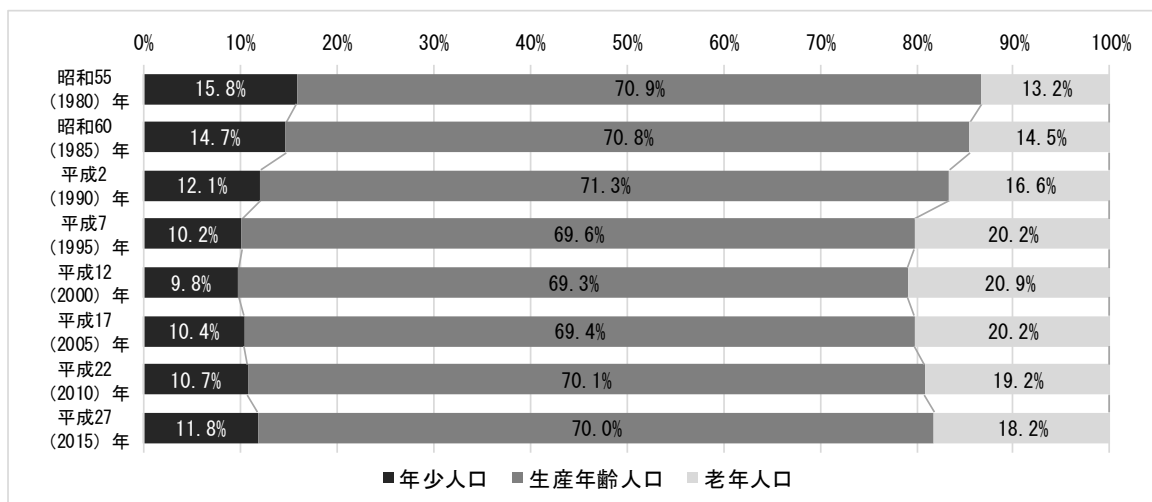


注) 年齢不詳人口が存在するため、年齢3区分別人口の合計は総人口と一致しない  
資料)「国勢調査」より作成

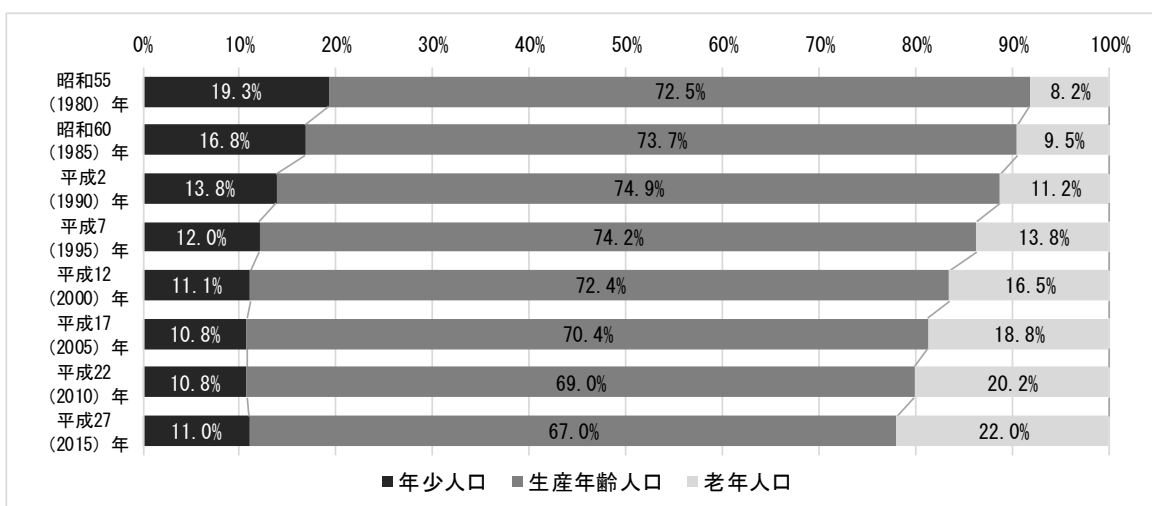
### ②年齢3区分別人口比率の動向

- 年齢3区分別比率の推移について、東京都及び特別区と比べると、千代田区は年少人口比率が近年上昇傾向にある（図表④、図表⑤、図表⑥）。
- 老年人口比率について、千代田区は、平成12（2000）年をピークに低下傾向にある一方、東京都及び特別区は上昇傾向にある（図表④、図表⑤、図表⑥）。
- 生産年齢人口比率については、東京都や特別区が低下傾向にある中で、千代田区は近年上昇傾向にある（図表④、図表⑤、図表⑥）。

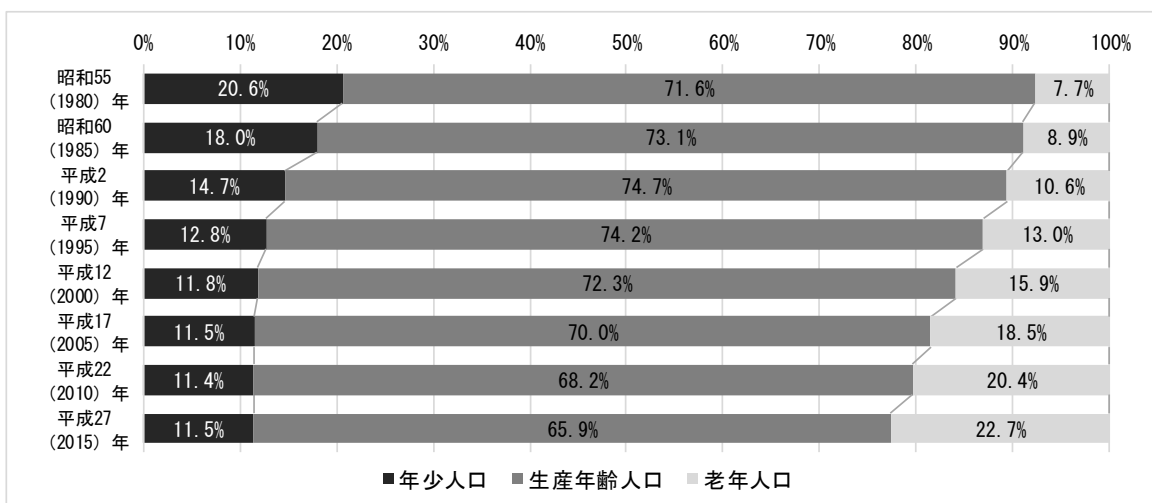
図表④ 年齢3区分別人口比率の推移（千代田区）



図表⑤ 年齢3区分別人口比率の推移（特別区）



図表⑥ 年齢3区分別人口比率の推移（東京都）



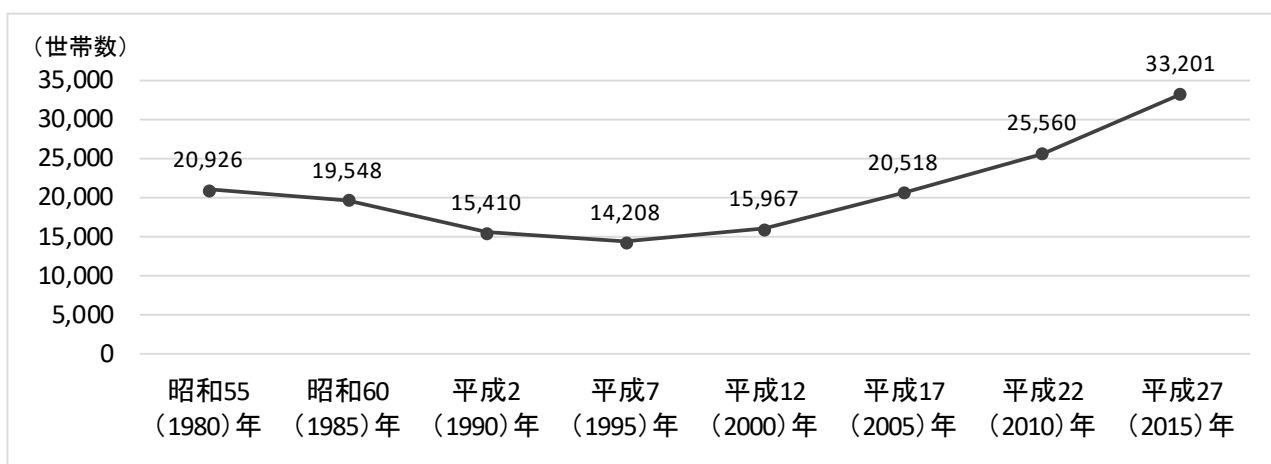
資料)「国勢調査」より作成

### (3) 世帯の状況

#### ①世帯の推移及び世帯人数の推移

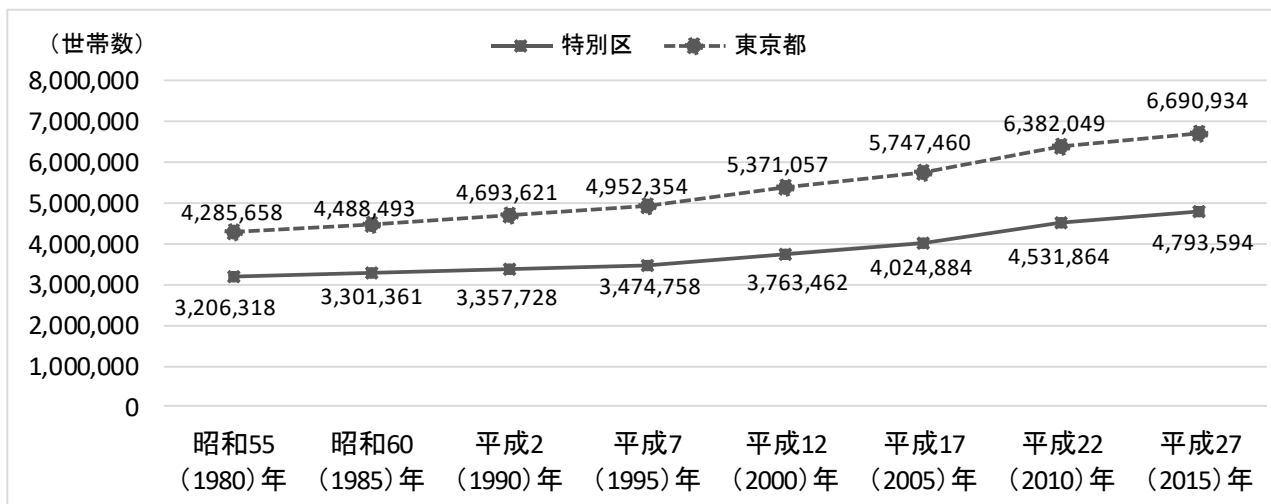
- 千代田区の一般世帯数<sup>1</sup>は平成7（1995）年を底に増加傾向にあり、平成27（2015）年には、33,201世帯となっている（図表⑦）。
- 世帯の人数別の動向をみると、千代田区の1人（単独）世帯の割合は全国や東京都、特別区と比較して高く、その割合は過去5年間で上昇している。一方、2人以上の世帯の割合はいずれも全国や東京都、特別区と比較して低く、その割合は過去5年間で低下している（図表⑨、図表⑩）。

図表⑦ 千代田区の一般世帯数の推移



資料)「国勢調査」より作成

図表⑧ 東京都・特別区の一般世帯数の推移



資料)「国勢調査」より作成

1 国勢調査では、「世帯」を一般世帯と施設等の世帯に分けている。このうち一般世帯は、「ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。」「イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者」「ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者」を指す。

図表⑨ 家族人数の動向 平成 27 (2015) 年

	1世帯当たり 人員	世帯人数別世帯数 (単位: 世帯)							
		総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
千代田区	1.75	33,201	19,408	6,707	3,899	2,546	534	86	21
		100.0%	58.5%	20.2%	11.7%	7.7%	1.6%	0.3%	0.1%
特別区	1.91	4,793,594	2,424,966	1,115,741	666,087	454,631	105,766	20,351	6,052
		100.0%	50.6%	23.3%	13.9%	9.5%	2.2%	0.4%	0.1%
東京都	1.99	6,690,934	3,164,675	1,618,074	990,895	701,920	171,503	33,815	10,052
		100.0%	47.3%	24.2%	14.8%	10.5%	2.6%	0.5%	0.2%
全国	2.33	53,331,797	18,417,922	14,876,547	9,364,781	7,069,141	2,403,060	811,735	388,611
		100.0%	34.5%	27.9%	17.6%	13.3%	4.5%	1.5%	0.7%

注) 世帯人数の不詳分が存在するため、世帯人数別世帯数の合計と総数は一致しない  
資料) 「国勢調査」より作成

図表⑩ 家族人数の動向 平成 22 (2010) 年

	1世帯当たり 人員	世帯人数別世帯数 (単位: 世帯)							
		総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
千代田区	1.84	25,442	13,835	5,560	3,200	2,185	529	94	39
		100.0%	54.4%	21.9%	12.6%	8.6%	2.1%	0.4%	0.2%
特別区	1.95	4,531,864	2,223,510	1,073,275	640,067	453,656	110,571	23,469	7,316
		100.0%	49.1%	23.7%	14.1%	10.0%	2.4%	0.5%	0.2%
東京都	2.03	6,382,049	2,922,488	1,557,663	963,448	708,543	179,157	38,776	11,974
		100.0%	45.8%	24.4%	15.1%	11.1%	2.8%	0.6%	0.2%
全国	2.42	51,842,307	16,784,507	14,125,840	9,421,831	7,460,339	2,571,743	984,751	493,296
		100.0%	32.4%	27.2%	18.2%	14.4%	5.0%	1.9%	1.0%

注) 世帯人数の不詳分が存在するため、世帯人数別世帯数の合計と総数は一致しない  
資料) 「国勢調査」より作成

## ②家族類型

- 単独世帯以外では核家族世帯が多く、そのうち子供のいる世帯が世帯全体の約24%をしめているが、その割合は5年前と比較して低下している（図表⑪、図表⑫）。
- 一方、高齢単独世帯（世帯主年齢65歳以上）、後期高齢単独世帯（同75歳以上）の比率は全国や東京都、特別区と大きな差異はない。世帯主年齢65歳以上の高齢単独世帯は、近年の人口増により実数は増加している（全体に占める割合は低下）（図表⑪、図表⑫）。

図表⑪ 家族類型別世帯の動向 平成 27（2015）年

	千代田区		特別区		東京都		全国	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
核家族世帯	12,571	37.9%	2,145,597	44.8%	3,200,889	47.9%	29,754,438	55.9%
うち夫婦のみ	4,585	13.8%	772,614	16.1%	1,134,656	17.0%	10,718,259	20.1%
うち子どもあり	7,986	24.1%	1,372,983	28.7%	2,066,233	30.9%	19,036,179	35.8%
核家族以外の親族世帯	793	2.4%	161,867	3.4%	239,866	3.6%	4,560,560	8.6%
非親族を含む世帯	386	1.2%	56,562	1.2%	72,694	1.1%	463,639	0.9%
単独世帯	19,408	58.5%	2,424,966	50.6%	3,164,675	47.4%	18,417,922	34.6%
うち 65 歳以上	3,166	9.5%	539,014	11.3%	739,511	11.1%	5,927,686	11.1%
うち 75 歳以上	1,758	5.3%	281,432	5.9%	390,577	5.8%	3,200,944	6.0%
合計	33,158	100.0%	4,788,992	100.0%	6,678,124	100.0%	53,196,559	100.0%

注) 世帯人数の不詳分が存在するため、世帯人数別世帯数の合計と総数は一致しない資料)「国勢調査」より作成

図表⑫ 家族類型別世帯の動向 平成 22（2010）年

	千代田区		特別区		東京都		全国	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
核家族世帯	10,370	40.8%	2,036,246	45.1%	3,078,860	48.4%	29,206,899	56.4%
うち夫婦のみ	3,708	14.6%	729,715	16.2%	1,081,892	17.0%	10,244,230	19.8%
うち子どもあり	6,662	26.2%	1,306,531	29.0%	1,996,968	31.4%	18,962,669	36.6%
核家族以外の親族世帯	986	3.9%	187,960	4.2%	277,884	4.4%	5,308,648	10.3%
非親族を含む世帯	250	1.0%	63,509	1.4%	81,506	1.3%	456,455	0.9%
単独世帯	13,835	54.4%	2,223,510	49.3%	2,922,488	45.9%	16,784,507	32.4%
うち 65 歳以上	2,468	9.7%	459,968	10.2%	622,326	9.8%	4,790,768	9.3%
うち 75 歳以上	1,442	5.7%	237,842	5.3%	323,114	5.1%	2,592,614	5.0%
合計	25,441	100.0%	4,511,225	100.0%	6,360,738	100.0%	51,756,509	100.0%

注) 世帯人数の不詳分が存在するため、世帯人数別世帯数の合計と総数は一致しない資料)「国勢調査」より作成

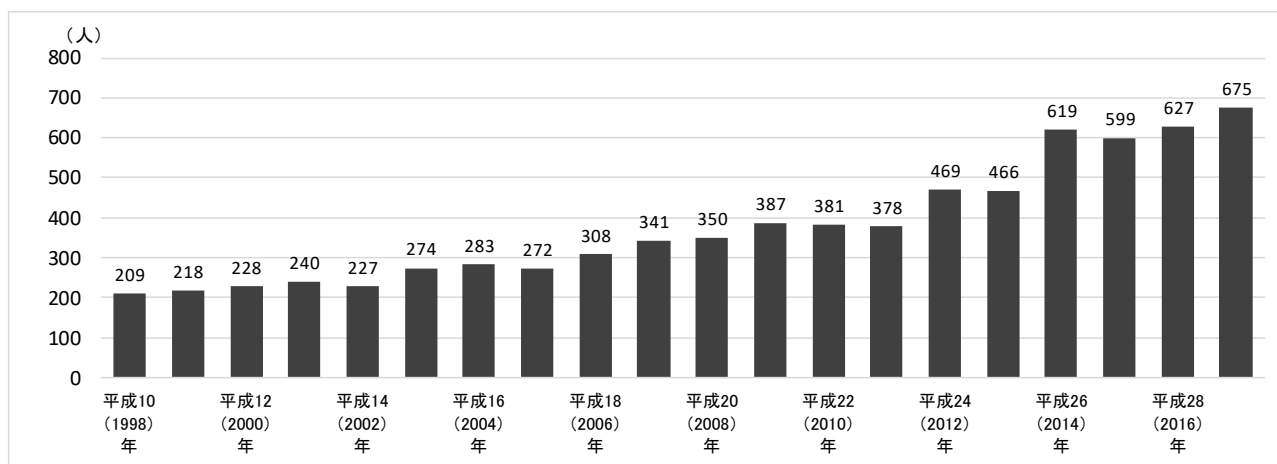


## (4) 出生・死亡の動向

### ① 出生数の推移

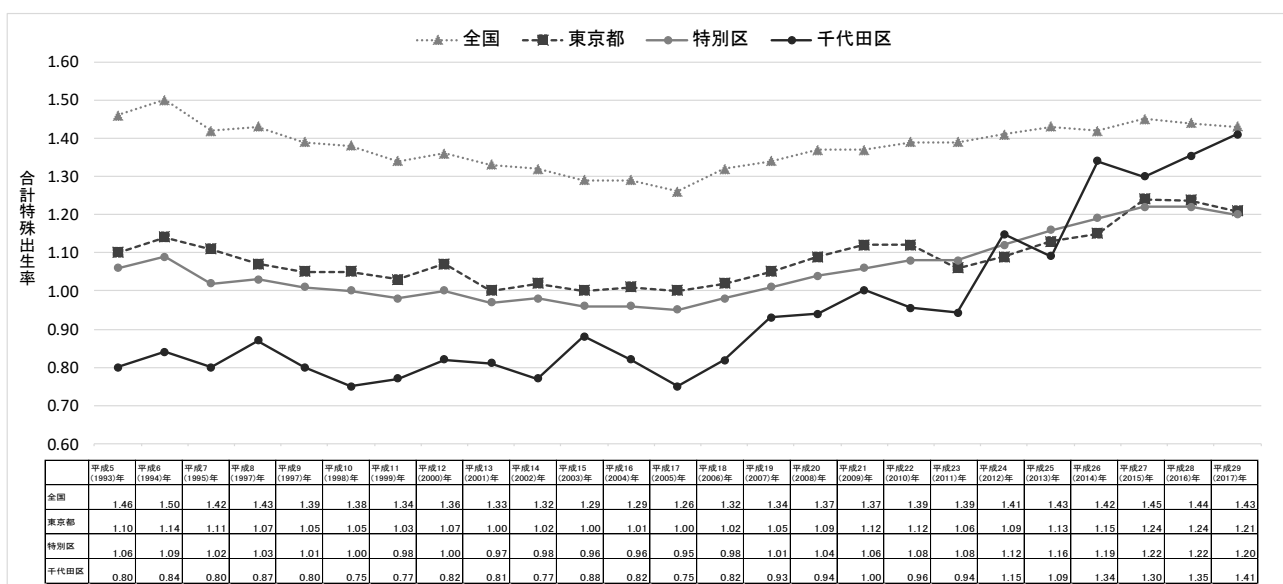
- 千代田区の出生数は、概ね増加傾向にあり、平成29（2017）年の出生数は675人で、10年前の平成19（2007）年の約2倍に増加している（図表⑬）。
- 合計特殊出生率をみると、平成18（2006）年まで一貫して0.9を下回っており、全国、東京都、特別区と比較して明確な差があった。その後、減少している年もあるが中期的には増加傾向となっている。平成29（2017）年には1.41となり、東京都及び特別区を上回る水準である（図表⑭）。

図表⑬ 千代田区の出生数の推移



資料) 千代田区「行政基礎資料集」より作成

図表⑭ 千代田区の合計特殊出生率の推移

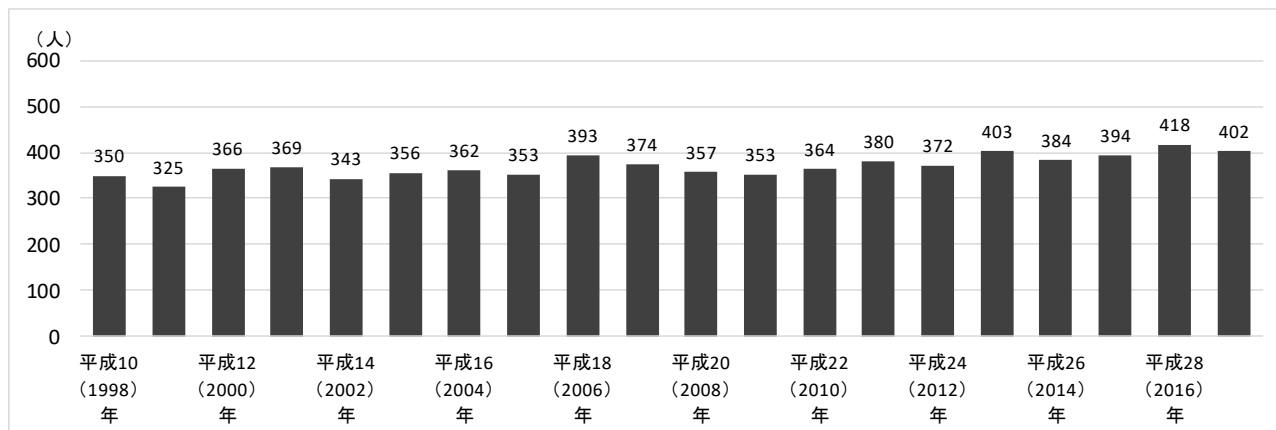


資料) 東京都「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態統計(確定数)」より作成

## ②死亡数の動向

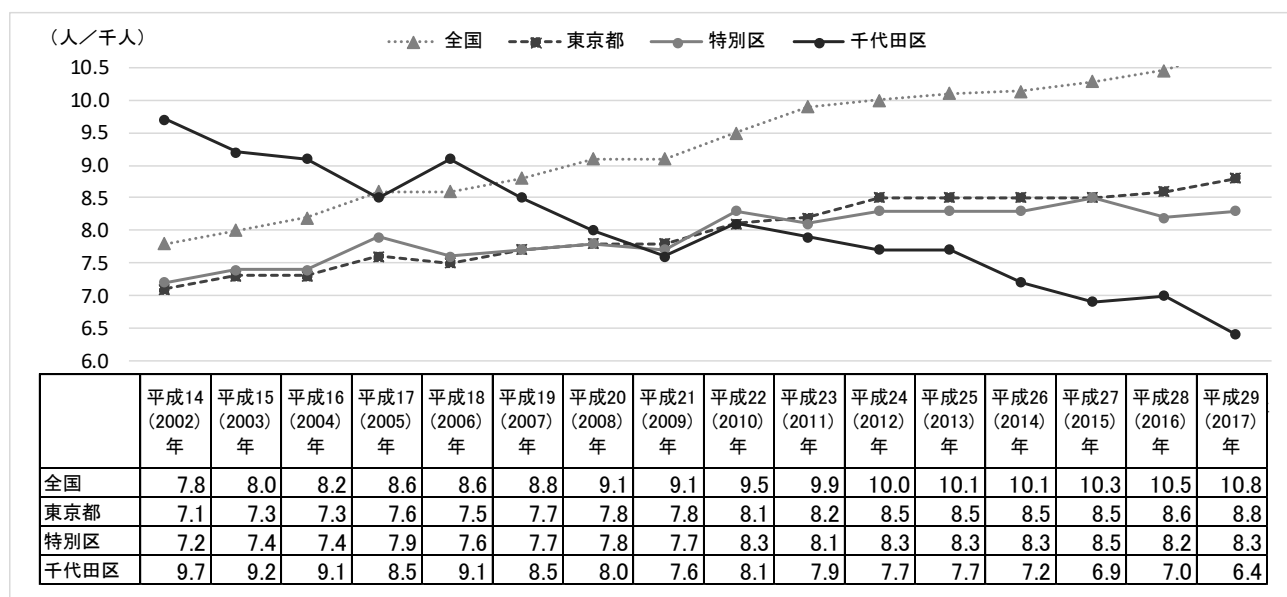
- 千代田区の死亡数は、近年はおおむね横ばいであり、350～400人程度の水準で推移している（図表⑮）。
- 人口千人あたりの死亡者数の推移をみると、低下傾向にあり、その水準は全国、東京都、特別区を下回る状況である（図表⑯）。

図表⑮ 千代田区の死亡数の推移



資料) 千代田区「行政基礎資料集」より作成

図表⑯ 千代田区、特別区、東京都、全国の人口千人あたりの死亡数の推移

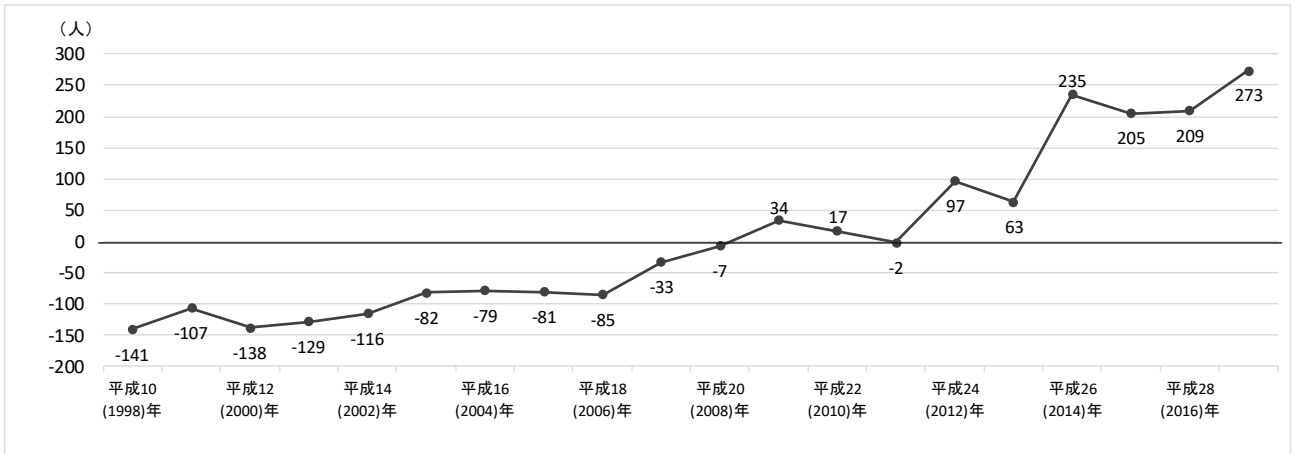


資料) 東京都「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態統計(確定数)」より作成

### ③自然増減数の動向

- 図表26で示した出生数と図表28で示した死亡数の差分である自然増減数は、平成20（2008）年までは死亡数が出生数を上回る自然減の状態であったが、平成21（2009）年に自然増に転じ、平成23（2011）年を除き自然増の傾向が続いている（図表⑰）。

図表⑰ 千代田区の人口の自然増減の推移

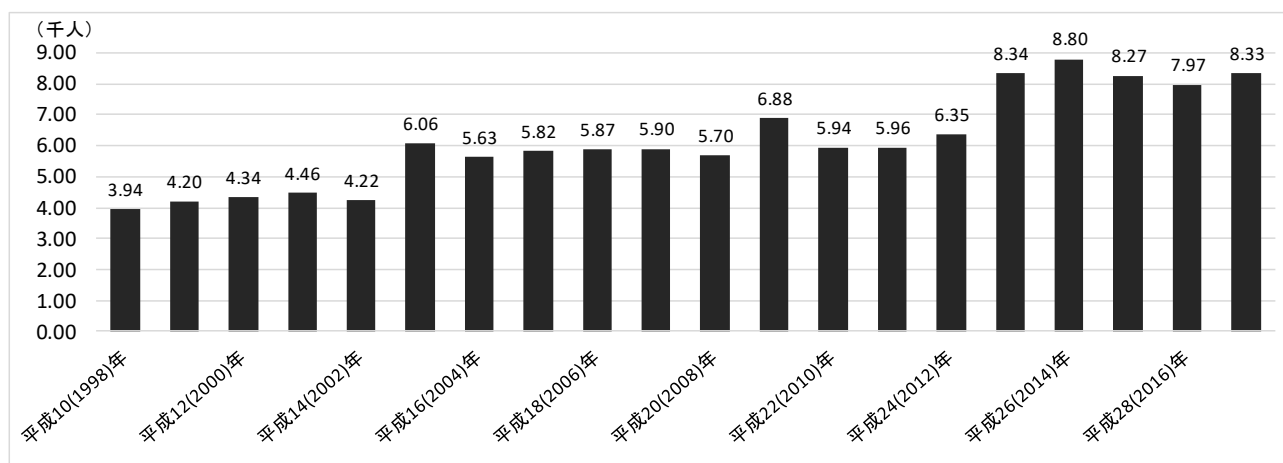


資料) 千代田区「行政基礎資料集」より作成

## (5) 転入・転出の推移

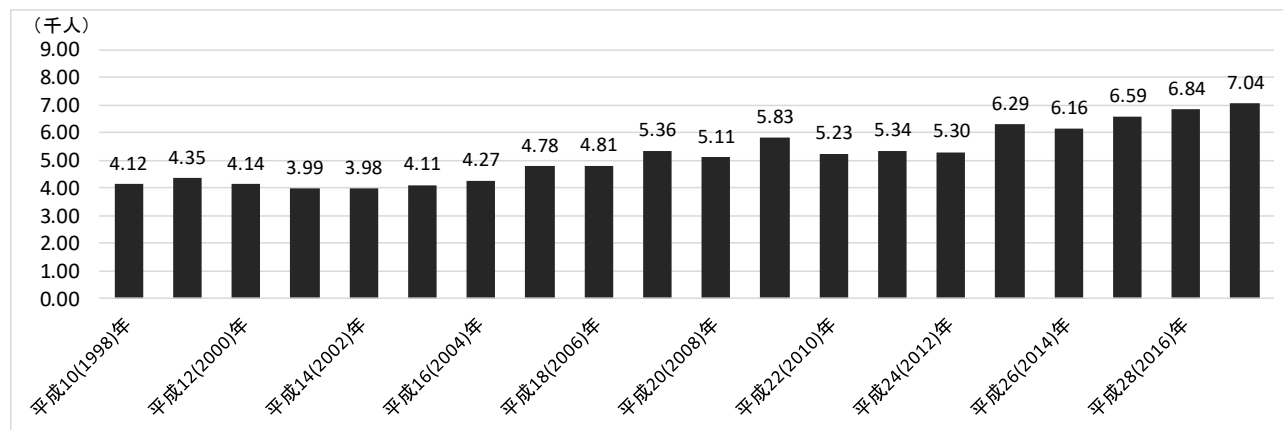
- 千代田区の転入者は、減少している年もあるが中期的には増加傾向にある。特に近年では、平成25(2013)年に転入者数が急増しており、前年比約3割増で約8.3千人となっている。その後もおおむね8千人程度の転入者数となっており、平成19年(2007)年から平成29(2017)年の10年間で約1.4倍に増加している(図表⑱)。
- 転出者数も転入者数とおおむね同様の傾向にあり、平成25(2013)年に急増している点も類似しているが、平成19(2007)年から平成29(2017)年の推移は相対的に緩やかな増加にとどまっている(図表⑲)。
- 千代田区の転入者数と転出者数の差分である社会増減数は、平成12(2000)年以降一貫して社会増となっている。年によってこの社会増数は変動しており、平成15(2003)年と平成26(2014)年は、それぞれ前後数年間の中で突出して高くなっている(図表⑳)。

図表⑱ 千代田区の転入者数の推移



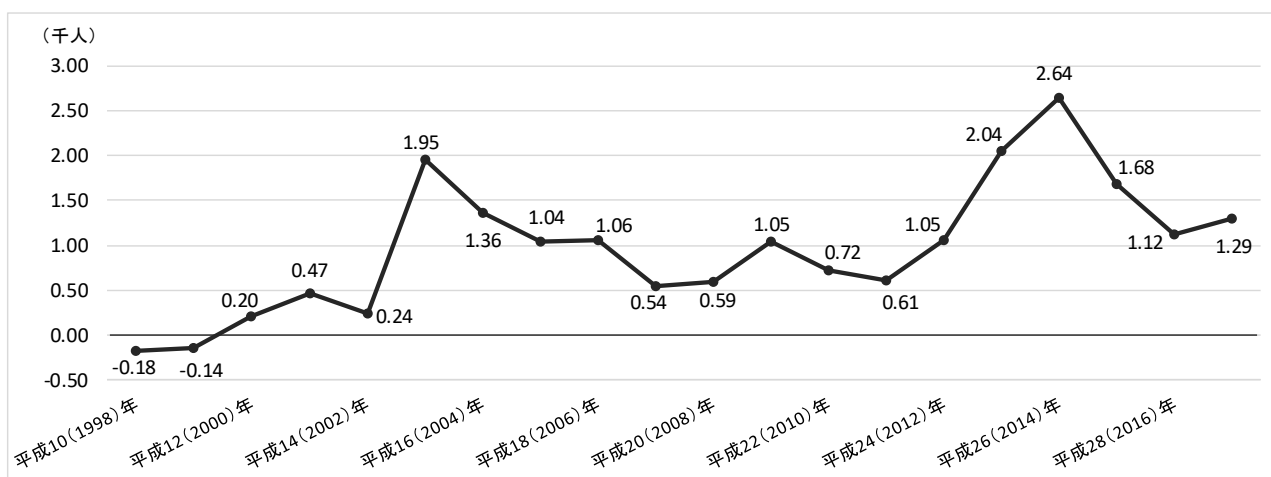
資料) 千代田区「行政基礎資料集」より作成

図表⑲ 千代田区の転出者数の推移



資料) 千代田区「行政基礎資料集」より作成

図表⑳ 千代田区の転入超過数の推移

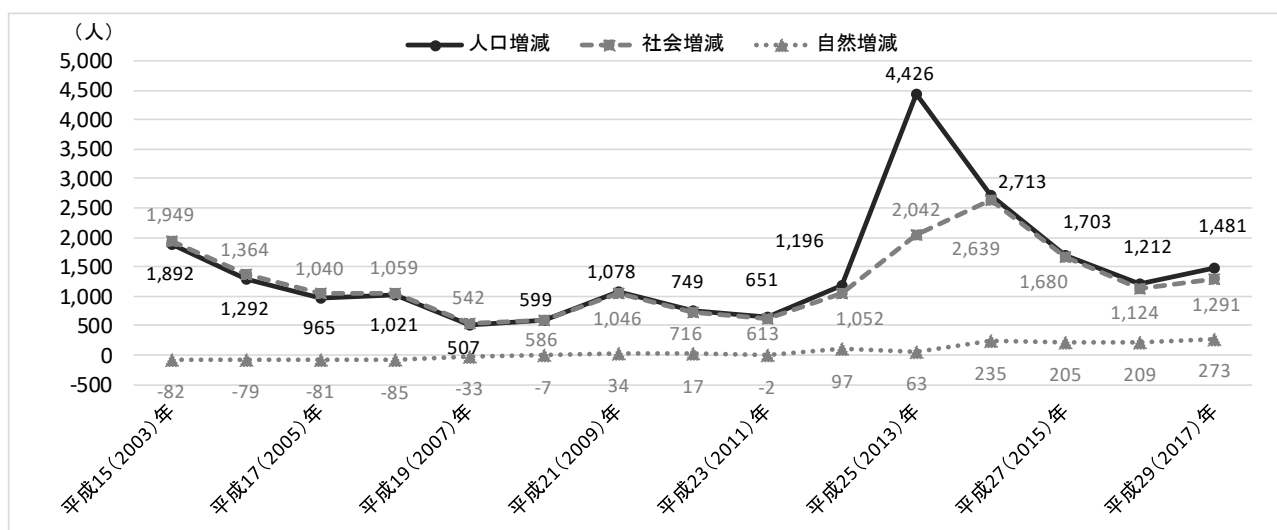


資料) 千代田区「行政基礎資料集」より作成

### (6) 自然増減・社会増減の推移

- 千代田区の人口総数増減と自然増減、社会増減の動向を比較すると、自然増減が人口総数増減に与える影響は軽微であり、千代田区の人口総数の増減は社会増減に沿って推移しているといえる(図表㉑)。

図表㉑ 千代田区の人口自然増減、社会増減の推移<sup>2</sup>



資料) 千代田区「行政基礎資料集」より作成

<sup>2</sup> 平成25年より数値に外国人住民を含めているため、平成25年の人口増減が突出している。

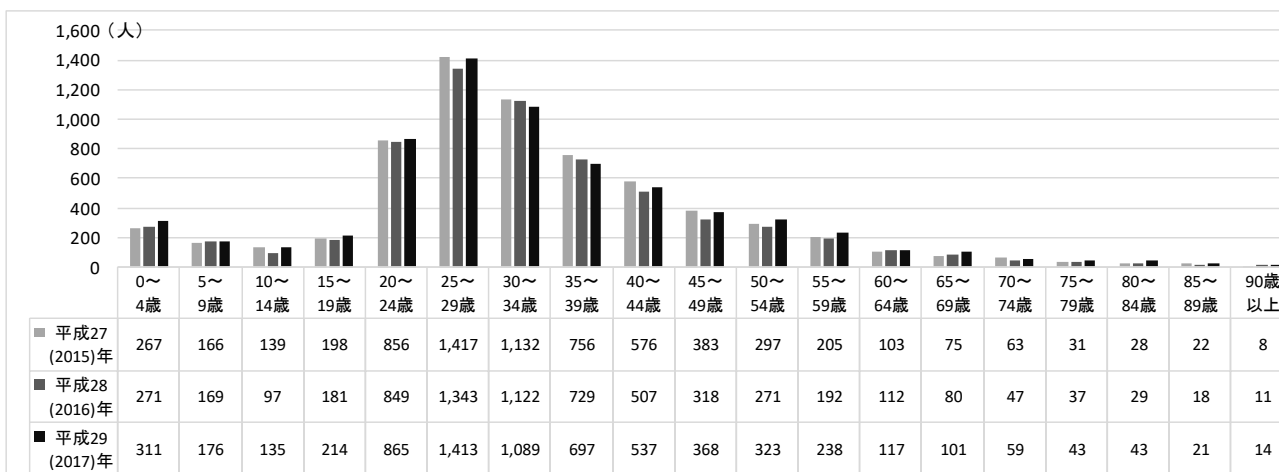
## 2. 転入・転出動向の詳細

### (1) 転入・転出の詳細

#### ① 年齢別転入者数

- 年齢別転入者数は20～40歳代が中心であり、特に25～29歳が1,400人前後と最も多い。また、9歳以下と60歳以降のほぼすべての年代は過去2年間継続して増加傾向にある（図表⑳）。

図表⑳ 千代田区の年齢別転入者数の推移

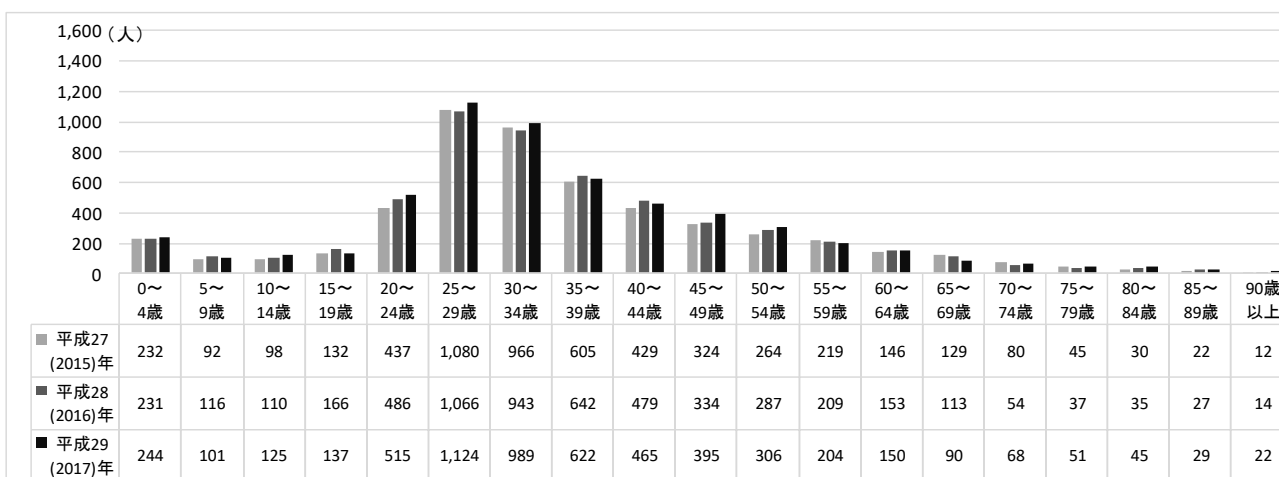


資料)「住民基本台帳人口移動報告」より作成

#### ② 年齢別転出者数

- 年齢別転出者数は、規模の大きい年齢階層はおおむね転入者数と同様の傾向である。全体的に転入者数より総数が少なく、特に20～24歳の転出者数が同年齢層の転入者数と比較して少ない（図表㉑）。

図表㉑ 千代田区の年齢別転出者数の推移

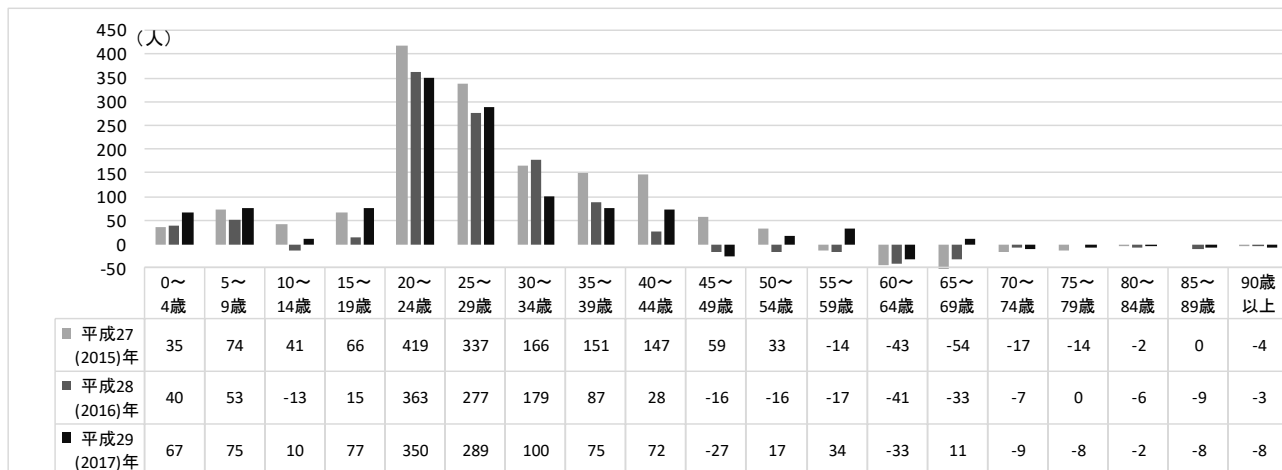


資料)「住民基本台帳人口移動報告」より作成

### ③年齢別転入超過数

- 転入者数と転出者数の差分である転入超過数をみると、20～29歳の年齢階層で多くなっている。その一方で60歳代を中心に、転出超過の傾向が見られる(図表②④)。

図表②④ 千代田区の年齢別転入超過数の推移



資料)「住民基本台帳人口移動報告」より作成

### ④年齢別純移動率

- 国勢調査に基づく人口と生残率を加味して推定した転出入超過率を示す純移動率の長期的な推移をみると、男女ともに1995年までは多くの世代でマイナスである。しかし、平成12(2000)年→平成17(2005)年以降、0～4歳→5～9歳から50～54歳→55～59歳までの世代はすべてプラスになっており、特に15～19歳→20～24歳、20～24歳→25～29歳の若い世代のプラスが大きくなっている(図表②⑤、図表②⑥)。

図表②⑤ 千代田区の年齢別純移動率（男）の推移

	昭和55 (1980)年 →昭和60 (1985)年	昭和60 (1985)年 →平成2 (1990)年	平成2 (1990)年 →平成7 (1995)年	平成7 (1995)年 →平成12 (2000)年	平成12 (2000)年 →平成17 (2005)年	平成17 (2005)年 →平成22 (2010)年	平成22 (2010)年 →平成27 (2015)年
0～4歳→5～9歳	0.098	-0.058	0.011	0.334	0.442	0.203	0.296
5～9歳→10～14歳	0.063	-0.134	-0.028	0.128	0.323	0.138	0.154
10～14歳→15～19歳	0.193	-0.025	0.121	0.252	0.246	0.080	0.147
15～19歳→20～24歳	0.268	0.074	0.194	0.195	0.396	0.702	0.740
20～24歳→25～29歳	-0.437	-0.462	-0.405	-0.213	0.373	0.668	0.717
25～29歳→30～34歳	-0.350	-0.426	-0.397	-0.086	0.189	0.151	0.208
30～34歳→35～39歳	-0.117	-0.258	-0.193	0.172	0.277	0.185	0.229
35～39歳→40～44歳	-0.030	-0.192	-0.094	0.230	0.329	0.288	0.297
40～44歳→45～49歳	0.018	-0.183	-0.064	0.199	0.320	0.309	0.284
45～49歳→50～54歳	-0.055	-0.197	-0.056	0.135	0.229	0.174	0.162
50～54歳→55～59歳	-0.077	-0.179	-0.074	0.091	0.131	0.039	0.083
55～59歳→60～64歳	-0.102	-0.194	-0.133	0.001	0.002	-0.079	-0.055
60～64歳→65～69歳	-0.095	-0.203	-0.074	-0.005	0.027	0.022	0.018
65～69歳→70～74歳	-0.107	-0.206	-0.042	-0.041	0.043	-0.028	-0.009
70～74歳→75～79歳	-0.082	-0.132	-0.039	-0.030	0.021	-0.010	0.014
75～79歳→80～84歳	-0.067	-0.109	-0.023	0.005	0.027	-0.042	0.005
80～84歳→85～89歳	0.031	-0.126	-0.006	-0.033	0.000	-0.062	-0.016
85～歳→90歳～	-0.018	-0.017	0.008	0.041	0.054	-0.025	-0.012

資料) 内閣府地方創生本部資料

図表②⑥ 千代田区の年齢別純移動率（女）の推移

	昭和55 (1980)年 →昭和60 (1985)年	昭和60 (1985)年 →平成2 (1990)年	平成2 (1990)年 →平成7 (1995)年	平成7 (1995)年 →平成12 (2000)年	平成12 (2000)年 →平成17 (2005)年	平成17 (2005)年 →平成22 (2010)年	平成22 (2010)年 →平成27 (2015)年
0～4歳→5～9歳	0.078	-0.138	0.068	0.361	0.474	0.264	0.315
5～9歳→10～14歳	0.067	-0.148	-0.051	0.113	0.233	0.141	0.211
10～14歳→15～19歳	0.240	0.022	0.135	0.415	0.390	0.230	0.237
15～19歳→20～24歳	0.022	-0.058	0.036	0.363	0.581	0.516	0.638
20～24歳→25～29歳	-0.390	-0.505	-0.381	-0.071	0.071	0.138	0.427
25～29歳→30～34歳	-0.142	-0.266	-0.211	0.066	0.151	0.179	0.326
30～34歳→35～39歳	-0.005	-0.191	-0.072	0.253	0.261	0.207	0.299
35～39歳→40～44歳	-0.009	-0.209	-0.042	0.145	0.350	0.223	0.291
40～44歳→45～49歳	-0.061	-0.196	-0.052	0.074	0.207	0.147	0.212
45～49歳→50～54歳	-0.079	-0.189	-0.099	0.040	0.086	0.046	0.115
50～54歳→55～59歳	-0.106	-0.215	-0.112	-0.026	0.055	0.003	0.051
55～59歳→60～64歳	-0.113	-0.224	-0.099	-0.052	0.019	-0.025	0.013
60～64歳→65～69歳	-0.120	-0.223	-0.087	-0.029	0.038	0.006	0.038
65～69歳→70～74歳	-0.107	-0.193	-0.076	-0.044	0.040	-0.019	0.016
70～74歳→75～79歳	-0.112	-0.184	-0.046	-0.021	0.016	-0.025	0.012
75～79歳→80～84歳	-0.071	-0.154	-0.044	-0.039	-0.013	-0.032	0.014
80～84歳→85～89歳	-0.072	-0.145	-0.063	-0.028	0.032	-0.033	0.002
85～歳→90歳～	0.004	-0.092	-0.003	0.034	0.042	-0.040	0.016

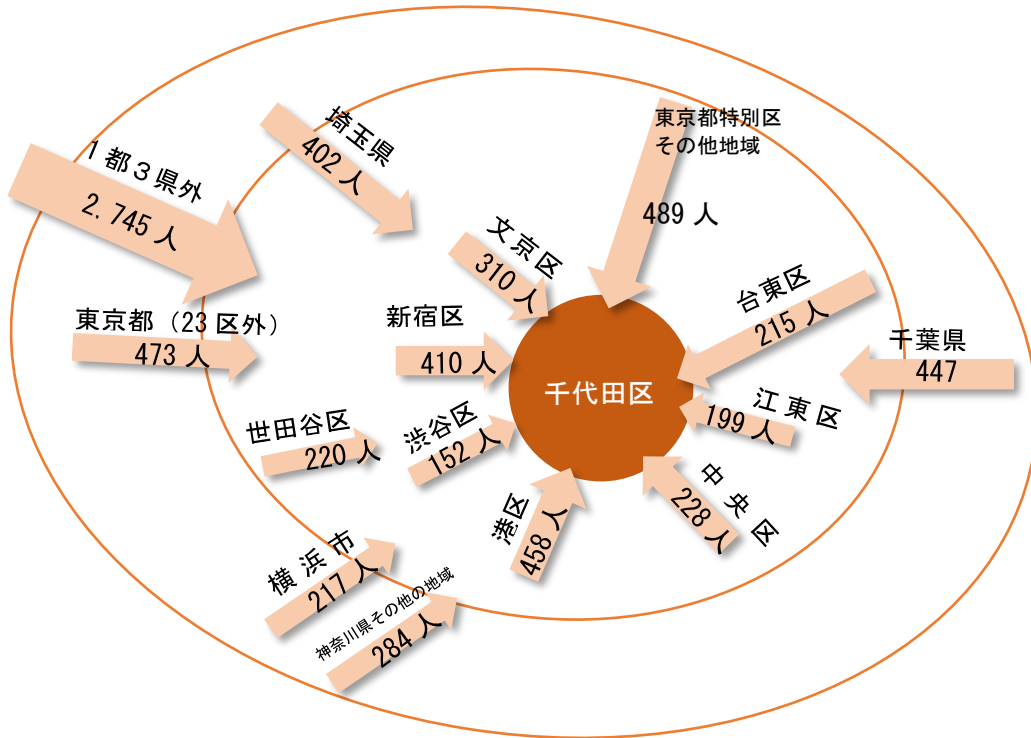
資料) 内閣府地方創生本部資料



#### ⑤相手先地域別転出入者数

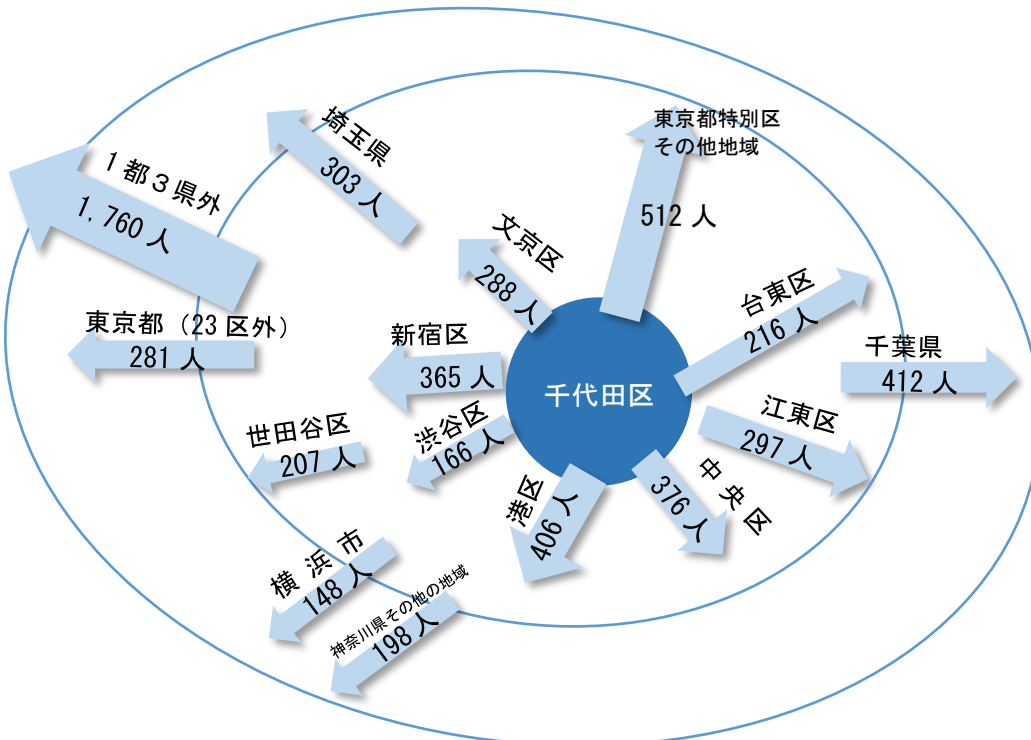
- 千代田区の転入者数は、特別区からの転入者数が多く、区別では港区、新宿区、文京区からの転入者数が多い（図表⑳）。特に港区では、転入者数が直近2か年においても増加傾向にある（図表㉑）。
- 特別区以外では、特別区以外の東京都のほか、神奈川県、千葉県、埼玉県など首都圏近郊からの転入者数が多い（図表㉒、図表㉓）。
- 転出者数についても、特別区への転出が多いが、区別で見ると、港区、中央区、新宿区への転出者数が多い（図表㉔）。特に中央区への転出者数は直近2か年においても増加傾向にある（図表㉕）。
- 転出入超過状況についてみると、中央区、江東区、墨田区などへの転出超過はあるものの、特別区の多くは転入超過となっているほか、特別区以外の東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県でも転入超過の状況が続いている状況である（図表㉖）。

図表⑳ 千代田区の相手先地域別転入者数 平成 29（2017）年主要転入元



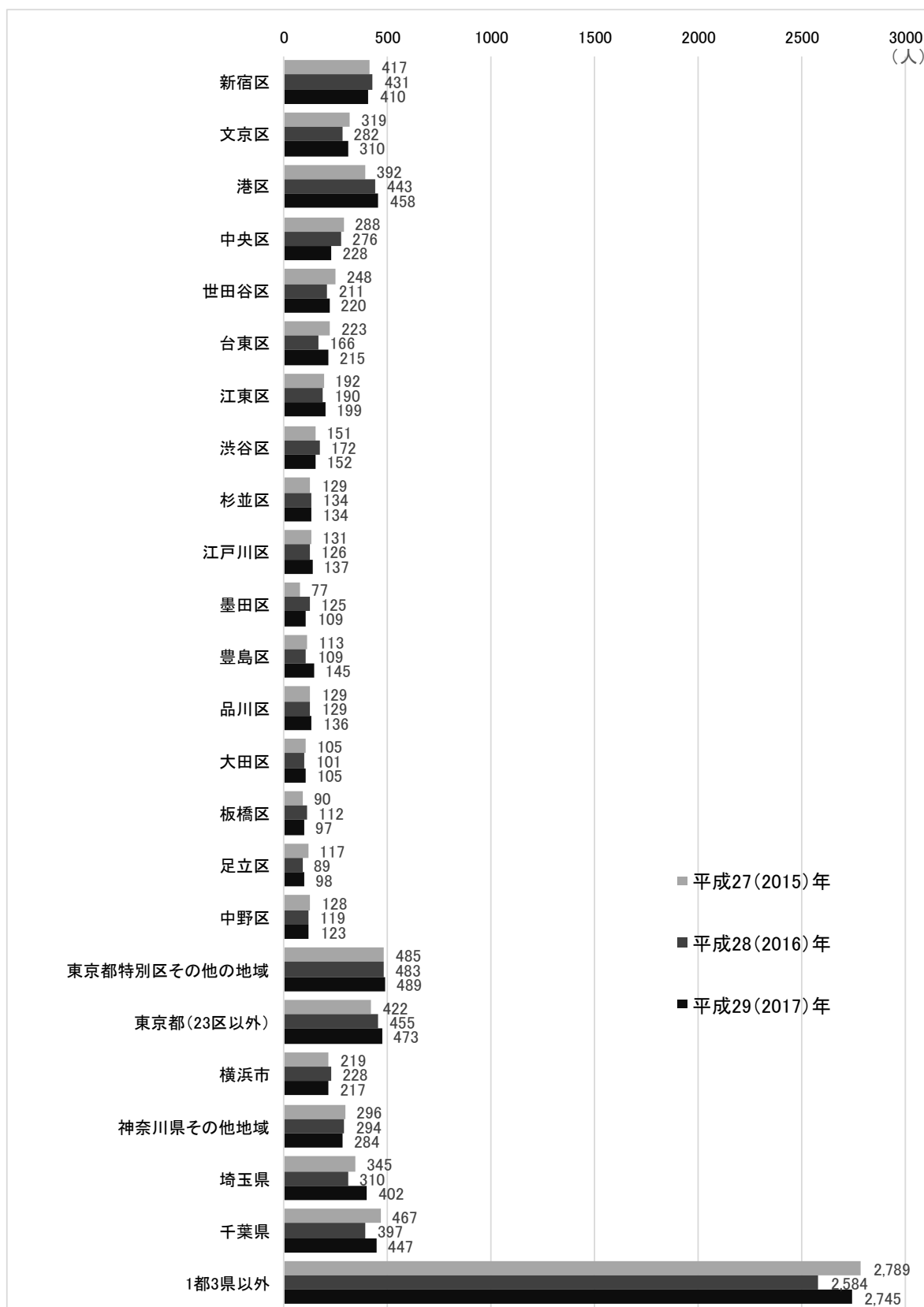
注) 特別区のうち転入数上位8区を表示。  
資料) 千代田区資料より作成

図表㉑ 千代田区の相手先地域別転出者数 平成 29（2017）年主要転出先



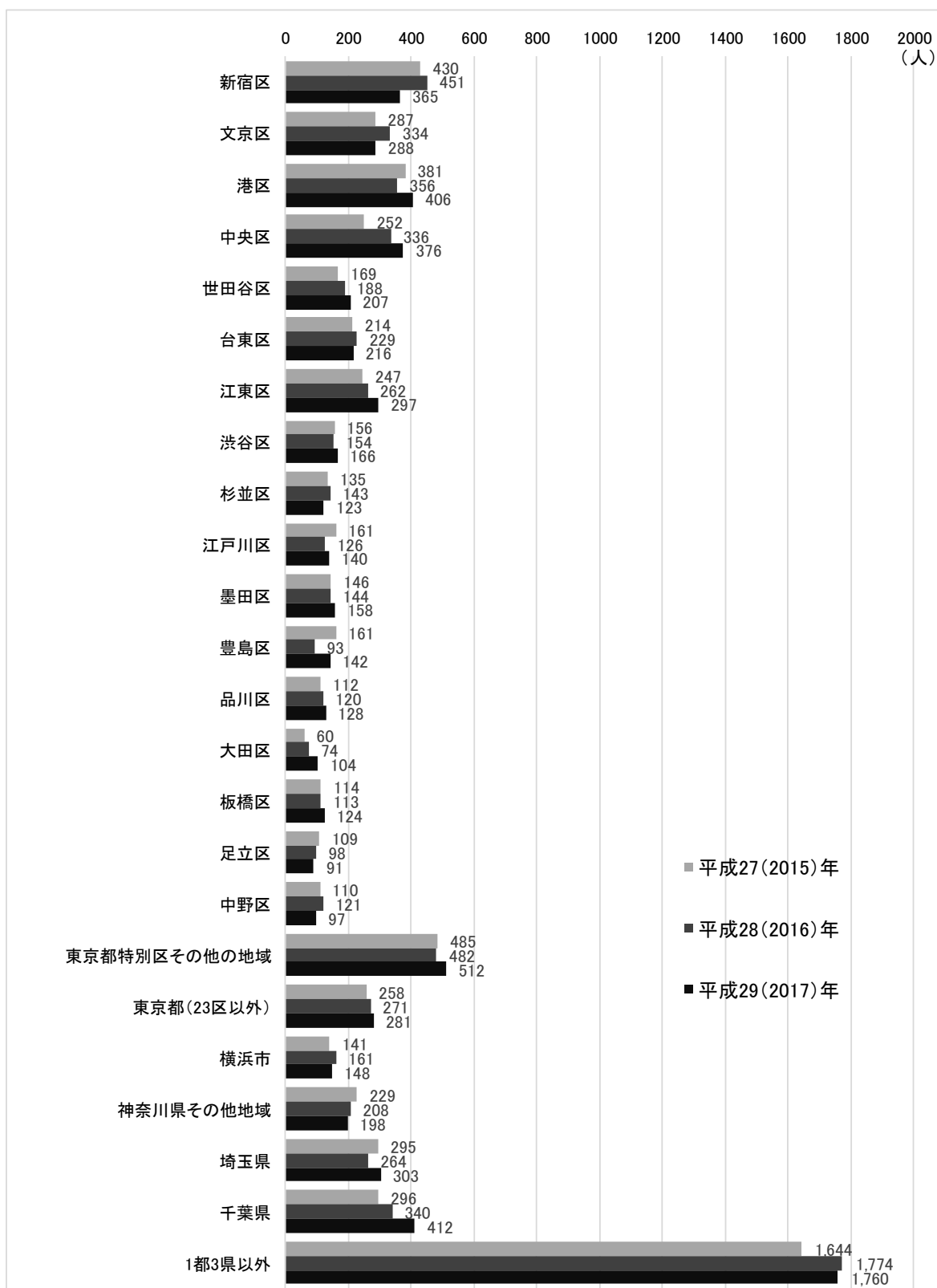
注) 特別区のうち転出数上位8区を表示  
資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び千代田区資料より作成

図表⑳ 千代田区の相手先地域別転入者数の推移（詳細）



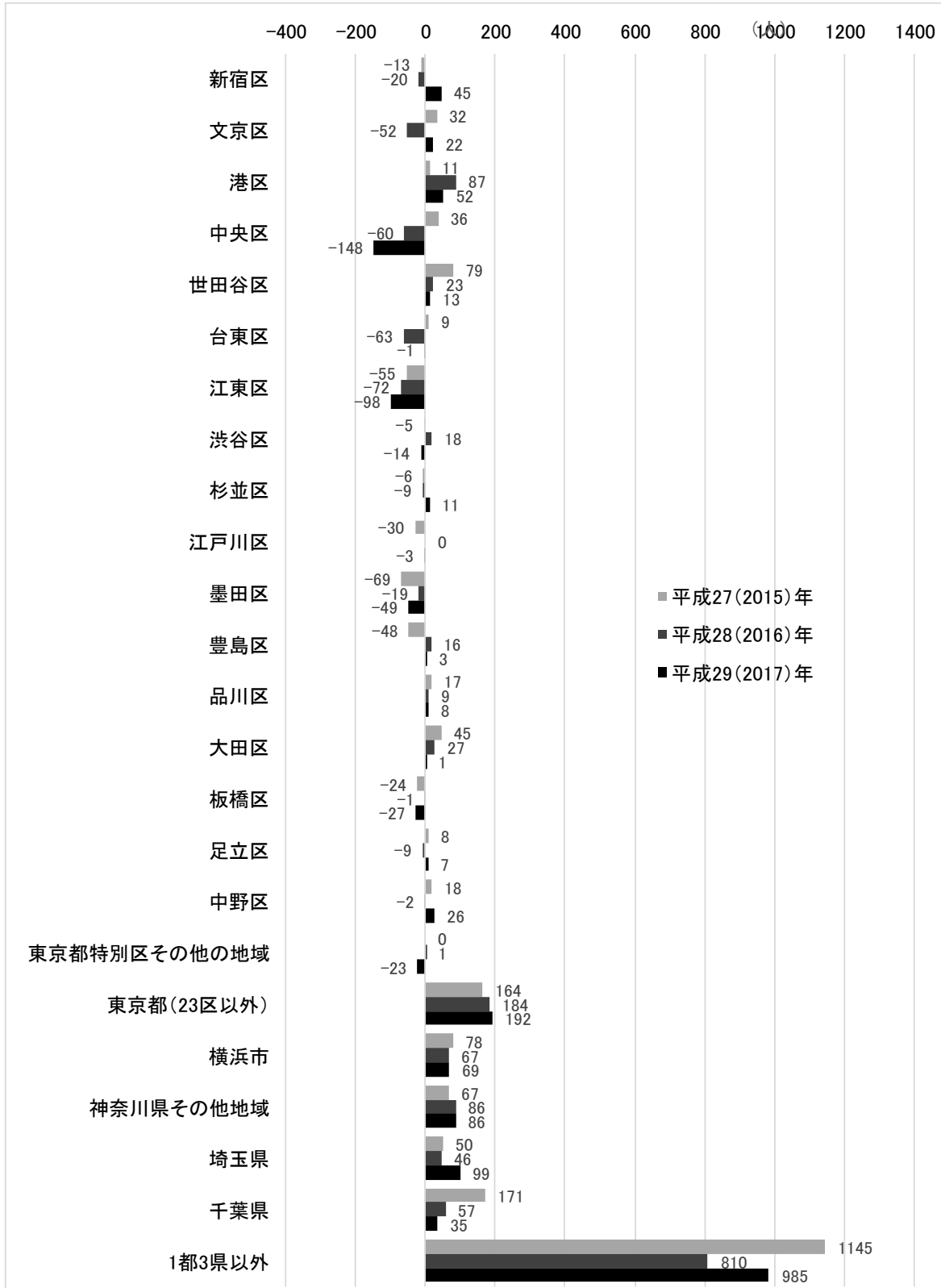
資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び千代田区資料より作成

図表③⑩ 千代田区の相手先地域別転出者数の推移（詳細）



資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び千代田区資料より作成

図表③① 千代田区の相手先地域別転出者入超過数の推移（詳細）



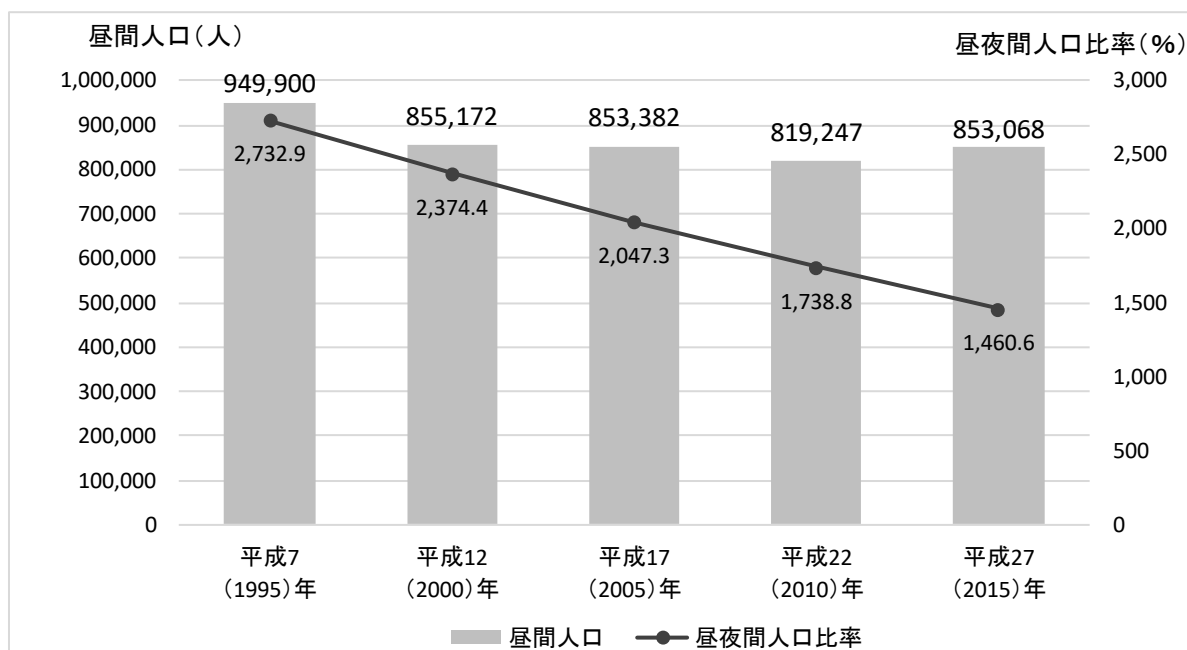
資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び千代田区資料より作成

### 3. 昼間人口の動向

#### (1) 昼間人口及び昼夜間人口比率の動向

- 千代田区の昼間人口は夜間人口を大幅に上回っており、昼夜間人口比率は平成27（2015）年時点で1,460.6%（夜間人口の14.6倍）となっている（図表㉔）。
- 昼間人口は平成7年から12年の間に約10万人減少し、その後は多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいに推移している。
- 一方で昼夜間人口比率は、夜間人口の増加の影響により減少傾向にある。

図表㉔ 千代田区の昼間人口及び昼夜間人口比率の推移



資料) 国勢調査より作成

## (2) 流入流出人口の動向

- 千代田区内の残留数は平成27（2015）年現在24,415人と減少傾向にあり、その主たる要因は自宅で従業している人、自宅外の区内で従業・通学している人の減少である（図表③）。
- 区外への流出数は平成17（2005）年以降増加傾向にあり、大部分が他区で従業・通学している人の流出である。一方、区内への流入数は平成7（1995）年から減少傾向にあったが、平成27（2015）年に増加に転じている（図表③）。

図表③ 千代田区の流入、流出人口の動向

			平成 2 (1990) 年	平成 7 (1995) 年	平成 12 (2000) 年	平成 17 (2005) 年	平成 22 (2010) 年	平成 27 (2015) 年
残留数	従業も通学もしていない	人数	9,116	8,388	9,005	10,612	10,897	11,159
		対前期増減率	-	-8.0%	7.4%	17.8%	2.7%	2.4%
	自宅で従業	人数	8,078	5,653	5,793	4,743	3,547	3,012
		対前期増減率	-	-30.0%	2.5%	-18.1%	-25.2%	-15.1%
	自宅外の区内で従業・通学	人数	11,862	11,509	10,877	11,387	11,691	10,244
		対前期増減率	-	-3.0%	-5.5%	4.7%	2.7%	-12.4%
	合計	人数	29,056	25,550	25,675	26,742	26,135	24,415
		対前期増減率	-	-12.1%	0.5%	4.2%	-2.3%	-6.6%
流出数	他区で従業・通学	人数	8,480	7,503	7,304	8,151	8,713	9,066
		対前期増減率	-	-11.5%	-2.7%	11.6%	6.9%	4.1%
	都内他市区町村で従業・通学	人数	516	437	434	452	446	475
		対前期増減率	-	-15.3%	-0.7%	4.1%	-1.3%	6.5%
	他県で従業・通学	人数	1,194	1,132	1,045	1,216	1,269	1,595
		対前期増減率	-	-5.2%	-7.7%	16.4%	4.4%	25.7%
	合計	人数	10,190	9,072	8,783	9,819	10,428	11,136
		対前期増減率	-	-11.0%	-3.2%	11.8%	6.2%	6.8%
流入数	区内従業者で都内他市区町村常住	人数	107,358	96,308	83,876	82,486	76,904	79,111
		対前期増減率	-	-10.3%	-12.9%	-1.7%	-6.8%	2.9%
	区内従業者で他県に常住	人数	498,537	472,818	415,441	410,120	389,622	392,769
		対前期増減率	-	-5.2%	-12.1%	-1.3%	-5.0%	0.8%
	合計	人数	605,895	569,126	499,317	492,606	466,526	471,880
		対前期増減率	-	-6.1%	-12.3%	-1.3%	-5.3%	1.1%
流出入超過数	人数	595,705	560,054	490,534	482,787	456,098	460,744	
	対前期増減率	-	-6.0%	-12.4%	-1.6%	-5.5%	1.0%	

注) 上段は実数、下段は対前期増減率  
資料) 国勢調査より作成

### (3) 就業人口

#### ①事業所数、従業者数

- 事業所数及び従業者数を事業所の規模で見ると、千代田区は特別区、東京都と比較して従業員規模の大きい事業所の比率が高い（図表③④）。
- 本社等の立地数を資本金規模別にみると、千代田区は区内に立地する本社、本所、本店及び単独事業所のうち、資本金1億円以上、10億円以上の比率とも、特別区、東京都比較すると倍以上となっており、他地域と比較していわゆる大企業の集積度が高いといえる（図表③⑤）。

図表③④ 事業所数及び従業者数

		平成 26 (2014) 年		
		総数	うち従業員 100 人以上	総数に対する比率
事業所数	千代田区	34,250	1,489	4.3%
	特別区	526,748	10,507	2.0%
	東京都	662,360	12,304	1.9%
従業員数	千代田区	1,038,143	671,029	64.6%
	特別区	8,066,791	3,686,768	45.7%
	東京都	9,657,306	4,174,445	43.2%
1 事業所当たり従業員数	千代田区	30.3	450.7	-
	特別区	15.3	350.9	-
	東京都	14.6	339.3	-

資料) 平成 26 (2014) 年経済センサス基礎調査 事業所に関する集計 第 25 の 3 表より作成

図表③⑤ 本社等の立地数

		平成 26 (2014) 年		
		総数	うち資本金 1 億円以上	うち資本金 10 億円以上
千代田区	実数	15,346	1,912	604
	比率	100.0%	12.5%	3.9%
特別区	実数	226,692	11,116	2,865
	比率	100.0%	4.9%	1.3%
東京都	実数	272,754	11,605	2,964
	比率	100.0%	4.0%	1.0%

資料) 平成 26 (2014) 年経済センサス基礎調査 事業所に関する集計より作成



## ②業種別事業所数、従業員数

- 千代田区の実業について業種別にみると「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」などの比率が高くなっている。また、特別区、東京都と比較すると「学術研究、専門・技術サービス業」、「情報通信業」の比率が相対的に高くなっている。（図表③⑥、図表③⑦）。
- 従業員数では、事業所と同じ業種に加えて「金融業、保険業」も多く、特別区、東京都と比較すると「金融業、保険業」の比率が特に高く、「学術研究、専門・技術サービス業」、「情報通信業」も相対的に高くなっている（図表③⑥、図表③⑦）。

図表③⑥ 千代田区、特別区、東京都の業種別事業所数 平成 26（2014）年

	千代田区		特別区		東京都	
	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合
A 農業、林業	12	0.0%	259	0.0%	491	0.1%
B 漁業	-	-	14	0.0%	19	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	23	0.1%	84	0.0%	101	0.0%
D 建設業	893	2.6%	29,817	5.7%	42,340	6.4%
E 製造業	1,389	4.1%	41,641	7.9%	49,238	7.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	51	0.1%	387	0.1%	542	0.1%
G 情報通信業	2,863	8.4%	20,414	3.9%	22,591	3.4%
H 運輸業、郵便業	535	1.6%	14,060	2.7%	16,447	2.5%
I 卸売業、小売業	8,246	24.1%	126,805	24.1%	157,973	23.9%
J 金融業、保険業	1,470	4.3%	9,540	1.8%	11,274	1.7%
K 不動産業、物品賃貸業	2,485	7.3%	50,044	9.5%	61,982	9.4%
L 学術研究、専門・技術サービス業	5,238	15.3%	37,031	7.0%	43,070	6.5%
M 宿泊業、飲食サービス業	4,269	12.5%	74,400	14.1%	92,967	14.0%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,029	3.0%	36,094	6.9%	48,225	7.3%
O 教育、学習支援業	616	1.8%	14,474	2.7%	21,291	3.2%
P 医療、福祉	1,230	3.6%	36,309	6.9%	50,026	7.6%
Q 複合サービス事業	64	0.2%	1,234	0.2%	1,783	0.3%
R サービス業（他に分類されないもの）	3,589	10.5%	32,797	6.2%	39,913	6.0%
S 公務（他に分類されるものを除く）	248	0.7%	1,344	0.3%	2,087	0.3%
合計	34,250	100.0%	526,748	100.0%	662,360	100.0%

資料）経済センサスより作成

図表③⑦ 千代田区、特別区、東京都の業種別従業員数 平成 26（2014）年

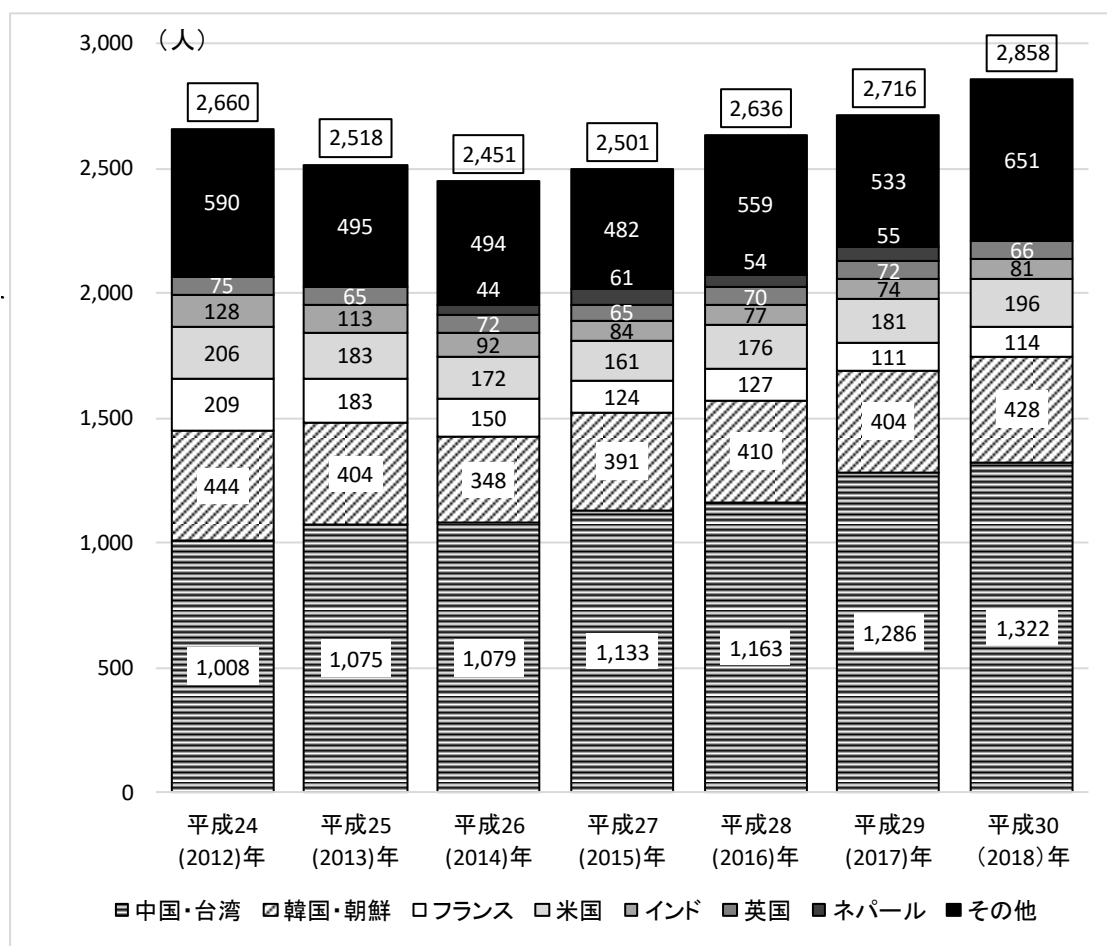
	千代田区		特別区		東京都	
	従業員数	割合	従業員数	割合	従業員数	割合
A 農業、林業	52	0.0%	2,248	0.0%	4,026	0.0%
B 漁業	-	-	96	0.0%	125	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	396	0.0%	1,934	0.0%	2,090	0.0%
D 建設業	24,805	2.4%	384,198	4.8%	465,553	4.8%
E 製造業	64,607	6.2%	544,270	6.7%	713,594	7.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7,135	0.7%	29,054	0.4%	33,666	0.3%
G 情報通信業	113,810	11.0%	791,913	9.8%	833,221	8.6%
H 運輸業、郵便業	22,978	2.2%	409,904	5.1%	484,149	5.0%
I 卸売業、小売業	180,596	17.4%	1,696,879	21.0%	1,996,425	20.7%
J 金融業、保険業	122,796	11.8%	371,544	4.6%	403,625	4.2%
K 不動産業、物品賃貸業	38,830	3.7%	300,918	3.7%	345,959	3.6%
L 学術研究、専門・技術サービス業	88,038	8.5%	424,544	5.3%	474,795	4.9%
M 宿泊業、飲食サービス業	64,386	6.2%	721,808	8.9%	890,005	9.2%
N 生活関連サービス業、娯楽業	19,931	1.9%	278,811	3.5%	353,091	3.7%
O 教育、学習支援業	25,767	2.5%	341,608	4.2%	468,565	4.9%
P 医療、福祉	30,843	3.0%	601,131	7.5%	861,346	8.9%
Q 複合サービス事業	3,516	0.3%	26,934	0.3%	37,754	0.4%
R サービス業（他に分類されないもの）	148,652	14.3%	926,623	11.5%	1,030,901	10.7%
S 公務（他に分類されるものを除く）	81,005	7.8%	212,374	2.6%	258,416	2.7%
合計	1,038,143	100.0%	8,066,791	100.0%	9,657,306	100.0%

資料）経済センサスより作成

#### 4. 外国人人口の推移

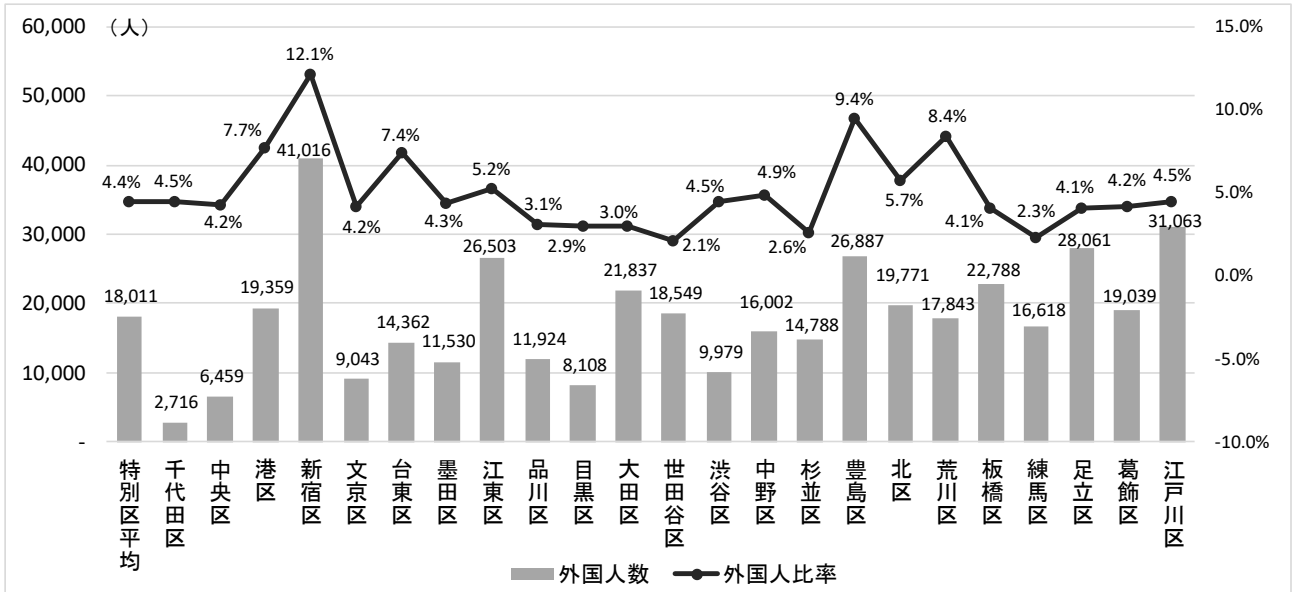
- 千代田区の外国人数は近年増加傾向にあり、平成29（2017）年3月末時点で2,858人となっている。国籍別では中国・台湾が特に増加傾向にある（図表⑳）。
- 一方、千代田区の外国人数を他区と比較すると、実数では特別区の中では最も少ないが、人口総数に占める比率で見ると、特別区平均をやや上回る水準となっている（図表㉑）。
- また国籍別比率を東京都及び特別区と比較すると、千代田区は東京都と比較して中国、台湾及び米国、フランスなどの比率が高く、韓国、フィリピン、ネパールの比率が低い（図表㉒）。
- 特別区の他区では、江東区と板橋区で中国が、荒川区で韓国が、港区で米国が他区と比較して高い構成割合となっている（図表㉓）。

図表㉑ 千代田区の国籍別外国人数



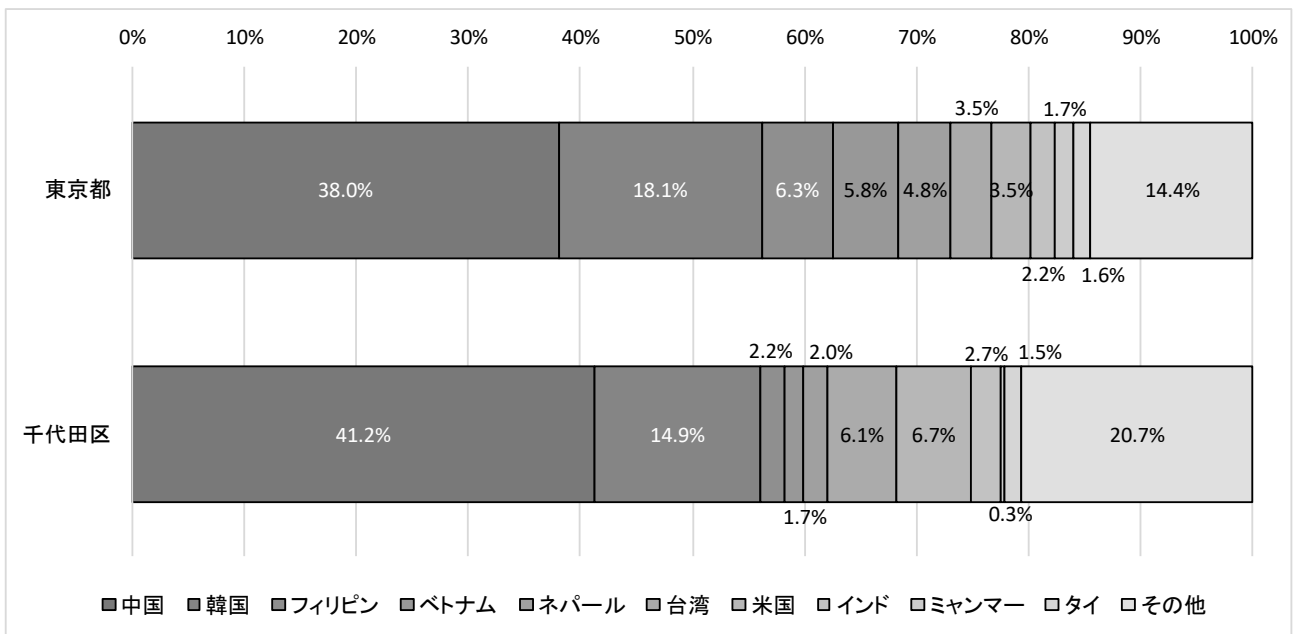
注) 平成 26 (2014) 年より中国と台湾を合算としている (それ以前は中国のみ)  
 注) ネパールは平成 25 (2013) 年以前のデータは不明  
 資料) 千代田区「行政基礎資料集」より作成

図表③⑨ 特別区の外国人数 平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在



資料) 東京都「外国人人口」より作成

図表④⑩ 千代田区と東京都の国籍別外国人比率の比較 平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在



資料) 東京都「外国人人口」より作成

図表④① 特別区の国籍別外国人割合 平成 29(2017)年 4 月 1 日現在

	中国	台湾	韓国	フィリピン	ベトナム	タイ	ネパール	インド	ミャンマー	米国	その他
特別区	38.6%	3.6%	18.4%	5.6%	5.8%	1.5%	5.0%	2.4%	2.0%	3.4%	13.8%
千代田区	41.2%	6.1%	14.9%	2.2%	1.7%	1.5%	2.0%	2.7%	0.3%	6.7%	20.7%
中央区	40.8%	4.7%	19.6%	2.2%	2.6%	1.4%	2.0%	4.2%	0.6%	5.1%	16.9%
港区	18.5%	3.4%	17.4%	5.4%	0.7%	0.9%	0.6%	3.4%	0.3%	16.4%	33.1%
新宿区	31.3%	4.5%	24.4%	1.8%	8.8%	1.7%	8.6%	0.6%	4.7%	2.7%	10.8%
文京区	40.0%	4.7%	18.8%	2.5%	6.2%	2.2%	3.4%	1.0%	2.6%	3.4%	15.2%
台東区	42.0%	3.1%	22.3%	5.0%	5.0%	2.2%	3.9%	4.9%	0.7%	1.6%	9.1%
墨田区	45.6%	3.1%	16.9%	11.2%	4.2%	3.3%	2.7%	0.9%	0.8%	1.4%	9.9%
江東区	49.1%	2.1%	16.4%	5.7%	3.2%	1.4%	2.2%	6.9%	1.3%	1.7%	10.1%
品川区	32.6%	4.5%	19.2%	6.7%	3.5%	1.6%	5.6%	3.4%	2.0%	4.7%	16.2%
目黒区	18.9%	5.1%	18.4%	6.3%	1.5%	2.1%	3.3%	2.3%	0.6%	10.4%	31.0%
大田区	34.6%	4.1%	15.8%	10.7%	5.0%	1.9%	9.3%	1.2%	1.2%	2.6%	13.4%
世田谷区	25.7%	4.6%	22.2%	4.4%	3.1%	1.3%	2.4%	2.4%	0.6%	8.0%	25.2%
渋谷区	17.1%	5.9%	15.4%	3.2%	2.6%	1.7%	1.9%	1.6%	0.6%	13.1%	36.9%
中野区	34.4%	5.7%	17.8%	2.8%	9.9%	1.6%	8.4%	0.7%	2.0%	2.9%	13.7%
杉並区	32.4%	5.9%	17.2%	3.0%	8.0%	1.4%	10.9%	0.6%	1.0%	4.6%	14.9%
豊島区	43.2%	4.5%	8.9%	1.7%	12.2%	1.1%	10.9%	0.5%	6.8%	1.5%	8.5%
北区	48.1%	2.5%	11.9%	4.1%	8.2%	0.8%	5.5%	0.8%	4.3%	1.2%	12.4%
荒川区	39.3%	1.9%	29.0%	2.9%	9.0%	0.9%	5.3%	0.6%	2.6%	0.9%	7.7%
板橋区	53.1%	3.8%	13.1%	6.1%	5.6%	1.2%	3.8%	0.5%	1.2%	1.3%	10.3%
練馬区	39.8%	4.1%	23.8%	6.0%	3.4%	1.7%	3.2%	0.7%	0.8%	3.2%	13.5%
足立区	42.0%	1.8%	26.0%	12.6%	3.5%	1.5%	1.5%	0.5%	0.4%	0.9%	9.5%
葛飾区	51.1%	2.0%	16.1%	8.3%	4.7%	1.3%	3.9%	0.5%	1.1%	0.9%	10.3%
江戸川区	44.0%	2.1%	14.0%	8.5%	6.1%	1.5%	3.1%	10.7%	0.8%	0.9%	8.3%

資料) 東京都「外国人人口」より作成

## II 人口推計

### 1. 推計の枠組み

#### (1) 推計期間

- 平成27（2015）年から2065年までの50年間とする。  
※2040年以降、パラメータの一部を固定し推計している。（詳細は次ページ参照）

#### (2) 基準人口

- 平成27（2015）年10月1日時点の国勢調査による千代田区の日本人人口とする。
- 年齢不詳者分については、年齢構成比に応じて按分を行う。
- 他の世代と比べて各歳階級での人口が極端に少なくなる100歳以上については、同一コーホートとして取り扱う。

#### (3) 推計方法

- コーホート要因法<sup>3</sup>を用いて推計を行う。
- コーホート要因法による将来人口の推計に当たっては、次に示す人口変動要因に関する設定が必要であり、それぞれの設定方法については、「2. 全区推計」「3. 地域別推計」において詳述する。



図表④② コーホート要因法による設定項目

人口変動要因	設定項目
基準人口	・平成27（2015）年10月1日現在 国勢調査千代田区日本人人口
出生・死亡	・生残率 ・子ども女性比 ・0～4歳児比、0歳児性比
移動	・純移動率 ・開発人口（地域別推計のみ）

3 コーホート要因法とは、将来の自然増減要因（出生、死亡）と将来の社会増減要因（転入、転出）を個別に設定し、各コーホート（同期間に出生した集団）の将来人口を推計し、積み上げる方法である。

## 2. 全区推計

### (1) 推計に使うパラメータ

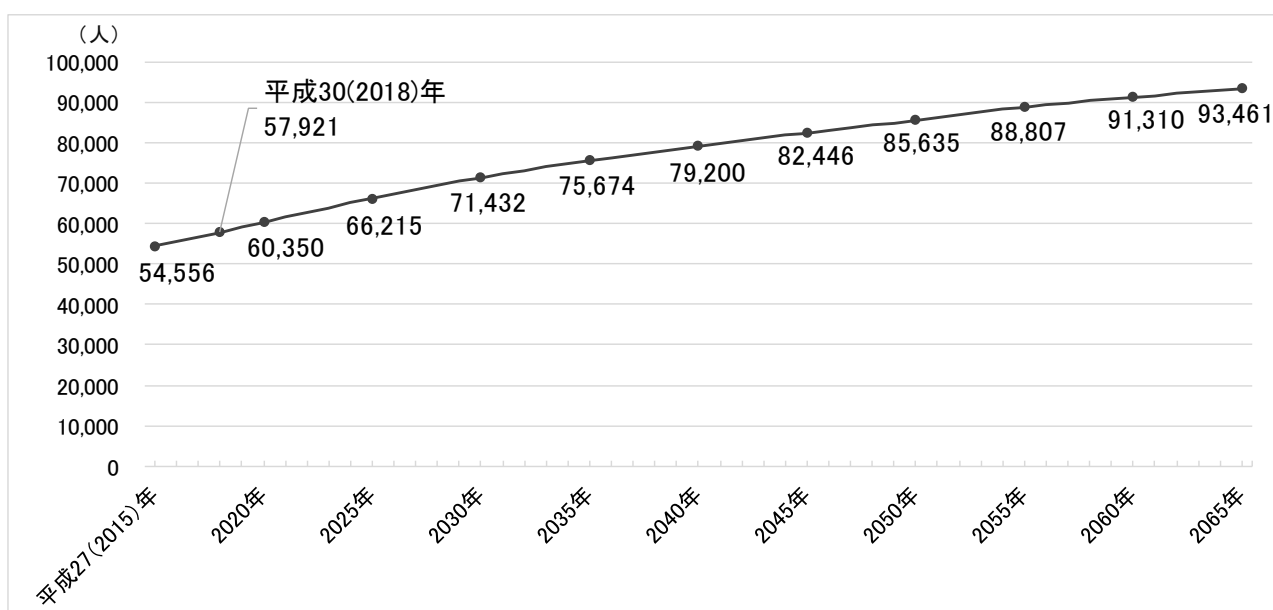
図表④③ 推計に使うパラメータ

パラメータ	設定項目
生残率	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26（2014）年10月1日～平成30（2018）年9月30日までの性別・年齢別死亡数と各年10月1日現在の住民基本台帳人口から、5年間の平均の性別年齢別生残率を算出し、これを平成27（2015）年の生残率とする。</li> <li>社人研推計（『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』）の千代田区の5年間の変化分を平成27（2015）年の生残率にかけて、平成32年の生残率とする。以後、2040年まで同様に変化率を求めて計算する。その間は、線形補完する。2040年以降は生残率を固定する。</li> </ul>
子ども女性比	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26（2014）年からの5年間のトレンドを算出し、平成31年、2020年の子ども女性比を推計する。</li> <li>2021年以降は、社人研推計の子ども女性比の変化率に合わせて、トレンドで算出したパラメータが推移すると仮定することで、今回の推計の子ども女性比とする。2045年以降は子ども女性比を固定する。</li> </ul>
0～4歳児比 ・性比	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口ビジョンに従い、基準人口である平成27（2015）年国勢調査人口における各歳人口の割合を用いる。</li> <li>各年齢の性比については、社人研による地区別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）における千代田区設定値（2020年105.20）を用いる。</li> </ul>
純移動率	<ul style="list-style-type: none"> <li>純移動率の設定については、平成27（2015）年10月1日現在の千代田区日本人人口（住民基本台帳人口）を起点として、前年人口に対する出生数、出生性比、性別年齢別生残率の実績値を適用して、翌年の封鎖人口を算出するサイクルを3年間繰り返し、1年間の性各歳別の純移動率を算出する。</li> <li>将来値の設定に当たっては、社人研推計における千代田区の純移動率の仮定値を援用する。2040年以降は純移動率を固定する。</li> </ul>

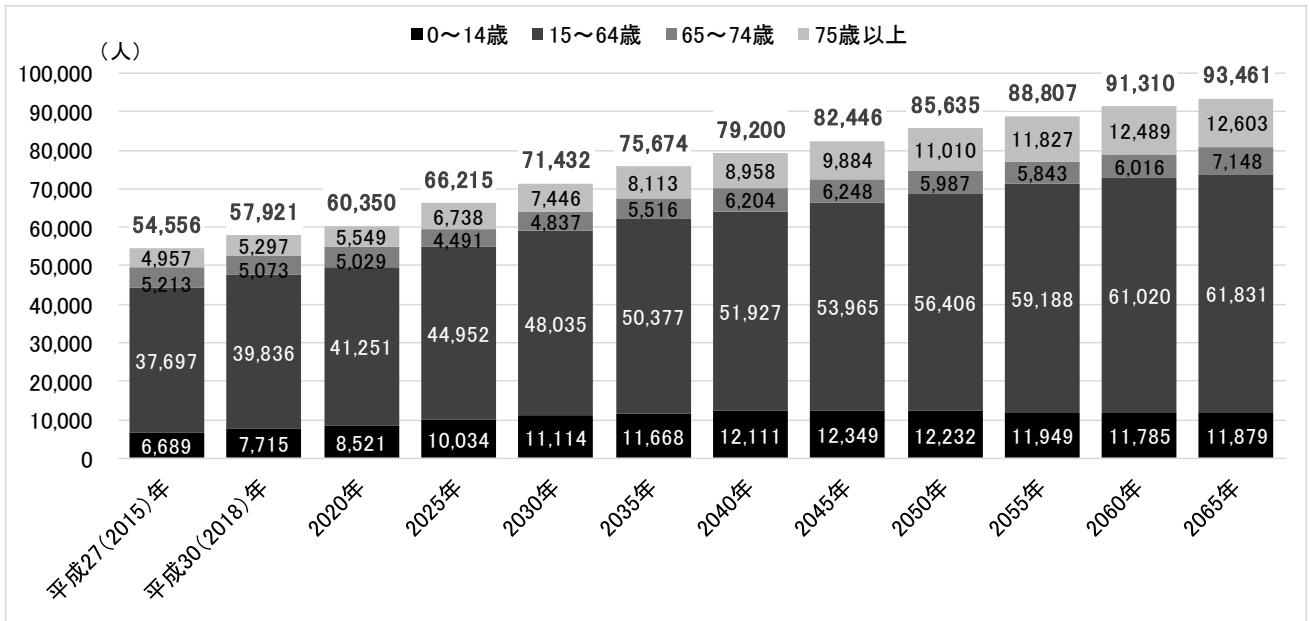
## (2) 推計結果

- 推計の結果、平成30(2018)年は57,921人、2065年には93,461人になることが見込まれている(図表④)。
- 年齢区分別では、0～14歳及び65～74歳は減少する年があるものの、将来的には増加していく。15～64歳及び75歳以上は一貫して増加傾向となった(図表⑤)。
- 年齢構成では、0～14歳の割合が2030年頃まで増加し15.6%となり、その後徐々に減少していき2065年には12.7%となる見込みとなった。15～64歳及び65～74歳は、増加する年もあるが全体としては減少傾向となった。75歳以上は全体として増加傾向となった(図表⑥)。

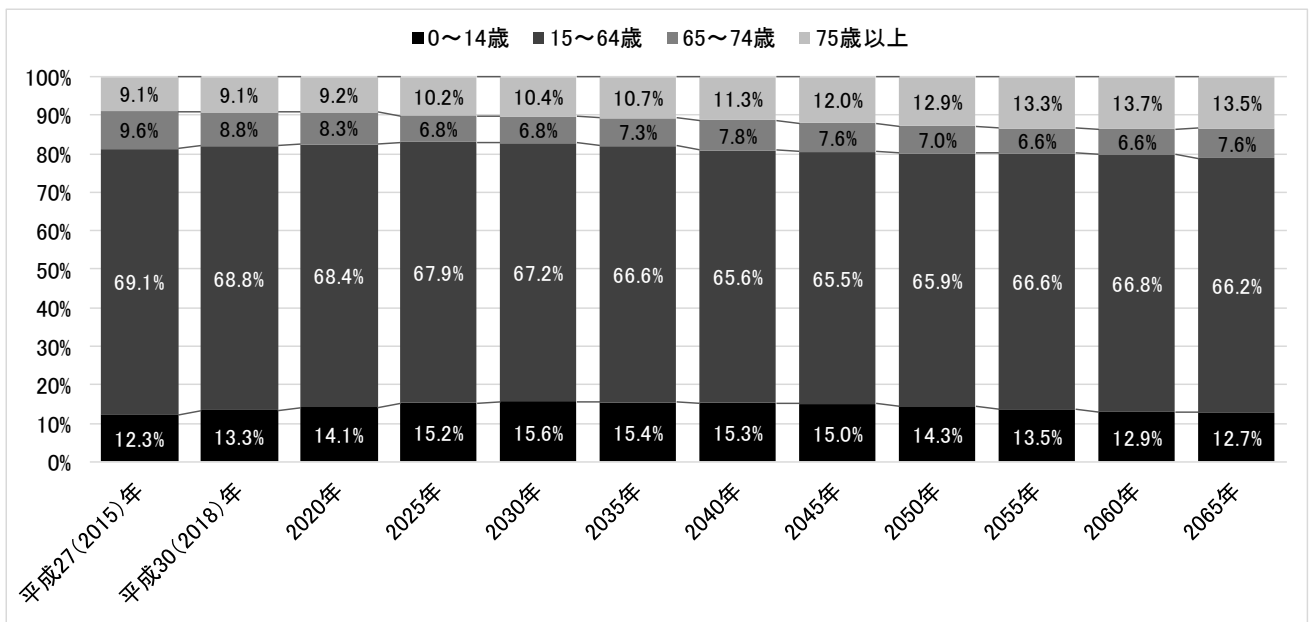
図表④ 推計結果



図表④⑤ 年齢区分別推計結果



図表④⑥ 年齢構成の推計結果





### 3. 地域別推計

#### (1) 推計方法

- 地域別推計についても、全区推計同様、コーホート要因法により推計を行った。また、開発人口を上乗せしている。

#### (2) パラメータ

- 全区推計と同様に各地域別の移動率を算出する。ただし、移動率算出に当たり使用している各地域の基準となる住民基本台帳人口のデータには、外国人が含まれているほか、番地単位で地域が分けられているため、各地域合計が全区合計とは一致しない点に留意する必要がある。
- なお、和泉橋出張所地域は平成27（2015）年から平成30（2018）年の住民基本台帳人口などから算出した純移動率、特に20代から30代の純移動率が全区平均と比べかなり高い。（ここ数年で20代30代の流入があった。）また、20代、30代の人口規模も、他の地域に比べ大きいことから、この20代30代の純移動率の高さと人口規模、さらには後述する子ども女性比の高さにより、今後、指数関数的な人口増加につながる可能性があることから、和泉橋地域の純移動率を特異値とし、全区平均値を用いて人口を推計することとする。

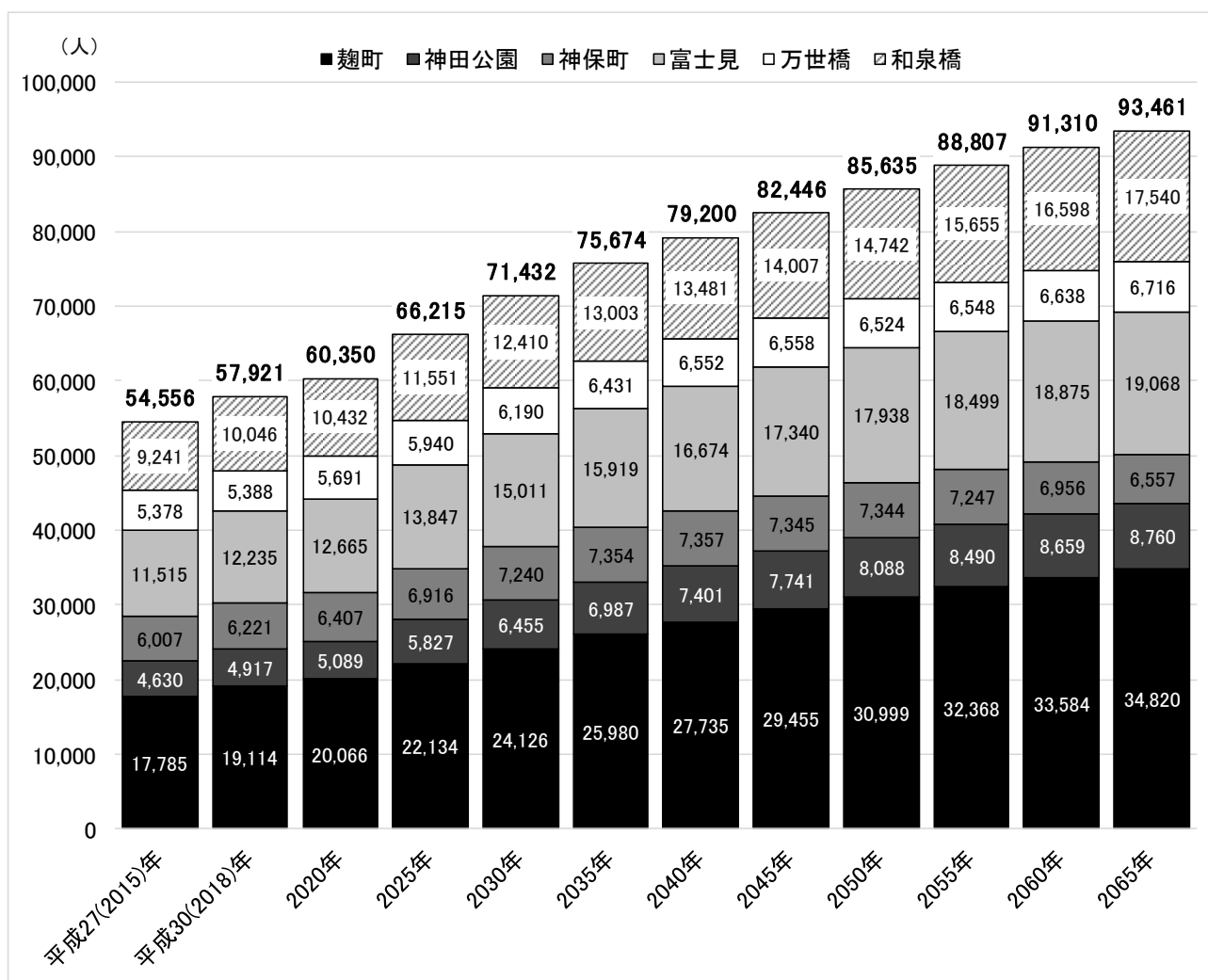
図表④⑦ 推計に使うパラメータの設定方法

パラメータ	設定項目
生残率	・全区推計と同様の方法で各地域別の生残率を算出する。（地域別の出生、死亡数のデータを活用）
子ども女性比	・住民基本台帳人口（各年10月1日現在）の平成26（2014）年～平成30（2018）年のトレンドをベースに、平成31年以降の子ども女性比は、社人研推計（千代田区）の子ども女性比のパラメータ（5年ごとのため、各年の値は線形補完により算出）の変化率に合わせて変化していくと仮定して設定。
0～4歳児比 ・ 性比	・ 全区推計と同様の値を活用する。
純移動率	・ 全区推計と同様に各地域別の移動率を算出する。 ・ ただし、和泉橋地域の純移動率は特異値のため、全区平均値を用いて推計を行う。
開発人口	・ 直近でマンション建設（50戸以上）のあるものは、開発人口として、推計人口に上乗せしている。 ・ 年齢性別の流入人口については、過去の動向を参考にしている。

### (3) 推計結果

○ 各地区の推計人口は、全区推計をベースに調整している。

図表④⑧ 地域別推計



## 4. 世帯推計

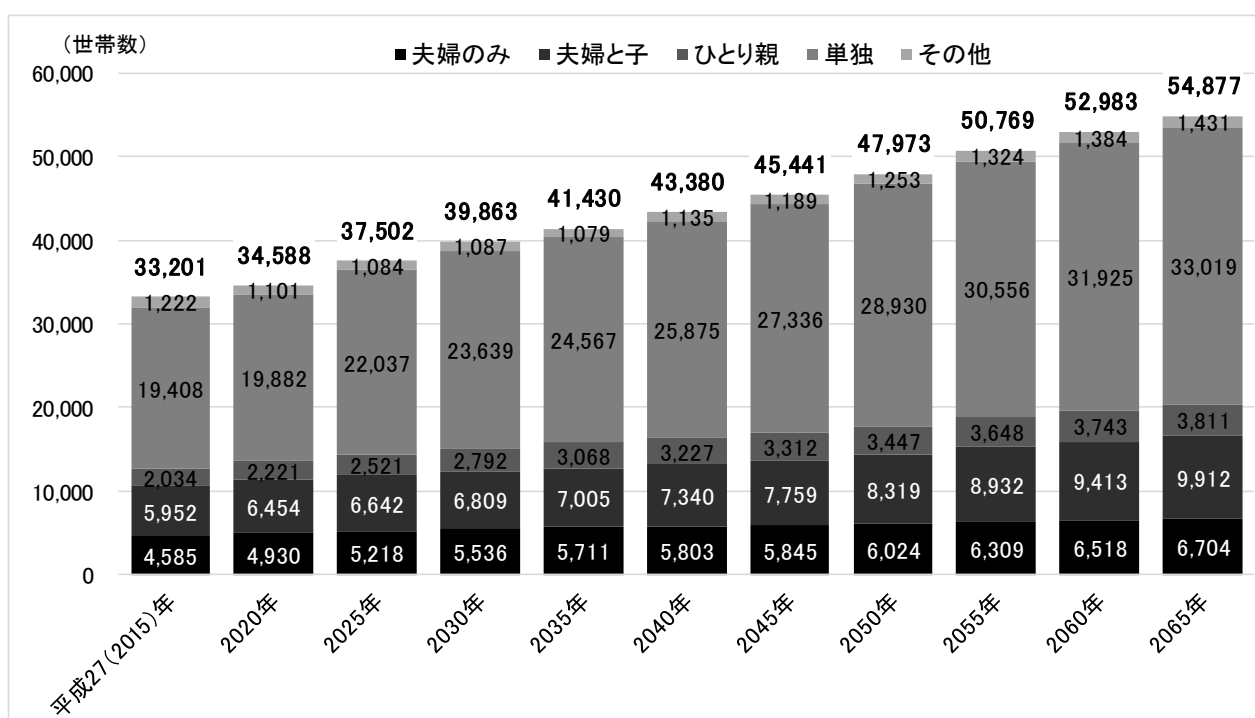
### (1) 推計方法

- 平成27（2015）年国勢調査の世帯主率（人口に占める世帯主数＝世帯数割合）をベースに、社人研世帯推計（2014年）の世帯主率の変化率を踏まえて、世帯主率の推計を行った。
- 年齢不詳者分については、年齢構成比に応じて按分を行う。
- 世帯主率に推計人口を乗じることで、推計世帯数を算出した。

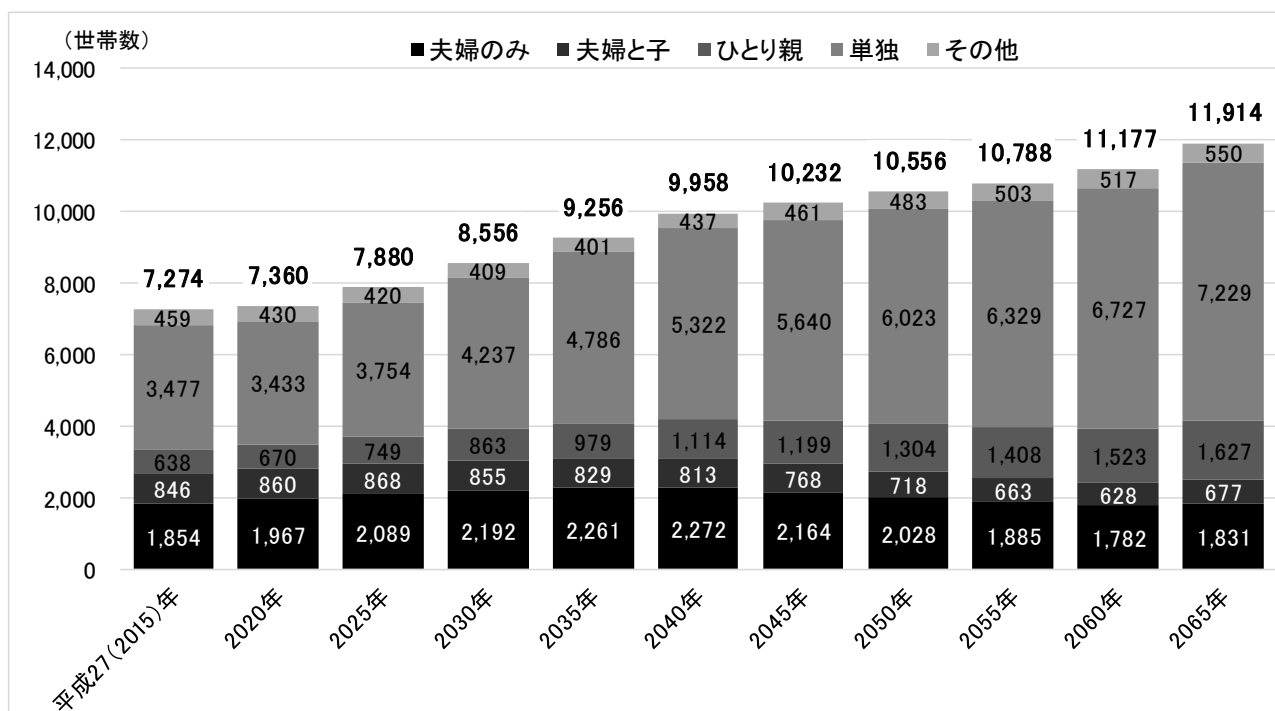
### (2) 推計結果

- 推計した結果、54,877世帯まで増加することが見込まれる。（図表④9）
- 高齢単独世帯（65歳以上）は、2065年までに7,229世帯になることが見込まれる。（図表⑤0）

図表④9 世帯数推計



図表⑤ 高齢世帯の推移

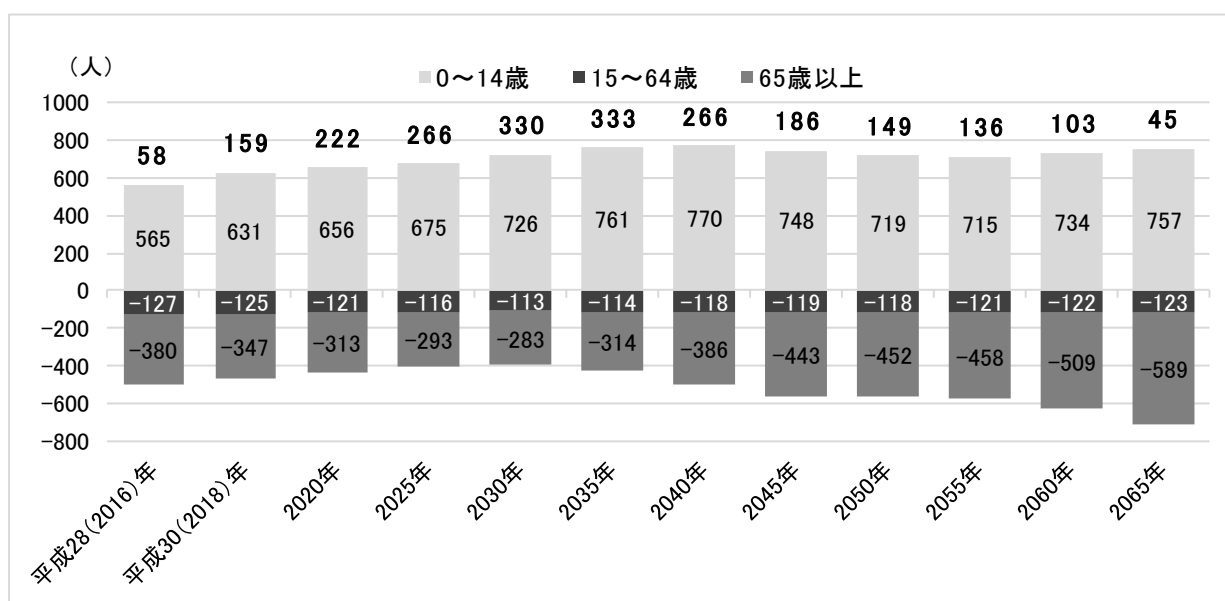


## 5. 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析

### (1) 自然増減

自然増減の推計結果を見ると、一貫して増傾向であるものの、2035年をピークに増数が減少に転じる。

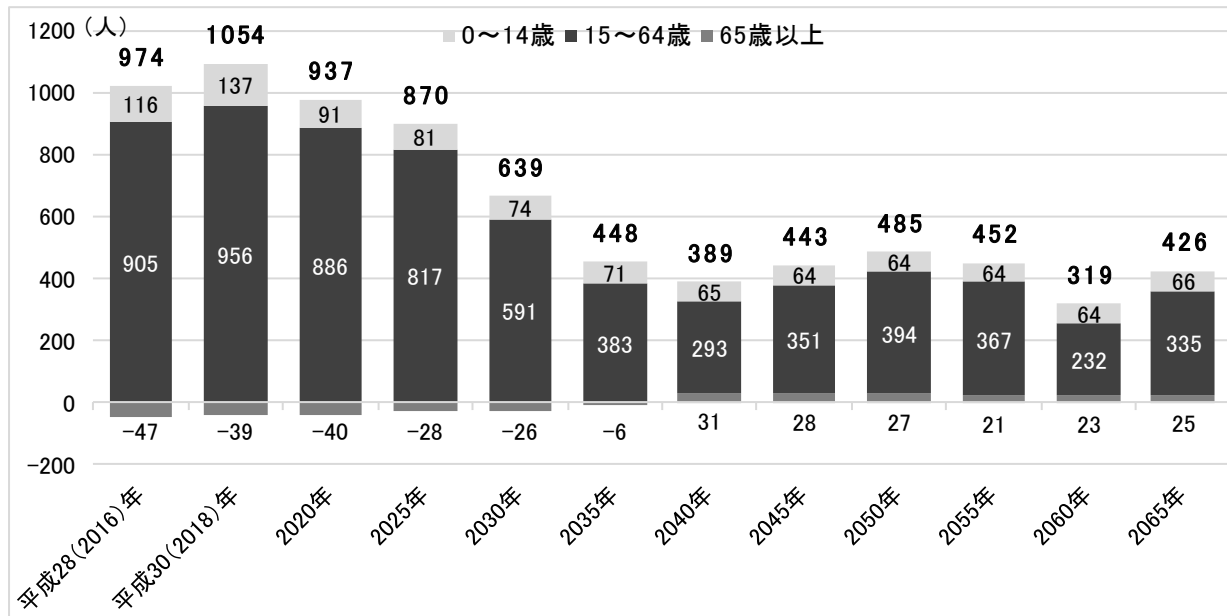
図表⑤① 自然増減の推計結果



## (2) 社会増減

社会増減の推計結果を見ると、一貫して増傾向であるものの、2018年をピークに増数が減少に転じる。特に、15～64歳人口の増数が大きく減少していく。

図表 ⑤② 社会増減の推計結果





4 施策評価二次評価報告書（外部評価報告書）

令和元年度  
施策評価二次評価  
報告書

千代田区行政評価委員会

## 目 次

1	千代田区における行政評価制度 .....	229
	（1）行政評価制度.....	229
	（2）施策評価制度.....	229
2	令和元年度施策評価二次評価の実施.....	231
	（1）行政評価委員会の設置 .....	231
	（2）評価の視点 .....	231
	（3）評価対象.....	232
	（4）評価方法.....	233
	①一次評価 .....	233
	②二次評価 .....	233
3	評価結果.....	234
	（1）個別評価対象施策.....	235
	（2）個別評価対象外施策 .....	242
	（3）基本計画や施策評価のあり方等 .....	247



# 1 千代田区における行政評価制度

## (1) 行政評価制度

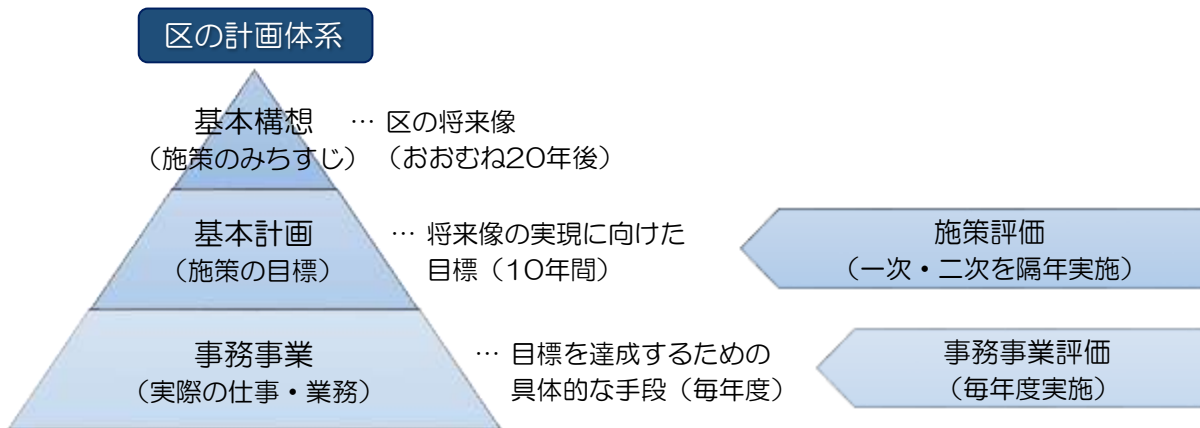
行政評価制度とは、行政の活動を一定の目的、基準、視点に沿って客観的に評価・検証し、その結果を行政活動の改善に結び付ける仕組みである。

千代田区では、「ちよだみらいプロジェクト—千代田区第3次基本計画2015—」（以下「ちよだみらいプロジェクト」という。）で定める「施策の目標」（以下「施策」という。）や個々の「事務事業」について、PDCAサイクルを確立させ、区民の目線に立った区民満足度の高い区政を推進するとともに、結果を区民に広く公表し行政活動の透明性を高めることなどを目的に、行政評価制度として「施策評価」と「事務事業評価」をそれぞれ実施している。

事務事業評価は、主な事務事業を対象に、各事業所管が内部評価として、毎年実施する決算分析において、課題分析を行い、その解決に向けた次年度予算への対応を明示している。

施策評価は、ちよだみらいプロジェクトに示す37の施策について、毎年の事務事業評価の結果等も踏まえながら、めざすべき10年後の姿に向けた進捗状況を評価している。

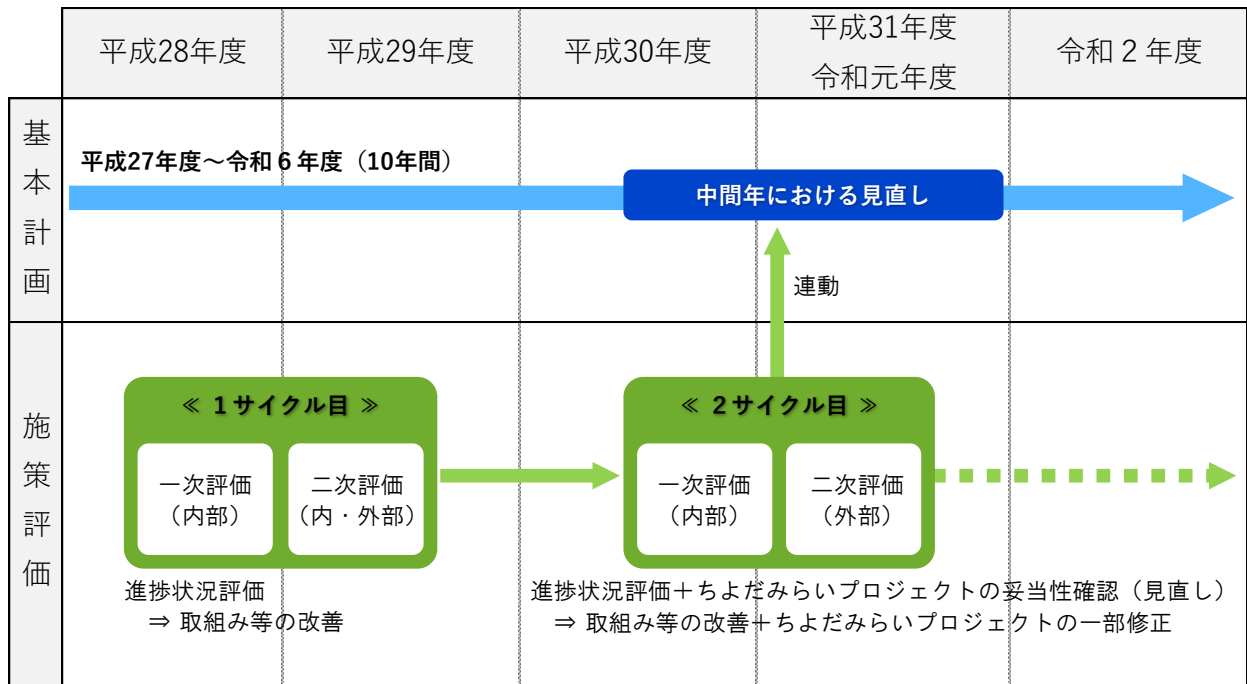
図表 I 千代田区の計画体系と行政評価の構成



## (2) 施策評価制度

区では、施策評価については、2カ年を1サイクルとして、区の自己評価である一次評価を1年目に、外部の視点を加えた二次評価を2年目に実施する仕組みとし、ちよだみらいプロジェクトの中間年までに2サイクルの施策評価を実施することとしている。区の施策評価の全体像及びスケジュールは以下のとおりである。

図表Ⅱ 施策評価の全体像



図表Ⅲ 施策評価のスケジュール

年度	事項等	
平成26年度	○ ちよだみらいプロジェクトを策定（平成27年3月策定） ※5年を目途に見直しを行うことを明示	
平成27年度	○ 行政評価制度の再構築	
平成28年度	○ 進捗状況の把握を中心とした一次評価を実施	1 サイクル 目
平成29年度	○ 平成28年度に実施した一次評価を踏まえ、学識経験者を含めた行政評価委員会を設置し、二次評価を実施	
平成30年度	○ 進捗状況の把握を中心としつつ、ちよだみらいプロジェクトの見直しに係る振り返りの視点も含めた一次評価を実施	2 サイクル 目
平成31年度 令和元年度	○ 平成30年度に実施した一次評価を踏まえ、学識経験者で構成された行政評価委員会を設置し、二次評価を実施	

## 2 令和元年度施策評価二次評価の実施

### (1) 行政評価委員会の設置

区は、平成30年度に内部評価として一次評価を実施し、令和元年度には、評価の客観性・妥当性を高めるとともに、区だけでは発見できない課題や解決策について意見をもらい施策の実効性を高めるため、行政評価委員会を設置し、外部の視点による二次評価を実施した。

行政評価委員会は、千代田区行政評価委員会設置要綱において「学識経験を有する者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。」とされており、1サイクル目の施策評価二次評価から引き続く5名の委員が委嘱された。

図表Ⅳ 行政評価委員会名簿

職	氏名	所属等
委員長	出雲 明子	東海大学 政治経済学部 政治学科 准教授
副委員長	朝日 ちさと	首都大学東京 都市環境学部 都市政策科学科 教授
委員	谷本 有美子	公益社団法人神奈川県地方自治研究センター 研究員
委員	松井 望	首都大学東京 都市環境学部 都市政策科学科 教授
委員	武藤 博己	法政大学大学院 公共政策研究科 教授

※ 千代田区行政評価委員会設置要綱第5条に基づき、委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名により決定された。

※ 役職・五十音順

### (2) 評価の視点

今回の施策評価では、ちよだみらいプロジェクトの中間における見直しを行うこととしていることから、①ちよだみらいプロジェクトの進捗状況を踏まえた課題や方向性を確認するだけでなく、②社会情勢の変化等を踏まえた、ちよだみらいプロジェクトの変更の必要性についてもあわせて確認している。

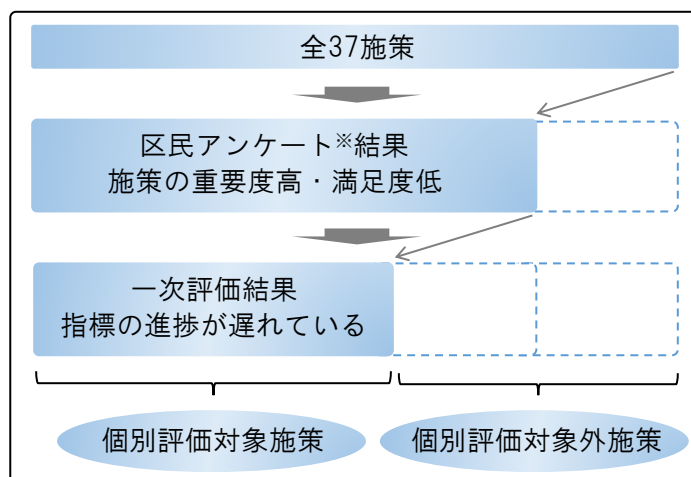
《ちよだみらいプロジェクトの中間における見直しとは》

- ちよだみらいプロジェクトは、中長期的な視点からの施策展開を行う必要性が高まっていることを踏まえ、10年計画としている。
- 一方、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による影響やその他社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、5年を目途に見直しを行うこととしている。

### (3) 評価対象

ちよだみらいプロジェクトの全施策を対象に評価を行った。ただし、効率化の観点から、「個別に時間を設け評価を行う施策（以下「個別評価対象施策」という。）」、「個別に時間を設けずまとめて評価を行う施策（以下「個別評価対象外施策」という。）」に区分し評価を行った。個別評価対象施策は、区が抽出した6つの施策を対象に、設定する評価項目ごとに評価を実施した。

図表V 個別評価対象施策絞り込みの考え方



※区民アンケート  
在住区民・昼間区民を対象に、施策の重要度・満足度について調査したもの（平成30年度実施）

図表VI 個別評価対象施策一覧

No	施策の目標
12	地球に優しい環境づくりを進めます
13	資源循環型都市をめざします
18	認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します
21	障害者の就労を支援します
26	グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます
33	人権侵害のない社会をめざします

## (4) 評価方法

### ①一次評価

今回の評価の前提となる一次評価(区の内部評価)では、指標の進捗状況から、その達成度に応じて機械的にA～Dの判定評価がなされている。また、その上で「指標の進捗状況(要因分析等)」や「区民アンケートの結果」、「社会情勢の変化」等も踏まえ、以下の視点からも評価を実施している。

図表Ⅶ 一次評価の視点

<b>施策の方向性について</b>
○ ちよだみらいプロジェクトの「課題解決の方向性」「主な取組み(項目の追加等)」について、社会情勢の変化等により、不足している視点があるか、修正する必要があるか など
<b>各事務事業について</b>
○ 施策の方向性の変更に伴う取組みへの影響 ○ 進捗状況等を踏まえ、取組みを変更する必要があるのか、どう改善していくのか など
<b>指標の妥当性について</b>
○ 設定している指標で基本計画に掲げる「めざすべき10年後の姿」に向けた進捗状況を適切に測ることができているか、目標値は妥当か など

### ②二次評価

上記の手法による一次評価に対し、今回の二次評価(外部評価)の手法では、一次評価を踏まえ、区が不足している視点や今後注意したほうがよい視点などを意見する、コメント形式の評価方法を採用した。これは既に一次評価で機械的な判定評価を行っていることもあり、二次評価で判定を主観的に行うことよりも外部の視点からの意見を可能な限り引き出し、課題や問題点を具体的に浮き彫りにすることを優先したものである。また、評価にあたっては、必要に応じて施策を所管する部課長とディスカッションを行った。

### 3 評価結果

全体を通じて、社会情勢の変化を十分に捉えられていないといった意見はなく、社会情勢の変化等を踏まえた基本計画の見直しにおける区の認識としては概ね妥当であると考えられる。一方で、指標の妥当性に関する意見が多くあり、指標の設定と進捗状況の把握・分析に関して特に改善の余地があると言える。また、具体的な取組みの視点や進め方などに関する意見も多くあったため、区は意見を真摯に受け止め、検討の参考としていただきたい。

図表Ⅷ 行政評価委員会開催実績

開催回数・日時	議題
第1回 7月22日（月） 午後1時半～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員長及び副委員長の選任</li> <li>● 評価の進め方について</li> <li>● 個別評価対象施策の評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>18 認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します</li> <li>21 障害者の就労を支援します</li> <li>26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます</li> <li>33 人権侵害のない社会をめざします</li> </ul> </li> </ul>
第2回（1名欠席） 7月26日（金） 午前9時半～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別評価対象施策の評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>12 地球に優しい環境づくりを進めます</li> <li>13 資源循環型都市をめざします</li> </ul> </li> </ul>
第3回 8月7日（水） 午後1時半～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別評価対象外施策の評価</li> <li>● その他（基本計画や施策評価のあり方等）</li> </ul>

## (1) 個別評価対象施策（6施策、施策番号順に掲載）

### 施策12 地球に優しい環境づくりを進めます

#### 意見

- 指標「CO<sub>2</sub>排出量（エネルギー消費量）」に関して、現状値から今後さらに60万トンを減少させるためには、さらに戦略や働きかける対象を考え直さなければいけないのではないかと。在住区民だけではなくて、ほかの施策との関係で、例えば交通など、さまざまな対応も必要なのではないかという印象を持った。
- 指標「打ち水開催回数」に関して、指標の趣旨はよくわかるものの、問題意識の共有というアウトカムを把握するのであれば、打ち水を通じて、区民の方がヒートアイランドに関してどれくらいの認識が高まったかをデータとして取得したほうがわかりやすいのではないかと。
- 壁面への太陽光パネルの設置については、反射による熱の戻りの影響もある。特に千代田区は建物が密集している地域特性があるため、単純には進められないのではないかと。
- 指標としては、現在設定されているものは概ね妥当と思われる。ただし、数値把握の正確性が求められる。また、啓発をすすめることにより、壁面への設置も含め、太陽光パネルなどの導入率を高めていくことが、この施策の推進のために区としてできることではないかと。
- 区の特長として、集合住宅が多いため、打ち水というだけでは、やはり啓発事業としては、効果が薄いのではないかと。壁面緑化や屋上緑化までいかずとも、これまでと異なるアプローチとして、例えばベランダに緑を増やす運動など、集合住宅居住者に向けた取組みも普及啓発の一つの手法として考える必要がある。
- 緑被率（面積）のように、目に見えて増えていくようなデータを、区民、事業者で紹介することが大事だと思うため、具体的にこれだけ効果が出ている、成果が上がっているというものを指標に加えていくのも、1つの方法なのではないかと。
- 区民にとってヒートアイランド現象はわかりづらい。熱分布調査の結果から、対策すべき地域を分析した上で、効果的に対応を講じていくというのも1つの方法だろう。排熱の有効な対策はないということだが、みらいプロジェクト（課題解決の方向性）には、「ビルの排熱抑制（中略）の緩和に取り組みます」ということを示していることもあるため、東京都や大学などと連携することで、技術や有効な対策の開発に取り組むことも検討してほしい。
- 水素エネルギーの自動車への活用が始まっているが、例えば中小事業者が水素自動車に買い替える際の補助などを検討してはどうか。
- 打ち水は、昼間人口や観光客にも訴えるような、環境都市としての啓発効果は大きいと考えられる。ただし、水の使用も都市の重要な環境要素であるため、中水利用などがあれば明示したほうが良い。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としてなされる暑熱整備の継続などを見据えた、暑熱緩和に関する成果指標を創設してはどうか。
- エコセンターの位置付けについては、区が率先するモデル事業であれば、啓発のみならず、中小企業などの施策が届きにくいところに対する具体的な事業への波及実績の評価を基準としたほうがよい。

- エコセンターについては、区単独ではなく、事業者と技術開発しているような他自治体と共同で進めるという手法もあるのではないかと。区民向けの広報施設はもうよいのではないかと印象がある。むしろ中小企業が多いという千代田区の特性を踏まえ、中小事業所向けを中心としたニーズを把握する必要があるのではないかと。
- 温暖化対策は区が実施したこととその他の要因との識別が難しく、「CO<sub>2</sub>排出量」などを指標とするよりも、よりアウトプットの指標を設定したほうが良いのではないかと。

### 施策 13 資源循環型都市をめざします

#### 意見

- 指標「1人1日当たりのごみと資源の総排出量」については、現在の進捗の程度をみると、何か大きな取組みを行わない限り達成は難しいのではないかと。地道な取組みのみを続けて、20～30年後に実現できるというのと、目標年度に達成するのとは意味合いは異なる。目標値に近づけるためにどのような取組みを行っていくのか、あるいは目標値自体を見直すことも現実的な対応としてはあるのではないかと印象を持った。
- ちよだエコ・オフィス町内会について、平成29年度ベースに比べると加入率が5%上昇したというのは、非常に評価ができる。その一方で、636件という実数値でとらえると、千代田区内の中小企業に占める全体の割合で言えば、実績として高いとはいえないのではないかと。加入者をさらに増やすためには大幅な手法の導入・改善が課題ではないかと。
- 「大規模建築物から排出されるごみの資源化率」は現状値が62%ということ踏まえ、まだ計画策定後、2%しか上がっておらず、また、「家庭や小規模事業所から排出されるごみの資源化率」はさらに低く、それぞれ一層の啓発をする必要があるというふうに考えざるを得ない。
- マテリアルリサイクルを行っていたとしても、やはり区民が排出をするときに、これがどう回ってくるのか、再資源化されるルートというのが、見えにくいのではないかと。また、排出したら、その分は再利用資源を使うよう、普及が必要になってくるだろう。特に千代田区の場合、一般家庭よりも小規模事業者からも出ている廃棄物がかなりあると思うので、これが再資源化されて使われていくというところに理解を求め、負担していただくというような発想は必要なのではないかと。
- 今後、プラスチックそのものの使い方が見直されていく段階に入っていくと思われる。そのため、先を見越した形で、プラスチックリサイクル、あるいはペットボトルリサイクルにどのように取り組んでいくのかを考え、区民に対してもフィードバックしていくことが必要ではないかと。
- ちよだエコ・オフィス町内会について、例えば、環境政策課がグリーンストック作戦で中小事業所を回っている中で、エコ・オフィス町内会の周知も図るなど、組織横断的に、より効果的な対応を行わない限りは、なかなか広がらない。長期継続している取組みであり、必要性や効果がある取組みと思われるため、



積極的に拡大していくべきである。

- 千代田区の地域特性として、集合住宅が多いという点があるため、個別の家庭への意識啓発がなかなか行いづらいという側面があるかと思う。若い世代へはアプリを活用した対応が有効だろう。また、子どもたちと一緒に保護者が分別について学ぶというような機会を増やしていくということも必要だと思う。
- ごみの量を減らすということを考える際、重さ（グラム）を基準としてきているが、身の回りにある粗大ごみなど、軽量化が進む中、総量をグラムで量ることだけで、ごみが減ったと捉えてしまってよいのか、容量など別の考え方を検討してもよいのではないか。
- 23区の中でのバランスというものはあるものの、ごみを減らしていく手法の一つとして、ごみの有料化を検討してもよいのではないか。
- プライバシー確保やマンション居住者が多いといった大都市特有の課題はあるかと思うが、戸別収集の実施を検討していくことも考えられる。
- 「家庭や小規模事業所から排出されるごみの資源化率」について、「大規模建築物から排出されるごみの資源化率」と比べると目標値に対する達成率は高いものの、実数値では低く感じる。小規模事業者であれば、指導の可能性もあり、もう少し数値改善を望むこともできるのではないかと感じた。
- 企業集積や昼間区民のコミュニティへの啓発といった、千代田区の特性を生かした施策展開が必要ではないか。高齢者世帯、観光客、子育て世帯など、それぞれの属性に対する施策の有効性を確認する必要があるのではないか。

## 施策 18 認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します

### 意見

- 認知症を地域コミュニティで見守ることについては、コミュニティの活性化事業は非常に意味があると思うが、マンション住民など横のつながりがいない生活をしている人が増えている状況を踏まえると、コミュニティにはあまり期待せず、やり方を変えた方がよいのではないか。今や認知症は当たり前の話で日常的なものであることや、認知症になったときにどのように生活していけばよいのかを周知することのほうが、コミュニティを育成することより重要ではないか。そういった観点からケアパスは非常に意味があるが、わかりにくい。例えば外国人に対してやさしい日本語で行政サービスを提供するように、認知症についてもやさしく、わかりやすく伝えることにシフトしていく必要がある。認知症自体が珍しいものではなく、日常生活で起こりやすいものであるということが認知されていくと、コミュニティの中での対応も広がっていくのではないか。さまざまに取り組みされていることは評価できるが、もう一段階、認知症の当事者の側に近寄ったやり方があるのではないか。
- 千代田区の現在の取組みを、大きな目で全体として俯瞰的に見たうえで、続けるものは続ける、必要でないものはやめるという姿勢で、全事業の見直しを行うことは非常に良い発想である。

- 市民の成年後見人が、他人の人生そのものを全部抱え込むというのは無理がある。例えば、成年後見人が相談したいときに、いつでも弁護士や看護師といった専門家が相談に乗ってくれる体制を区として整備することが重要である。そこに行けば必ず相談に乗ってくれる支援センターのようなものがあって、一時的な窓口として後見人になってもらう、という形で進めていくしかないのではないか。
- マンションコミュニティの醸成にあたっては、楽しむためのコミュニティというよりは、認知症や防災など、自分自身もそうなる可能性がある、その時にどうするのかといったことを一つのきっかけとして、学ぶことから始められるようにアプローチするのが良いのではないか。
- 例えば管理組合の役員を集め、認知症について知ってもらい、自分もなる可能性があることを理解してもらう方法もある。また、50代以上にターゲットを絞って、自分自身にとって近い話として周知していくことも考えられる。
- 指標「認知症サポーター延べ養成者数」については、本来であれば、サポーターのうち本当に理解がある人がどの程度いるのか、どれくらい活動できているのかが把握できると良いのだが、それは難しいと思われる。サポーターの数だけでは、あまり実効性がないため、見直しが必要ではないか。
- 指標「認知症コーディネーターの対応件数」については、認知症はみんながなる可能性があるという意味では、一定以上の高齢者を母数にして、一人当たりどれくらいコーディネートできているか、コーディネーターがいるかといった指標のほうが良いのではないか。
- 補助指標「こころとからだのすこやかチェック『問17「あなたは、認知症になっても安心して暮らせると感じていますか。』』に『はい』と答えた人の割合」は、他自治体と比べてどうか、マスメディアに不安を煽られたといったことがかなり影響していくため、情報が届いているかどうかといった指標のほうがわかりやすいのではないか。
- グループホームとまではいかないような日常的な仕組みをどうやってつくるかと考えると、高齢者のケアは高齢者にやってもらう、高齢者同士が助け合う仕組みを考えても良いのではないか。例えばシルバー人材センターの人に認知症サポーターのような活動を行ってもらい仕組みも考えられ、高齢者が集まるサークルなどに区からアプローチをして認知症サポーターのような存在になってもらうというのはどうか。その意味では、現在の指標を継続するにしても、例えば65歳以上で、地域の中で活動している人の割合をみていってもよいのではないか。
- 「認知症グループホームの定員数」はグループホームを作らないと達成できないので、あまり指標としては良くないのではないか。

## 施策 21 障害者の就労を支援します

### 意見

- 就労支援センターを利用して就労している方の数字は増えているものの、満足度は下がっている実態を踏まえると、指標にある「障害者就労支援センターのサービスに満足している登録者の割合」という大きな視点ではなく、まずは、センターの取組みごとの満足度や満足していない理由などを調査し的確に捉えることが必要である。その上で、いくつかのカテゴリーに分け、センターでできること、できないことも整理しつつ対応していく必要がある。
- 計画の目標は、障害者就労支援センターの事業拡充・充実ではなく、障害者の就労の充実だという点から考えると、できること、できないことを、もう少しはっきりと切り分け、その上で、行政が苦手な部分については経験が豊かな民間企業などに任せることも必要ではないか。
- 千代田区が率先して障害者を雇用し、モデルとして企業・事業所へ発信していくことが重要ではないか。そのためには、保健福祉部が行っている障害者の労働環境の整備などの取組みをモデルとして全庁的に共有し、各部で積極的に取り組んでいく必要がある。
- 「障害者就労支援センターを利用し就労している人の数」という指標は、全体像としてわかりにくい。ターゲットが増えていくことがそもそもとしてよいのか、もしくは把握しづらい、といったことはあるだろうが、就労を希望しないことが課題であり、社会的にもSDGsで「誰もが取り残されない」という話があり、かつてよりは問題視されている流れもある。どういった数字が把握できるのかという課題はあるが、いずれにしても就労したい人が就労できているか、機会を奪われていないかという観点での取組みに重点を移していったほうが良い。
- 「働く」ということの意味を転換することが必要ではないか。例えば精神障害の方は、働くために家を出ること自体がストレスになってしまうため、テレワークといった就業形態も考えられる。人と接触しないでできる仕事を集めて、それを振り分けることも考えられるのではないか。また、精神障害などの要因により、社会と接点がない人が数十年後に認知症や介護の対象となってしまう場合に親もいない中でどうフォローするのかなど、将来課題になると想定されるところまで視野を広げて支援することが、リーディング的な自治体として大事ではないか。
- 中小企業は法定雇用率の義務がないため、障害者雇用についてあまり意欲はないのかもしれないが、人手不足は共通の問題として生じており、企業と障害者、両者の隙間を埋めるためにも中小企業のニーズや障害者の方の働き方を、センターとして把握することが重要である。

施策 26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

意見

- 当該施策の指標の進捗状況は機械的にみれば、達成率ゼロになってしまうが、初期値の水準を維持しているという点で一定の評価はできる。
- 居住している場所が同じにもかかわらず、サービスが違うということではなく、私立・公立問わず、区としての教育に関する取組みが享受されることが望ましいのではないか。
- 英語圏に留まらず多様な世界を知るという観点を取り入れることは重要であるため、今後の視点としてもっとアピールすべきではないか。また、プログラミング教育やICT教育において教員以外にサポート人材を設置するような取組みを積極的に進めてはどうか。教員以外の大人たちと早い時期に接するということが子どもにとって、社会に出ていく上での資質、能力を育てていく観点からも非常に重要な部分だと思う。
- 指標の進捗状況については、目標値には達していないものの、大きく問題があるような結果ではないと考えられる。
- 私立に通学している生徒も公立を選択することもできたという意味での機会の平等は確保されている一方で、教育に関する行政サービスの成果として結果の平等のようなものも求められるようになってきている。貧困の問題と関連させ、教育はやはり格差の問題だという認識に立った場合に、特色ある教育をすすめた成果をどう見るかということは検討する必要があるのではないか。
- 結果の平等、底上げという視点において、指標「中学3年までに英検3級に合格した生徒の割合」はわかりやすい。
- 指標として「国際教育の保護者満足度」を設定しているが、親が国際教育の状況を把握するのは難しいのではないか。
- 他地域では小学校の放課後に、先生と数名のボランティアで児童のわからない箇所をフォローしている取組みもある。ボランティアの担い手の確保が難しいだろうが、そういった取組みも考えられるのではないか。
- 当該施策は、ほかの施策よりも、めざすべき程度の判断が非常に難しい。どこまで対応するかが問題になったときには、ニーズをより正確に把握することが必要となる。そのうえで、例えば英語以外の外国語教育も必要なのか、国際化という水準をどの程度にするのか、一定の基準設定が求められる。ニーズ調査以外にも、他区との比較や、学校ごとの水準を平均化したりという考え方もあるかもしれない。

施策 33 人権侵害のない社会をめざします

意見

- 指標「DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合」が初期値から5%下がっているが、DV被害や児童虐待など

の件数と推移をあわせて確認し、件数が増えている中での低下なのか、件数の伸び率に対して指標の推移はどうかといった評価もすべきである。

- 今後の指標設定の可能性として、「LGBTsに不快な思いをさせないため、正しく理解したいと思う人の割合」といった指標が考えられるとしているが、そういった指標を設けられること自体を不快と思われる人もいるのではないか。場合によってはカミングアウトを誘発しているようにも受け取られるため、設定にあたっては慎重に検討する必要がある。
- 当該施策の中では、国籍についての記載があまりない。今後、特に千代田区は来街者も含め外国人の方が増えていくと思われるため、もう少し意識を持たれた方が良いのではないか。
- 虐待について、住民からの通報を増やしていく必要がある。そのため、どこに通報すればよいか知っている人がどれくらいいるかなどを指標にすることも考えられるのではないか。
- 児童虐待がある家庭にはDVも隠れているケースが多いと聞いたことがある。しかし、虐待の種類別相談対応件数で、DVの相談件数が大きく減っている一方で、児童虐待は増加しており、その推移は分析する必要がある。
- DVや児童虐待、ストーカーなどの加害者に対する教育についても取り組む必要がある。
- 指標「DV被害や児童虐待、いじめなどのない人権が尊重されている社会であると思う人の割合」は、設定することは良いと思うが、実態と遠い性質の指標であり、また、メディアなどの外部要因がかなり影響する指標である。この指標が最終的な成果指標だとしても、その要因になっている部分について、指標化する必要があるのではないか。
- 区民等が悩んだときにどこに相談すればよいかを知っているかは重要であり、補助指標「いじめや差別、DV、ハラスメントなどを受けた場合、相談できる窓口がどこにあるか知っている人の割合」は見ていった方が良い。
- DV被害や虐待の件数が増えているというのは活動していないということの意味するわけではなく、件数の増減の背景や理由、また、どのような対応をしているのか、どのように対応していくのかを議論し、施策や事業に生かしていくことが重要である。
- 虐待を早期発見するためには、地域との連携が重要である。
- 虐待の通報をした結果、虐待ではなかった場合に通報者が守られているかなど、手を挙げるのがデメリットにならない制度設計が重要である。
- 区民だけでなく、区役所の中での意識啓発も行う必要がある。また、全てでなくにしても、各所管の対応を、別の所管が人権の観点からチェックするという取組みも必要ではないか。例えば、ある部署では虐待として捉えていなくても、少し離れたところから見ると虐待として対応すべき事案であることに気づくことができる場合もあるのではないか。

## (2) 個別評価対象外施策（意見があった施策について施策番号順に掲載）

### 施策1 地域ごとのまちづくりのルールをつくります

意見
<ul style="list-style-type: none"><li>●前回の施策評価においても、「地区計画適用地区」を指標として使うことの妥当性を問題提起していた。今回もやはり数値上、ほとんど進捗に変化がない状況もあることから、改めて指標の妥当性を考える必要があるのではないか。また、「エリアマネジメント団体数」に関しても、団体数を増やすという点も重要ではあるが、例えば地域における利益、経済的な効果がどれくらいあるのかという点を指標化し、アウトカムを明確に出してはどうか。</li><li>●地区計画はこれまで地域の要望を汲み取る仕組みとして機能してきたが、この制度自体が今の変化の激しい課題に対して柔軟に対応できず限界にきているため、「対象地区に占める地区計画適用地区の割合」のような指標は適切ではなくなっているのではないか。</li></ul>

### 施策4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

意見
<ul style="list-style-type: none"><li>●「分散型喫煙所の設置数」はかなり頭打ちになっている現状もあることから指標の見直しがあってもよいのではないか。</li><li>●「安全・安心なまちと思う人の割合」に関して、社会状況の変化を踏まえ、今後さらに様々な国の方が千代田区を訪れることが予想されるため、単に住民という観点だけではなく、その他の人々も区に対して安全・安心を感じているかという点からも掘り下げてみてはどうか。</li></ul>

### 施策5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます

意見
<ul style="list-style-type: none"><li>●オリンピック・パラリンピックをきっかけに、さらに観光客が増えていくことを想定しているならば、来街者の災害対応をどう考えていくのか。例えば大丸有であれば、大規模な商業施設等もあり受け入れる体制がある程度整っていると思われるが、特に秋葉原や神田地域における受入体制を確認し、必要な対応をとる必要がある。</li></ul>

### 施策7 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします

意見
<ul style="list-style-type: none"><li>●関連するような温暖化対策（施策の目標12）との連携に関することが施策評価シート上に記載されておらず、その視点が不足しているのではないか。</li></ul>

## 施策8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます

### 意見

- 地区計画はこれまで地域の要望を汲み取る仕組みとして機能してきたが、この制度自体が今の変化の激しい課題に対して柔軟に対応できず限界にきているため、「対象地区に占める地区計画適用地区の割合」のような指標は適切ではなくなってきているのではないかと。
- 指標が「地区計画適用地区」で良いのかという点は前回の施策評価でも指摘した。その際、区の中でも指標の妥当性を悩まれているとのことであったが、やはり当該指標は妥当ではないだろうと改めて思った。景観行政団体に移行したということであれば、その成果を踏まえた内容に指標を見直すのが望ましい。

## 施策9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます

### 意見

- 短期的な居住者（区民）の割合が増している中で、その居住者の特性をきめ細かく分析する必要があるのではないかと。また、「地域力の向上」をめざすにあたり、今一度なぜ地域力が必要なのかということに立ち返るべきである。発災時の協働や高齢者の見守りなど、その目的別に特化してアプローチすべきではないかと。

## 施策10 中小企業や商工業の活性化を支援します

### 意見

- 区の商工業の活性化を「中小企業の卸売業・小売業の年間商品販売額」だけで測ることができるのか疑問がある。国勢調査などからは従来の業態だけでなく、医療・福祉や学術研究、サービス業なども見られるため、業態の変化をとらえたうえで、起業支援などの取組みや指標設定をされてはどうか。
- 商店街に関しては、物を売るだけでなく、観光案内所の機能を担える地域もあるという認識に立って、その展開のサポートを行っていくことも考えられるのではないかと。

## 施策11 消費生活にかかる相談、支援を充実します

### 意見

- 現在の指標（補助指標含む）は「消費生活センターを知っている人の割合」と「（消費生活センター）相談件数」のみであるが、それだけでなく、消費生活全般に係る指標があった方がよい。消費者問題は、詐欺事案などをはじめ、特に注目されている現状があるため、現在の指標だけではなく、この施策としてめざしている将来像が見える指標を設定したほうがよいのではないかと。

### 施策 15 一人ひとりの健康づくりを支援します

意見
●学校を出て会社に行かない場合、状況を把握する人がいなくなってしまうため、学校と会社の隙間を埋めるような区のひきこもり支援に対する視点が区の認識として不足しているのではないかと。また、若者に対する健康の問題をもう少し取り上げて良いのではないかと。

### 施策 16 安心して医療が受けられるしくみづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます

意見
●高齢者施設はあっても人手不足という状況がさらに本格化してくることが想定されることを考えると、最後を在宅でどのように迎えるかということになってくる。その際、医療、介護、遺産相続など横展開が必要になるため、実態把握も含め十分な連携が必要である。

### 施策 17 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します

意見
●生活保護の捕捉率のように、介護のニーズをどれだけ捕捉しているのかについて、指標にしないまでも数値を把握することができるのか検討しても良いのかもしれない。

### 施策 19 高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します

意見
●千代田区の特長上、専門的な知識や技術を持っている方が多数住んでいる中で、そのような方がリタイア後にシルバー人材センターで活動するのかということに疑問がある。現役時代の技術・専門性を生かす場が区内にないということであれば、若い世代の都心への一極集中を踏まえた地方への還元という観点からも、区の人材を他の地域に派遣するようなことがあっても良いのではないかと。また、オリンピック・パラリンピックのボランティアに参加される方を把握し、今後地域にどのように関わっていただくことができるかを検討していく必要もある。

### 施策 24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します

意見
●「生活保護の被保護者数」を指標に設定しているが、目標値に対する進捗状況を示す数値というよりは基礎データとして活用するものではないかと。指標と基礎データを整理する必要があるのではないかと。



### 施策 30 地域力の向上を支援します

### 施策 31 マンション内コミュニティの醸成を支援します

#### 意見

- 短期的な居住者（区民）の割合が増している中で、その居住者の特性をきめ細かく分析する必要があるのではないか。また、「地域力の向上」をめざすにあたり、今一度なぜ地域力が必要なのかということに立ち返るべきである。発災時の協働や高齢者の見守りなど、その目的別に特化してアプローチすべきではないか。
- かつてのように地域活動すべてに対し、参加を求めるのは難しい。肉体的な参加、経済的な参加など、各個人にあった参加の仕方を選択できる形にしていくしかないのではないか。
- 都市部の集合住宅に住む人達の多くは、地域には関心を持たないということを前提とする必要がある。子どものイベントなどには参加する人達もいるので、その人達をどう地域に巻き込むかが重要であり、そこは区役所ではなかなか難しく、協力はするにしても町会等が考えていかなければならないことだと割り切ることも必要ではないか。
- 地域コミュニティは、本来、何らかの対価を払い、何かを享受することで成り立っていたものの、短期居住者や新住民が増えることで、町会に加入しない人や普段の町会活動には協力しない人がお祭りや子どものイベントだけ参加するという、ただ乗りのような事例も生じてしまう。その実態を把握することは難しいものの、指摘されないとそういったことが常態化されてしまう。難しいかもしれないが、何らかの制度設計を検討していかないと変わらないだろう。

### 施策 36 区民の参画・協働と開かれた区政を実現します

#### 意見

- 行政は参画の制度をさまざま実施しているが、参画ありきになってしまい、参加する側がどういった状況なのかが全くわかっていないと感ずることがある。例えば、仕事が終わった後に会議への参加をお願いすることが多いが、働いた後に参加したいと思う人がどれだけいるのか疑問がある。働いている区民も昼間に対応できるような手法やコンテンツを考える必要がある。また、本当に参画を進めたいのであれば、企業へもアプローチし、そういった住民参画に理解を求めることも区として行うべきだろう。
- 新住民が増えてきている中で、従来通りの参加を求めていくのは難しいという前提に立った上で、どのように関わってもらおうかという仕掛けづくりが必要だろう。例えばターゲットを絞り、定住意向の高い住民への参加の機会を積極的につくることや参加手法としてSNSをうまく活用するといったことを進めてはどうか。また、興味をもってもらうため、例えば家の前の情報であれば興味を持つと思うので、地域毎で情報提供していく方法も考えていく必要があるのではないか。
- 行政の求める参画のレベルと地域・区民が考えている参画のレベルとに距離がありすぎるように感じる。普段、行政サービスを受けていない人の立場からすると、参画の手段に対してハードルが高いと感じるため、それを縮める工夫が必要ではないか。

### 施策 37 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

#### 意見

- 区政運営の効率化は順調に進んでいるとは思いますが、もう少し取組みが追加されても良いかもしれない。また、従来コスト削減の視点から行革の効果を測ることが多かったが、それだけではなく昨今は住民にとってコスト以外でどんなメリットが得られるかという観点からも効果を見るようになってきているのではないか。

### (3) 基本計画や施策評価のあり方等

#### 基本構想、基本計画等について

意見
<p>《基本構想について》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●基本構想の必要性については、地域経営に関わる20年、30年のフレームの長期的なビジョンを、議会と共通認識をとりながら共有化していくという側面では、議会の側に責任を持ってもらうという意味でも、やはり必要と思われる。</li><li>●今は若い世代が中心で転入してきているが、例えば、30年後も転入状況は同じ状態なのか、今転入している層が定住化しているのか。首都直下地震が起きたことにより、区内から企業が退去するようなことになった場合、通勤利便性を理由に居住している区民はどうなるのか。そういった様々な想定を念頭に置いた、長期的なビジョンが必要なのではないか。従来のような理想像を詰め込むような基本構想は不要だろう。</li><li>●千代田区の場合は、一自治体であると同時に東京の顔のような言い方をされたり、国際都市の観点から国や都の施策の影響も受けたり、都市として位置づけが非常に特殊であることを踏まえれば、住民、昼間区民など様々な関係者に対して、その特殊性を共有する、位置づけを示すツールとして基本構想は必要だろう。ただし、そういった役割の基本構想であれば、行政の施策を示すような基本計画とは切り離して考えるべきである。</li><li>●基本構想を策定する際に、目標年次20年は長過ぎるかもしれない。20年だと抽象的な目標や文言にならざるを得ない。10年程度の期間設定が望ましい。</li><li>●社会状況を踏まえると、基本構想の意義についてどちらかといえば、疑問に感じている。目標人口を設定する場合や千代田市になりたいという目標があれば策定しても良いが、そうでなければ積極的に策定しなくても良いのではないか。</li></ul>
<p>《基本計画について》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●極端に言えば、総合計画をしっかりと作り込む方法と、総合計画はつくりださず個別の計画で管理していく方法とがあるが、どちらかに割り切った方が良く考えている。区の独自色を出した基本計画を策定したほうが、職員の問題意識も高まるし自覚も高まる。一方で、国からは昨今個別の分野に係る計画を策定するようという要請が多くある。自分たちの基本計画ベースの分野別計画があれば、国からの要請に基づく努力義務の分野別計画もあり、結果的に行政計画だらけになってしまう。その情勢等を踏まえると、総合計画はしっかりとしたもの、分野別計画は簡易なものとし、総合計画ベースで管理していく、国からの計画策定要請は総合計画でうまく読み替えをするといった方法についても、古めかしい行政計画論ではあるが、検討しても良いかもしれない。</li><li>●総合計画に関しては、マネジメントのツールという目的以上に、広報的な目的があるのではないか。区民参画の1つの機会として、どれだけ区民の意見を反映したかといった点に配慮するという目的があると考えている。個別の分野別計画はそれぞれが非常に専門的であり、区民が意見を述べるのが難しい一方で、総合計画は全ての分野が対象になることもあり、意見は言いやすい。そういった役割も踏まえ、精緻な計画とするよりも平易な内容としたほうが良いので</li></ul>

はないか。

- 基本計画は、社会情勢の動きが早い中で、単純に進捗管理を行うだけでなく、変化を捉えながら進捗管理も行っていくことが重要である。基本計画について、変化することを前提とするのであれば、基本構想との連動は弱くてもよいのではないか。
- 総合計画をやめた自治体からは、さまざまな分野別計画がある中で、総合的に見るのが難しくなってしまった、総合計画をなくすべきではなかったという話を聞いたことがある。基本計画には、総合的に行政をコントロールする役割がある。その意味でも策定することの意義は一定程度あると言える。

#### 《目標人口の設定等について》

- 想定人口や目標人口を置く必要性はあまりないと考えている。人口規模を把握しておかないと、学校や保育所などの施設の過不足が問題になることから、一定の時期まで人口を想定しておく必要はあったものの、現在は基本的には現状の施設で間に合っている部分が多い。そのため、目標人口などを置くよりも、施策のゴールやターゲットとして、人口に占める何%を目標値としているのか、何%が高い満足度にあるのかというような人口の使い方の方が良いのではないか。
- 人口そのものは民間の動きに依存するところが大きく、区ができることは開発をどう規制するかということなのかもしれない。人口が減少している地方の自治体であれば目標人口の設定は重要かもしれないが、東京一極集中の現状からいえば、千代田区は目標人口のような設定は不要ではないか。
- 人口増加が進むことが予想される中、何万人までなら受け入れることができるのか、抑制人口という考え方もかもしれないが、東京一極集中に対して、地域住民が暮らしていける最適な環境という視点で、千代田区が責任を持てる人口を押しさえおいても良いのではないか。
- 経済学的に、都市の規模は人口で測るが、目標とすべき規範的な意味は人口にはほとんどない。都市の人口は、こうあるべきという基準はなく、人が集積していることのメリット・デメリットで自律的に決まってくるもので、何人かその都市において適正なのかということを出すことは難しい。もちろん空間的なキャパシティの問題はあるものの、その点も市場の影響で、高くなれば建てられなくなるし、住めなくなるなど自律的にある程度コントロールされる面もある。現状においては、あえて目標を設定する必要はないのではないか。
- 第32次地方制度調査会の中間報告では、「地域の未来予測」と称して、各自治体で人口の将来推計などを示すよう求める内容になっている。今後の展開によっては、改めて人口の議論も含めた計画づくりが必要となるかもしれない。

#### 《財政フレームについて》

- 最近では首長の公約やマニフェストに沿った4年の計画を策定した上で、単年度の予算をつくり、実施していくという手法も多い。その場合、長期的な総合計画は存在しているが、それはそれで、実際の事業との整合性は問わず、実際に回していくのは公約に基づく4年計画や単年度予算であることを明言していくことが考えられる。財政フレームについては、示したほうが良いが、当然変化してい

くものであるため、臨機応変に変えていくしかない。

- 財政フレームは、人口がどこまで伸びていくかというところも影響するが、現在の経済状況下ではそこまで心配することはないのかもしれない。ただ、首都直下地震の際の関連経費など、ある程度先を見越しておく必要もあるため、財政フレームは示しておく必要がある。
- 財政フレームは3～5年の見通しを示すことは難しいが、一定の意義はあるのではないか。
- 財政フレームが必要とされるのは、基本的に資源が希少であるという前提に立つ場合だと思うが、基金が積み上がっているのであれば、どこに充てなければならぬという点を、殊更強調する必要はないのではないか。

#### 《SDGsについて》

- SDGsの考え方は、あまり自治体には馴染まないし、すでに取り組んでいることも多数あり、あえてSDGsに取り組む必要はないと思っている。一方で、計画体系として、定性的な目標をめざしながら具体的な指標に落とししていくという作り、複数の目標、ゴールを持ちながら、関連性を持っているということは評価できる。これは自治体の計画の作り方を考えていく上で参考になるものであるという印象を持っている。
- 川崎市は昨年度SDGs推進指針を策定したが、改めてSDGsを導入するというよりは、現行の総合計画をSDGsの17のゴールと対応させ、市の取組みに例えるとどこに相当するかを整理している。千代田区でも例えば、区政推進方針の中に、SDGsの考え方を盛り込むという手法もあり得る。また、行政の様々な事務事業を、17のターゲットの観点から見直した際に、今の業務手法で良いのか、新しい物差しとして使うこともできるのではないか。SDGsの捉え方、使い方は各自治体それぞれである。

#### 施策評価制度について

##### 意見

- 施策評価の対象となる施策は満足度・重要度で抽出するよりも施策の変化が大きいものや環境要因が大きく変化しているものとし、それを今後どうしていくのか考える場として施策評価を捉えるほうがより合理的だろうと思う。また、評価対象を抽出する場合は、当該施策の進捗に一定の区切りがついたものなどから評価するようにし、毎年行ったり、定期的・網羅的に繰り返したりする必要はないと考えている。
- 今回抽出した施策以外にも注意すべき施策がいくつか見受けられた。そういったことを踏まえると2サイクル目においてもすべての施策に対して個別評価を実施すべきだったかもしれない。
- 評価委員が前回から引き続きであったためできたが、比較的短い時間の中で、事務事業のところから追って評価する今回のやり方は、区の事業をある程度知っている方でないと難しいのではないかと感じた。
- 今回の施策評価シートを見ると、関連する施策を意識した、進捗状況や今後の方向性の記載が少ないように感じた。このことも踏まえると区職員が行政評価

制度をこれまで運用してきて、どのように制度を受け止めているのか検証する必要性を感じた。

- 今回の一次評価では機械的評価を取り入れていたが、全体の進捗の中で各施策がそれぞれどうなっているのかを比較することで、当該施策の内容に注意を誘導することができたという点で適切な手法であった。
- 評価の負担を軽減するには、指標のアウトカム・アウトプットなどについては、計画策定段階で整理し、評価の中では適正さを議論・評価するよりも、進まない要因はどこにあるのかという点に絞って議論を進める方が良いのではないか。
- アウトプットを達成しながらアウトカムを目指していくためには、これはアウトカム指標と割り切り、具体的な事業レベルのものはアウトプットの指標を並べながら見ていくという、アウトカムとアウトプット指標の関係性を見通した計画づくりを行うとわかりやすい。
- 全体的な指標の設定の仕方として、アウトカムを設定しておくべきというのは理想論としてはあるものの、ロジックとしてアウトカムにつながるような内容であれば、アウトプット指標をもっと活用してもよいのではないか。
- 指標における目標値・基準値の設定は、「70～75%」のように幅を持たすなど、もう少し柔軟に考えても良いのではないか。また、総合評価の段階についても四段階評価よりも細かく分類しても良いように感じる。
- さまざまな施策でアンケートを用いた数値を指標としているが、できる限り実数で把握することが望ましい。
- 目標値のあり方は、理想から設定する値や現実的な推移から設定する値、ニーズから判断する値など性質は様々だと思うが、それを統一するのは不可能であるため、あらかじめ目標値の性質を明示し、評価の際にもあるべき姿と現実的なものが見えるようにすると分かりやすいように感じた。
- 施策14の評価シートの指標欄に、進捗率が著しくない要因が書かれている。評価の役割として要因の発見が重要であるため、そういった要因分析が書かれているのは良いことである。

## 5 千代田区基本計画見直し等に関する庁内検討会メンバー

令和2年3月現在

役 職	所 属
会 長	区長
副会長	副区長
	教育長
委 員	子ども部長
	教育担当部長
	保健福祉部長
	地域保健担当部長
	千代田保健所長
	地域振興部長
	文化スポーツ担当部長
	オリンピック・パラリンピック担当部長
	環境まちづくり部長
	まちづくり担当部長
	政策経営部長
	財産管理担当部長
	行政管理担当部長
特命担当部長	
オブザーバー	環境まちづくり部計画推進担当課長
	政策経営部総務課長
	政策経営部財政課長
事務局	政策経営部 企画課

## 6 千代田区基本計画見直し等に関する庁内検討会開催実績

ちよだみらいプロジェクトの見直しについては、施策評価により現状分析・課題の洗い出し・方向性の検討を行いつつ、節目には、庁内で総合的な検討を行うため設置した「千代田区基本計画見直し等に関する庁内検討会」を開催し全庁的に検討を進めてきた。庁内検討会の開催実績及び主な内容は以下のとおりである。

### 行政評価委員会開催実績

開催日時	主な内容
<p>【第1回】 H30.12.6</p>	<p>(1) 基本計画の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次基本構想で掲げる将来像等は現在も有効であること及びちよだみらいプロジェクトの施策体系や計画期間等に影響のある大きな社会情勢の変化等はないため、ちよだみらいプロジェクトの抜本的な変更はしない方向性とする。</li> <li>○ 施策評価の仕組みを活用し、個別の施策の目標に関する現状把握や社会情勢の変化等の分析を行い、ちよだみらいプロジェクトの「課題解決の方向性」「主な取組み」「指標」を変更する必要があるか検証する。</li> </ul> <p>(2) 一次評価の具体的な進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ どのような視点、方法、スケジュールで一次評価を行っていくかなどを確認。</li> </ul>
<p>【第2回】 H31.3.27</p>	<p>(1) 施策評価一次評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各部課で作成した一次評価シートの共有</li> </ul> <p>(2) 施策評価二次評価の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次評価の目的、評価視点、評価方法、スケジュール、行政評価委員会のメンバーなどを確認。</li> <li>○ すべての施策の目標について個別に時間を設け評価を行うのではなく、集中的に議論できるよう対象とする施策の目標を絞り込むこととする。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別途実施している都市計画マスタープランの改定との関係性について確認。</li> </ul>



<p>【第3回】 H31.4.25</p>	<p>(1) 基本計画重点プロジェクトについて ○ 基本計画の見直しにあたり、基本計画の重点プロジェクトの設定経緯を改めて確認し、変更は行わないこととした。</p> <p>(2) 施策評価二次評価について ○ 個別に時間を設け評価を行う施策の目標の絞込み方法について確認。区民アンケート結果及び指標の進捗状況を踏まえて抽出することとし、6つの施策の目標を対象とすることとした。 ○ 二次評価の評価視点や進め方を再確認。</p> <p>(3) 施策評価一次評価について ○ 二次評価の評価視点等を踏まえて必要に応じて一次評価シートを修正する。また、「課題等について他の施策の目標と関係するもの」や「参画の視点における課題」がないか改めて確認し、必要に応じて修正する。</p>
<p>【第4回】 R1.9.11</p>	<p>(1) 施策評価二次評価における意見の共有 ○ 二次評価での行政評価委員会からの意見を共有。 ○ 行政評価委員会からの意見や分野別計画の改定の検討状況等踏まえ、必要に応じて区の認識を変更する。(一次評価シートを必要に応じて修正し、最終評価シートとする。)</p> <p>(2) 基本計画見直しの今後の進め方について ○ 進め方及びスケジュールを確認。課題と方向性をまとめた表シートを踏まえ、ちよだみらいプロジェクトを具体的に修正する必要があるかを検証する。 ○ 見直し報告書については、庁内検討会が主体となり、施策評価の結果及び基本計画を見直した結果を示す形で検討・作成を進める。 ○ 毎年度の「予算の概要」において、見直し結果も含めた基本計画と予算事業との関連を示すような対応が可能か検討する。</p>
<p>【第5回】 R1.11.19</p>	<p>(1) 令和元年度施策評価二次評価報告書の共有 ○ 行政評価委員会による二次評価の報告書を共有。 ○ すべてを反映しなければならないものではなく、一つの意見として今後の施策展開の参考にしていくことを改めて確認。</p> <p>(2) 基本計画見直しの今後の進め方 ○ ちよだみらいプロジェクトの修正箇所を確認。 ○ 修正箇所については、基本計画見直しに係る報告書で示すだけ</p>

	<p>でなく、予算の概要においても一定程度示すこととする。</p> <p>○ちよだみらいプロジェクトで定める指標については、原則、現行どおりとし、指標を補完するデータを別途設定する。</p>
<p>【第6回】 R2.3.24</p>	<p>(1) 報告書について</p> <p>○報告書については概ね了承（詳細について修正等の必要があれば事務局に連絡する。）。</p> <p>○人口推計のあり方や分析、結果への対応、施策評価の再構築、今後の基本構想や基本計画のあり方など、来年度以降も報告書をベースに議論していく。そのため、「基本計画見直し等に関する庁内検討会」については次年度以降も引き続き開催する。</p>

## 7 千代田区基本計画見直し等に関する庁内検討会設置要綱

平成30年12月6日30千政企画発第68号

(設置)

第1条 「ちよだみらいプロジェクトー千代田区第3次基本計画2015ー」(以下「基本計画」という。)の見直しを行うため、千代田区基本計画見直しに関する庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は区長とし、検討会を主宰し、会務を総理する。
- 3 副会長は副区長及び教育長とし、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。
- 4 委員は、千代田区組織規則(昭和50年千代田区規則第19号)及び千代田区教育委員会事務局処務規則(平成3年千代田区教育委員会規則第1号)に定める部の部長及び担当部長並びに千代田保健所長とする。

(会議)

第4条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、前条第4項の委員以外の者を検討会に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 検討会は、検討会の効率的な運営を図るため、必要に応じて、検討会から付託された事項について検討する作業部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、政策経営部企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月6日から施行する。

## 8 千代田区行政評価実施要綱

平成28年12月20日28千政企調発第84号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区において行政評価を実施するために必要な事項を定めることにより、次に掲げる事項を全うすることを目的とする。

- (1) 行政活動の目標をわかりやすく区民に公開し、区民との信頼関係を築く。
- (2) 行政評価の客観性の確保に努めるとともに、評価結果を改善に結びつけることにより、計画・実施・評価・改善というPDCAサイクルを確立し、簡素で効率的な行政運営を行う継続的な取組体制をつくる。
- (3) 区民の視点に立ち、成果志向の行政改革を推進する。
- (4) 職員一人ひとりの意識改革とコスト意識の徹底、政策立案能力の向上を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 施策及び事務事業（以下「施策等」という。）について、効果等を分析し、検証を行うことをいう。
- (2) 施策 政策を実現するための具体的な方策及び対策であり、「ちよだみらいプロジェクト - 千代田区第3次基本計画2015 - 」に定める施策の目標に該当するものをいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。

(行政評価の種類)

第3条 行政評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策評価 施策を対象とする評価で、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるものをいう。
  - ア 一次評価 千代田区組織規則（昭和50年千代田区規則第19条）及び千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）に定める部の部長及び担当部長並びに千代田保健所長（以下これらを「部長等」という。）による評価
  - イ 二次評価 千代田区行政評価委員会設置要綱（平成28年12月27日28千政企調発第83号）により設置された千代田区行政評価委員会による評価
- (2) 事務事業評価 事務事業を対象とする評価をいう。

(総合調整)

第4条 政策経営部長は、行政評価をより効果的に行うために必要があると認めるときは、部長等に対し、その所管する施策等について、その状況等に関する資料又は報告

を求め、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(公表)

第5条 区長は、行政評価の結果を区民に公表しなければならない。

(評価結果の反映)

第6条 部長等は、行政評価の結果を踏まえて、施策等の見直しに取り組むものとする。

2 政策経営部長は、施策等の見直しに関して、部長等に対し、必要な調整、調査及び助言を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

## 9 千代田区行政評価委員会設置要綱

平成28年12月27日28千政企調発第83号

改正 平成29年3月29日28千政企調発第118号

改正 令和元年5月31日31千政企画発第16号

(設置)

第1条 行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、行政評価を適正に実施するため、千代田区行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、「ちよだみらいプロジェクト—千代田区第3次基本計画2015—」に定める施策の目標の評価に関する事項その他委員長が評価が必要であると認める事項について所掌する。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験を有する者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該委嘱の日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 委員会には、分科会を置くことができる。

2 分科会長及び分科会員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

3 分科会長は、分科会を招集し、必要があると認めるときは、分科会員以外の者を分科会に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会及び分科会の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(行政評価結果の報告)

第9条 委員長は、行政評価が終了したときは、その結果を区長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28千政企調発第118号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日31千政企画発第16号）

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

## 10 まち・ひと・しごと創生総合戦略について

### (1) 地方創生とまち・ひと・しごと創生総合戦略

地方創生（まち・ひと・しごと創生）は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としている。この実現に向け、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、各地方公共団体においても地方版総合戦略の策定に努めるものとされた（まち・ひと・しごと創生法第9・10条）。

区市町村の策定する地方版総合戦略は、国や都道府県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各区市町村の「地方人口ビジョン」を踏まえ、その地域における地方創生に関する目標や区市町村が講ずべき施策に関する基本的方向などを定めることとされている。

### (2) 「千代田区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

区は、日本全体が人口減少局面を迎える中で、人口が増加している状況にあるものの、平成初期には人口減少が続いていた。そうした中、人口減少に歯止めをかけるべく、誰もが住みたいと思えるまちをめざした「千代田区第3次基本構想」を平成13年に策定するとともに、基本構想を具体化した基本計画を策定し施策を推進してきた。

こうした背景などを踏まえれば、区の基本計画と地方創生の目的には通じるものがあり、基本計画と一体的に地方版総合戦略を策定し、地方創生に向け、推進することが本来は望ましいと考えられる。

しかし、地方版総合戦略が努力義務となった当初、区ではそれまでの基本計画を改定した「ちよだみらいプロジェクト」（平成27年3月）の策定から間もなく、また、その中では、地方版総合戦略の策定に必要とされている長期間の人口推計（地方人口ビジョン）は実施していない状況であった。そのため、改めて人口の現状及び50年という長期的な将来の見通しを示す「千代田区人口ビジョン」を策定し、基本計画とは別に地方版総合戦略を策定することとした。一方で、ちよだみらいプロジェクトと一体的に進めていく必要性もあることから、計画期間については、ちよだみらいプロジェクトの見直し時期も含めた計画期間と整合性を図り、平成27年からの5年間とした。加えて、ちよだみらいプロジェクトに掲げた施策を着実かつ効果的に実施する観点に立ち、地方創生に関連する施策に焦点をあて、3つの基本目標や施策の基本的方向・具体的な施策を掲げることとし、平成28年3月に「千代田



区まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「27千代田区総合戦略」という。)を策定した。以下はその基本的な考え方を示したものである。

#### 《基本的な考え方》(「27千代田区総合戦略」より抜粋)

今後5年間における区の課題は、人口増加を見据えた行政サービスの充実であり、人口減少等を背景とする様々な課題解決のために地方創生を進める国とは異なる点もある。一方で、国のめざすべき将来の方向性として掲げられた「将来にわたって活力ある日本社会を維持する」ことは重要な視点であり、その実現には東京、区の貢献が不可欠である。区も「地方」の一つであり、区を含めた地方全体が活力を高めることができるよう、区として積極的に取り組んでいく。

「総合戦略」は、区の実情・特徴を踏まえたものとするため、次の三点の現状認識からアプローチする。

第一に、今後しばらく続く人口増加傾向の要因は、子育て世帯(世代)の流入等の社会増であり、区民の子育て支援に対するニーズは高い。また、就労形態が多様化する中、仕事と家庭の両立が難しいという声も多い。

第二に、区民人口の8割以上がマンション等集合住宅に居住しており、子育て世帯や高齢者世帯、単独世帯が増加している中、マンション内コミュニティや地域とのつながりが希薄になっている。

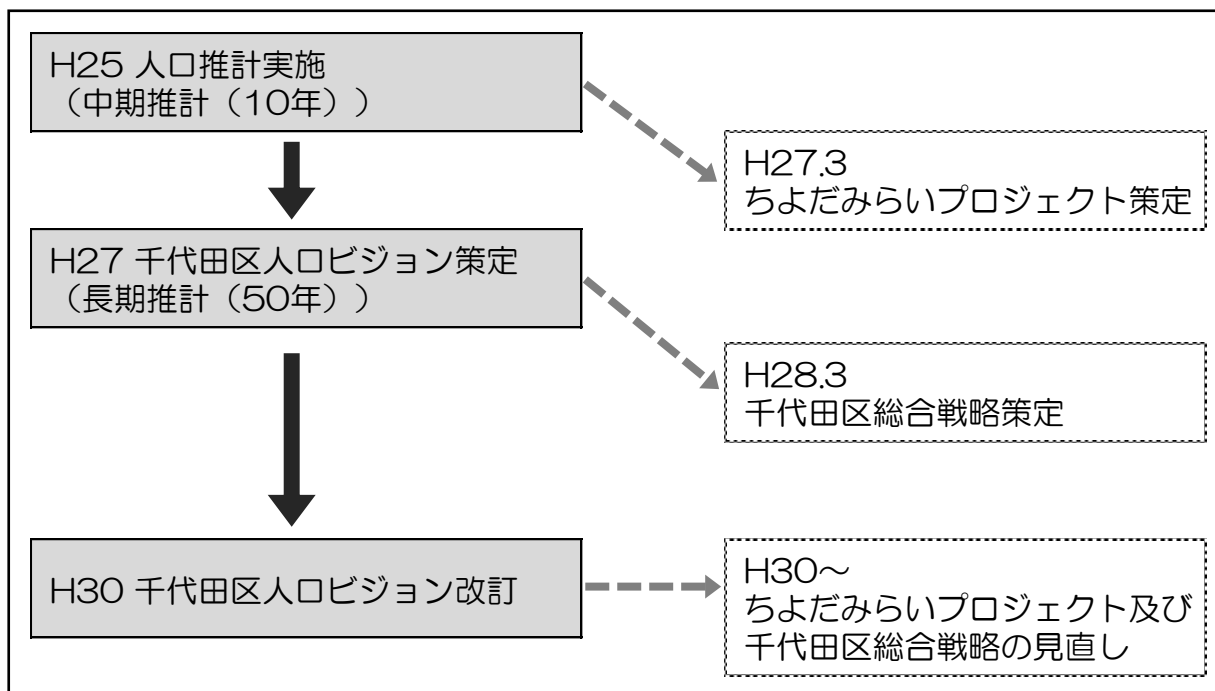
第三に、区は、エネルギーや食料など、経済活動、生活全般にわたって地方に支えられて成り立っており、地方との共存・共栄が求められている。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、国内外に開かれた魅力と活力のあるまちをめざしている。

### (3) 人口ビジョンの改訂

平成30年度、国勢調査等の最新数値が更新されたことを踏まえ、人口推計を実施し、「千代田区人口ビジョン」(50年間の推計)を改訂(更新)した。

本報告書第2章において、今回更新した千代田区人口ビジョンとちよだみらいプロジェクト策定時の人口推計との比較に触れているが、ここでは、更新前後の千代田区人口ビジョンを比較し、分析する。

図表(1) 区における人口推計実施の経緯等



### ①千代田区の人口動向

国勢調査をみると、区では平成初期まで長期的に人口減少が続いていたが、都心への人口回帰に伴い、平成7（1995）年を境に人口増に転じている。住民基本台帳人口を用いて、この人口増の要因を分析すると、自然増（出生・死亡）ではなく、主として社会増（転出入）が大きな要因となっている。なお、ここ10年間の転出入数をみると、平成26（2014）年をピークに転入超過の勢いは鈍化しているものの、平成29年度においても約1,300人と転入超過が続いている状況である。また、世代別にみても20～30代を中心にほぼすべての年代で転入超過となっているが、60歳代は転出超過の傾向がみられる。

出生の動向をみると、区の出生数は近年増加傾向にあり、合計特殊出生率も平成24（2012）年、平成26（2014）年に大きく上昇しており、その後も東京都及び特別区と同等以上の水準を確保している。

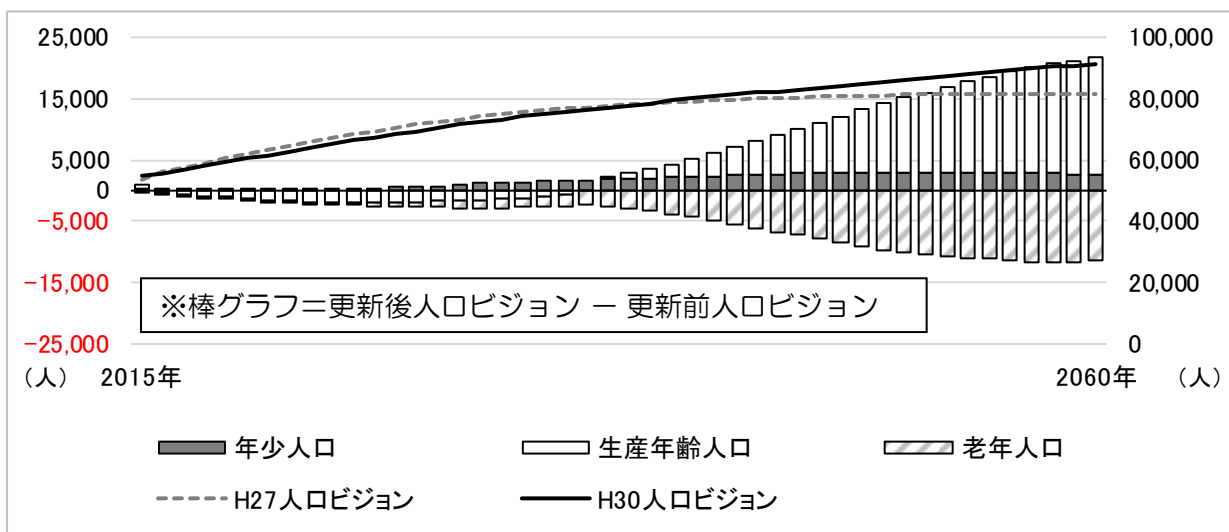
### ②将来推計人口

平成27（2015）年に54,556人（国勢調査人口、日本人のみ）であった人口は、今回の推計では2065年には約93,000人に増加する見込みとなった。更新前と比較すると、大きな傾向（増加傾向）は変わらないが、2030年代までの人口増加が緩やかになったこと、2039年には更新前を上回り、推計を行った2065年まで増加が続く点が異なった。また、年齢3区分別人口の推計においても大きな傾向（いずれも増加傾向）は変わらないものの、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65

歳以上)の区分で更新前と若干の差異が見られた。

また、区における少子高齢化の今後の推移を捉えるため、年齢3区分別の構成比率を確認すると、年少人口は中期的には上昇するものの、長期的には現在と同程度となる。老年人口の構成比率は2065年に21.1%に達するとされており、引き続き増加傾向にある。このことから、長期的にみれば、更新前よりは減速するものの、少子高齢化は進んでいく結果となったといえる。さらに、世帯別の推計結果をみると、高齢単独世帯の増加傾向は更新前と比べて強まり、2065年には約7,300世帯(全高齢者世帯のうち約60.7%)となることが予想されている。

図表(2) H30人口ビジョン・H27人口ビジョン比較



### ③人口ビジョンを踏まえた現状認識

転入超過の勢いは鈍化しているものの、子育て世代である20~30代の転入超過が引き続き顕著であり、子育て支援に対するニーズは変わらず高く推移することが予想される。また、高齢単独世帯が増加傾向にあることやマンション等集合住宅に居住している区民割合が約9割に増加していることなどから、マンション内コミュニティの醸成や地域との共存関係の構築がますます重要となる。これらを踏まえ、人口動向及び将来人口の数値に多少の変化はあるものの、「27千代田区総合戦略」の基本的な考え方で示している現状認識と比べ、取り組む方向性について大きな変化は見られないことがわかる。

※人口動向及び将来人口推計をまとめた「千代田区人口ビジョン(平成30年度)」はP189参照

#### (4) 次期千代田区総合戦略について

ちよだみらいプロジェクトの見直しにあたっては、最新の長期的な人口推計なども踏まえたほか、令和元年度が計画期間の最終年である「27千代田区総合戦略」についても、設定した取組みやKPI（重要業績評価指標）の実績なども含め、振り返りを行った。その結果、ちよだみらいプロジェクトの施策の一部で新たな取組みの視点がある場合や進捗状況の確認を補足するデータがある場合には、本報告書でその内容を示している。

以上の経緯や地方創生の趣旨を踏まえ、見直し後のちよだみらいプロジェクトを令和2年度からの区の地方版総合戦略とみなすものとし、「27千代田区総合戦略」に定める基本目標を、次期千代田区総合戦略では「地方創生に向けた基本方針」として位置付ける。

なお、令和元年12月に国で策定された第2期の「まち・ひと・しごと総合戦略」では、多様な人材の活躍を推進することや地方創生SDGs、Society5.0など新たな視点がいくつか掲げられた。これらの視点は、特定の分野に焦点をあてるだけでなく、各施策を横断的に進めることが必要であり、区においても基本方針に直接関連するかどうかにかかわらず、地方創生の実現に向け、全ての施策を総合的に実施していく。

# 千代田区まち・ひと・しごと創生総合戦略の取扱い

## 基本方針

- 1 **若い世代の出産・子育ての希望をかなえるとともに、安心して働けるようにする**
  - 誰もが等しく受けることができる保育環境を整える
  - 安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進める
  - 働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場をめざすとともに、一人ひとりの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する
  - 保育・福祉施設等の人材確保・定着を支援する
- 2 **豊かな地域コミュニティが息づくまちづくりを進める**
  - 地域力の向上を支援する
  - 多様な人々が安心して居住できる住まい・住環境づくりに取り組む
  - 高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援する
  - みんなで助けあう減災のまちづくりを進める
- 3 **地方との連携を推進し、区の魅力と活力を高め発信する**
  - 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高める
  - 中小企業や商工業の活性化を支援する
  - 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組む

## 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

## 地方版総合戦略策定の必要項目対応表

必要項目等	対応
総合戦略の対象分野 （基本方針）	27千代田区総合戦略の基本目標を、上記のとおり3つの基本方針に位置付け
総合戦略の基本目標 （法定）	ちよだみらいプロジェクトの「施策の目標（一部）」 （具体的な対応は次ページ参照）
講ずべき施策に関する基本的方向（法定）	ちよだみらいプロジェクトの「施策の目標（一部）」の 「課題解決の方向性」
基本目標の数値目標	ちよだみらいプロジェクトで設定している指標
KPI	上記指標＋補完データ（P24参照）

図表(3) 総合戦略の方針に関連するちよだみらいプロジェクトの施策の目標

ちよだみらいプロジェクトの施策の目標	総合戦略の方針		
	1	2	3
1 地域ごとのまちづくりのルールをつくります			
2 多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます		●	
3 だれもが移動しやすい環境の整備を進めます			
4 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます			
5 みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます		●	
6 建物の耐震化を促進します			
7 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします			
8 地域ごとの特性を踏まえた景観を守り育て、千代田区の魅力を高めます			
9 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます			●
10 中小企業や商工業の活性化を支援します			●
11 消費生活にかかる相談、支援を充実します			
12 地球に優しい環境づくりを進めます			
13 資源循環型都市をめざします			
14 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します			
15 一人ひとりの健康づくりを支援します			
16 安心して医療が受けられるしくみづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます		●	
17 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します	●	●	
18 認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します	●		
19 高齢者が、地域で生きがいを持ち、活動的に生活できるよう支援します		●	
20 障害があっても暮らしやすい地域をめざします	●		
21 障害者の就労を支援します			
22 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます【施策34に再掲】	●		
23 安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます	●		
24 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します			
25 他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます			
26 グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます			
27 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます	●		
28 区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます			●
29 豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます			●
30 地域力の向上を支援します		●	
31 マンション内コミュニティの醸成を支援します		●	
32 男女共同参画社会の実現をめざします	●		
33 人権侵害のない社会をめざします			
34 【施策22の再掲のため省略】	●		
35 国際交流・協力や平和活動を推進します			
36 区民の参画・協働と開かれた区政を実現します			
37 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します			

平成30年度・令和元年度

基本計画見直し及び施策評価  
実施報告書

令和2年3月

編集・発行 千代田区政策経営部企画課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

TEL 03-3264-2111 (代表)

TEL 03-5211-4140 (直通)

有償刊行物登録番号

02-02

